

令和元年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

令和元年5月24日（開会）

令和元年6月28日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和元年第二回定例会会議録

(令和元年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（5月24日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 33 号～議案第 39 号 一括上程	7
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 40 号・議案第 41 号 一括上程	13
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 議案第 42 号 上程	14
説明	
1. 議案第 43 号 上程	23
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 陳情第 1 号 上程	24
総務文教委員会付託	
1. 日程報告	24
1. 散 会	24

第 2 号（6月4日）（火曜日）

1. 開 議	26
1. 諸般の報告	26
1. 令和元年度施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第 1 号）案に対する 総括質疑・一般質問	26
川越 信男 議員	26
1 たるみず元気プロジェクトについて	
（1）健康チェック参加申込み状況について	
（2）本年度の参加申込み者の想定について	
（3）健康チェックの昨年度との改善点について	
2 国民体育大会の開催について	
（1）これまでの取組について	
（2）リハーサル大会について	

(3) 開催に係る経済効果等について	
(4) 国体終了後の取組について	
3 新庁舎整備事業について	
(1) 基本設計案の公表について	
(2) 市民の理解を得ることについて	
堀内 貴志 議員	33
1 垂水市の活性化対策と観光振興について	
(1) 県予算にある魅力ある観光地づくり事業の中の「しおかぜ街道事業」 とは	
(2) 垂水フェリー乗り場を利用する誘客の在り方について	
(3) 「道の駅たるみずはまびら」までの遊歩道の整備はできないのか	
2 庁舎建設場所に対する不安点の解消に向けた取組状況について	
(1) 市民の理解を得るための取組について	
(2) 5月10日発生した震度4の地震について	
(3) 建設場所の安全性と建設規模の再確認について	
(4) 建設場所を変更した場合のリスクについて	
(5) 庁舎建設場所付近の排水対策について	
3 通学路の安全対策について	
(1) 通学路の安全確保に向けた取組状況について	
(2) 「子ども110番の家」の活用状況について	
(3) 道路の危険箇所の整備、特に横断歩道の表示や交差点の停止線の再 点検をする必要性について	
梅木 勇 議員	46
1 市道の改良について	
(1) 内ノ野線、元垂水原田線のこれまでの工事概要について	
ア 今後の計画について	
イ 工事区間の関係者に工事概要の事前説明を	
ウ 工事は複数工区に分けて	
2 治山対策について	
(1) 台風災害等による山崩れの対応は	
(2) 急傾斜地崩壊危険箇所に対する整備要望の対応は	
3 錦江町の排水について	
(1) 現状をどのように認識しているか	
(2) 垂水9号線の測量設計業務委託について	

4 固定資産家屋全棟調査について	
(1) 調査の必要性について	
(2) 調査内容について	
(3) 空き家調査の内容は	
新原 勇 議員.....	5 4
1 プレミアム商品券発行補助事業について	
(1) どのような手順でいつ誰がどのように販売するのか	
(2) 対象人数はどのくらいなのか	
2 垂水高校振興対策について	
(1) 垂水高等学校振興対策協議会の内訳は	
ア エアコン設置について平成31年第1回定例会で質問があったが、	
その後どうなったのか	
イ 垂水高校存続のためにも必要なのでは	
ウ 今年の夏をどうするのか	
3 垂水中央運動公園改修事業について	
(1) 児童広場の改修工事に中高年用の「健康遊具」の設置。併せて、他	
公園にも中高年用の「健康遊具」の設置	
4 元垂水原田線の市道について	
(1) 元垂水原田線の進捗状況は	
(2) 計画年表を作成し、振興会長と共有してもらいたい	
5 新庁舎建設について	
(1) 旧フェリー跡地の買い戻し金額と違約金額を示せ	
(2) ボーリング調査の結果報告はいつになるのか	
(3) 根強い市民の不安や安心・安全は払拭できるのか	
(4) 埼玉県蕨市（わらびし）のようにコンパクトな庁舎は目指さないの	
か	
6 市職員のリーダー育成研修参加について	
(1) 仕事のスキルは当然だが、職員自体のリーダー育成はどのように考	
えているか。かごしま青年塾等を活用してはどうか	
持留 良一 議員.....	6 2
1 市長の政治姿勢の在り方	
～大事なことは住民の参加（住民投票・市民アンケートの必要性）で、	
主権者自ら意思を表明する機会の保障を	
(1) 住民投票について	

ア 住民投票についての考え方は

(2) 新庁舎の位置問題と「法」が求めていることについて

ア 地方自治法第4条第1項及び第2項との関係と「法」が求めていることをどのように理解し、対応してきたか

イ 前回の質問の回答は、「建設の財源の見通しも立たない時期に制定するのは適当でない。」とのことであったが、説明会等では、「財源の見通し」は説明している。もう、阻む「壁」はない。であれば、早期に条例案を提出するのが、市長の市民への責務である

2 林業の活性化を

～森林を維持し、循環させよう（公益的機能や活性化）

(1) 森林管理法の「問題点」の認識について

ア 所有者の権利侵害にならないか

イ 森林を荒廃させかねない問題はないか

ウ 自治体の責務と負担は、専門職員の検討及び配置は（国は地域林政アドバイザーを嘱託職員で配置との方針）

(2) 森林の環境保全や水源機能など公益的な役割が発揮できるように持続可能な林業への考え方、政策はあるのか（施政方針～豊かな自然の恵みを次世代へ受け継ぐまち）

(3) 伐採及び伐採後の対応と植栽・再造林へ管理及び責任の在り方について

ア 盗伐・違法伐採はあるか

イ 曾於市は、厳格な伐採届を作成。本市との違いと今後の在り方、責任が問われていくと考えるが、どのように検討していくか

3 非正規職員の地位・待遇改善を

～公共サービスの拡充と向上のため

地方公務員法及び自治法の一部改正に関する要求と臨時・非正規職員の処遇改善について（附帯決議の履行と法改正の趣旨である「適正な勤務条件の確保」に基づいて処遇改善を）

(1) 臨時・非正規職員の实態調査は、当該職員が実際に担っている職務を正確に把握できる調査になったか。臨時・非正規職員の仕事の多くは、本来は正規が担う仕事である。正規職員（任期付職員含）への活用・検討はどのようにされたのか

(2) 非正規職員の任用替えをきっかけとした雇止めや労働条件の引き下

- げは行わないこと（不利益が生じないよう適正な勤務条件の確保を）
- (3) 法改正の趣旨に基づき、非正規職員の育児・介護休業制度の周知徹底（条例化）と臨時職員の育休や病休など休暇等の制度化の検討を（「法」の実施前でも）
 - (4) 「空白期間」問題は、国も「再度の任用の際に、『空白』の設定を求める根拠はない」と説明している。どのように対応していくのか。学校給食センターの調理員（8月が一部空白になる）の処遇・身分は保障すべきだが、どのように対応していく考えか
 - (5) フルタイム会計年度任用職員制度への移行により、新たな財源の確保が必要と考えるが対応は
- 4 災害に強い都市基盤の整備（総合計画～（7）防災、防犯、消防力の充実に）について
- 目指す姿「災害に強い垂水市づくりと安心して日常生活を送ることができています」の課題と対応・対策について
- (1) 危険箇所の把握と防災・減災の取組は
 - (2) 田上地域の問題への対応

市長は「必要に応じて新たにつくるということも大事であり、そこを踏まえて検討したい」と回答されていたが、総合計画の「目指す姿」にどう近づけていくのか。住民の安全を確保するためにも責任が問われているのではないか。どのように調査・検討されたのか
 - (3) 被災者生活再建支援へ向けての支援策の検討・充実を

半壊・一部破損・床上浸水への独自支援策の検討を。「被災者生活再建支援法」が適用された場合でも
- 池山 節夫 議員 7 6
- 1 6次産業化の推進と観光振興について
 - (1) 農・畜・水産物の6次産業化について
 - (2) 「道の駅たるみずはまびら」における加工場について
 - (3) インバウンドについて
 - 2 改正子ども・子育て支援法について
 - (1) 幼保無償化の影響について
 - 3 森林環境譲与税について
 - (1) 豊かな森林づくりについて
 - (2) 多様な仕組みづくりについて
- 森 武一 議員 8 4

- 1 選挙事務について
 - (1) 選挙事務の合理化の可能性について
 - (2) 期日前投票所の巡回による設置について
- 2 梅雨を前にした災害対策について
 - (1) 境川の砂防工事の現状と警戒体制の強化について
 - (2) 高野地区への道路工事の現状と災害時の代替道路整備について
 - (3) 高野地区の災害時の急患搬送手段の確保について
- 3 新庁舎建設について
 - (1) 耐震診断・耐震補強及び長寿命化の可能性調査の有無（公共施設等総合管理計画との関係）について
 - ア 敷地面積10,000㎡の算定について
 - (2) 基本計画における候補地選定評価の妥当性について
 - ア 浸水想定地域への移転（市町村役場機能緊急保全事業の本旨との関係）について
 - イ 鹿児島県の津波浸水想定の留意に関する本市の評価について
 - (3) 地方自治法第4条第1項に関する議案提出について
 - (4) 新庁舎建設に伴う住民サービスへの影響について
 - ア 公共施設等総合管理計画に与える影響及び整合性・目標達成への道のり
 - イ 公共施設等総合管理計画を基にした後年度への影響
 - (5) 新庁舎建設計画の規模について
 - ア 人口が継続的に減る本市において、新庁舎建設が将来の財政に与える影響について
 - (6) 計画の再検討について

1. 日程報告	97
1. 散 会	97

第3号（6月5日）（水曜日）

1. 開 議	100
1. 令和元年度施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）案に対する 総括質疑・一般質問	100
池田 みすず 議員	100
1 子育て支援策について <ol style="list-style-type: none"> (1) 小児科について 	

- ア 垂水中央病院や個人病院における小児科開設の可能性について
 - イ 小児科相談アプリの開設について
 - (2) 病児・病後保育児に対する支援策について
 - ア 市外2医療機関の過去5年間の利用件数と開設に向けた課題について
 - イ 今後の取組について
 - (3) 児童クラブについて
 - ア 市内の児童クラブの設置及び利用状況について
 - イ 未設置地区への児童クラブ設置について
 - 2 福祉の充実策について
 - (1) 高齢者への温泉入浴券補助と敬老パス補助について
 - ア 温泉入浴券と敬老パスの補助の検討状況について
 - イ 課題は
 - ウ 早期実施に向けて
 - (2) 発達障がい児への支援について
 - ア 発達障がい児への支援の取組状況について
 - イ 学校における対応について
 - ウ 制度の充実について
- 感王寺 耕造 議員…………… 1 0 7
- 1 市道・農道の整備について
 - (1) 公共施設等総合管理計画では、1年当たり平均更新費用を3億9,000万円と計画されているが、当初予算1億6,060万円、今回の補正では、1億円しか計上されていない。市民要望に応えられる予算なのか
 - (2) 当初予算1,000万円、今回の補正では、僅か400万円しか計上されていない。市民要望に応えられる予算なのか
 - 2 市営住宅の長寿命化について
 - (1) 公共施設等総合管理計画では、計画的な点検や修繕等により予防保全型維持管理を実施するとなっているが、計画の具体的な内容と進捗状況は
 - (2) 新城大浜団地は築23年になるが、新築後すぐ入居した世帯については、畳表替えすら行っていない事例もある。内装等調度品の更新時期についての取扱要綱はどうなっているのか
 - 3 垂水市社会福祉協議会について

- (1) 現在、400万円の補助金を出している。増額すべきと考えるが見解は
- (2) 所得の少ない世帯に、垂水市社会福祉協議会更生資金・県社会福祉協議会の生活福祉資金制度があるが、ハードルが高く、なかなか借りられない状況である。市が担保し、借入がしやすいような制度は、できないのか
- 4 農業振興について（道の駅も含む）
 - (1) 有機農業・高齢世帯少量多品目の生産農家と単作の専業農家とに区分し、施策をすべきでは
 - (2) 新規就農についての意見交換会の場を
 - (3) 両道の駅の農産物の品揃えを拡大・充実する施策と集荷体制の確立の考えは
 - (4) 法人化にあたっての支援体制の現状は
 - (5) 法人化にあたっての就労補助金の創設等の考えは
- 5 通学費補助について
 - (1) 市在住高校生全てに通学費補助を拡大するのが、行政の公平性であると考え、市長の考えは
- 北方 貞明 議員 1 2 0
 - 1 施政方針と予算について
 - (1) 市道道路改良事業費（1億円）はどこなのか。垂水中央運動公園改修事業費は、野球場は含まれていないのか
 - 2 消防広域合併について
 - (1) 休眠状態である合併は、本市の現状を考えると解散、離脱、どちらの方法を選択されるのか
 - 3 人間ドックについて
 - (1) 国民健康保険での垂水中央病院での利用状況について
 - 4 新庁舎問題について
 - (1) 市民との対話を実施中であるが、市民団体の反対運動もあり、市民の理解は得られていないと思うが
- 川畑 三郎 議員 1 3 2
 - 1 防災対策について
 - (1) 梅雨、台風等における防災対策は
 - (2) 災害時の情報、伝達について
 - (3) 防災倉庫・避難所の保存食等について

(4) 桜島防災訓練について	
2 農道、市道、河川の整備について	
(1) 事業の状況について	
3 漁業振興について	
(1) カンパチ・ブリの種苗の状況は	
(2) 今年度のもじゃこ漁について	
(3) 輸出販路拡大支援事業について	
4 観光振興について	
(1) 教育旅行支援事業について	
5 教育行政について	
(1) 鹿児島国体への準備は	
(2) 青少年海外派遣事業について	
6 新庁舎建設について	
(1) 新庁舎建設基本計画の内容について	
1. 日程報告	1 4 4
1. 散 会	1 4 4

第4号（6月28日）（金曜日）

1. 開 議	1 4 6
1. 発言の取り消しについて	1 4 6
1. 諸般の報告	1 4 6
1. 議案第33号～議案第43号・陳情第1号 一括上程	1 4 6
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	1 5 1
1. 議案第44号・議案第45号 一括上程	1 5 2
公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
陳情第2号上程	1 5 3
1. 閉 会	1 5 3

令和元年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
5 ・ 2 4	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
5 ・ 2 5	土	休 会	
5 ・ 2 6	日	〃	
5 ・ 2 7	月	〃	
5 ・ 2 8	火	〃	(質問通告期限：正午)
5 ・ 2 9	水	〃	
5 ・ 3 0	木	〃	
5 ・ 3 1	金	〃	
6 ・ 1	土	〃	
6 ・ 2	日	〃	
6 ・ 3	月	〃	
6 ・ 4	火	本会議	施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）案に対する総括質疑・一般質問
6 ・ 5	水	本会議	施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）案に対する総括質疑・一般質問
		委員会	国道整備促進特別委員会
6 ・ 6	木	休 会	産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 7	金	〃	総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 8	土	〃	
6 ・ 9	日	〃	
6 ・ 1 0	月	〃	
6 ・ 1 1	火	〃	
6 ・ 1 2	水	〃	
6 ・ 1 3	木	〃	委員会 予算特別委員会 (令和元年度一般会計補正予算審査)
6 ・ 1 4	金	〃	委員会 予算特別委員会 (令和元年度一般会計補正予算審査)
6 ・ 1 5	土	〃	
6 ・ 1 6	日	〃	
6 ・ 1 7	月	〃	委員会 予算特別委員会 (令和元年度一般会計補正予算審査)【予備日】
6 ・ 1 8	火	〃	
6 ・ 1 9	水	〃	

月 日	曜	種 別	内 容
6・20	木	休 会 委員会	予算特別委員会(令和元年度一般会計補正予算案総括質疑)
6・21	金	〃	
6・22	土	〃	
6・23	日	〃	
6・24	月	〃	
6・25	火	〃	
6・26	水	〃	
6・27	木	〃 委員会	議会運営委員会
6・28	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 議案第33号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案
 議案第34号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
 議案第35号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案
 議案第36号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案
 議案第37号 垂水市漁港管理条例の一部を改正する条例 案
 議案第38号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案
 議案第39号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案
 議案第40号 消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理等に関する条例 案
 議案第41号 消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理等に関する条例 案
 議案第42号 令和元年度垂水市一般会計補正予算(第1号) 案
 議案第43号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第1号) 案
 議案第44号 平成30年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
 議案第45号 平成30年度垂水市病院事業会計決算の認定について
 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

陳 情

- 陳情第 1号 新庁舎建設についての「市民アンケート」の実施を求める陳情書
 陳情第 2号 新庁舎建設の早期着工を求める陳情書

令和元年第2回定例会

会 議 録

第1日 令和元年5月24日

本会議第1号（5月24日）（金曜）

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
2番	森 武一	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎
8番	感王寺 耕造		

欠席議員 1名

3番 前田 隆

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年5月24日午前10時開会

△開 会

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（篠原静則） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において森武一議員、徳留邦治議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る17日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から6月28日までの36日間とすることに意見の一致を見ております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月28日までの36日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成31年2月から4月分までの出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願

います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 3月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について報告をいたします。

本年4月1日付の職員人事異動に併せて、令和2年に開催されます第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の開催に向け、国体推進課を新設いたしました。垂水市環境センターの2階に執務室を設けて、課長以下6名の職員を配置いたしました。

本年12月に開催されます全日本フェンシング選手権大会や来年の国体の開催に向け、大会の企画・運営や広報活動、宿泊計画や輸送計画など、選手が実力を十分に発揮できるよう環境整備に努めてまいります。

次に、安心・安全なまちづくりのための対策として毎年、梅雨や台風など本格的な雨の季節を前に、災害危険箇所の状況を把握する防災点検を5月7日に、市役所・消防職員や自衛隊など関係機関の防災担当者が参加して行いました。

本年度は、大雨で土石流の被害を受けた深港川ほか、災害復旧箇所の工事進捗状況の確認、鹿児島県が新たに設置した簡易水位計や、道の駅たるみずはまびらの情報提供・防災機能施設などの視察を行い、関係者と情報共有を図ったところでございます。

なお、平成28年、台風16号により被災しました箇所のうち、中洲橋と内ノ野5号線の2箇所の完成を残すのみとなっておりますけれども、3月議会終了後、内ノ野5号線が完了し、現在は安全に通行できるようになったところでございます。中洲橋につきましては、本年12月中の完成を目標に取り組んでいるところでございます。

今後とも災害に備え、引き続き国や県と連携しながら、防災事業や急傾斜事業、砂防事業の推進を図ってまいります。

次に、垂水市制施行60周年記念事業の一環として、たるみず飛龍太鼓保存会の主催で、たるみず飛龍太鼓保存会30周年記念公演「鼓響」が3月3日に文化会館において開催をされました。垂水市内はもとより、市外からの団体も含めて6団体による太鼓等の競演がなされ、入場者、出演者を含めて約650名の参加があり、大いに盛り上がりました。

次に、企画政策課所管事項について報告いたします。

道の駅たるみずはまびらでございますが、本年4月27日から5月6日までの10連休は各種イベントが開催されたこともあり、約5万6,000人もの来場者で賑わいました。

また、5月1日には、道の駅に併設するマリパークたるみずが、多くの関係者のご協力によりオープンしたところでございます。

さらに、5月6日には、魚の直売所や精肉加工場を備えた民間販売施設の建設工事が着工されましたので、これまで以上に道の駅たるみずはまびらを中心とした周辺地域の活性化に繋がるように、引き続き官民の連携を図りながら、本事業の目的であります交流人口の増加と雇用創出の実現に取り組んでまいります。

次に、地域振興でございますが、昨年度、松ヶ崎地区と柗原地区で地域振興計画の中間見直し版が策定されましたことから、事業実施に当たり、国庫補助金の申請を行ってございました過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業につきましては、地元選出の衆議院議員、森山先生をはじめ、関係各位の特段のご尽力を賜り、平成31年4月24日付で交付に係る内示をいただき、近々交付決定がなされる見込みであります。

今議会に当該事業に係ります補正予算を上程しておりますので、ご承認をいただきましたら、両地区の関係者の皆様方と連携をし、地域振興の具現化を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさと応援寄附金でございますが、

平成29年10月から、国からの通知に基づき、返礼割合3割以下へ見直しを行った結果、返礼割合が3割を超える自治体との競争などもありまして、平成30年度の寄附は2万8,239件、約5億8,584万円の寄附に留まったところでございます。

本年6月以降は返礼割合が法律で規制されますことから、他自治体も同じ条件下でふるさと納税を募ることになります。今後ともPR戦略の拡充に努めるとともに、今年度は特に返礼品提供事業者と連携を図り、地元特産品によるセット商品の開発等、魅力ある返礼品の開発に取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設関連事業でございますが、市民の皆様の意見を基本設計に反映させるために場づくりワークショップを3月23日、3月30日、4月6日の3回開催をし、延べ52名の参加をいただきました。

また、市民の皆様に対して、事業に対する理解促進や疑問解消に向けた取り組みである車座座談会についても、現在まで10件のお問い合わせや日程調整を行っており、本日まで5回開催をさせていただいているところでございます。

なお、基本設計案でございますが、市民のご意見をより多く反映した形で取り組んでほしいとの声が多いことから、引き続き車座座談会などの取り組みを通して市民の皆様のご要望を十分お聞きした上で策定したいと考えておりますので、基本設計案の公表はもうしばらくお時間をいただきたいと思います。

次に、農業委員会関係についてでございますが、平成31年度より農地法事務が鹿児島県から垂水市に権限移譲をされました。移譲事務の内容は農地転用の許可等でございます。農地から農地以外の地目に変更する場合、これまでは鹿児島県が許可を行っていましたが、今後は垂水市が許可をすることとなります。

この権限移譲に伴い、3月に事務局職員及び

農業委員並びに農地利用最適化推進委員に対し、鹿児島県から講師を派遣していただき、農地転用についての説明会を開催していただいたところでございます。今後も迅速・的確な事務処理に努めてまいります。

次に、水産振興の取り組みといたしまして、3月27日・28日に香港大手飲食チェーン店の関係者を本市に招き、カンパチを中心とした特産品をPRし、輸出に向けた販路拡大を図るための取り組みを行いました。

続きまして、4月末からの大型連休における主な観光事業、観光拠点の状況を報告いたします。

本市におきましては、道の駅たるみず14周年創業祭、高峠春のつつじ祭り、第6回2019花と温泉と溪谷のまちたるみずジュニオールスーパーリーグ in 鹿児島、垂水カンパチ祭りの4つのイベントを「たるみず春フェスタ」と位置付けまして、観光地を繋ぐスタンプラリーを行うなど、本市の観光振興並びに交流人口の増加に向けて取り組んだところでございます。

まず、高峠つつじヶ丘公園につきましては、4月下旬に見頃を迎え、5月6日までの期間、約6,900人の来園者で賑わいました。ことしは例年と比べて開花期間が長く、天候にも恵まれ、また祭り期間中は大野原地区の皆様が物産販売やおもてなしをされ、多くのお客様に喜んでいただきました。

第6回2019花と温泉と溪谷のまちたるみずジュニオールスーパーリーグ in 鹿児島におきましては、県内外から8チームの参加があり、延べ滞在人数は764人でございます。森の駅たるみずにおきましては、マス釣り体験などが行われ、期間中約3,300人の来場がありました。

また、本市の観光拠点であります道の駅たるみずにおきましては、4月21日に14周年創業祭が開催され、特産品等の試食直売会やご当地アイドルのステージショーなどがあり、大盛況で

ありました。なお、大型連休期間中は、県内外より約5万6,000人の来場者がありました。

次に、水産関係でございますが、垂水市漁協主催により第19回垂水カンパチ祭りは、5月3日・4日の2日間開催をされました。今回は垂水の食を発信するイベント、垂水フードフェスティバルが実施され、約6,000食が完売したところでございます。

恒例となりました、カンパチのつかみ取りや一本釣り、餌やり体験等のイベントに加え、加工品等の販売や、垂水高校生の女子生徒で構成された鹿児島フィッシュガールによるカンパチ解体ショーも実施されました。県内外から家族連れをはじめ、約2万人の来場者があり大盛況であったとでございます。

次に、3月から5月の教育旅行では、インドネシアから2校49人、香港から1校46人、国内では3校396人の生徒さんに本市を訪れていただきました。今後もより一層、誘致活動等を積極的に行い、イベントやスポーツ合宿、教育旅行において多くの皆様が本市を訪れていただけるよう取り組んでまいります。

次に、学校教育関係でございますが、中学生を対象とする「夢の実現！学びの教室」が4月末からスタートいたしました。今年度は中学校1年生、31人が参加し、8人の講師の指導のもと学習に取り組んでいます。また、小学校4校と垂水中央中学校の合わせて5校に12人の特別支援教育支援員を配置し、学習面や生活面で支援を必要とする子供たちに、きめ細やかな対応をしていただいているところでございます。

次に、社会教育関係でございますが、5月19日には市民館において、市民の皆様の方の生涯にわたっての学習を推進するために、生涯学習オープニングフェアを開催いたしました。

内容といたしましては、前年度の講座の中から3団体が学習の成果を発表され、また開設する15講座の内容や講師の紹介などが行われまし

た。当日は、昨年度を上回る市民講座生320名の参加があり、本年度も市民の皆様が生涯を通して豊かな生活を営んでいただける学習環境を整えることができたと考えております。

次に、新聞紙上でも報道されましたが、去る5月20日付で、お長屋を有する垂水市をはじめとして、武家屋敷群のある県内9市と鹿児島県が合同で申請いたしておりました「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」と題した文化財群が、このたび日本遺産に認定されました。

この日本遺産とは、令和2年度の東京オリンピック・パラリンピックに合わせて、海外からの観光客を各地域に呼び込む受け皿として、文化庁が観光庁などと連携して平成27年度から認定しているもので、今後は構成自治体による協議会を中心として様々な事業が展開されていくということになります。

本市におきましても、この機会を捉え、地域の歴史的魅力や特色を国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、出張用務につきましては、5月14日から宮崎県都城市で開催されました九州市長会では、各種議案の審議と災害時相互支援体制についての協議を行ってまいりました。昨年協議された災害時に県内外の相互支援を行うことに加えまして、災害復旧事業の工事期間を実情に応じて延長することや、専門家の派遣等の支援について協議がなされたところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第33号～議案第39号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第4、議案第33号から日程第10、議案第39号までの議案7件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第33号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第34号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第35号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第36号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案

議案第37号 垂水市漁港管理条例の一部を改正する条例 案

議案第38号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

議案第39号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○福祉課長（高田 総） おはようございます。

議案第33号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この議案は、平成29年及び平成30年の地方分権改革に関する提案募集において災害援護資金の貸付制度について、その貸付利率を引き下げることが可能とする制度改正を行うべきとの提案があったことから、市町村の判断に基づき、被災者ニーズに応じた貸付を実施できるよう、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び同法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

条例第14条は、災害援護資金の保証人及び利率について定めているところであり、現行においては据置期間経過後の利率を3%と規定して

おりましたが、改正案では第1項において、貸付を受ける際、保証人を立てることができる旨を、第2項においては、その利率を保証人がある場合は無利子に、保証人がない場合は年1%とする旨を、第3項においては、保証人の責務及び保証債務を規定したところでございます。

条例第15条は、災害援護資金の償還等について定めているところであり、改正案では、第1項において、月賦償還を追加するもの、第3項において、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条の保証人の規定が削除されたことから、保証人を削除し、その条文を繰り上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この議案は、国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

この家庭的保育事業等とは、原則として0歳から3歳未満の幼児を対象とし、保育者の居宅等で少人数を対象に家庭的保育のもと、きめ細やかな保育を行うことを目的とするものでございます。

現在のところ、家庭的保育事業等は本市にはございませんが、児童福祉法において国の定める基準に従い条例を定めるものと規定されておりますことから、今回改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

なお、文言等の修正につきましては、省略させていただきます。

1ページをお願いします。

第6条は、家庭的保育事業等における保育所等との連携について定めており、第1項第3号は、卒園後の受け皿として連携施設を確保し、引き続き教育または保育を提供するように定めているところでございますが、第4項において、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿を提供する連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、連携施設の確保を不要とすることを加えようとするものでございます。

また、この場合において、第5項で、家庭的保育事業者等は利用者定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費の支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認める者を卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行うものとして適切に確保しなければならないことを加えようとするものでございます。

2ページをお願いします。

第16条第2項第3号は、附則第2条第2項において同じを削ろうとするもので、このことにより家庭的保育事業を行う場所は、家庭的保育者の居宅に限定されないこととなります。

第45条は、連携施設に関する特例を定めたもので、新たに第2項として、満3歳以上の幼児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所であって、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることを加えようとするものでございます。

次に、附則の改正でございますが、主なものは、食事の提供の経過措置や連携施設に関する経過措置を改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

続きまして、議案第35号垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

この議案は、平成29年の地方からの提言等に関する対応方針に基づき、放課後児童支援員の認定資格研修の事務・権限については指定都市も実施できると改められたことにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表でご説明いたします。

条例第10条は、放課後児童支援員について定めているところであり、現行においては、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬと定めているところでございますが、今回の改正により、都道府県知事に加え、指定都市の長を追加しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林課長（楠木雅己） おはようございます。

議案第36号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布、及び地方税法等の一部改正及び文言整理のため当該条例の改正を行うものでございますが、今後の消費税率の変動により、その都度条例改正を行う必要がないような改正内容といたしております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照

表によりご説明申し上げます。

条文中、改正した箇所をアンダーラインで示しておりますが、文言の整理等につきましては説明を省略させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第28条第1項中、「消費税額を含まない」を「消費税法に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額」に改め、同条第3項中、「消費税額」の次に「及び地方消費税額」を加えるものでございます。

次に、第29条第1項から第3項まで並びに第42条第1項及び第2項中、「消費税額」の次に「及び地方消費税額」を加えるものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。

第49条第4項及び第50条並びに第52条第1項及び、3 ページの第54条第3項中、「その8%に相当する額」を「消費税額及び地方消費税額」に改めるものでございます。

また、第58条第1項中、「（消費税額及び地方税額を含む。以下同じ。）」を「に消費税額及び地方消費税額を加えた額」に改めるものでございます。

別表第4の主なものは、卸売業者市場使用料の項中、「（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1000分の1」を「に消費税額及び地方消費税額を加えた額の1,000分の1」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水産商工観光課長（大山 昭） おはようございます。

議案第37号垂水市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、社会保障の安定財源の確

保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の公布、及び地方税法等の一部改正及び文言整理のため当該条例の改正を行うものでございますが、今後の消費税率の変動により、その都度条例改正を行う必要がないような改正内容といたしております。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

条文中、改正した箇所をアンダーラインでお示ししております。

1 ページをご覧ください。

第5条の使用料の改正案につきまして、別表第1、占用料の項、備考の欄中、「100分の108」を「消費税法に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率」に改め、「得た額」の次に「を加えた額」を加え、同項、額の欄中及び、4ページの別表第2、第5条の2及び3の「100分の108を乗じて得た額」をそれぞれ「消費税額と地方消費税額を加えた額」に改めるものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（園田昌幸） 議案第38号垂水市給水条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、消費税法の改正に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

添付しております新旧対照表にてご説明を申し上げます。

第24条中、「100分の108」を「消費税法に規定する税率を乗じて得た額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率」に改め、

「金額」の次に「を加えた額」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することといたしております。

以上で説明を終わりが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○消防長（後迫浩一郎） 議案第39号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、総務省消防庁次長より、火災予防条例の一部改正についての通知を受け、避雷設備に関する事項及び住宅防災警報器等の設置の免除に関する事項について改正するものでございます。

避雷設備に関する事項については、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、「日本工業規格」が「日本産業規格」に改められたことに伴い、当該条例改正に反映するものでございます。

また、住宅防災警報器等の設置の免除に関する事項については、平成30年6月1日施行の消防法施行規則等の一部を改正する省令により、民泊住戸分が300平米未満である民泊施設において特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合、自動火災報知設備の設置を免除することが可能となったところでございます。

このことから、住宅に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除が可能である旨の規定を追加し、垂水市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容の詳細を説明いたしますと、第16条第1項中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、第29条の5第1号中、「作動時間が60秒以内」を「種別が一種」に改め、同条に2号を加え、所要の規定の整備を図るものでご

ざいます。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行しますが、第16条第1項の改正規定は令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○持留良一議員 議案第34号について質したいと、質疑したいと思うんですけども、これは要するに今回、子ども・子育て支援法改定案が通ったわけですけども、その中で大きな問題はやっぱり保育の質の問題がいろいろと問われていまして、例えば先ほども出ましたけれども、認可外保育の問題では、十分な基準を満たさない、保育者においてもそのあたりが曖昧なままやれていて、そこで様々な事故が起きたりということで事故を受けた方々も大変この点では危惧をされているという点がいろいろ新聞でも指摘をされていたと思います。

また、本市では直接今のところは関係ないということでありまして、それに備えて条例を整備するというところで今後、新聞でも出ていましたけれども、無料になったら増えるんじゃないかと、私も出したいとか含めて、いっぱい。今でも基準を満たさない中で、さらに一層増えてくるとなると、様々な問題も出てくる可能性があるのかなというふうに思ったりします。だから、本市でも当然そのことがぬぐい切れない現状がこの家庭的保育事業等の面でも出てくるのではないかという危惧もしているんですが。

そういう中で大事な問題は、やっぱり安全性の問題だというふうに思うんですよね。このあたりの基準が曖昧で、そのあたりをどう確保していくのかというところがこの点では実際上ないのかなというふうに思うんですが、このあたりをどのような形で担保していくのか。将来そ

ういう現状になったときに対応できるような施設でなければ、私たちもこの条例案を単純に認めるというわけにはいかないんですが、そういう点で施設等を点検できる保障はあるのか、体制はどうなっていくのか。また、事故の場合などの補償というのはどんなふうにしていくのか。そのあたりというのは十分に検討された上でのものなのかどうなのか、このあたりについてお聞きしたいと思います。

○福祉課長（高田 総） 今回の条例改正は、すでに国の定める家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、条例を改正したもので、今回、連携施設や事業を行う場所等において基準の改正が行われております。

持留議員が言われます安全性におきましては、家庭的保育事業における子供たちの安全面につきましては、児童福祉法に定める児童の身体的・精神的及び社会的な発達のために必要な保育水準を確保するものでなければならぬとされていることから、国が定める基準を遵守していただくことが前提となり、市は家庭的保育事業の開始を認めることとなると考えております。

今後この事業が開始された際には、子供たちの安全確保を重点におきまして、事業者と連携を密にしながら進めていくことが重要であると考えております。

○持留良一議員 家庭的保育事業者で要するに、そこで次につなげるということで代替施設的な側面が出てくると。そうすると当然、先ほど説明した無認可になりますよね、無認可。認可外ということになりますけれども、その部分のその基準、今でも無認可というのは非常に曖昧なところがあって、事故が起きたとき問題になるんですけども、ここの基準というのはきちっと示されているのかどうなのか。

そうでなければ、一旦そこを出てもそれにつなげるという点では、施設的には担保されるけ

れども、中身、いわゆる安全面、補償、担保ということを考えたときにそのあたりの基準、そのものは明確に示されているのでしょうか。というのは、この議論の中で、十分にそのあたりが検討されないまま施行ということになってきているという意見もあるんですよね。だから、そういう意味でも、そのあたりが今の段階できちっと明確になっているのか。

今後ないにしろ、しかしその部分についてはきちんとして、この条例を出したということは、それに対する受け皿をつくっていくという考え方もあると思いますので、そのあたりが実際に示されているのかどうなのか。示されていないければ、これは問題だと思うんですけれど。

○福祉課長（高田 総） 基本的な基準といたしまして、家庭的保育事業も保育園や認定こども園と同様の基準となります。

保育を行う占用の部屋、乳幼児につき3.3平米以上必要と。それと乳児概ね3人につき1人、1歳から3歳に満たない幼児につきましては、概ね6人につき1人、3歳以上4歳に満たない児童については、概ね20人につき1人、満4歳以上の児童につきましては、概ね30人につき1人と、そういう基準が設けられておりますので、そのような基準を遵守していただき、開始していただくということでもあります。

○持留良一議員 そういう中で、なぜこれだけ無認可保育で問題があったのかというのを、逆の意味では求められると思うんですよね。だから、そのあたりは課長としても実態を把握されているというふうに思うんですが。

そうやってきたときに、やはりそれに対応する市がきちんとそのあたりでは責任を持って指導していくという関係もあると思うんですよね。そうやってきたときに、やっぱりそのあたりというのは把握されているのか、問題がないように。

そして、今の基準が本当に十分なのかという

観点からも含めて問題提起をしていく必要があると思うんですが、そのあたりの認識をお伺いしたいと。最後の質疑にします。

○福祉課長（高田 総） 現在、本市には認可外保育施設は垂水中央のわんぱく託児所と池田温泉クリニックの浩愛会保育所があります。そちらのほうとも連携をとりながら、きちんと基準が遵守されるように進めてまいりたいと思います。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

○感王寺耕造議員 戻りまして、議案第33号につきまして質疑いたします。

第14条の第2項の部分で、災害援護資金の問題です。据置期間中の利率については無利子ですよね。据置期間後については保証人がある場合と保証人がない場合、この部分で保証人がない場合は年1%という部分で謳ってあります。これについて、保証人について文言の確認です、まず。この保証人ということは連帯保証人ということで捉まえてよろしいんですか。

○福祉課長（高田 総） 連帯保証人という形でとっております。

○感王寺耕造議員 それでは、保証人と連帯保証人は違うわけですよね。ここのところは連帯保証人と謳われていたと思いますので、ここの部分はお願しておきます。訂正するなら訂正すべきじゃないんですか。

それで、私が問題とするのは、この部分の保証人の問題です。資金の回収をするという部分では、こういった形での提案だと思うんですけれども、しやすくするために。ただ、この人質というか、連帯保証人制度という部分は、日本独自の文化ですよね。そういう制度になっています、残念ながら。保証人をきちっととれるという方は、ある程度資産をお持ちになって、この人だったら連帯保証人になっていいよという部分だと思うんですよね。

しかし、保証人をとれない方々もいらっしゃるんです。資産をあまり持っておられない方、または生活弱者の方、そういった方々がいざ災害があったときに生活を再建するための住居、こういう部分をきちっと確保していくという部分において、この部分は何とか改めなければいけないと思うんですが。この部分について、単に上からの通達の部分でこういう形にしたのか。また、議論がこの条例をつくる部分であったのか、ないのか、まずはその点について質問いたします。

○福祉課長（高田 総） この制度の運用については、様々な手法が考えられました。本市といたしましては、東日本大震災の被災者に対して特例措置として適用された方式が、保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年1.5%ということであったことから、それを参考に改正させていただいたところであります。

また、その利率につきましても、1%とした根拠につきましては、母子寡婦福祉資金の貸付等の利子を参考にしなさいということで、保証人がいる場合は無利子、いない場合は1%としたところであります。ほかの19市につきましても調査を先日いたしましたところ、ほとんどの市がこの体制をとっているようでございます。

○感王寺耕造議員 東北震災ですね、3.11の事例を踏まえても、なかなか二重ローンを抱えていくとか、中には三重のローンを抱えている人もいるという問題がありますよね。きちんとうまく生活再建ができていないわけですよ。また、本市も類似の部分踏まえて1%ということではありますけれども、これは最終的な確認です。この部分を本市独自として保証人の部分がない場合でも、これは0%という部分には持っていけるんですか、持っていけないんですか。これは解釈の問題ですから、法的に上部法の部分もありますし、そのへんについて確認いたします。

○福祉課長（高田 総） これまでは保証人を

つけていただいて3%としていたわけでございます。今回の改正によりだいぶ緩和はされたと考えておりますので、保証人がいない場合も0%と、そこはまた今後いろいろな事案を見ながら検討をしていく、一応今回の条例改正はこの方式でしたいと考えております。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第39号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定しました。

△議案第40号・議案第41号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第11、議案第40号及び日程第12、議案第41号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第40号 消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理等に関する条例案

議案第41号 消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理等に関する条例案

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○生活環境課長（港 耕作） おはようございます。

議案第40号消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理等に関する条例案につ

いてご説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税等の改正に伴い、生活環境課所管の2つの条例の使用料の改正を行うものでございます。

新旧対照表でご説明をいたします。

まず、第1条の垂水市環境センターの設置及び管理に関する条例の改正案ですが、条例中、第3条の使用料につきまして、第2項で現行は消費税率を「100分の108」と表示しているため、今回の消費税率の改正及び今後の消費税率の改正に対応できるように「消費税率を乗じて得た金額」と改めるものでございます。

次に、第2条の垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例ですが、条例中、第11条の使用料の算定について、先ほどの垂水市環境センターの設置及び管理に関する条例と同様に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行するもので、あわせて第2条につきましては、開始届けの提出等が10月1日以降になされた場合、令和元年9月30日までの使用料につきましては、従来の100分の108を加算した額で料金計算が行われることを規定したものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願いたします。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。

議案第41号消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理等に関する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

今回の議案につきましては、消費税が改正されることに伴い、土木課所管の5つの条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表にてご説明申し上げます。改正する箇所をアンダーラインでお示ししております。

垂水市普通河川等管理条例第14条、別表中の「100分の108」を「消費税法に規定する税率を

乗じて得た額及び消費税額に地方税法に規定する地方消費税の税率」に改め、「切り捨てた額」の次に「を加えた額」を加えるものでございます。

また、垂水市道路占用料徴収条例第2条第2項及び、2ページの垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例第19条第3項垂水市港湾管理条例第8条第2項並びに、3ページの垂水市建設残土処分場設置及び管理に関する条例第3条第2項につきましても、同様に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議案2件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第40号及び議案第41号の議案2件については、いずれも産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第42号上程

○議長（篠原静則） 日程第13、議案第42号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 本日、ここに令和元年第2回垂水市議会定例会を招集いたしましたとこ

ろ、議員の皆様には何かとご多用な中にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、昨年度までの施政方針の際は、市長の口述書をお配りしておりましたが、今回より議員の皆様にはわかりやすいご説明をさせていただくため、お手元の資料、令和元年度垂水市施政方針及び予算案に沿ってご説明をさせていただきます。

平成31年度一般会計当初予算につきましては、一部の政策的経費を除いた骨格予算でございました。

そこで、さきの市長選挙終了後に各担当課と議論を重ね、政策的な予算の編成作業を進め、令和元年度一般会計補正予算案という形で提案させていただくとともに、本年度の市政運営の基本方針及び主要施策について、その概要を説明し、施政方針並びに所信を申し述べます。

初めに、4ページをお開きください。

見出しを市政運営の基本理念としており、1つ目、3期目の元気な垂水づくりであります。私は本年1月に行われました市長選挙におきまして、多くの市民の皆様からの温かいご支援と負託を賜り、第17代目の市長に就任させていただきました。

平成23年1月の市長選挙で初当選をし、早いもので2期8年が経過いたしました。これまでの8年間、私は垂水市の発展と市民の皆様のご幸福の実現を政治的理念に掲げ、元気な垂水市をつくるという強い信念のもと市政運営に取り組んでまいりました。

これまで私は自ら率先をしてあらゆる場面で行動し、勇気を持って改革に取り組むとともに、現場主義を掲げ、直接自分の目で見て自分の耳で聞くため、可能な限り事業の現場や市民の皆様と触れ合える場へ足を運び、その状況を広報誌やホームページを通じ、市民の皆様にお伝えしてきたところでございます。

これからも安心安全で住んでよかったですと思え

るまちづくりを市民の皆様にご実感していただけるよう、また「九つの彩り豊かに 健やかな人を育むまち 垂水」をまちの将来像とする第5次垂水市総合計画の実現のため、市政の発展に全力で邁進する決意でございます。

そこで、これらの政策を実現するため、3つの政治姿勢を持って臨んでまいります。

第一に、市民の皆様の声に耳を傾け、対話を重視し、現場を大切にしていまいります。

第二に、市民と行政との情報を共有していくため、積極的な情報発信を行い、開かれた市政を推進するために、市民への説明責任を果たしていまいります。

第三に、これまでの2期8年間の市長経験、その過程で培ってまいりました、国・県及び近隣市町との信頼関係や、連携・協力関係を最大限に活用した市政運営を進めてまいります。

本市を取り巻く環境は、少子高齢化や若者の流出などによる人口減少の進行、さらには世界的な見通しが不安定な経済状況などにより、まだまだ先行き見通しが立てにくい社会・経済状況が続くと思われませんが、この厳しい環境を職員と共有し、まちづくりに責任を持って取り組んでまいります。

次に、5ページをご覧ください。

本年5月1日より元号が令和となり、新たな時代の幕開けとなる本年度、3期目の市政の舵取りを担わせていただくに当たり、引き続き「元気な垂水づくり！安心・経済・未来」からなる3つの挑戦に取り組んでまいります。これまでの8年間の成果や課題を踏まえ、この3つの挑戦にまちづくりの指針となる第5次垂水市総合計画の目標を掲げ、各施策に取り組んでまいります。

次に、6ページをお開きください。

令和元年度一般会計補正予算（第1号）案についてであります。

補正予算の規模につきましては、歳入歳出そ

それぞれ5億9,700万3,000円を追加し、予算総額は120億400万3,000円になります。平成30年度当初予算に比べ、災害復旧費を除けば4億5,000万円程度の増加となっております。歳出に要する歳入財源につきましては、それぞれの補助事業に対し、負担率や補助率に応じて交付される国庫支出金が9,847万2,000円、県支出金が4,047万7,000円でございます。

また、道路改良事業などに充てる市債を1億7,370万円計上しております。これらの特定財源を充て、不足する部分につきましては、財政調整基金などを充てることで収支の均衡を図っております。

次に、6ページの下段、3の補正予算案、項目別において主な歳出をご説明いたします。

初めに、(1)総務費でございます。

本年10月の消費税引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起を図るため、国庫補助によるプレミアム付商品券事業を計上しております。

また、地域活性化のためのまちづくり交付金事業やコミュニティ助成事業、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業を、公平で公正な課税を行うための固定資産家屋全棟調査及び空き家調査に関する費用を計上しております。

次に、(2)民生費でございます。

子供を育てやすい環境づくりのために、老朽化しておりました、水之上児童クラブを水之上小学校敷地内に新設いたします。本年度は実施設計のみを計上し、翌年度に建設工事を実施する予定でございます。

次に、(3)衛生費でございます。

新規事業として、風疹抗体検査及び定期予防接種事業を計上しております。

また、老朽化が進み、安全性が懸念されております、清掃センター煙突の解体に向け、基本計画策定業務の委託費を計上しております。

次に、(4)農林水産業費でございます。

初めに、農林関係につきましては、6次産業化に取り組む農業者に必要な設備及び機器、パッケージの開発に必要な経費の一部を補助する6次産業化促進支援事業補助金や、新規就農者の生活支援を目的とした新規就農者支援給付金事業補助金などを計上しております。

畜産振興では、牛舎・豚舎などの施設整備及び消毒装置の環境整備を支援する牛舎改良環境整備対策事業補助金などを計上しております。

次に、8ページをお開きください。

耕地関係では、振興会から要望がありました二川・上ノ原地区の排水路布設工事及び鳥獣被害対策として捕獲用箱罟の設置費用を計上しております。

次に、水産関係につきましては、輸出販路拡大事業として、香港の外食大手企業である香港マキシムの店舗において、本市のカンパチを中心としたレストランフェアを開催するための費用、そのほか垂水・牛根の両漁協の施設整備に係る補助金などを計上しております。

次に、(5)商工費でございます。

垂水の特産品PRや、新商品開発を目的としたたるとみず特産品販路拡大支援事業に係る経費を、また総務費でお話いたしました国庫補助によるプレミアム付商品券事業とは別に、市単独事業として地域活性化のためのプレミアム付商品券事業などを計上しております。

次に、(6)土木費でございます。

道路・橋梁関係では、振興会の要望を中心に優先される箇所の実業費、市道垂水9号線の冠水対策に係る測量設計委託料、要望の多い市道などの草刈り作業の対策として、草刈り用アタッチメントの購入費を計上しております。

また、協和小学校PTAから要望のありました、協和小学校前の市道の薄層カラー舗装工事の経費を計上しております。

河川関係では、河川台帳作成に要する委託費

や、脇田地区の排水路改修費用を計上しております。

災害防止のための急傾斜地崩壊対策関係では、井川地区の工事請負費や高城・中俣・浜平地区の県営事業負担金などを計上しております。

次に、(7) 消防費でございます。

災害応急対策費として、災害時の保存食・毛布・エアマットを備える費用や、コミュニティFM機器の更新に係る費用を計上しております。

次に、(8) 教育費でございます。

柘原小学校のプール更衣室新築工事費や昨年度から開始された香港への青少年海外派遣事業費、また来年開催が予定されております、かごしま国民体育大会の垂水市実行委員会への補助金などを計上しております。

以上が、令和元年度一般会計補正予算(第1号)案の概要となります。

次に、10ページをお開きください。

令和元年度の主な取り組みといたしまして、選挙を通じて市民の皆様にお示した公約を踏まえ、第5次垂水市総合計画で掲げる行政分野ごとの方針をご説明いたします。

一つ目、「元気な垂水づくり！安心への挑戦」を踏まえ、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標「安心していきいきと暮らせるまち」と「豊かな自然の恵みを次世代に受け継ぐまち」についてご説明をさせていただきます。

初めに、(1) 新庁舎建設関連についてであります。

現庁舎は昭和33年に建設され、60年という長きに渡り市民生活における中心的な役割を果たしてきましたが、耐震性の問題をはじめ、業務の多様化による執務室の狭あい化、バリアフリー対策など多くの課題がございます。

平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震など、各地で頻繁に発生している地震、また桜島の火山活動に対する対応が十分に

行えるとはいえない状況であり、市議会からも地震や災害から市民の生命や財産を守るため、防災拠点機能の確保、行政機能の維持といった観点から、早急な対応が求められておりました。

このような中、平成24年2月に庁内検討委員会、平成29年6月に学識経験者や市民代表者で構成される垂水市新庁舎建設検討委員会を設置し、市民目線による検討と専門的・総合的視点による検討を慎重かつ丁寧に行い、新庁舎建設基本計画をまとめ、現在、基本設計業務を行っているところでございます。

本年度は引き続き、防災拠点としての機能性及び安全性の確保を図り、本市財政への影響に配慮した設計業務を行ってまいります。

また、事業推進に当たっては、できるだけ多くの市民の皆様のご理解を得られるよう、引き続き車座座談会など広報広聴活動を通じて、市民の皆様の理解促進に努めてまいります。

次に、(2) 保健・介護及び医療関係についてであります。

近年、市内クリニック及び病院の閉鎖に伴い、多くの入院病床が失われてきております。本市の医療や介護の供給体制は非常に厳しい状況にあり、早期に解決すべき喫緊の課題であると認識しているところでございます。

そこで、地域の保健・医療・介護・予防・生活支援が一体となって機能することができるよう、本市に特化した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、たるみず元気プロジェクト事業につきましては、本市において、全国よりも先んじて直面する高齢化社会が進行する中で、鹿児島大学病院副院長の大石充教授と連携し、健康長寿を実現するため、平成29年度から取り組んでいる事業でございます。昨年7月から12月にかけて、垂水中央病院や各地区の20会場で実施した健康チェックには1,151名の参加があり、参加された皆様から高い評価をいただいております。

本年度は健康チェックの内容を充実させるとともに、回数や場所などの工夫を図り、多くの市民の皆様に参加していただけるように取り組み、これまでに得られたデータを活用し、運動に関する教室を実施する予定でございます。

また、市民自らが健康づくりに取り組む動機付けとなるよう、垂水市健康ポイント事業を継続し、市民一人一人が生涯を通じた健康づくりに取り組んでいけるよう推進してまいります。

本市が抱える課題は近い将来における全国的な課題であり、本プロジェクト事業が全国の先行事例となり、同様の課題を抱える自治体へ発信していくことを目指しております。引き続き、鹿児島大学医学部や医師会などと協働して取り組んでまいります。

次に、12ページをお開きください。

(3) 防災対策関連についてであります。

本年度においては、去る5月7日に防災点検を実施しており、出水期前の6月2日には新城地区において、避難及び避難所運営を中心に行う総合防災訓練を計画しております。

さらに、来年で50年の節目を迎えます、桜島火山爆発総合防災訓練については、来年1月11日に道の駅たるみずはまびら周辺で、桜島の噴火後を想定し、関係機関、関係団体による支援活動や救護活動に重点を置いた訓練が計画されており、本市では、これまでにない規模での訓練実施に向け、調整を進めてまいります。

災害応急対策については、災害時の情報伝達の強化を図るため、防災無線、防災ラジオ、避難所の特設公衆電話などを整備しており、避難所開設の情報のほか気象・河川情報など、迅速かつ明確な情報発信に努めてまいります。

加えて、備蓄品などにつきましては、風水害を想定した計画的な整備を進めておりますが、民間企業との災害時における食料等物資の供給協力に関する協定締結や近隣市町との災害物資関係の連携強化を図り、最大被害想定避難者

数1,400人をもとにした計画的な備蓄を進めてまいります。

次に、(4) 土木行政についてであります。

本市では平成28年の台風16号により大災害に見舞われ、局地激甚災害の指定を受けたところでございますが、残すところ、中洲橋の完成を待つのみとなっております。本年12月完成を目標に全力で取り組んでおります。

土砂災害対策につきましては、県と連携しながら、急傾斜地対策事業や砂防事業を推進してまいります。

道路整備につきましては、内ノ野線、元垂水原田線、中洲線の改良工事を継続するとともに、維持工事につきましても振興会などからの要望に対し、現場の状況確認の上、適切な対応を行ってまいります。

公営住宅につきましては、垂水市公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修工事や建替工事を実施し、入居者の快適な住環境の整備に努めてまいります。

次に、(5) 消防関係についてであります。

市民の生命・身体及び財産をあらゆる災害から守るために、第4分団庁舎の解体新築工事や消防団員の安全装具の備品整備などを行い、消防力の強化を図ってまいります。

次に、14ページをお開きください。

二つ目、「元気な垂水づくり！経済への挑戦」を踏まえ、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標「地域資源を活かした賑わいのあるまち」についてご説明をさせていただきます。

初めに、(1) 農林業の振興についてであります。

年々深刻化する農業従事者の高齢化や後継者不足への対応といたしましては、次世代農業者の確保と支援が重要となりますので、引き続きソフト、ハードの両面からの支援を継続してまいります。

また、農家所得の向上を図るための新規作物推進事業や、一昨年に日本一となりました和牛の商品性を向上させるための支援にも取り組んでまいります。

農業分野での6次産業化につきましては、6次産業化に取り組む方々を支援する市の補助金制度を継続し、設備・機器の整備に加え、ソフト面の取り組みを含めた支援を行ってまいります。

次に、(2)水産業の振興についてであります。

6次産業化の推進に向けた施設整備の充実、国内外における市場ニーズに対応した商品づくりに加え、輸出へ向けた販路拡大の支援を行ってまいります。

16ページをお開きください。

(3)商工業の振興についてであります。

地元商店街の活性化に向けて商工会と連携をしながら、商店街で開催されるイベント活動などの支援を行ってまいります。

また、先ほどお話しましたとおり、本年10月からの消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策といたしまして、低所得者・子育て世帯を対象にプレミアム付商品券や、市独自のプレミアム付商品券の発行を計画しております。

また、安定した収入確保の支援と販路の拡大に向け、昨年度に引き続き、シェフツアーとレストランキャンペーンによる販路拡大支援事業を関東都市圏のみならず、関西都市圏も視野に入れて計画してまいります。

次に、(4)観光振興についてであります。

垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略の本年度末の目標値であります、交流人口200万人を達成するために、北に位置する道の駅たるみず、中央に位置する森の駅たるみず、南に位置する道の駅たるみずはまびら、この三つの拠点の特性を生かし、回遊性を高め、交流人口の増加による地域経済の活性化に取り組んでまいり

ます。

また、たるみずスポーツランドを活用した、より戦略的な事業を展開するとともに、スポーツ合宿及び国内外の体験型教育旅行の誘致活動を積極的に進めてまいります。

次に、18ページをお開きください。

三つ目、「元気な垂水づくり！未来への挑戦」を踏まえ、第5次垂水市総合計画に掲げるまちづくりの目標、次世代の担い手を育成・支援するまちについてご説明をさせていただきます。

初めに、(1)地方創生関連についてであります。

国は、日本が抱える課題である人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中化を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月に、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。

これに伴い、本市におきましては、平成27年度から5箇年を計画期間とした垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、政策分野ごとに4つの基本目標を掲げ、総合的な取り組みを講じてきたところでございます。

本年度は、計画期間の最終年度に当たりますことから、総仕上げを目指すとともに、各取り組みの進捗状況の点検や効果検証を実施いたします。

また、昨年6月15日に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生基本方針2018において、国は令和2年度以降の5箇年となる第2期の総合戦略の策定に取り組むことが示されております。

本市におきましても、まち・ひと・しごとの創生は、第5次垂水市総合計画の重点プロジェクトの一つとして掲げており、第1期の総合戦略の効果検証を踏まえ、第2期の総合戦略を策定してまいります。

次に、(2) 地域振興計画についてであります。

大野地区においては、平成22年度に地域振興計画が作成されて以来、これまで市内9地区全てで計画の策定、見直しが進められております。

本年度においては、境地区と協和地区で計画の見直しが予定されております。

なお、本年度は柘原と松ヶ崎の2地区が総務省の事業採択を受けましたので、地域振興計画に基づくまちづくりが、地域住民主体のもとでさらに進められることになっております。引き続き、地区の現状や課題の把握に努め、地域間や世代間の交流活動を通じた地域活性化を図りながら、それぞれの地区が描く“ありたい姿”の実現に向けて地域住民とともに地域づくりに取り組んでまいります。

次に、(3) 移住定住の促進についてであります。

本市は、平成17年度に空き家バンク制度を創設し、空き家の有効活用を図りながら移住定住を促し、地域活性化に取り組んでいるところでございます。

また、空き家バンク制度の利用拡大のため、登録物件での家財撤去やリフォームに対する助成のほか、転入者及び市内の子育て世帯への住宅取得助成や、新生活を始める世帯への民間賃貸家賃などを補助しております。その結果、昨年度は27世帯54名の転入の受入れ、15世帯61名の転出抑制につながっております。

今後も既存事業を継続させるとともに、これら事業の利用促進を図るため、市内外の皆様への積極的な移住定住の情報発信に努めてまいります。

さらに、本年度から新たな国の制度により、東京23区から地方への移住者へ交付金を支給する移住支援事業のスタートが予定されており、国や県と連携しながら新たな移住者への支援に取り組んでまいります。

次に、(4) ふるさと納税制度についてであります。

ふるさと納税につきましては、国からの通知に基づき、平成29年10月から返礼割合を3割以下へと見直しを行ったところでございます。

平成30年度は返礼割合が3割を超える自治体と競合せざるを得ない状況となったことから、寄附金額が約5億8,584万円にとどまり、平成29年度と比較をいたしますと、約3割の減少となりました。

本年6月1日以降、返礼割合が法律で規制されることから、他自治体と同じ条件でふるさと納税を募ることになります。

昨年度のふるさと納税の実績を真摯に受け止め、地元特産品によるセット商品の開発、PR戦略の拡充など返礼品提供事業者との密な連携を図り、魅力ある返礼品の開発に取り組んでまいります。

次に、20ページをお開きください。

(5) 子育て支援についてであります。

これまで子育て支援センターの利用拡大を目的とした機能充実をはじめ、ファミリーサポートセンター事業の利用拡大、放課後児童クラブの新設、乳児用品等購入助成事業、保育料の負担軽減などを重点的に取り組んでまいりました。

子育てに対する市民の皆様の思いは強く、アンケートなどにおいても様々なご意見をいただいておりますことから、今後も住民のニーズを的確に捉え、住民の視点に立った仕事と子育ての両立支援と、子育て世帯の経済的な負担軽減とサービスの充実を重点施策として、子育てしやすいまちづくりの実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

その一つとして、本年度は水之上児童クラブの新築工事に向けた設計委託を実施いたします。そのほか保育料の補助、18歳までの医療費無償化の拡大、病児・病後児保育の新たな制度の実施に向けた取り組みを進めてまいります。

(6) 教育行政関係についてであります。

教育環境の充実につきましては、「子どもたちに感動を味わわせ・夢を育む七つの総合プラン」の「安全・安心の教室プラン」といたしまして、防災機能の強化を図るため、協和小学校と牛根小学校に自動火災報知設備及び屋内消火栓設備の設置工事、柘原小学校プール更衣室設置工事など、児童生徒の安全・安心を確保できる教育環境の整備を図ってまいります。

次に、(7) 垂水高校振興対策についてであります。

昨年度、公立大学や県立短大、私学の4年制大学などに合格しておりますことから、より一層の学習環境の充実に努め、垂水高校生の将来目標の達成のため、通学費や各種検定、東進ハイスクール通信講座受講費の助成など、今後も継続した支援を行ってまいります。

次に、21ページをご覧ください。

(8) 学校教育についてであります。

「子どもたちに感動を味わわせ・夢を育む七つの総合プラン」をさらに推進いたします。

具体的には、子供たちが感動と夢に向かってチャレンジする意欲を育む視点から「わくわくどきどき！夢教室」をはじめ、子供たちの学習意欲を高めるための小学校4年生から6年生を対象とした「あつまれわんぱく！夏の勉強会」、中学生を対象に土曜日に実施する「夢の実現！学びの教室」を継続いたします。

加えて、小中学生の夏休みの宿題を支援する「心はればれ！学習会」を夏休み中の2日間、新たに実施いたします。

さらに、グローバル化が進行する社会への対応や、新学習指導要領において外国語教育の充実が強く求められておりますことから、英語力向上総合プランを推進いたします。

具体的には、小学校外国語活動指導講師の派遣を継続しますとともに、昨年度実施いたしました青少年海外派遣事業「夢の翼」につきまし

ても、本年度も中学生10名を3泊4日の日程で香港に派遣し、現地中学生との英語による交流を中心に計画をしております。

また、本年度から新たに民間委託によるALTを中学校へ派遣しますとともに、中学生の英語検定の補助を行い、英語学習に主体的に取り組む意欲を高めてまいります。

次に、(9) 社会教育についてであります。

昨年度に引き続き、乳児を持つ保護者と小中学校の新1年生の児童生徒へ本をプレゼントするブックスタート事業を実施し、学校や家庭で和やかな会話のきっかけづくりや、生涯にわたって本に親しみ、豊かな心を育む活動に取り組んでまいります。

次に、(10) スポーツ振興についてであります。

垂水中央運動公園体育館の改修が本年度完了することから、2年前にオープンいたしました、たるみずスポーツランドと併せて、市民の皆様や利用者に生涯にわたって様々なスポーツに親しみ、安全で安心して楽しくご利用いただけるように努めるとともに、市民の健康長寿に貢献してまいります。

加えて、スポーツ合宿誘致による交流人口の増加が図られるよう、利用促進に取り組んでまいります。

また、来年10月開催されます、第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」でございます。本市では、来年10月4日から10月7日にかけて、フェンシング競技が開催をされます。

本年12月には、第72回全日本フェンシング選手権大会の団体戦が予定されており、そのほかにも国民体育大会を見据えた大きな大会が開催されます。

そこで、これらの大会に向け、垂水中央運動公園体育館の改修工事や備品整備を進めるとともに、関係団体のご協力をいただきながら、2020年の本大会の成功に向け、開催準備に万全

を期してまいります。

次に、23ページをお開きください。

行財政運営及び広報・広聴活動についてご説明をさせていただきます。

ここ数年で50名の職員が定年退職しており、職員の年齢構成が変化しております。本市が健全で安定した行財政運営を進めていくためには、行財政改革を通じて職員の育成や住民サービスの質と量の最適化を図っていく必要があります。

初めに、行政改革及び職員の人材育成についてであります。これまで行財政改革を進めながら市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、市民にわかりやすい利便性の高い組織機構を構築しながら、市民サービスの低下を招くことがないように取り組んでまいりました。

今後、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスの提供を行うためには、効率的な組織機構の構築を図り、効果的かつ効率的に事業を推進できるよう行政改革に取り組んでまいります。

さらに、地方分権改革の一層の推進による地方公共団体が担う役割と責任の増大、市民ニーズの高度化・多様化などを背景に、職員一人一人が困難な課題を解決する能力が求められてきております。限られた職員数で最大限の行政効果が発揮できるよう、本市の実情に適した職員数を検証するとともに、研修を通じて職員一人一人の能力のスキルアップを図り、組織全体の職務遂行能力の向上に努めてまいります。

次に、財政運営についてであります。

定員適正化による人件費の抑制、市債残高の縮減、財政調整基金残高の増などの改善を進めてまいりました。

平成29年度決算における主な財務指標では、自治体の財政構造の弾力性を測定する比率である経常収支比率が92.8%、収入に対する負債返済の割合をあらわす実質公債費比率が8.7%、財政の健全度を図る指標であります将来負担比

率が53.6%と、国の示す基準を下回っており、現在のところ、財政運営は健全に保たれていると言えます。

しかしながら、本市の財政状況は市税やふるさと納税などの自主財源の確保に努めておりますが、依然として地方交付税などをはじめとする依存財源の占める割合が大きい脆弱な財政構造から脱していないため、今後も弾力的で足腰の強い財政構造を構築し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図ってまいります。

最終の24ページをお開きください。

広報・広聴活動についてであります。

自治体からの正確で迅速な情報発信及び市民の声を聞くための広報・広聴活動については、市民生活を充実させる上で重要なものであり、安心安全で住んでよかったと思えるまちづくりにおいて、市民と行政が信頼関係を築く上で欠かせないものとなっております。

広報活動においては、広報誌やホームページなどを活用し、「元気な垂水づくり！安心・経済・未来への挑戦」に掲げる様々な取り組みや、まちの話題などを市民の皆様迅速にわかりやすくお届けできるよう工夫してまいります。

広聴活動においては、多様化する市民ニーズ、時代の変化をいち早く市民と行政が共有できることが重要であり、市民のお便りなどを通じての広聴活動はもちろんのことですが、現場へ出向く姿勢を大切に、市民の声に耳を傾け、新たな施策への反映に努めてまいります。

以上、私の令和元年度市政に対する所信と重点施策について申し述べましたが、これからも全力で市政運営に邁進してまいります。議員の皆様をはじめ、市民の皆様のご支援とご協力を心よりお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○議長（篠原静則） ただいま令和元年度の施政方針及び一般会計補正予算（第1号）案についての説明がありましたが、これに対する総括

質疑及び一般質問のための本会議を6月4日及び5日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、5月28日の正午まで質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出をお願いいたします。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については無制限といたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限いたしますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。次は、11時35分より再開いたします。

午前11時28分休憩

午前11時35分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の申し出がございましたので、これを許可します。

○土木課長（東 弘幸） 先ほど条例改正の説明の中で、垂水市都市公園の設置及び管理に関する条例の中で「第19条第3項」と発言したようでございます。正しくは、「第9条第3項」でございました。改めてお詫びして訂正させていただきます。申し訳ございません。

△議案第43号上程

○議長（篠原静則） 日程第14、議案第43号令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○保健課長（橋圭一郎） 議案第43号令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正は、補正額として歳入歳出それぞれ91万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億8,226万円とするものでございます。

補正の理由でございますが、法改正による介護保険システムの改修に対応するためのものと、先の第1回市議会臨時会においてご承認いただきました垂水市介護保険条例の一部改正に伴い、65歳以上の第1号被保険者のうち、第1段階から第3段階までの低所得者保険料が減少することから、減少した財源の一般会計からの繰入が主なものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款総務費1目一般管理費の委託料は、介護報酬改定等に伴う介護保険システムの改修に係るものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

1款保険料1目第1号被保険者保険料の現年度分保険料は、先程ご説明申し上げたとおり、低所得者の保険料軽減対策として、垂水市介護保険条例の一部改正に伴い、お示しの金額が減額になるものでございます。

7款繰入金4目事務費繰入金的一般事務費繰入金は、介護保険システム改修に係る経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、このシステム改修に係る経費は、補助率2分の1の国庫補助金対象でございますが、補助額が確定後、財源更正を行う予定でございます。

5目低所得者保険料繰入金、現年度分は低所得者の保険料軽減対策により、減額になった保険料分を一般会計から繰り入れるものでございます。

この低所得者保険料繰入金につきましては、国から4分の2の935万4,000円を、県から4分の1の467万7,000円を負担金として、市の一般

会計へ充当されるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よつて、議案第43号は産業厚生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△陳情第1号上程

○議長（篠原静則） 日程第15、陳情第1号新庁舎建設についての「市民アンケート」の実施を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの陳情については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よつて、陳情第1号新庁舎建設についての「市民アンケート」の実施を求める陳情書については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明25日から6月3日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、6月4日及び5日の午前9時30分から開きます。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これにて散会いたします。

午前11時40分散会

令和元年第2回定例会

会 議 録

第2日 令和元年6月4日

本会議第2号（6月4日）（火曜）

出席議員 13名

1番	新原 勇	9番	持留 良一
2番	森 武一	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎
8番	感王寺 耕造		

欠席議員 1名

3番 前田 隆

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年6月4日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成30年度の補正予算書、事業報告書、決算諸表及び令和元年度の事業計画書、予算書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△令和元年度施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）案に対する総括質疑・一般質問

○議長（篠原静則） 日程第2、ただいまから、令和元年度施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

1回目の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いをいたします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内といたします。

また、質問回数については制限なしといたします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、7番、川越信男議員の質疑及び質問

を許可いたします。

〔川越信男議員登壇〕

○川越信男議員 おはようございます。

4月の終わりから5月の初めの大型連休の間に、平成から令和に年号が変わり、新天皇のご即位等の報道が流れ、改めて象徴であられる天皇の役割を再確認をさせられ、新たな時代への期待を感じる所存でありました。

また、この大型連休期間中は、どこも大変な賑わいで、垂水市も牛根、浜平の両道の駅、垂水市漁協のカンパチ祭りなど、大忙しで大盛況だったということでした。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました順に質問いたします。明快な答弁をお願いいたします。

まず、たるみず元気プロジェクトの健康チェック、参加申込状況についてですが、今年度のたるみず元気プロジェクトに係る健康チェック事業について質問いたします。

鹿児島大学と連携し、市民に好評な健康チェックの実施については、本年度は、これからだと思いますが、参加申込については既にされておられるようですが、現在における参加申込の状況をお尋ねします。

次に、国民体育大会開催についてお聞きいたします。

本県において、2020年、第75回国民体育大会の開催が決定し、平成26年5月に本市では、フェンシング競技の開催地に正式に決定しましたが、本市にとりましては全く未普及競技ではないかと思えます。県内でも、私の知る限りでは鹿児島南高校でフェンシング部があることは承知しておりますが、市民の皆様に認識していただくことは、大変な作業ではないか感じております。

出場する選手や監督、役員、そしてその関係者の方々は、全国各地から本市を訪問されることと思えますが、やはり垂水市民の皆様にも、

ぜひ競技に興味を持っていただき、多くの方々に会場へ足を運んでいただきたいと考えています。そこで、これまでにどのような広報や普及活動の取組みをしてこられたのか、伺います。

最後に、新庁舎整備事業についてお聞きいたします。

新庁舎整備事業は、さきの諸般報告で、基本設計案は、市民の意見をより多く反映した形で取り組んでほしいとの声が多いことから、基本設計案の公表を延ばすとの報告がありました。

今回、議会に対しても、新庁舎建設についての市民アンケートの実施を求める陳情書が提出されており、市民の安心安全のために一刻も早い整備を進めている市執行部としては、勇気ある決断だったのではと思います。

こうなると、新庁舎建設事業の進捗が気になるのですが、基本設計の公表はいつ頃になるのか、また、庁舎整備計画に影響はないのか、伺いまして、1回目の質問を終わります。

○保健課長（橋圭一郎） おはようございます。

川越議員の健康チェックの参加申込状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、各種催し物の際や医療機関などにおいて、参加申込を受けることもございますが、昨年度、参加された方々に対しては、返信用はがきを同封した文書でご案内いたしております。

参加申込者数は、先月末5月31日現在において、554名の申込を頂戴しております。内訳といたしましては、女性368名、男性186名となっており、70歳代の方が最も多く申込されている状況でございます。今後も、より多くの市民の皆さんが参加されるよう、啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） おはようございます。

川越議員のご質問でございます、これまでどのような広報や普及活動の取組みを行ってきた

のかにつきまして、お答えいたします。

平成31年4月1日に、国体開催に向けまして万全な準備を行うため、国体推進課が新設されました。国体推進課は、垂水市国体実行委員会において策定いたしました広報基本計画等に基づき、国民体育大会に対する市民の関心や参加意欲の向上を目的に、各報道機関との連携を強化し、周知、広報活動に努めてまいりました。

平成30年度には、垂水市国体オリジナルのポケットティッシュや蛍光ペン等を作成し、市内外で開催されました様々なイベント等で配布すると共に、PR看板の更新やのぼり旗の設置など、機運の醸成を図ったところでございます。

また、たるみずふれあいフェスタや市民スポーツフェスティバル等の市内イベントに加え、市外でのイベントにおきましても、フェンシングや綱引き、スポーツチャンバラ競技を直接見ていただくなどのPR活動も実施いたしました。参加者からは「競技を直接見ることで、各競技の迫力やおもしろさを知ることができた」、子供たちからは「初めて見て自分もやりたくなった」などの感想が聞かれました。

加えまして、昨年度は広報たるみずにおきまして、国体競技に関する特集記事を掲載し、さらにはテレビ・新聞等におきまして、フェンシングやスポーツチャンバラの魅力、さらには垂水カップの様子などを取り上げていただいたところでございます。

また、普及活動につきましては、フェンシング競技は、議員ご指摘のとおり、なじみの薄い競技でありますことから、平成26年5月に正式競技の開催地として決定されると同時に、競技普及のために垂水市フェンシング連盟が設立され、平成27年8月には、市内の小中学生を対象としたフェンシング教室をスタートさせました。現在、教室には小中学生13名が在籍し、昨年は51回の教室を実施いたしました。

また、本年2月に開催いたしました、第3回

垂水カップフェンシング競技大会では、小学校男子の部で3位入賞するなど、底辺の競技力も向上してまいりました。今後も引き続き、各種イベントや広報たるみず、報道機関等を中心にPR活動の充実を図ると共に、さらなる機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。

川越議員の基本設計案の公表についてのご質問にお答えいたします。

垂水市新庁舎建設工事基本設計・実施設計業務委託は、履行期間を平成30年10月11日から令和2年3月19日までとしているところでございます。

今回、基本設計案は、市民の意見をより多く反映した形で取り組んでほしいとの声が多いことから、より市民の声を反映できるように公表を延期させていただいたところでございます。このことを設計業務委託事業者に伝えましたところ、基本設計案の決定が、ことし9月であれば、来年3月の実施設計の履行期間内での業務の完了が可能であると報告を受けたところでございます。現在、スケジュールの再検討を行っているところでございますが、庁舎整備計画に影響が出ないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 それでは、一問一答方式で2回目の質問をいたします。

健康の申込が、5月末までに女性368名、男性186名で554名の申込があるということですが、本年度の参加申込者数を何名で想定しているのか。また、想定を超える参加申込があった場合、どのようにする考えなのか伺います。

○保健課長（橋圭一郎） 健康チェックの参加申込者の想定につきましてのご質問にお答えいたします。

本年度の健康チェックの参加計画数につきましては、昨年度計画と同様に1,500名の参加を想定して実施してまいりたいと考えております。

昨年度の実際参加いただいた方は1,151名でございましたが、申込者は1,385名に留まり、参加申込率92.3%でございました。本年度につきましては、それを超える率での参加であればと考えているところでございます。

また、想定1,500名を超える場合であっても、日程等を調整することで、40歳以上の市民の方であれば、問題なく健康チェックをお受けいただけます。

以上でございます。

○川越信男議員 鹿児島大学医学部の先生方等の大変なご協力をいただき、この事業を取り組まれ、無料で市民の方々の健康チェックが行われることは、各自治体を探してもほとんどないと思います。市民の方々も非常に感謝されておられる言葉を聞きますと、鹿児島大学に感謝せずにはおれません。

最後に、昨年12月議会において、参加者が参加しやすい環境や雰囲気づくりに努め、参加者の視点に立った健康チェックに取り組んでいくと答弁されました。昨年度を踏まえて改善された取組み等があるか、伺います。

○保健課長（橋圭一郎） 健康チェックの昨年度との改善点につきましてのご質問にお答えいたします。

本年度計画している健康チェックに係る昨年度との改善や異なることにつきまして、まず1点目は、健康チェック日数を20日間から16日間に減らしたことがございます。私ども市職員はもとより、健康チェックにスタッフとして参加いただいている、鹿児島大学病院等の皆様の負担軽減と効率化を図ることが目的となります。

2つ目が、開始時間の変更でございます。昨年度は9時開始から14時開始までの4つの時間帯で実施しておりましたが、参加される方々は

午前中に集中される傾向にあり、逆に14時開始が少数であったため、8時開始を始めとして最終時間帯を13時開始に変更いたしております。

3つ目は、牛根地区における健康チェックの集約でございます。昨年度は、松ヶ崎小学校、牛根小学校、境小学校の3箇所で健康チェックを実施いたしておりましたが、各学校において参加者が少なかったことから、牛根小学校へ集約するものでございます。なお、境地区と松ヶ崎地区から、牛根小学校へバスにより送迎を行うことも計画いたしております。

4つ目は、チェック項目の追加でございます。昨年度実施した項目に変更はございませんが、全く新しい項目が2つございます。

1つ目が採血でございます。通常医療機関で採血をする場合、食事を摂らない状態で実施いたしますが、健康チェックにあつては、食事を摂っていただいても構わないものでございます。

2つ目が腸内フローラの検査で、簡単に申し上げますと検便でございます。1検体当たり30万円ほどの費用がかかる検便になります。口内細菌を検査するために唾液採取をいたしますが、腸内細菌の状況を具に確認し、口内の細菌が消化器を経由し、腸内に至るまでにどのように変化するかを確認することが目的となります。1検体当たり30万円と高額でありますことから、希望される65歳以上の約100名を対象とする方向で計画いたしております。

今後も参加者目線の運用の改善を図りながら、息の長い取り組みとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。本年度も16回の多くの回数にわたる事業です。携わる職員の皆さんやスタッフの皆さんが体調など壊されることなく、市民の健康増進のため努力していただき、参加者が一人でも増えていくことを期待いたします。

健康チェックについては、これで終わります。

次に、国民体育大会についてであります。1回目で答弁をいただきましたが、市民の皆様をはじめ、市外で開催された様々なイベントにも足を運び、また、県及び垂水市フェンシング連盟とも連携を強化しながら、広報普及に努めておられることは理解しました。今後も大会の開催まで、あらゆる手段を講じて大会を盛り上げて、一人でも多くの来場者があることを願っております。

そこで、全員協議会で説明を受けたと記憶しておりますが、本年12月には、国体のリハーサル大会として位置づけられている、全日本選手権大会が開催されると承知しております。出場選手、役員等参加者人員や具体的会場の設営方針、開催実施期に係る準備状況等は、どのようになっているのか、伺います。

○国体推進課長（米田昭嗣） 議員ご質問でございます。リハーサル大会での出場選手、役員等参加人数や、具体的会場の設営方針、開催実施に係る備品の準備状況等についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年12月20日から22日に開催いたします。第72回全日本フェンシング選手権大会団体戦は、国民大会のリハーサル大会として位置づけられております。昨年、同大会は茨城県で開催されており、男女を合わせて6種目に3日間で延べ757名の選手が参加いたしました。

本市での開催につきましては、2017年に福井県で開催されました同大会のデータに基づき試算をいたしましたところ、選手・監督が719名、競技役員234名、ボランティア等が281名を想定しているところでございます。

次に、会場の設営でございますが、昨年度、会場の設営に係ります設計業務の委託を行ったところでございます。設計業務では、日本フェンシング協会及び鹿児島県フェンシング協会と

協議を行い、競技会場並びに練習場のレイアウトや、会場と会場周辺に設置いたします看板デザイン等に加えまして、必要物品リストの作成等を行ったところでございます。

今後は、本年8月までに設計図書に基づき、競技会場の設営及び撤去等に係ります業務委託の発注を行いたいと考えております。

また、大会に必要な備品等の購入につきましては、これまでにピストと呼ばれる競技材及び審判機等を購入しており、着実に準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。具体的な会場設営の設計については、前年度と今年度で委託締結されて準備作業は順調であると認識いたしました。

次に、国体の真の目的について調べてみますと、開催基準要綱には、広く国民の間にスポーツを普及させ、スポーツ推進を公表して、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方のスポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとありました。

しかしながら、このイベントにはもちろん国からの補助もあるでしょうが、自治体からの一般財源も当然投入しなければなりません。そこで、当然そこには自治体の経済効果が見込まれるからではないでしょうか。そこで、これまで国体を開催した県、もしくは自治体での経済効果等の調査結果があれば、お聞かせください。

○国体推進課長（米田昭嗣） 議員ご質問でございます、これまで国体を開催した県、もしくは自治体での経済効果等の調査結果についてお答えいたします。

調査をいたしましたところ、昨年、国民体育大会が開催されました福井県では、県議会の代表質問におきまして、国体による経済効果はどのくらいであるかとの質問に対し、西川知事は、600億円以上になるのではないかと答弁をいた

しております。

また、平成29年度の開催地でありました、愛媛国体におきましては、日本経済新聞によりますと、661億円の経済波及効果があったと掲載されておりました。

これら先催県の経済波及効果の実績からいたしますと、2020年、本県で開催されます、燃ゆる感動かごしま国体におきましても、同様の経済波及効果があるものと推測されます。しかしながら、本県が置かれております立地条件や人口等による変動があるのではないかと考えております。

本市におきましても、2020年7月にデモンストラーション競技のスポーツチャンバラ、8月に公開競技の綱引き、10月には正式競技のフェンシングが開催され、全国各地から選手、監督、競技役員や多くの一般観覧者の方々が本市に訪れます。本市だけの経済波及効果を数値化することは困難であります、宿泊費、飲食費、土産・買物代など、経済波及効果はかなりあるものと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。さきの開催県においても、大きな経済効果が得られたようでございます。1回目で言いましたとおり、やはり一人でも多くの方が本市を訪れていただくことが、一層の経済効果が期待できると思います。

最後にフェンシング競技の普及について、子供たちを対象に教室を開催しているとの答弁がありました、私も知人の子供が数名習っており、水之上体育館に見学に行きました。子供たちは、まだ基礎練習の段階だったようですが、真剣な表情で練習に取り組む姿勢が見られ、将来が大変楽しみでありました。

こうした状況を考えれば、フェンシング競技が国体終了後、なくなることをぜひ避けねばならないと考えます。国体終了後、垂水市におけ

るフェンシング競技の方向性について、どのように考えておられるか、お聞かせください。

○国体推進課長（米田昭嗣） 議員ご質問でございます、国体終了後、フェンシング競技の方向性について、どのように考えているのかについて、お答えいたします。

これまで、2020年燃ゆる感動かごしま国体の正式競技としてフェンシングが決定されて以来、競技の普及及び選手の育成、広報活動等、国体成功に向けた準備を行ってまいりました。このような取組みと合わせまして、フェンシング競技に係ります用具並びに施設等の整備も行っております。

用具の整備につきましては、リハーサル大会や国体本番での使用は当然のことながら、国体が終了後には、本市主催の垂水カップフェンシング競技大会や、県フェンシング協会が主催いたします、各種大会での活用も視野に入れた整備を行っているところでございます。

加えまして、これらの用具を有効的に活用し、各種大会の招致に努め、県内外の高校や大学のフェンシング部のスポーツ合宿の誘致を行うなど、関係課と連携を強化し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

併せまして、現在取り組んでいるフェンシング教室の開催につきましても継続して実施し、子供たちが競技を通して健全な体と心を養うと共に、自ら考え、学び、新たな能力の開発の一翼が担えればと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。2020年には、東京オリンピックが開催され、フェンシング競技の出場者が金メダルでも獲得していただけるなら、本市での開催が大いに盛り上がるのではと期待しております。

国体は、国内最大のスポーツイベントでございますので、失敗の許されない状況であります。本年度は茨城県で開催予定だと伺っており

ます。競技運営や会場設営、ボランティアの方々の活動状況などもしっかり研修を行い、成功裏に終わりますよう頑張っていたきたいと思います。

以上で、国民体育大会の開催については終わります。

それでは、最後の新庁舎整備事業の2回目の質問に入ります。

前回の3月議会では、私は市民と直接対話していくことが、事業の理解、そして推進につながるのではないかと提案したところ、執行部もすぐに車座座談会の取組みを始め、現在精力的に実施されているようです。この車座座談会の開催実績と参加者数についてお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（二川隆志） 川越議員からのご質問でございます、車座座談会の開催実績と参加者数について、お答えいたします。

5月22日までに5回開催されまして、参加者は58名でございました。開催に当たっては、5名から10名の規模での会合をめぐりに実施させていただいております。開催ベースの参加者数は、3月26日、10名、4月25日、9名、5月18日、9名、5月21日、13名、5月22日、17名となっております。

今後の予定でございますけれども、日程が決まっているものが5件あり、その他調整している団体が6件ございます。

なお、基本設計案公表の延長を行わせていただいた関係から、車座座談会の実施期間についても、8月31日まで延長させていただいております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。車座座談会ですが、市長がわかりやすい説明をされていらっしゃるとお聞きしました。大変反響がよいようですが、どのような説明をされていらっしゃるのか、市長に伺います。

○市長（尾脇雅弥） 川越議員のご質問にお答えをいたします。

新庁舎建設につきましては、市民の皆様の生命と財産を守るという私の使命がございます。私は、東日本大震災や熊本地震を踏まえ、今、この計画に基づいて実現をできなければ、将来的に安全性や経済性からも非常に厳しい状況になるという危機感を持って臨んでいるところでございます。

ご質問の車座座談会における説明内容でございますけれども、これまでの説明会や広報誌では、事業計画や設計提案内容を基本にしておりましたけれども、私のところにも、庁舎を建設して市の財政状況は大丈夫なのかというような懸念を持っておられる市民の皆様からの声も多くございました。また一方で、一日も早く安全で機能的な庁舎を現執行部案で進めてほしいという声も数多く寄せられております。

また、建設後に税金が増えるとか、建設予定地は、地震、津波等には対応できないと聞いているが、本当にそのとおりであるのか、間違った情報ではないのか、正確に知りたいというご要望もございます。

このようなことから、車座座談会では、本市の市債が大きく減少していることや基金も増加していることなど、以前に比べて財政状況は改善されていることについて、説明を行っているところでございます。

また、市民の皆様にも正しく理解していただくと共に、疑問点の解消を図るために、Q&A方式の資料作成をして説明を行っているところでございます。

その説明内容についてでございますが、ポイントを6点ほどに絞っております。具体的には、1番目、庁舎を建設し税金が増えるのではないかと。2番目、海辺につくって誰が避難をするのか。3番目、地震、津波、浸水、液状化に対応できるのか。4番目、現在の場所に建て替

えてもよいのではないかと。さらには5番目、人口や職員の減少を見込んだ庁舎をつくるべきではないかと。6番目、道路の冠水対策はどうするかというような質問に対して、丁寧に説明をしてお答えをしているところでございます。

今後とも、車座座談会を通じて、一人でも多くの市民の皆様にも、正しい情報に基づいて正しく理解をしていただくよう取り組んでいこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。市民の疑問に答える形の説明であれば、わかりやすいのではないかと思います。

市民の皆様から、市長の答弁と重なるかもしれませんが、意見はなかったのか、課長に伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 川越議員のご質問にお答えいたします。

川越議員の車座座談会における市民の皆様からのご意見について、お答えいたします。

まず、全ての会場で出た意見でございますけれども、説明を聞いて疑問点が解消されたとの意見がございました。そのほか、庁舎跡地の活用や人口減少対策、まちの活性化に対する要望や、自分たちにできることは、近所の人との交流の中で、聞いた内容を広げていきたいといった意見、さらに中央病院のときも建設をするときは反対もあったが、できてみればみんなよかったと言っているというような意見、しっかりと進めてほしいとの励ましの意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

私は、庁舎建設事業の賛成、反対の前に、市民の皆様が正しい情報でしっかり判断できる状況にあるのかを一番心配しているところです。

今回の基本設計案の公表を延長したという判断、決断は、結果的に市民の理解促進という点

で、よい方向に向かうと感じております。現在、車座座談会は5回開催しているとのことですが、20回、30回と実績を重ね、市民の理解促進に努めてほしいと思います。要望です。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

次は10時20分から再開をいたします。

午前10時7分休憩

午前10時20分開議

○議長（篠原静則） 引き続き会議を開きます。

次に、6番、堀内貴志議員の質疑及び質問を許可いたします。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

新しい令和の時代になって早いもので一月が経過し、令和という元号にもなじんできたころではないかなと思います。

私も3期目を当選させてもらいまして、今回、33回目の一般質問になります。3期目、令和の時代も私のキャッチフレーズである垂水の稔り生む風を使わせてもらいまして、そして、決意も新たに稔り多い垂水市をつくるために、全力で取り組むことをお誓い申し上げまして、本日の質問に入っていこうと思います。関係各課の皆様におかれましては、本日も積極的なご答弁をよろしく願いいたします。

まず1つ目は、垂水市の活性化対策と観光振興についてお尋ねをいたします。

ことしのゴールデンウィークは、かのやばら園のばら祭り、南大隅町の雄川の滝、また整備工事が進められていた佐多岬公園が3月24日にグランドオープンしたことも相まって、大隅半島に県内外から多くの観光客が訪れてきたと思います。

そして、垂水市でも、高峠つつじ祭りやカンパチ祭り等のイベントや、オープン間がない南

の拠点、道の駅たるみずはまびら、そしてもう一つの北の拠点、道の駅たるみず、それぞれの道の駅が様々なイベントを開催したことにより、垂水市にも多くの方々が来られたのではないかと考えております。大隅の玄関口である垂水市に新たな道の駅ができたということは、タイミング的に絶好のいい時期にオープンして、そしてその効果を得ているのではないかと考えています。

そこで、まずゴールデンウィーク中の主な施設やイベントなどの来場者数と経済的効果について、わかる範囲で教えてください。

垂水市を訪れる方々の多くは、車を利用して来られていると思いますが、その一方で、垂水市の課題は、車がなくても目的地まで行くことができる、つまり交通手段が乏しいという状況をどう克服するかということではないでしょうか。

垂水市において、週末になると、鹿児島市内から垂水フェリーを利用して、テニスやサッカーなどのスポーツで来られる姿も見かけます。歩いて行ける位置に、テニスコートやサッカーのできる施設があることで、各種大会の誘致にもつながっているのではないかと考えています。

私は、昨年の6月議会の一般質問の中で、インバウンド対策について質問したことがありますが、そのとき、市長は、日本国内において、これまで観光客が訪れていなかった場所に外国人が訪れ、ロケーションや食事、おもてなしなどに感動されて、SNSなどで、いいねを発信されたことで、その後多くの外国人が訪れ、新しい名所が変わるところもあるなどということをお答えされました。

垂水市の食材を使った食事と、海沿いに面した地形と、桜島、開聞岳が望める風光明媚なロケーション、そして海のレジャー施設、さらには明治村と連携することで温泉も利用もできるということを加えて、垂水市独自のおもてなし

があれば、市長が答弁されたように、南の拠点
がインバウンド対策として、外国人を呼び込め
る施設になるのではないかと考えております。

桜島には、鹿児島市内から桜島フェリーに乗
船して多くの外国人が訪ねてきている事実があ
ります。同様に垂水フェリーに乗船して、垂水
市を訪ねてくる外国人の集客に努めるというこ
とが、これから垂水市にとって重要な課題にな
るのではないかと考えます。

そこで、観光客の誘致に対して、期待の持て
る交通手段が垂水フェリーではないかと思いま
すが、観光振興のために垂水フェリーを利用さ
れる誘客のあり方について、どのように考えて
いるのか、教えてください。

さらにもう一点お聞きしますが、垂水市の素
晴らしい景観の一つは、37キロにわたって海沿
いに面している点です。海を生かした観光振興
を図るための一つの拠点として、南の拠点に海
のレジャー施設もこのほどオープンいたしました。
南の拠点の整備には、県の予算の中にある
魅力ある観光地づくり事業の中のおおかげ街道
事業を活用したと聞いていますが、どのような
事業で、どの部分に活用したのか、また、その
内容について教えてください。

大きな2つ目は、庁舎建設場所に対する不安
点の解消に向けた取り組み状況についてお尋ねを
いたします。

この新庁舎建設の問題については、行政が数
年にわたって庁舎内で組織する内部検討委員会
で審議、また専門的知識を有する鹿児島大学の
教授を含む有識者等で構成する外部検討委員会
での審議、そして市民に対しては、毎月発行さ
れる市報に特集として、その都度、進捗状況の
説明を掲載すると共に、パブリックコメントや
住民説明会、さらにはワークショップ、そして
現在実施中の車座座談会を実施するなど、市民
の理解を得るための努力を惜しまずにやってい
ると思っています。

議会に対しても、その都度、全員協議会の中
で説明をし、それでも疑問点のある議員につい
ては、一般質問や委員会場で質問を繰り返して
きました。私個人も、特に昨年9月と12月
の一般質問において、市民が疑問、不安に思っ
ている点について、市民を代表して質問をして
きました。

9月の一般質問については、位置の決定と安
全性、構造面で想定内の全ての災害に対応でき
る基準を満たすものであるのか。事業費の市民
負担はどうか。狭あい化をなくし、市民の
憩いの場所となるべき庁舎になるのか。新庁舎
移転後の旧庁舎の活性化策についてどうか。
また、12月の一般質問では、津波や浸水被害、
液状化対策の安全性の再確認、塩害対策のため
の構造になっているのか。建設場所の妥当性と
跡地利用をどうするのか。新庁舎を活用したま
ちづくりにどうするのかなど、様々な角度から
質問をしてきて、私なりに納得をした上で、今
回の庁舎建設の場所に賛成しているわけであり
ます。

議会改選後、議会が新しい体制でスタートし
ました。これまでの議会で、私を含めて多くの
同僚議員が新庁舎の必要性、事業スケジュール、
整備位置や建設規模、さらには、安全性などに
ついて、あらゆる方向から一般質問や委員会
場で質問をしてきました。我々議員は、市民の
代表ですから、市民が疑問や不安に思うことは、
納得をするまで質問しなければならないことは
当然の話ではありますが、これまで議会で質問し
てきたことをよく理解した上で、停滞すること
なく、そして何よりも公務員としての本来の趣
旨である、全体の奉仕者であって、一部の奉仕
者ではないということを念頭に置いて、公正と
透明性を持って正しい判断をすることこそが、
市民の負託に応える議員だと思っています。

そこで、まず1つ目の質問として取り上げた
市民の理解を得るための取り組みについてですが、

先ほど、川越議員の質問と重複しており、車座座談会をしっかりとって市民の皆様の不安解消を図っていくとの答弁がありました。この質問については、川越議員の質問に対する答弁で十分納得しましたので割愛させていただきますが、ただ、今後も一人でも多くの市民の方々の理解を得るように進めていただきたいということを強く要望しておきます。

次に、建設場所の安全性と建設規模について、再確認のためにお尋ねします。

市議会議員選挙の直前に、新庁舎を考える会が、全戸配布でチラシを頒布しました。このチラシを見ると、市の説明と食い違う部分も多く、いたずらに市民の心情を混乱させ、もしくは不安をあおるものではないかと感じています。

建設場所の安全性や建設規模については、これまで私も含めて同僚議員もそれぞれ質問していますが、執行部において十分に納得できる答弁であったと理解しています。安全性と建設規模について、車座座談会ではどのように説明をされているのか、市民の不安は解消されているのか、伺います。

次に、5月10日に宮崎県日向灘を震源とする地震が発生し、垂水市でも震度4を観測した地震についてお伺いいたします。

垂水市では、ことし1月9日にも震度3の揺れを観測し、今回震度4という揺れで少しずつ強くなっているように思います。そして、今回の震源地が宮崎県日向灘であるということを考えますと、南海トラフの地震がいよいよ近づいているのかなという危機感もあります。

現庁舎は、約60年前に建設され、耐震性の問題も指摘されている中で、職員や来庁される市民の皆さん、今回の地震で危機感を抱いた方も多くいらっしゃるのではないかと思います。庁内の状況はどうだったのか、副市長にお伺いをいたします。

大きな3つ目は、通学路の安全対策について

質問をいたします。

先週の火曜日の5月28日、午前7時45分ごろ、川崎市の路上でスクールバスを待つ児童が、次々と包丁を持った男性に襲われ、保護者2名を含む19人が刺され、そのうち、お二人の方が亡くなるという悲惨な通り魔的事件が発生いたしました。まずこの場をお借りして、この事件で亡くなられた方々の冥福を心からお祈り申し上げますと共に、被害に遭われた関係者の皆様方には、心からお悔やみを申し上げます。そして、身体的、精神的に負った傷が一刻も早く癒され、普段の日常生活に戻ることを祈っています。

政府は、事件直後から、全国の小中学校における登下校時の安全確保について、社会の不安を払拭するため、できることは迅速に何でもやるという気概で臨んでほしい旨の指示を出し、子供の安心安全について、いま一度見直し、児童生徒の安全に力を注ぐことを約束しています。

また、柴山昌彦文部科学大臣は、事件直後の会見で、学校通学路の安全確保に一層取り組んでいきたいと述べています。これまでの一般的な対策として防犯教育やパトロールなどが行われていますが、それをはるかに超える次元の犯罪が発生したように思います。改めて子供たちの安全安心を確保するための安全対策について、再確認をすると共に、見直すべきところは見直しをしなければならないのではないかなと思います。

まず、この事件を受けて国や県の担当部局からどのような指示が来ているのか、確認します。そして、垂水市では通学路の安全対策について、どのような取組みをしているのか、教えてください。また、警察と連携して実施している子ども110番の家について、垂水市では機能しているのか否か、その実態について教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（大山 昭） おはようご

ございます。

堀内議員のご質問でございます、ゴールデンウイークの来場者数につきまして、お答えいたします。

本年度のゴールデンウイークは、初めての10連休であり、本市におきましては、連日様々なイベント等で盛り上がりおりました。来場者数の主なものは、道の駅たるみず5万6,505人、前年比1万5,700人増、道の駅たるみずはまびらは5万6,166人、カンパチ祭りは2万人、前年比5,000人増、たるスポ・庭球場ほか施設利用者は6,591人、前年比1,364人増、合計15万282人、前年と比べますと7万7,950人の増加となっております。

また、道の駅たるみずの売上げは約3,640万円であり、道の駅たるみずはまびらは、マルシェ分の売上げとして約1,750万円との報告を受けております。ほか全てのイベント等を含めると、経済効果は、前年と比べ大幅な増加であったと思われまます。

次に、垂水フェリー乗り場を利用する誘客につきまして、お答えいたします。

現在、垂水フェリー乗り場1階部分に、3メートル掛ける4メートルの大型の垂水観光マップの看板が設置されております。市内主要な観光地が掲載されており、なお、垂水フェリーに乗船される県外からの観光客は、航空機や新幹線を利用されることから、鹿児島空港並びに鹿児島中央駅、県内各地の公共施設等に垂水市のパンフレットを置くなど、誘客を推進しているところでございます。

次に、しおかぜ街道事業につきまして、お答えいたします。

本事業は、国内外から訪れる観光客の受け入れ態勢の充実を図るため、美しい海岸線を活用した錦江湾岸の景観整備を行い、景観を楽しみながら散策や周遊ができるスポットを対象といたしまして、地域素材を生かした賑わい空間や

体験空間の創出を目的とした県の直轄事業でございます。

本市におきましては、十数箇所の遊歩道・護岸整備事業が実施されております。主なものは、海潟さくら公園、海潟海岸遊歩道整備、中俣海岸遊歩道整備、垂水新港休憩施設整備であり、昨年度から、道の駅たるみずはまびらの遊歩道整備が実施されております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 堀内議員からのご質問でございます、建設場所の安全性と建設規模についてお答えいたします。

初めに、議員自ら車座座談会の申込をいただき、市民の皆様には正しい情報を伝え、不安の払拭にご尽力をいただいていることに対しまして、大変心強く感じているところでございます。

ご質問の建設場所の安全性と建設規模について、どのような説明を行っているかでございますが、建設場所の安全性については、地震、津波、浸水、液状化に対応できるのという質問に対して、庁舎建物は最高グレードで整備し、大臣認定を受けること、柱頭免震構造の採用により2階以上は地震の揺れが大きく減少することなど、海拔については、建設用地は海拔2.2メートルであり、現市役所の海拔2.6メートルと40センチしか変わらず、さらにかさ上げや柱頭免震層を設けるので、事務室は海拔から6メートル以上になる見込みであること、そして、塩害に強いコンクリートを使用すること、さらに詳細な地質調査を行い、液状化に万全の対策を行うことなどをご説明しております。

また、海辺につくって誰が避難するのという質問に対しましては、市役所は防災拠点であり、防災拠点とは、自衛隊や警察と一緒に災害時の対応や、災害後の復旧活動を行うような機能を持つものということ、現在においても市役所は避難場所ではなく、中央地区の避難場所は市民館や垂水小学校体育館が指定されていること

などをご説明しております。

建設規模につきましては、人口や職員の減少を見込んだ庁舎をつくるべきではという質問に対しまして、大きな庁舎、ぜいたくな庁舎をつくる考えはないこと、職員数についても、これまで国や県が行ってきた業務の権限移譲や地方創生等の国の重要な施策の強化により、業務量も増えている状況などをご説明させていただいております。

また一方で、市民の皆様方からは、相談室や市民活動に必要な空間の確保などの要望が寄せられていることから、真に必要な機能空間の確保が必要なことについても説明しているところでございます。

以上でございます。

○副市長（長濱重光） ご質問の先般発生をいたしました地震関係について、お答えをいたします。

5月10日の午前8時48分ごろに、宮崎県と都城市で震度5弱の地震が発生をいたしました。気象庁の発表によりますと、震源地は日向灘で、震源の深さは約25キロ、地震の規模はマグニチュード6.3で、近畿、中国、四国、九州の広範囲で震度1から4が観測されております。

この際には、市役所におきましても、揺れの始まりと共に、気象庁からの緊急地震速報メールが鳴り響き、さらに庁舎が大きく揺れたため、市民課では来庁者を屋外に誘導いたしております。また、建物がきしむ音に不安を覚える職員もあり、2階の数名の職員は、水産商工観光課側の比較的新しい庁舎に避難したところでございます。

市としましては、揺れが大きかったため、直ちに情報連絡体制をとり、情報収集に努めると共に、警戒にあたったところでございます。その後、気象庁からの今後二、三日程度は、同規模の大きな地震が発生する可能性が高いとの発

表を受けまして、情報連絡体制を3日後の5月13日の午前9時まで継続したところでございます。

被害状況につきましては、庁舎内におきましては、トイレのタイルが剥がれ落ちたりいたしましたけれども、市全体では、人災、家屋の倒壊や崖崩れ等の被害はありませんでした。

垂水市での震度4は、震度計が設置された平成19年度以来、初めてのことでございます。地震が発生するたびに思いますことは、市民の皆様が安心して訪れていただく庁舎、職員が安全で安心して職務に専念できる庁舎を一日も早く建設をしないといけないということを強く感じ、思います。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 土木課の通学路の安全確保に向けた取組み状況につきまして、お答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、通学中の児童生徒の列に通勤中の車が突っ込み、死傷する事故が全国で多発したことを受け、平成24年度に国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、通学路における交通安全の確保を目的としました、通学路緊急合同点検を実施するよう通知があったところでございます。

同年7月に市内8つの小学校区内の通学路を、教育委員会、小学校関係者、PTA、道路管理者で点検いたしました。その点検におきまして、指摘されました箇所につきましては、各管理者で改善し、安全の確保に努めたところでございます。

その後、この緊急合同点検が一過性のものにならないよう、プログラムの作成が義務づけされたことを受け、垂水市通学路安全推進会議を立ち上げ、平成26年3月に、垂水市通学路交通安全プログラムを作成し、定期的に点検を実施しているところでございます。

昨年度も、7月に各小学校区で通学路合同点

検を実施し、指摘を受けた箇所につきましては、各管理者で対応策の検討をし、市道で指摘を受けました箇所は、既に対策を実施したところでございます。今後も、交通安全プログラムに則り、関係者と連携し、通学路の危険箇所の解消に努めてまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 堀内議員の川崎市の殺傷事件を受けて、国や県から指示は来ているか。また、本市の通学路の安全対策はのご質問にお答えいたします。

神奈川県川崎市において、通学バスを待つ児童らが刃物で刺され、殺傷されるという大変痛ましい事件の発生を受け、事件当日に県教育委員会から、登下校時等における児童生徒等の安全確保についての通知が出されたところでございます。

教育委員会といたしましても、この通知を受け、各小中学校に対しまして、スクールガードリーダーや地域の防犯ボランティア、青パト隊等との連携を十分に図り、地域ぐるみによる子供の安全確保体制の一層の強化が図られるよう指導を行ったところでございます。

併せて、今回の事件では、通学バスを待つ子供たちが犠牲になったことを受け、スクールバスによる通学生がおります垂水中央中学校に対しましては、改めて注意喚起を行ったところでございます。

本市の通学路におきましては、大変ありがたいことに保護者、地域ボランティア、学校応援団の方々、学校職員等に子供の登下校を見守っていただいております。また地域の青パト隊、防犯ボランティア、スクールガードの方々による見回りも行っていただいております。しかしながら、子供の登下校の安全確保に万全ということではございませんので、今後も警察等の関係機関や地域の団体等との一層の連携を図ってまいり所存でございます。

次に、子ども110番の家の機能化についてのご質問にお答えいたします。

各小中学校におきましては、毎年度、警察と連携を図った不審者対応訓練を実施しており、その中で、子ども110番の家について、子供たちへの周知を図っているところでございます。

また、垂水小学校や協和小学校、松ヶ崎小学校におきましては、訓練に子ども110番の家の方が参加して下さったり、実際に駆け込み訓練を実施したりしている学校もでございます。警察にお伺いしますと、垂水市内には38件の子ども110番の家があり、毎年見直しを行っているとのことでございました。

また、昨年度、本市におきましては、子ども110番の家に駆け込んだ事例は1件もなかったということで、安全な登下校ができていることはありがたいと思っておりますが、いざというときに子供たちが、躊躇なく駆け込めるような訓練の実施が必要であると考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、一問一答方式で、まず一つ目の質問、垂水市の活性化対策と観光振興について、2回目の質問をいたします。

今、ゴールデンウィーク中の来場者数、昨年対比で7万2,000人増加ということで、最高の数値を出しているのではないかなというふうに思いますし、素晴らしいことではないかなと思います。垂水市の観光振興に明かりが見えてきたと言ってもいいのではないかなと思います。

南の拠点ですけれども、大抵の方が車で来られているということでもあります。南の拠点といいますと、私も歩きましたけれども、垂水フェリー乗り場から、そんなに遠くはない、十分歩いていける距離にあるのではないかなと思います。要は、垂水市は車でないと観光はできないということではなくて、車以外でも、車がなくても観光できるんだよということを情報発信することが、今後重要になってくるのではないか

などと思います。

鹿児島市内から来ると、約40分、船旅、桜島と海を眺めながら船旅をして、そして垂水に渡ってくると、歩いていけるところに南の拠点がある。一日遊べる。もう素晴らしいいいことだと思います。

以前、池山議員が九州オルレをつくればいいという質問をされたことを思い出しますが、垂水も水沿いに歩く垂水バージョンの垂水オルレをつくれれば、いいのではないかなと思いますけど、いかがですか。

そこで、フェリー乗り場から南の拠点まで、遊歩道の整備をしてはどうかなということを提案したいと思います。例えば、これは例えばの話ですけども、現在海岸線沿いにある道路、これを活用してカラー舗装するなどして、遊歩道を整備すると。そのことでフェリー乗り場から南の拠点までの遊歩道は整備できるのではないかなと。先ほど、県予算の中に、しおかぜ街道事業を生かせば、県の直轄事業ということがありますので、まずこれを整備してはどうかということを提案しますが、その点について1点。

もう一つは、サイクリングするための自転車のレンタルです。新たにつくる必要はないというわけでありまして、観光協会がレンタサイクルをやっております。そこと連携を図ることによって、道の駅、垂水フェリー乗り場からただでレンタルは借りれる。そして歩くのが難儀だという人については、自転車でも行けるんだよというコースを情報発信するようにしたらどうかと思いますけど、その2点について、お尋ねいたします。

○企画政策課長（二川隆志） 堀内議員のご質問でございます、道の駅たるみずはまびらまでの遊歩道整備につきまして、お答えさせていただきます。

垂水港から道の駅までの遊歩道整備に関しましては、鹿児島県の魅力ある観光地づくりの事

業趣旨でございます、地域素材を生かした賑わい空間や体験空間の創出、沿道修景、街並み整備などの景観整備に合致すると判断できますことから、鹿児島県へ要望を行い、協議を進めてまいりたいと考えております。

ただし、事業採択のためには、地元住民の整備に対する合意が重要な要件となっております。垂水港から道の駅たるみずはまびらまでの区間におきましては、現在地域住民の生活道としても利用されておりますことから、このことにも十分配慮しながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 堀内議員のご質問でございます、レンタサイクルにつきまして、お答えいたします。

レンタサイクルは、鹿児島市から手軽に体一つでフェリーに乗船し、自転車を活用し、市内の観光地を周遊してもらうことを目的に、平成28年度から垂水市観光協会が管理運営をしております。

利用内容につきましては、事前に電話等で予約していただき、利用される日にフェリー乗り場にてお渡しいたします。

利用料金は、2時間300円で、子供用3台、大人用5台を保有しております。

利用者の状況といたしましては、車やレンタカーを利用した観光客が大半であることから、年間で数件の利用者となっているようです。

今後は、多くの方が利用されるようチラシ配布等を行い、レンタサイクルのPRに努め、市内観光地並びに道の駅たるみずはまびらへの誘客を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今の答弁ですけれども、今、遊歩道の整備について、前半はよかったですけれども、後半のほうはやや消極的に聞こえました。何かというと、県へ要望する、そこはいい

ですよ。県へ要望します。それでいいです。ただし、住民説明をという何かそれを聞くと、やる気があるのかなというふうな感じを受けました。

そこは、住民説明して、市の活性化のため観光振興及び交流人口を増やすためには、どうしても必要なんだということを住民にしっかり説明すれば、ある程度の理解は得られるんじゃないかなということでもありますので、消極的にならずに積極的に県のほうへ進めていただきたいと思います。

最後に市長、このテーマを市長にお尋ねをします。

昨年、6月議会で、私はインバウンド対策についてお聞きしたときに、市長は、こんなことも話されております。平成29年度、鹿児島県を訪れる外国人宿泊者数は、速報値で71万5,320人と過去最多であり、前年度比で157%を増加率48.7%になったなどと答弁されている。

何が言いたいかというと、鹿児島県を訪れる外国人は年々増加しているんだよということなんです。そうすると、外国人を対象にした観光振興に取り組まなければいけないんだという、そういう時期に来ているんだということでもあります。

今、私、垂水フェリーから南の拠点まで遊歩道を整備すれば、歩いて行けるので、外国人も来ていただけるのではないかなという提案をしました。今後、今、南の拠点、多くの交流人口、いろんな多くの方が来場されています、来館されていますけれども、さらに交流人口を増やすためにも、さらなる事業を展開しなければいけないと思います。インバウンド対策のためにも遊歩道の整備を急ぐ必要がありますけれども、その点について市長の見解をお伺いします。

もう一つは、その遊歩道と並行してですけれども、やはり歩く人に親切にやさしい遊歩道でなければいけない。そうすると、私は道案内の

標示も設置する必要があると思いますけれども、その点について市長の見解をお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 遊歩道の件に関しては、先ほど担当課長が答弁したことが基本になりますけれども、大きな考え方の中で常々申し上げております。垂水が発展をするために、人口減少社会ではありますけれども、6次産業化と観光振興ということをキーワードに交流人口を増やして、そのことでまちの活性化につなげていくという考え方であります。

そういった中で、国内に対してもいろんなアプローチはしておりますけれども、やはりその人口減少、国内自体が人口減少でありますし、一方で世界はアジアを中心に、現在70億人でございますけれども、90億人、そのときのアジア人の割合が56%ということでもありますから、垂水の地理的な優位性を生かしながら、その人たちをいかにつなげていくかということが大事だというふうに思います。そのために、今、議員がご提案のいろんな環境整備をやっていくというのは、当然のことです。

南の拠点に関しても、これまで北の道の駅があったわけですが、もう一つ道の駅をつくることによって、先ほどあったように、ゴールデンウィークだけでも15万人ということでもありますので、年間目標の200万人を実現をして、そういう環境づくりをしていかなければいけないということです。

今、現実的に鹿児島の港湾に大きなクルーズ船が来ております。前回も、その中の乗組員の方々に道の駅たるみずはまびらにも来ていただいて、そのよさをご理解いただいて、Instagramあたりに情報発信をしていただいております。

また、先だっては、千葉の幕張メッセにおきまして、桜島・錦江湾ジオパークの拡大申請に向けてのアプローチ、さらには、JALの本社に伺って、様々な形で外国も含めてそういう形

で垂水に来ていただいて、経済活動につなげていくというようなことの努力をしておりますので、今、種まきをしっかりやっておりますので、これからその成果がさらにさらに出ていくということだと思いますし、議員ご指摘のとおり、そのための環境整備は、県や国、あらゆるところに足を運んで成果につなげてまいりたいと考えております。

○堀内貴志議員 垂水市というところは、風光明媚、いろんな関係でいい素材を持っているところです。今後、観光振興のためには、やっぱり国内の人もそうですけれども、外国人のほうにもターゲットを狙う必要があると。そうすると、どうしてインバウンド対策を考えなければいけない。そんな関係で、今後、交流人口を増やすためにも環境整備をしていただいて、私、本日は1点だけ提案しましたけれども、実現に向けて取り組んでいただきたいということをお願いしまして、次のテーマに移らせていただきたいと思います。

大きな2問目は、庁舎建設場所に対する不安等の解消に向けた取り組み状況ということで、2回目の質問をさせていただきます。

5月10日に発生した垂水で震度4を記録した地震ですけれども、やはり庁舎内で危機感を抱いた人がおる。建物、別館のほうに逃げた人もおる。外に逃げた人もおる。不安を感じた人が大半ではないかなと思います。

なぜ、この地震の質問をしたかといいますと、垂水市は、現に今地震が発生しているんだと。今後も大きな地震の可能性があるということを訴えたかったので、地震のことをお聞きしました。今後、発生するであろう南海トラフの巨大地震、想定されるマグニチュードは8から9、今後30年の間に発生する確率は80%と言われております。明日にでも、本日、この後にでも、もしかすると南海トラフ巨大地震が発生するかもしれない。そうすると、垂水市にもかなりの

高い震度を記録するのではないかなと思います。そうすると、現庁舎は、建物倒壊の可能性は否定できないのではないかなというふうに思います。

当然、勤務時間中であれば、庁舎内で勤務する職員や庁内に訪れてくる市民について、身体、生命に危険が及ぶことになることは、もう当然の話であります。職員を含めて市民の安心安全の確保という面では、一刻も早く新庁舎建設に着手しなければならない事業ではないかなというふうに思います。

建設場所の安全性と建設規模について、車座座談会ではしっかりと説明がされているということで、よく分かりました。この車座座談会ですけれども、私も潮彩町の市民を対象に2回企画しまして、1回目は3月26日に終わって、2回目は明日予定をしています。1回目を実施した結果、実施したときに、皆さんが揃って不安点が解消し、納得したなどと話されたことが印象に残っております。ただ、市民の方々の中には、まだまだ理解を示さない方もおられます。そしてさらに、一部の人は市民の不安をあおるような誤った情報紙を流している方もおられる。

ここに、4月に行われた市会議員の選挙直前に全戸配布されたと思われるチラシがあります。このチラシを見ますと、この部分、「旧フェリー乗り場跡地は海拔0メートルの危険な箇所」と記載がありますが、先ほどの答弁の中で説明があったと思いますが、正確には海拔2.2メートルと理解していますけれども、その点を再確認いたします。

○企画政策課長（二川隆志） 堀内議員がおっしゃるとおり、建設予定地につきましては、海拔2.2メートル、現市役所が建っております海拔が2.6メートルでございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。さらにこのチラシのことで、もう一点だけ言わせて

もらえれば、この部分ですね。「錦江町は災害の多発地帯」と書いてありますけれども、錦江町は1970年に埋立を完了して49年目を迎え、垂水中央病院や介護施設であるコスモス苑、華巖園などのように公営施設の整備も行われて、さらには県営住宅や雇用促進住宅、個人住宅など、多くの方々が生活をしている場所でもあります。

そして、中央病院は一昨年前に開業30周年を迎えましたが、これまで問題なく安心して稼働している。また、錦江町に住んでいる人、働いている人から、海沿いだからといって危険性を訴える声を私は誰一人として聞いたことがないし、それだけでも、現実的に安全性は担保されているのではないかと思います。

そんな中で、不安をあおるようなチラシを配布している。この点、錦江町で生活している方に大変失礼なことだと思います。垂水市活性化のために市民が一丸となって、人口増のために情報発信をしなければならぬ実情にあるにもかかわらず、さも垂水市は危険地帯であるかのごとくとられかねないチラシを全世帯に配布することはいかがなものか、非常に残念でなりません。そのことを訴えておきます。

話を交えて、次の質問に行きます。

建設場所を変更した場合のリスクについて質問をいたします。

基本計画策定段階では、基本構想に示された3つの候補地を総合的かつ専門的に評価するために、内部評価、外部評価を行い、基本計画に整備候補地を定め、基本候補地が決定したと理解しています。

現庁舎のある場所に建て替えればとの意見が多くありますが、現在の建設計画を変更するとなった場合、改めて基本構想や基本計画づくりに立ち返らなければならないと思いますが、想定されるリスクについてお尋ねをいたします。

○企画政策課長（二川隆志） 堀内議員からのご質問でございます、建設場所を変更した場合

のリスクについて、お答えいたします。

建設場所の決定プロセスにつきましては、堀内議員のご認識のとおりでございます。

建設場所については、市民の皆様の中にも、現在の市役所に建て替えてはよいのではとのご意見があることから、車座座談会におきましても、現在の市役所に建て替えた場合を想定し、支出が仮設庁舎費に6億円、住民基本台帳などの電算システムや防災システムの移設費に2億円、合計、最低でも8億円かかる見込みであること、収入についても、議員ご指摘のとおり基本構想から策定し直す形になりますので、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債の申請期限に間に合わず、活用できなくなるおそれなども考えております。その場合、約8億円の収入が得られないこととなりますので、財政に与える影響は、最低でも約16億円以上なることを説明しております。

また、事業費を抑えるために、簡易な建物でよいのではとの意見もありますが、庁舎は、防災拠点としての機能、市民サービスやセキュリティ対策を含めた行政機能の確保が必要なことから、建物には一定の高い基準が設けられており、一連の基準をクリアしなければならないことを説明しております。

さらに、現在地に建て替えるとした場合、2年間の建設期間がございます。この間の仮設庁舎におきましても、市民サービスやセキュリティ対策を含めた行政機能、また防災拠点機能を十分に保持しなければならない構造としますと、相応の負担も考慮することも想定していかねなければならないと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 予算的なリスクもありますが、2年間の建設期間に対して、仮庁舎において住民サービス、セキュリティ対策を含めた行政機能、防災拠点としての機能が、十分に確保できないなどの様々なリスクがあるということは、

よく理解しました。

庁舎建設に関して、最後の質問にいたしますが、庁舎建設場所付近の排水対策について、お尋ねをいたします。

錦江町地区は、以前から大雨のときに道路の冠水が認められます。しかし、この冠水問題は、市も対策に乗り出しており、だいぶ改善されているように感じていますが、今後の排水対策についてどう対応していくのか、お伺いをいたします。

○企画政策課長（二川隆志） 庁舎建設場所付近の排水対策についてお答えさせていただきます。

堀内議員ご指摘のとおり、ロータリー付近は、これまでの間、排水対策を行っており、以前よりだいぶ改善が図られている状況でございます。

車座座談会においても、道路の冠水がひどいのはどうするのという質問に、冠水問題は本市にとって重要課題であり、文化会館前も含めて対策を行っていること、さらにAコープ前等を含めた周辺市道の排水対策は、既に調査業務を発注しており、年次的に取り組んでいくことをご説明申し上げております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 排水対策につきまして、お答えいたします。

新庁舎建設場所を含む錦江町一帯は、全体的な勾配がないこと、埋立当時の想定している側溝の排水能力を大きく上回る排水量が近年あること、満潮時における排水路への排水の遡上と大雨が重なるなどが原因で、道路が冠水する状況でございます。

お尋ねの排水対策につきましては、昨年度、垂水9号線の拡幅工事基本設計において、排水対策も検討しております。一帯の調査におきまして、錦江町内の全ての側溝の勾配や流れる方向を調査し、特に9号線の縦断勾配は1%もなく、降雨時はゆっくりとしか水が流れないため、

結果的に冠水するとのことでございます。

錦江町の冠水対策としましては、平成8年度に当時の都市計画課が事業認可を受け、都市下水道事業を実施いたしました。整備に34億円の費用を要すること、補助率が低く市の負担が大きいことなどにより、財政的な面から平成15年度をもって休止となったところでございます。

この金額を現在の金額で試算いたしますと、人件費や資材の価格上昇から50億円程度になるようでございます。このように建設費用やランニングコストが莫大にかかる都市下水道ではなく、海岸堤防付近の公共用地に3箇所、受水槽を設け、ポンプにより海へ排水する計画を設計会社より提案していただきました。

これらを基本に、本議会に垂水9号線の拡幅工事及び排水路整備実施設計委託の補正予算を上程しておりますので、ご承認をいただきましたら受水槽の大きさやポンプの容量、ポンプ数など、より精度の高い設計を行い、排水対策を取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○堀内貴志議員 排水対策に努め、しっかり調査した上で対策を整えてやっていくということですから、しっかりやっていただきたいと思っております。

終わりにしますが、この新庁舎建設の問題です。仮庁舎、そして設備費用を含めて概算で8億円、そして国から受けられる交付税措置8億円、合計で約16億円が、現庁舎を撤退する、なしにすると、余分に費用はかかると、必要になってくると。手出しが16億円余分にかかるということ。

そしてさらに、現庁舎のところに建て直すということになりますと、引越が、通常であれば1回で済むのが、2回かかるんだという引越費用。さらには、この庁舎跡につくるということになると、すぐに解体しなければいけない。すぐに解体費用が発生する。そして、現庁舎駐車

場を含めて手狭な状況、狭い。土地買収も検討しなければならない。土地買収がうまくいくのか、いかないのか。いったとしても、その土地の買収代、場合によっては営業補償を計算すると、もっともっと予算が膨らむということになるんです。どう考えても、メリットよりもデメリットのほうが多過ぎると思うのは私だけでしょうか。

この時期を逃すと、私個人は考えますけれども、国からの交付税措置が、この時期を逃したらもらえないと、もらえない可能性があるということですから、私は二度と庁舎建設について検討するときはなくなるのではないかなという、そういう強い危機感を持っております。

それと同時に、先ほども話しましたが、南海トラフ巨大地震が、今後30年の間に発生する確率が80%という状況である中で、庁舎勤務する職員や来庁する市民の方々の身体・生命・財産を、身体・生命の安心安全を守るためにも、これまで慎重に審議進めてきた事業をストップさせていいのかということ、皆さん、真剣に考えなければいけないと思っておりますので、そのことを強く訴えておきます。

市長、何かこれについてお話をしたいことがあれば、求めますけれども、なければ次に進みますが、どうですか。

○市長（尾脇雅弥） 今、いろんなお話をいただきました。同じような認識を持っております。もともと庁舎の話というのは、築60年、安全上危ないということが前提であります。このことは、議員の先生方もご理解をいただいて、先ほどお話をいただいたような手順を踏まえてここまでやってきておりますので、一刻も早く建て替えて、財政面、安全面、総合的に判断をして、垂水市民の生命・財産を守るというのが、私自身の一番の役割でありますから、そのためにしっかりと進めていくと。ただ、認識が十分間違った認識も含めてありますので、車座座談会等

も含めてしっかりと市民の皆様にご説明をしていくということだと思います。

○堀内貴志議員 理解を示さない方々に対してしっかりと説明して、理解を求めているかといと思います。

次のテーマに移ります。通学路の安全対策についてです。

子供の安全に詳しい日本こどもの安全教育総合研究所の宮田美恵子理事長は、今回の事件は、どこでも起きて不思議ではない。特効薬はないが、最大の抑止は地域の見守りと指摘されています。

地域で見守りの一つとして、子ども110番の家があると思います。主体は警察かもしれませんが、行政、教育委員会もこの事業と連携をして、子供たちの安心安全を守ることが一番重要ではないかなと思います。緊急、危険な状況が発生したときに、子供たちが駆け込める環境は整っているのか、もう一度、再確認して、いざというときに機能するようにしてほしいと思います。

それと、この子ども110番の活用のかの関係で、一つお願いがあります。これ事件、事故ではないのですが、先日、保護者の方から相談を受けました。子供たちが通学途中で急にトイレに行きたくなったときに、その子はたまたま通学途中で市役所があった。だから市役所でトイレを借りて用を済ませた。通学途中で庁舎があるところはいいですけども、ないところで、もし同じような事案があった場合に、子供たちはどうするのか。そういうときにも活用できる子ども110番の家であってほしいな。

例えば、急に体調不良になったとか、急に腹痛を起こした。後は通学途中で忘れ物をして保護者に連絡する、電話を借りるとか。通学途中の急な雨が降っただとか、通学途中の子供たちの様々なトラブルに気軽に相談できる環境ができないものか。その一つに、その110番の家も

活用させてもらえないものかどうか。その点、
どうなのか、ちょっとお聞きします。

○学校教育課長（明石浩久） 議員ご指摘の不
審者事案以外でも、駆け込めるようにならない
かにつきまして、お答えいたします。

各学校の不審者対応訓練の際に、警察のほう
から子供たちに向けまして、不審者だけではなくて、
困ったことがあったら駆け込むようにと
いうお話をしていただいているとのことでござ
いました。

子ども110番の家の一層の機能化に向けまし
ては、子供たちが子ども110番の家をよく知る。
対面式などを通して面識を持つ。実際に駆け込
むなど駆け込みやすい環境をつくるのが肝要
かと思っておりますので、子供たちと子ども110番の
家をつなぐ取組みの工夫等について、各学校に
指導を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ぜひ事件、事故以外にも、子
供たちが困ったときに駆け込める環境を整えて
ほしいなというふうに思います。

続いて、通学路の安全対策については、事件
以上に多いのが交通事故ではないかと思えます。
最近の大きな事故で、事故として報道されたの
は5月8日、大津市内の道路で保育園児の列に
車が突っ込み、園児と保育士を含む16人が死傷
した事故がありました。

数年前にも垂水市の牧地区で、小学生の子供
が犠牲になった事故もあります。子供たちの交
通安全対策について、本市が行っている取組み
について教えてください。

○学校教育課長（明石浩久） 交通事故防止の
取組みはのご質問にお答えいたします。

昨年度、本市の小中学校におきましては、自
転車乗車中に車と接触した1件の交通事故が発
生しております。幸い命に別状はありませんで
したけれども、現場を確認いたしますと、見通
しのよくない細い筋が、市道と交わる信号機の

ない交差点でございました。

各学校におきましては、それぞれの地域の道
路事情等を踏まえ、交通事故への危機意識を高
めながら、安全指導の徹底を図っているところ
でございます。具体的には、保健や特別活動等
の授業の中で、児童生徒の発達の段階に応じて、
交通法規を守ることや、危険を予測して行動す
ることの大切さについて具体的な指導を行って
おります。

また、毎年、年度初めに、警察や交通安全協
会と連携して交通安全教室を実施し、小学校低
学年は横断歩道の渡り方を中心に、小学校中学
年・高学年、中学生は自転車の正しい乗り方を
中心に、実際に信号機や自転車を使った具体的
な指導が行われております。また、時機を捉え
た安全指導や集団下校による交通安全指導を通
して、命の大切さや自分の命は自分で守ること
の指導も繰り返し行われております。

さらに、登校時を中心に保護者、地域ボラン
ティア、学校応援団、スクールガードリーダー
や青パト隊、警察等の皆様にも交通安全活動
を行っていただいております。

今後も、休日の交通安全網を含めまして、交
通ルールの遵守等につきまして、管理職研修会
等を通じて、指導の徹底を図ってまいり所存で
ございます。

○堀内貴志議員 交通安全対策について教育委
員会ではしっかりやっているといたっているとい
うことです。歩道整備、防護柵設置のようなハー
ド対策と、あと教育委員会が話されたように、
交通規制、交通安全教育・教室のようなソフト
面の対策、この2つのポイントから進めるべき
ではないかなと思えます。

特にソフト面については、今実施されている
と思えますけど、ハード面での整備が遅れてい
るように思います。特に横断歩道の標示、交差
点の停止線など、消えている箇所が垂水市には
多く見られますし消えかかった場所も多く見ら

れます。市内の方々から、停止線が消えて危険だからとの要望も私は聞いております。このまま放置していたのでは、重大な事故が発生する可能性は否定できません。中には、子供たちの通学路として利用されている道路もあります。今のうちに対策を講じる必要があると思いますが、市道の場合、道路の管理者である市として取り組むことはできないのか、その点についてお尋ねをいたします。

○土木課長（東 弘幸） まず、道路の危険箇所の整備でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、通学路の安全対策につきましては、各小学校区単位で合同点検を実施し、対策を行っておりますが、その他、道路パトロールや市民の皆様から要望や通報がありましたら、早急に対応しているところでございます。

次に、横断歩道でございますが、新たな設置や線の引き直しにつきましては、鹿児島県公安委員会の対応となります。昨年の12月議会において、堀添前議員より市内の横断歩道が薄い箇所があるとのこと指摘をいただきました。その際、市内の横断歩道を調査し、薄い箇所は位置図と現況写真を添え、公安委員会へ引き直しの要望を行ったところでございます。

公安委員会によりますと、県内全ての対応箇所を集約した後、優先順位を決めて対応されるとのことですので、引き直しには時間を要するようでございます。

そこで、土木課におきましては、市道の外側線や中央線が薄い路線もございまして、今後、線の引き直しを計画してまいります。市道に設置してあります横断歩道につきましては、公安委員会と協議が整えば、市において中央線や外側線を引き直す際に、併せて横断歩道や注意喚起の路面標示の線引きもできるのではと考えております。

また、停止線につきましても、横断歩道と同様の対応を考えているところでございますが、

早急に市内の道路を点検し、状況の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 できること、やれることは、即座に迅速にやっていただきたいということを強く訴えまして、本日の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

次は11時30分から再開をいたします。

午前11時21分休憩

午前11時30分開議

○議長（篠原静則） 引き続き会議を開きます。

次に、5番、梅木勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。

去る4月21日の市議会議員選挙後、初めての一般質問となりますが、選挙におきまして、いただきました皆様の負託に頑張っておりまして、市当局の方々には、よろしく願いいたします。

4月30日は、平成天皇が退位され、5月1日から新たな令和天皇が即位され、平成から令和の時代となりました。

4月30日、某新聞の社説では、平成は阪神大震災や東日本大震災をはじめ、風水害、火山の噴火など、天地異変に繰り返し見舞われた。そのたびに大きな自然に直面した災害の時代との記述があります。一方、再び、戦争の参加を招かなかったのは、明治以降の歴史で特筆すべきことであるとも記載されています。令和の時代が始まり、早1箇月が過ぎましたが、平穏な時代でありますようお願いいたします。

鹿児島地方気象台は、5月31日、九州南部が梅雨入りしたと見られると発表したが、これに先立ち、市では、5月9日、豪雨台風災害に備

え、危険箇所確認の防災点検が行われ、先日2日には、新城地区で雨の中、垂水市総合防災訓練が行われています。いよいよ大雨や台風の季節となりましたが、災害が起こらないよう祈りたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

まず1問目、市道の改良について質問いたします。

市道の幹線道路であります内ノ野線と元垂水原田線のことについては、これまで継続的に改良工事が進められていますが、内ノ野線は、対向車とのすれ違いの難しい箇所もあり、拡幅も行われています。元垂水原田線についても、側溝にふたをして道路幅の拡充がされ、利便性が向上しています。内ノ野線、元垂水原田線の改良工事は、これまで何年を要してきたのか、工事距離など進捗、概要をお聞かせください。

2問目に治山対策について、質問いたします。

平成28年の台風16号による山崩れは、至るところに無数に発生しましたが、これまで早急に災害復旧工事が行われたところがあれば、現在、工事施工中のところもあります。しかし、市木では、いまだ山崩れのままで手つかずのところがあります。これについては、昨年6月議会でも質問いたしました。これまでの対応状況をお聞かせください。

3問目に錦江町の排水について質問いたします。

これにつきましては、先ほど、堀内議員が庁舎建設上、庁舎建設場所付近の排水対策について質問がありましたけれども、若干重複いたしますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

錦江町では、道路の冠水が度々あり、定住促進住宅敷地の東角、県営住宅敷地、サンコート、

市場入り口など、雨降り時期に通行の注意を促す冠水注意事項の看板が、7箇所設置されているのを確認できますが、Aコープあたりから県営住宅付近の市道9号線周辺が度々冠水する状況をどのように認識してきたのか、お聞かせください。

4問目に、固定資産家屋全棟調査について質問いたします。

固定資産家屋については、登記申請に伴う法務局からの通知や税務課での随時調査にて把握ができていると認識しているが、今回の一般会計補正予算（第1号）に固定資産家屋全棟調査として、今年度3,050万円、継続費として7,125万円、2年間で1億175万円が予算計上されているが、調査の必要性をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○土木課長（東 弘幸） 内ノ野線と元垂水原田線のこれまでの工事概要につきまして、お答えいたします。

最初に内ノ野線でございますが、県道垂水南之郷線を起点に、瀬戸山線までの交差点を終点到に、延長1,780メートルを計画しております。工事は平成22年度から実施しており、本年度で10年目となりますが、幹線延長が昨年度で1,290メートル、改良率72.5%でございます。

次に、元垂水原田線でございますが、国道から上市木までの延長2,800メートルが計画区間でございます。平成24年度から工事を実施し、本年度で8年目となります。これまでの幹線延長は1,340メートルでございますので、改良率は47.9%となっているところでございます。

続きまして、治山対策につきましてお答えいたします。

通常、県土木が実施します急傾斜事業は、人家10戸以上の保全対象がある場合に事業採択されますが、台風16号災害につきましては、極地激甚災害に指定されましたことにより、採択基準が緩和され、保全対象が5戸以上であれば県

施工、2戸以上が市施工となりました。その後、調査を行い、県が3箇所、同じく市も3箇所採択となり、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施したところでございます。

3番目の錦江町の排水についてどのような認識を持っているかということでございますが、錦江町の排水につきましても、堀内議員ご質問の回答と一部重複する部分があるかと思いますが、ご了承ください。

錦江町の排水問題につきましては、全体的な勾配がないこと、埋立当時の想定している側溝の排水能力を大きく上回る降水量が近年あること、満潮時における排水路への海水の遡上と大雨が重なるなどが原因で道路が冠水するようでございます。

この冠水対策としましては、平成8年度に、当時の都市計画課が事業認可を受け、都市下水道を実施いたしました。整備に莫大な費用を要すること、補助率が低く市の負担額が多いことなどにより、財政的な面から、平成15年度をもって休止となったところでございます。

先ほども申しましたが、全体的な勾配がないこと、近年の異常な短時間での集中豪雨などによりまして、年数回ではあるものの毎年冠水が発生しておりますことは、十分認識しているところでございます。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） 梅木議員の質問でございます。固定資産家屋全棟調査の必要性につきまして、お答えいたします。

現在、固定資産税の家屋評価及び滅失処理については、税務課の担当係において必要に応じて現地調査を行い、処理しているところでございます。

平成7年に当時の家屋調書資料や課税台帳データをもとに、市内全域での家屋現況図調査を行って以来、一斉調査は実施しておりません。

このことから、課題として、これまでの調査

結果においても、把握し切れていない滅失家屋や把握できていない新築の建物、さらには所在地不明の家屋が潜在化しており、場合によっては、滅失家屋が判明したことにより、複数年にわたる税の返還や、新築家屋等の賦課漏れなどが発生している現状があります。公平公正な賦課を行うためには、固定資産税の賦課対象となる家屋の所在地や、現況を正確に把握する必要がありますことから、本議会に全棟調査を実施するための予算を上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。それでは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、市道の改良についてでございますけれども、内ノ野線と元垂水原田線の概要、進捗状況を聞きましたけれども、内ノ野線につきましては、原田地区から改良工事が始められ、現在、農協旧水之上支所の少し先まで改良されております。30年度につきましては、そこを越えた途中からです。越えた途中から工事がされておりますけれども、なぜそのような工事の施工になったのか、お聞かせください。

元垂水原田線につきましては、現在、元垂水から下市木2区のごみステーション手前まで改良がなされ、また、30年度の工事は、これまでの延長と上市木の2工区に分けて行われましたが、今後の計画と、平成30年度の予算1億2,000万円から、今年度の予算が4,800万円に大きく減額となっておりますが、これについての説明をお願いいたします。

○土木課長（東 弘幸） 市道の改良の今後の計画につきまして、お答えいたします。

まず、内ノ野線でございますが、平成30年度で改良しましたところにつきましては、事前に承諾をいただいていたところのみ実施したところでございます。

それでは、内ノ野線、元垂水原田線の今後の

計画についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、この2路線は、社会資本整備交付金で整備しておりますが、要求額に対し国費の割当が低く、思うような整備率につながらないところでございます。仮に国費の割当が満額であったとしまして、内ノ野線が約2年、元垂水原田線が約5年で完了するようでございますが、これまでの割当率で申しますと、内ノ野線が3年から4年、元垂水原田線が8年から10年程度かかるのではと考えているところでございます。

このように割当額によりまして、完成までの年数にかなりの差が出てきますので、はっきりと完成時期を申し上げることができません。何卒ご了承をいただきたいと思っております。

なお、内ノ野線につきましては、残り490メートル間におきまして、全ての用地で相続者が多く、まだ承諾をいただいている状況でございます。実施には相続者全員の承諾が必要でございますので、本年度は用地交渉のみ実施する予定でございます。その関係で昨年度から事業費が、今年度は内ノ野線は用地買収費のみ計上しておりますので、昨年度と比較しまして事業費が減っているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 内ノ野線が残り490メートルと、その途中の残りの部分が、拡幅もあり買収もされているというようなことだろうと思えます。それに伴う所有者の同意というか、それに時間を要するというふうなことでございました。

市木地区につきましては、あと約、上市木まで半分ぐらいの距離が来ているというようなことでございます。これについて早く上市木まで工事を進めてもらいたいという上市木地区からの皆様方の要望が強いわけですけれども、これまで元垂水原田線につきましては、平成29年度、30年度で、下市木1区・2区の集落内部分の道路改良がほぼ終わりましたけれども、30年度の

工事では、側溝がこれまでの40センチ幅から30センチ幅に縮小されたり、また、集水ますも従来の大きさから小さく変更をされており、地域からは、近年これまでにない大雨や想像以上の激しい雨が降る状況になってきているのにと、不安や懸念する声が聞かれているところです。

これから、これらの声を解消することが大変必要であり、地域の方々には事前説明を求められています。今年度の工事は下市木2区のごみステーション部分から始まりますが、ここは用水路の余剰部分を河崎川へ流す切換え装置や、集落道の集落水道の配水管の布設や種々平農道の排水も流れてくるところとなっており、複雑化しています。ついては、工事区間の関係者に工事概要の事前説明会を開催できないか、伺います。

○土木課長（東 弘幸） 工事区間の関係者に、工事概要の説明をとのご質問にお答えいたします。

元垂水原田線の設計は、平成23年度に実施しておりますが、大まかな設計ができました時点で、振興会長や市木むらづくりの役員の方にお越しいただき、下市木公民館にて説明会を行っております。その会におきまして、設計内容を説明し、様々な要望もございましたので、改良工事としまして取り組むことが可能な要望につきましては、設計に反映させたところでございます。

このように説明会を開催いたしましたので、私としましても周知は図られているものと思っておりますが、工事概要の説明を要望される方々も多いようでございますので、今後さらなる周知を図るよう予定してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁で、周知を図るという表現でございましたけれども、この周知を図るということは、説明会を開くというふ

うに考えてよろしいでしょうか。

○土木課長（東 弘幸） その年度の工事区間内の関係者、もしくは振興会長も含めて集まっていたら、現場での説明を実施してまいりたいと思っております。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ぜひ関係者に説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、先ほど、元垂水原田線について、平成30年度は下市木と上市木の2工区に分けて工事が行われたと申しましたが、工事の終点地域からは、この改良工事がいつになったら上市木区内に来るんだろうかという声が聞かれております。

今回の堂脇橋からの60メートルの工事は、上市木の皆さんからは大変喜ばれております。引き続き、2工区に分けた工事の発注はできないか、お聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 工事は複数工区に分けてほしいとのご質問にお答えいたします。

昨年度の発注は2工区に分けて発注いたしましたが、内訳は、下市木が1工区、上市木を2工区として実施しております。下市木の1工区は、残土や既設舗装盤の処分など、元垂水原田線から搬出ができますが、2工区の搬出は、その1工区の改良工事内を通行することができないため、また、河崎川沿いの市道を通行するためには、地域住民や児童生徒に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、少し遠くなりましたが、野久妻方面へ迂回し、搬出したところでございます。

このように、複数工区での発注となりますと、搬出するルートなど調整が必要でございますが、今後、地区内での調整ができるようであれば、工区を分けた発注を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 今後、調整してみたいという

ようなことでもございましたけれども、ぜひ調整をしていただいて、今年度も2工区に分けた発注をぜひお願いしたいと、これは地域からの要望としてお願いをしておきます。よろしく願いいたします。

次に、治山対策についてでございますけれども、先ほど、28年度の災害によって山崩れが起きたけれども、それが進んでいないというようなことで質問をいたしましたけれども、理解の得られるような答弁ではなかったかなと、こういうふうなふうに思っております。

そこで、この具体的に言いますと、城山地区の危険箇所地区の崖崩れでございますけれども、なかなか昨年も、先ほど申しましたけど、今年の6月にもこの件について質問をしたところでございますけれども、昨年の答弁では、治山にするか、急傾斜にするか、確かそういう表現だったと思いますが、県では協議中だということで、そこで止まってしまっているんですね。そういう答弁だったんです。それから1年が過ぎましたけれども、どのようにその後、協議がなされているのか、具体的に県にどのようなふうにお問い合わせがされているのか、そこあたりをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○土木課長（東 弘幸） 下市木地区の山腹崩壊の進捗状況につきまして、お答えいたします。

この山腹崩壊につきましては、昨年6月議会でもご質問をいただきましたが、崩壊箇所の西側に既設の治山施設があり、一部が保安林になっております関係で、大隅地域振興局の建設部と農林水産部の協議において、先に事業化できるほうで実施することとなる旨の回答をしております。

その後の状況でございますが、治山は調査及び予備設計が実施されており、急傾斜につきましても昨年度予備調査を行い、国土交通省に概算要望を行ったようでございます。要望が採択されましたら、来年度に詳細調査を実施し、令

和3年度に概略設計と実施設計を行い、その後、工事着手に入る予定であるようでございます。いましばらく時間がかかりますので、その間はパトロールを実施し、現状の把握に努めますと共に、住民の方々には大雨時や台風時に早目の避難をお願いするものでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。市木地区には急傾斜危険箇所が多数存在いたしますが、これまで、今申しました城山地区を含めて3箇所の整備要望書が提出されておりますけれども、まず、ただいま申しました城山地区、それと危険箇所標識がありますけれども、この番号で言いますと、ナンバー3201の下市木3区地区、ナンバー1980の上市木地区、これは実際は中市木にあたりますけれども、ここについて整備要望がなされておりますけれども、これまでどのような検討、対応がなされてきているのか、お聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 下市木の崩壊につきましては、先ほど答弁したとおりでございますが、中市木につきましては急傾斜事業でございますが、これらにつきましては、既に県に対して要望書は出しております。

その中で、先日開催されました大隅地域土木事業連絡会の監事会におきまして、台風16号災害で崩れた箇所が、本年度完成する見込みであるため、新たな危険箇所の対策を予定することとございました。実現に向けまして早急にまた実施していただきますよう、引き続き要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 梅木議員のご質問でございます市木・永吉地区の対応についてお答えいたします。

要望箇所の市木・永吉地区の山腹崩壊箇所については、平成22年に壊れ、翌年から平成26年にかけて治山事業として整備ができないか、県

に要望いたしておりましたが、用地の承諾が得られず、その間に現地の法面は草木が生えそろう、自然復旧した状況であり現在に至っております。

平成28年の台風16号災害でも下から雨風が強くと、一部法面が崩壊し、壊れた土砂と壊れた竹で、左岸側の堤体上の用水路を塞いでしまいましたが、その年の米の作付までには工事は完了したところでございます。

この市木・永吉地区に関しましては、これまで数回、山腹崩壊が起き、幸いにも大きな災害には至っておりませんが、再度地元の意向、用地の状況等を調査し、治山事業で工事の要望も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ただいまの農林課長の答弁なんですけれども、永吉地区ということでございますけれども、私が、この要望書が出されているという箇所は、下市木の3区にごみステーションがありますけれども、その前のところに危険箇所の標識が立っておりますけど、先ほど、ナンバーも申しましたけれども、そこの前の川沿いの山崩れなんです。

もう以前、山崩れをして、隣がいつまた大雨・台風等によって崖崩れがするんじゃないかと。その周辺の皆さんは、大雨や台風が来るたびに不安を抱いていらっしゃる場所なんです。そのところを要望しておりますので、そこについての要望をもう一回聞かせていただけませんか。

○農林課長（楠木雅己） 先ほども回答いたしましたけれども、用地交渉のほうはなかなか進んでいないという状況がございまして、ちょっと延びていると。用地交渉が整い次第、県のほうに要望を挙げていって、県のほうでも優先順位はございますので、その際にはまた地元と協議してまいりたいというふうに考えております。

○梅木 勇議員 なかなか今の答弁からすると、現実的には大変な事項といえますか、そういう点がありますけれども、地域の皆さんは大雨や台風が来るたびに不安と心配で、台風が接近すると高齢者もあることから、いち早く知り合いや避難所へ避難を繰り返されております。このような状況が一刻も早く解消されるよう、整備事業が早期実現できるよう、関係者の皆様のさらなる頑張りをお願いしておきたいと思っております。

以上で、この件については終わります。よろしくお願いいいたします。

次に、錦江町の排水についてでございますけれども、私は、先ほど堀内議員も、新庁舎建設予定地の周辺の排水対策にということで質問されましたけれども、関連がありますけど、私は、垂水9号線の測量設計業務委託についての観点から聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

令和元年度垂水市施政方針及び予算（案）の資料に、垂水9号線測量設計業務委託2,000万円、市道垂水9号線の拡幅工事及び排水路整備に伴う測量設計業務委託としてあります。この9号線については、昨年9月議会でも、補正予算（第3号）に調査測量設計管理委託として予算3,650万円が計上されたが、このときの基本設計に基づく実施設計と考えるが、道路沿いのみの拡幅・排水路整備なのか、実施設計について具体的に聞かせていただきたいと思います。

○土木課長（東 弘幸） 垂水9号線の設計業務の内容でございますが、ロータリーのバス駐車場付近を起点に、中央病院から本城川までを終点としました延長828メートルのその他市道でございます。このうち、改良計画は、起点から中央病院までを予定しており、両側に幅員1.5メートルの歩道を備えた2車線道路でございます。

現況の歩道は、比較的幅員が狭く、また横断

勾配が急であるため、歩きにくいとの印象をお持ちの方もいらっしゃるのではと思っております。そこで、これらのことを解消するため、歩道のフラット化と庁舎建設に伴い、歩行者も増える見込みであるため、海側の歩道を1メートル拡幅し、2.5メートルとする計画でございます。

昨年度、基本計画を実施しておりますが、本議会に上程しております補正予算をご承認いただきましたら、より精度の高い設計を行い、併せまして錦江町一帯の全体的な排水計画も行うことで、市民の皆様が安心して利用できる道路整備を心がけると共に、冠水対策につきましても取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。道路拡幅については、中央病院側のほうの道路を拡幅するというようなことと、それと、先ほど何回も繰り返しますけれども、堀内議員に対する答弁の中で、排水については終末貯水槽ですか、そういうのが何か設けるといようなことでしたけど、この計画の中で、それが行われるだろうと思っておりますけれども、具体的に護岸のほうに、何箇所の貯水槽を設けるような計画なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○土木課長（東 弘幸） この基本設計の中では、貯水槽といいますが、受水槽はそこまで大きくはないんですけれども、それを一応3箇所、設けまして、各槽にポンプを置いて排水するという計画を持っております。この実施設計で精度の高いまた設計を行いまして、その受水槽の大きさとか、ポンプの容量、数をしっかりと把握してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 冠水対策については、3箇所ほどの受水槽を設けたいということですけど、ここあたりの冠水、排水については、皆さん、ご承知のことと思っておりますけれども、潮の干潮・

満潮に大きく影響しておりますよね。そういう観点からすると、単純ですけれども、大きな貯水槽を設けて、干潮になれば必ず水は引きますので、干潮・満潮は6時間ごとに繰り返して、1日にこうして繰り返されていきますけれども、そういう方式の一部を取り入れたことも必要ではないかと思っております。

今回の説明では、ポンプで排水をするというようなことですが、いずれにしても、これの対策をしっかりと進めていただきまして、錦江町、中央病院付近一帯の皆さんの方々の不安を解消していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、固定資産家屋全棟調査についてでございますけれども、さきに調査の必要性を聞きましたが、調査はどのようにして行うのか。例えば、外からの目視による家屋の所在の確認だけなのか、調査の内容は、調査の契約はどのようにされるのか、お聞かせください。また、今回の調査による成果は、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○税務課長（港 裕幸） 梅木議員の2回目のご質問でございます、固定資産家屋全棟調査の調査内容につきまして、お答えいたします。

調査内容につきましては、委託事業者が、既存の地番家屋現況図や航空写真資料を活用しながら、家屋課税台帳及び見取図を基に、現地にて家屋一棟一棟について現地照合作業を行い、滅失漏れや賦課漏れ家屋を把握し、得られた結果に基づいて現システム化された最新の家屋現況図を作成するものでございます。

また、調査の過程で判明した賦課漏れ家屋につきましては、現地における家屋評価作業に基づき、評価調書及び家屋見取図を作成した上で、最終的には賦課のための課税標準額の算定までを行うこととしております。

調査で得られました結果に基づく税額の減額または増額更正につきましては、次回評価替年

度の令和3年度賦課において反映する予定でございますので、このことが、今後得られる成果だと考えております。

なお、委託事業者につきましては、専門的な知識や技術及び調査実績がある事業者を公募の上、選定する予定でございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。成果としては、来年の賦課に成果が出るというようなことではございましたけれども、今回のこの調査は空家も調査もするとなっておりますが、空家については、平成27年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されております。この法律では、空家等と特定空家等に転移されているが、特別措置法に基づいた空家調査なのか、お聞かせください。

○税務課長（港 裕幸） 梅木議員の3回目のご質問でございます、空家調査の内容についてお答えいたします。

空家調査につきましては、平成24年に市職員によります全庁的な取組みで市内一斉の調査を行って以降、市内の空家調査は実施されておられません。

近年、空家に関する情報は、施策や事業を推進する上で様々な課が必要としており、空家の正確な実態把握が急務であると考えております。

このことから、関係課とも協議の上、今回税務課において実施を予定している全棟調査に加えて、空家の実態調査を行ったほうが、最も効率的であるとの考えのもと、実施しようとするものでございます。

調査内容につきましては、全棟調査時点において家屋の現況確認や周辺住民への聞き取りを行い、空家と認められる家屋について、全棟調査結果とは別にデータベース化を図ることとしております。このことにより、市内全域での空家件数や所在地等の実態を把握することで、他の課における空家対策の検討や対応策など、有効

に活用できるものと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。空家については、垂水市空家対策委員会設置要綱が制定されておりますけれども、対策委員会の資料や企画政策課、土木課等の空家対策事業にも大いに活用されるようでございます。空家対策が、今回の空家調査によって大きく前進するものと期待しております。どうぞ頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は午後1時15分から再開いたします。

午後0時8分休憩

午後1時15分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、新原勇議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔新原 勇議員登壇〕

○新原 勇議員 今回、私の政治のモットーに、心をつなぐ、人をつなぐ、政治をつなぐの、市と市民と議会とのかけ橋になれるよう頑張っていくしますので、皆さんよろしく願いいたします。なお、議場での言葉など至らないこともあると思いますけれども、また、後ほどご指導のほうをよろしく願いいたします。

今回、垂水も日本遺産の中で垂水麓が登録され、市外、県外、国外と観光に来られると思います。その立て看板の案内にも、その場所だけでなく、牛根、新城にも足を運んでもらえるような観光案内板であってほしいと思っております。

そして、先日、東京オリンピックの聖火ランナーのコースが新聞でありましたが、垂水市は

通らないことがわかり、非常に残念です。まだ正式な決定ではないが、市長、何とかここ垂水のほうも、未来の子供たちのためにも通るように頑張してほしいと思っております。

それでは、議長の許可を得て、通告どおり質問いたします。

まず、プレミアム商品券についてでございますが、今回、従来のプレミアム商品券、地元の消費拡大、地域経済の活性化に資する目的とする従来のプレミアム商品券と、消費税引上げに伴う低所得者、子育て世帯への消費への影響の緩和及び地域の消費の短期下支えを目的とするプレミアム商品券発行補助事業について質問いたしたいと思っております。今回、この補助事業についてお聞かせください。これは、どういう手順で、いつ、誰に、どのように販売するのか、お聞かせください。

次に、垂水高校振興対策についてですが、垂水高校対策協議会補助の予算の内訳はどのようになっていますか、お聞かせください。

3番目に垂水中央運動公園の改修事業についてお聞かせください。児童公園の改修ですが、ぜひとも、この中で健康遊具も併せて設置してもらいたいが、計画はどうなっていますか。

そして、市木原田線の市道については、梅木議員が午前中、質問されたのと同じでございますので、割愛させていただきますが、市木線の場合は8年から10年ということでございますが、もう少し、上市木、上部のほうでは山崩れ等が度々あり、大型トラックなどが頻繁に出入りすることが多いので、生活市民の方々も離合が大変多くございますので、もう少し期間の減少をお願いいたしたいと思っております。

次に、旧フェリー跡地の質問についてですが、これは市民の噂でございますが、契約書の中に覚書で買戻し条項があると聞きました。そのときの違約金の発生があるか、実際、発生したのか教えていただきたいと思っております。

次に、職員のリーダー研修について伺います。仕事のスキルは当然だが、これからの垂水市を引っ張る職員自体の若手リーダーの育成については、どうされているのかお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます。どういう手順で、いつ、誰にどのように販売するのかについて、お答えさせていただきます。

今回のプレミアム付商品券事業は本年10月に予定されております消費税及び地方消費税引上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和すると共に、地域における消費を喚起、下支えするため、プレミアム付商品券の発行を行う市区町村に対して国が財政支援を行う事業でございます。上限2万5,000円の商品券を2万円で購入できるものでございます。

対象者につきましては、低所得者は令和元年度の住民税が非課税である者で、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族及び生活保護受給者を除くとされております。子育て世帯は、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯主でございます。

次に、購入手続についてご説明いたします。低所得者につきましては、福祉課に商品券購入引換券交付申請を行っていただき、要件確認を行った後、当該者に対して購入引換券を交付させていただきます。申請期間を7月中旬から11月末までの間と予定しております。子育て世帯主につきましては、申請は必要とせず、対象となる子供の数の購入引換券を9月以降、順次発送する予定でございます。商品券の販売につきましては、垂水市商工会に実施していただく計画で協議を重ねているところでございますが、対象者は交付された購入引換券を商工会窓口で提示し、購入していただくことになります。

なお、販売期間を10月1日から令和2年1月31日までの間とし、使用期間を同10月1日から

令和2年2月29日までの間を予定しております。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 新原議員のご質問でございます。鹿児島県立垂水高等学校の振興対策につきましてお答えいたします。

垂水高等学校振興対策につきましては、地域の活性化は教育にありという信念に基づいて、市民が安心して暮らせる教育環境を整えると共に、垂水高等学校の存続及び振興・発展を支援することを目的に、平成15年度に垂水高等学校振興対策協議会を設立し、同校の振興対策等についてご協議いただいているところでございます。

協議会費につきましては事務局費2万円となっており、また、高校への振興対策予算につきましては、通学費補助金、広報支援補助金、部活動等活性化補助金、検定試験費等補助金、東進スクール通信講座受講料補助金、家賃補助金等の本年度1,125万円を計上し、支出するものでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 健康遊具の設置についてお答えいたします。

垂水中央運動公園につきましては、平成22年度にふるさと応援基金を活用し、時計塔近くに3基設置しております。ご質問の同公園の児童広場でございますが、市長の重要施策であります子育て支援や市民の皆様から老朽化した遊具の取替えなど、様々な要望を受け、昨年度、改修に向けた実施設計を行ったところでございます。

改修計画の内容でございますが、既設の木製遊具は老朽化が著しいため、全て撤去し、乳幼児用の遊具や新たなブランコの設置、コンビネーション遊具、さらに築山を利用した幅の広いすべり台の設置を計画しております。また、運動公園を周回するなど、運動される方々も多いことから、散歩コースに垂水スポーツランド

にも設置しておりますゴムチップ舗装と児童広場内にお尋ねの健康遊具を2基設置する計画でございます。

次に、その他の公園にも健康遊具を設置できないかとのことですが、昨年度、公園遊具の長寿命化計画を作成しましたが、調査の中で、現在の安全基準に適合しない遊具があるとの報告を受けております。このようなことから、当面は遊具を使う子供たちの安全を優先し、遊具の安全対策を図ると共に、長寿命化計画に基づき整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます、旧フェリー跡地の契約解除にあたり、違約金は発生したのかにつきまして、お答えさせていただきます。

新庁舎建設予定地となっております旧フェリー跡地につきましては、土地所有者である垂水市土地開発公社と購入相手方との間で平成25年6月に売買契約と売買に関する覚書が締結され、契約に基づき支払いが行われておりました。そうした中、平成29年2月に垂水市から垂水市土地開発公社に対し、旧フェリー跡地が新庁舎建設の候補地となったことを説明し、購入相手方へ代金のお支払いの一時猶予をお願いしたところでございます。その後、平成30年3月に垂水市新庁舎建設基本計画が決定されたことから、同年7月末に垂水市土地開発公社と購入相手方と契約解除について合意されたため、売買契約合意解除契約書を締結しております。

議員ご質問の違約金の支払いはなく、手付金と元利金のみを返還させていただく内容で契約解除書が締結されたらと垂水市土地開発公社から報告を受けております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 新原議員の市職員のリーダー育成研修についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本市の職員研修につきましては、垂水市職員研修規程第2条において、職員が資質を向上し、職務に必要な知識及び技能を習得させるために研修を行うことと定めております。特に近年は地方分権の一層の推進による地方公共団体の役割の増大、市民ニーズの高度化、多様化、厳しい財政状況や財政改革プランなどによる職員数の減少を背景に、昨今は個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められてきており、限られた職員数で最大限の行政効果が発揮できるよう、職員個々の能力及び業績の向上を図ることを目的に研修を実施しております。

本市での職員研修の内容は、職場外研修として鹿児島県自治研修センターでの職責ごとの研修や職務に必要な専門的知識・技能を習得させるための専門研修を実施し、また、職場内研修として個人情報保護のための情報セキュリティ研修や、最近は人事評価研修などを実施して、職員のスキルアップに努めてきております。

議員からの今回の提案につきましては、市政繁栄に携わる職員のスキルアップのための提案であると認識しており、感謝申し上げます。我々も職員の資質向上のための研修については重要なことだと考えておりますので、職員のスキルアップになるような研修に関する情報収集については、積極的に行うと共に、職員への情報提供に努め、職員個々の能力向上に努めてまいります。

○新原 勇議員 それでは、順を追って一問一答方式で2回目の質問を行います。よろしくお願いたします。

プレミアム商品券発行補助事業について、対象人数はどのくらいいらっしゃいますか。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員お尋ねの対象者数につきましてお答えさせていただきます。

まず、低所得者につきましては、令和元年度

の住民税の賦課が確定しておりませんので、平成30年度の住民税非課税者を参考に8,900人で予算を積算しております。なお、非課税者の被扶養状況が現時点では不明であるため、対象者は減るものと見込んでおります。

次に、子育て世帯主につきましては、平成31年3月末の3歳未満児の人数を参考に240人を見込んでおります。

以上でございます。

○新原 勇議員 低所得者がまだ確定していないということですが、応募期間までには、その方がわかり、その人たちにも直接、申請書を送るということによろしいですか。低所得者数が今、決まっていないということで、確定したら、その人たちに直接送るということによろしいですか。

○企画政策課長（二川隆志） 低所得者の方々につきましては、その通知から送るのではなくて、申請をしていただくという形になります。

○新原 勇議員 通知をして申請するわけですよ。今、30年度がまだ確定していないということだったので、確定した時点で通知をするということによろしいですか。

○企画政策課長（二川隆志） 低所得者の方々につきましては、大体、この方々が対象になりますよという告知はいたしますけれども、通知書はお送りいたしません。あくまでも通知書をお送りするのは子育て世帯の方々になります。

○新原 勇議員 では、この低所得者と低所得者じゃないというのは、みんな市役所に行って、通知をして、じゃあ私は違うというのがわかるということですか。

○企画政策課長（二川隆志） それにつきましては、福祉課のほうで確認していただく形になります。

○新原 勇議員 低所得者の方は、——方が多いと思いますが、その方々にはどういう販売をされる予定でありますか。

○企画政策課長（二川隆志） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

販売につきましては、商工会の窓口以外に期日を定めて、新城地区公民館及び牛根地区公民館で販売するよう、商工会と協議を進めているところでございます。

また、低所得者の購入引換券交付申請につきましては、本庁の申請受付期間と合わせまして、新城支所及び牛根支所でも受付を行う予定でございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 その販売というのは1回限りなんですか。新城とか、牛根とか、そういう販売について。

○企画政策課長（二川隆志） 販売回数については、まだ協議を、今行っているところでございます。

○新原 勇議員 対象者が直接通知書を持って来なくて、新城で売られる、牛根で売られるということで、直接、本人が来られた場合は、どのような対処方法を取られる予定ですか。

○企画政策課長（二川隆志） 今、個々の事務対応につきましては、協議中でございます。

○新原 勇議員 今回、この補助事業については、大変、大きな金額が組んであります。でも、組んであっても、低所得者、子育て世帯の方は車があるからいいと思うんですけども、低所得者の方々は、今、いろんな事件とか、そういうのを気にされて、全くはがきも見ない。そして、こういうのが来ても関心がないということで、プレミアム商品券が発行が出ないことには、やはり我々商工業者の方も売上げにもつながらないことですし、また、所得者の方にも25%という大変にいいプレミアム率のことがありますけれども、この方々に問い合わせをしても来ないという方にどんなふう to 発信をしていく考えでありますか。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員お尋ね

の周知、広報の方法についてお答えさせていただきます。

先般、広報誌5月号に事業実施についてのお知らせを掲載させていただいたところでございます。今後も、広報誌7月号から申請開始、販売開始とのタイミングで適宜、掲載する予定でございます。そのほか、7月を目途にチラシの全戸配布、市の公式ホームページへの掲載、コミュニティFMでの割込み放送、関係機関及び取扱店でのポスター掲示等を実施し、対象となる多くの方に購入し、使用していただくために周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 周知のほうをよろしくお願いたします。また、ホームページなど、低所得者の方が見るとは限らないので、郵便局とか、年金をもらう場所にポスターとか、そういうのを貼られて、消費拡大に、どうかよろしくお願いたします。

次に、垂水高校についてですが、垂水高校について、バスの通学補助等、父兄の方々からは大変好評であると、よく耳にしております。それと、垂水高校の存続のために、民間のあしなが100人委員会からも入学者に対して祝い金を差し上げ、垂水高校を応援しています。しかし、垂水高校の教室にはエアコンが設置されていません。平成31年第1回定例会で篠原議長が質問されていますが、その後、どういう取組みになりましたか、お聞かせください。

○教育総務課長（紺屋昭男） 新原議員のご質問でございます、平成31年第1回定例会でご質問がありました、垂水高校のエアコン設置についてのその後の対応でございますが、垂水高校の施設につきましては、議員ご承知のとおり、県が所管していることから、本市議会で垂水高校のエアコン設置についての要望を含めた一般質問があったことを県教育庁、学校施設課へお

伝えし、再度確認しましたところ、第1回定例会の答弁でもお答えしましたが、県立高校のエアコンの設置方針としては、普通教室については設置しないとのことでございました。

以上でございます。

○新原 勇議員 確かに、県のホームページに平成27年の12月で普通教室の空調に対しては、同窓会が自発的に設置し、維持管理に必要な経費等は一切を負担して設置されているということで書いてあります。そして、県下60校の中にエアコンの設置がないところが20校でございます。このまま放置して、果たしていいんでしょうかと思っております。5月にも北海道で39.5度と異常気象がありました。ここ二、三年、鹿児島にも非常に暑い夏が来ています。去年、その前、子供たち、先生の体調もとても心配されますが、このような中、今年はどうするのか。お聞かせください。

○教育総務課長（紺屋昭男） 新原議員のご質問でございます、今年の夏の垂水高校の対応につきましてお答えいたします。

垂水高校に、今年の夏の対応等について確認しましたところ、エアコンが設置してある特別教室などの利用や教室内の温度を下げるためのミスト機能つき扇風機の導入の検討、熱中症対策として授業中の水分補給などによるきめ細やかな対応を行っていく考えであるとのことでございました。

以上でございます。

○新原 勇議員 この暑い中、エアコンのない中で今からも勉強すると。市長、どう思われますか。

○市長（尾脇雅弥） 垂水高校の問題に関しては、私が初めて市長に当選をさせていただいた直後からの問題でありまして、そのときには統廃合も含めて、あり方検討委員会というのがございました。垂水高校が一番厳しい状況でございましたので、皆さんと一緒に、どうして

存続をしていくかということから始まったわけです。結論としては、地域に貢献し、支えられる学校ということで、先ほど担当課長が申し上げたような、様々な手立てを講じて、官民一体となって盛り上げて協力をいただいているわけです。実際に、子供たちも人口減少社会の中であって、一生懸命頑張っておられると。中身に関してはできることはやっていると申しますが、あくまでも主体は県ということですので、本来であれば県が設置してやるべきだというのが筋だと思います。とはいうものの、なかなか県も財政難の問題がありますから、じゃあどうするのかなという話になります。どこまで、どういう形で関与するかという課題はありますけれども、昨年なんか大変暑い中で勉強していくというには問題がありますので、当面の課題の対策としては、先ほど担当課長が申し上げたようなことでありますけど、今後、やはり同じような、とても勉強ができるような環境ではないという状況が続く可能性がありますので、このことは県ともしっかりと協議をして、我々として何ができるかと。垂水高校の問題というのは中学生の出口の問題だけではなくて、200数名の先生も含めていらっしゃるから、ある意味、役所に次いで大きなところですので、まちの存続にも直結いたしますので、しっかりと考えていきたいというふうに思います。

○新原 勇議員 今回、垂水高校は鹿児島応援基金ということで、募集に手を挙げられております。これは、ふるさと納税基金と同じで、鹿児島県に寄附をしてくださいと。その中で垂水高校がそこにクーラー設置とか要望があって、鹿児島県に応援の寄附をする方に対して、その中で垂水高校にお願いしますということではないと寄附をもらえないということで、もし、寄附を1万円して、1万円を垂水高校にお願いしますと言っても、その中の5,000円しか垂水高校

には入らずに、残りの5,000円は人材育成のために大学の入学時の奨学金などに活用させていただきますということになっております。だから、垂水市のふるさと納税のほうは、その分は垂水市に入りますけれども、この場合は、垂水高校にお願いしますと言っても半分しか入らないために、じゃあそれで、来年、クーラーが買えるかという、多分、そうではないと思います。だから、ぜひとも、それを踏まえて、垂水のふるさと基金と県の応援基金と併せて検討協議してもらって、どうしても垂水高校の生徒たちに環境のいいところで勉強してもらいたいと思う。それがやはり垂水高校の存続の問題となると思います。

同じぐらいのという言い方は語弊がありますが、2つ高校があって、一つはエアコンが効く、一つはエアコンが効かないと思えば、それはエアコンの効くほうにみんな行きますので、それを踏まえて、やはり市としても、県は垂水市がつけてくれると思えば、喜んで、さあどうぞどうぞと言うのは当たり前でございますが、県も、この回答書を見れば、県はエアコンはつけませんよというような感じですので、ぜひ、併用でお願いしたいと思います。

また、今回、リースのスポットクーラーなんかも考えて、併用で予算として考えてもらえれば助かりますので、よろしく願いいたします。

○議長（篠原静則） 要望ですか。

○新原 勇議員 はい、要望です。

次に、垂水中央運動公園の改修事業についてですが、健康遊具についてですが、ほかの公園でもベンチタイプでもいいので、導入してもらいたい。現在、垂水市民の方は健康意識が高い方が多いので、ウォーキングされる方がたくさんいらっしゃいます。ベンチ1つあって利用されるだけでも、公園に子供たちが遊んでいても見守りになるし、犯罪抑止にもつながります。そして、中高年の健康づくりや老化防止にも役

立ち、健康プロジェクトにも力を入れている垂水市としては、このような取組みを積極的に取り入れていただきたいが、いかが思いますか。

また、健康遊具を使った体操教室セミナーなど、開催があれば、ますます健康づくりに精進され、病院などに行く回数も減るはずです。健康長寿命活動にいかがですか。

○土木課長（東 弘幸） 遊具につきましての回答でよろしいですか。新原議員がおっしゃいますように、市内におきましては、散歩、ウォーキングをされる方々が、特に中央地区では多ございまして、昨年オープンしました垂水スポーツランド内でのウォーキング、あとはまた、周辺での、周辺といいますのは運動公園内の周りを歩かれる方がいらっしゃいます。ということで、今回、整備の内容も、ちょうど児童広場内も散歩コースとしまして、芝が、歩かれるところがないというような状況で、歩かれる方も多いんだという推測のもと、ゴムチップを張るように計画しております。

さらに、先ほども申しましたとおり、その児童広場内にも2基設置するような計画でしておりますので、まずは、その他の公園につきましては、子供たちの安全を優先しまして、さらに設置をしてほしいという要望が強い公園につきまして、その後検討ができるのではないだろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。ベンチを新しくつくるにしても、健康遊具のベンチを1つ置いてもらうだけでも大変助かると思います。

市木原田線の市道については、梅木議員と質問が同じですので、関係者に情報提供を促すということで、割愛させていただきますが、市木については8年から10年ということですので、割愛させていただきます。

次に、旧フェリー跡地についてでございます

が、新庁舎建設について、ボーリング調査の結果が、この前もまだということでしたけれども、結果報告はいつぐらいになる予定でございますか。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます、ボーリング調査の結果報告についてお答えさせていただきます。

今回の地質調査は、庁舎建物の耐震工法を柱頭免震としていることから、建築確認申請に国土交通大臣が指定する機関が性能評価を行う、いわゆる大臣認定が必要でありますことから、この大臣認定の手續に必要な調査となります。調査内容でございますが、通常行われるボーリング調査についても、地質の傾斜を確認するため、3箇所実施し、地盤中の縦波、横波の伝わる速度を計測するP S検層や地層の密度を測定する密度検層などのデータ収集、解析作業となっております。

現在の状況を設計事業者を確認したところ、現地でのボーリング調査やP S検層等の調査、そして室内で行う土の粒子の大きさ、比重、含水量等の現地の土の性質及び状態を把握するための土質試験が終了し、現在、液状化判定や模擬地震波作成等の解析作業が行われているとのことでございます。

ご質問の結果報告につきましては、この解析作業に基づく地盤改良工法及び建物の基礎構造についての検討後になります。設計事業者からは7月中の提出を予定していると報告があったところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。基本設計の一番大事な部分だと思いますので、この部分がないと、大体の設計の予算とか、そういうのができないと思っております。

次に、先ほどから出ておりますけれども、根強い市民の不安、安心・安全は今、車座座談会でありますけれども、こういうことを続けて払

拭できると思いますか。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます、根強い市民の不安や安心・安全は払拭できるかについて、お答えさせていただきます。

現在、取り組んでおります車座座談会では、先ほど川越議員のご質問にお答えしましたとおり、全ての会場で説明を聞いて疑問点が解消されたとの成果がありますことから、今後も粘り強く、車座座談会を開催して、少しでも市民の皆様の不安を払拭できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新原 勇議員 ありがとうございます。車座座談会で、市側が、ある程度、市民も納得したし、これでいいかとなったときに、やはり根強い反対の方は、もう幾ら説明をしても反対に根強いのは根強いと思います。では、そのときに住民投票で現在地がいいか、旧フェリー跡地がいいかというのは住民投票で市民に問うたらいかがかと思うんですけれども、そういう予定はありますか。

○企画政策課長（二川隆志） 現在の状況では、たればの話になりますので、そういった動きがありましたら、そのときに応じて、事務も粛々と進めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○新原 勇議員 今、埼玉県蕨市のようにコンパクトな庁舎を目指さないかとありますけれども、同じく、この蕨市も庁舎建設をしております。ここは人口は7万人、職員が274人で、非常勤を合わせて320人ほどです。垂水が250人。そして、ここの敷地面積は370平米でございます。そして垂水は300平米。コンパクトな庁舎建設に取り組み、総務省の計算では、この蕨市は8,400を6,500平米にしております。垂水市は5,800平米。

今回、設計も意見を取りやすい従来方式ですので、もっとコンパクトにできるはずです。我々だって家をつくるとき、モデルハウスを見ていいなと思い、いざつくると思うと、ここはいらぬとか、10帖を6帖にしてほしいとか、オープンキッチンをもう少し小さくしてとか、身の丈に合ったつくりになっていくものです。できるまちはできています。垂水も模範となるような市庁舎づくりをしようと思いませんか。そのことについてどう思われますか。

○企画政策課長（二川隆志） 新原議員のご質問でございます、埼玉県蕨市のようにコンパクトな庁舎を目指さないのかにつきまして、お答えさせていただきます。

埼玉県蕨市は面積は5平方キロメートルと非常に小さいまちでございますが、人口は7万5,000人の都市化したまちでございます。蕨市の庁舎は竣工後55年を経過しており、本年3月に新庁舎基本構想、基本計画を策定したところでございます。

議員ご指摘のとおり、庁舎基本計画の基本方針の一つに、コンパクトな庁舎を定めており、新庁舎の延床面積の必要規模算定において、コンパクト化率を設定し、面積の削減目標を掲げているようでございます。このコンパクト化の背景には、蕨市の面積が本市の162平方キロメートルと比較して非常に狭い自治体であることから、上位計画の将来ビジョンにコンパクトシティ蕨を掲げ、限られた土地を有効利用していくという理念に基づくものと推察されます。

本市の庁舎建設基本計画における延床面積でございますが、一般的にどの自治体も採用している総務省起債許可標準面積基準を参考にしながら、上限値の目安を6,000平方メートルとしているところでございます。今後、基本設計業務において、市民の皆様の声を聞きながら、必要な機能の面積が確保された延床面積を決めることとなりますが、基本計画にも明記してある

とおり、効率的、効果的なレイアウトとするなど、面積の縮減に努めておりますことから、結果的にコンパクトな庁舎と言えるようにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○新原 勇議員 コンパクトな庁舎をぜひよりしくお願いいたします。なぜかという、平米50万ぐらいといえば、100減ればそれだけ減るわけですので。

先ほどの質問で、市民の方からいろんな要望があって、いろんなものに対して組み入れていると言われてはいますが、必要であるもの、必要でないもの、庁舎でございます。最初の案では図書室がほしいとか、カフェがほしいとか、そういうのがありましたけれども、わざわざ庁舎に来て本を読むんだったら図書館に行って本を読んでほしいとか、そういうのもありますので、無駄なところは省いて、できるだけ使いやすい、そしてあまりにも大きくならない、コンパクトな庁舎を希望しますので、よろしくお願ひいたします。

最後ですけれども、市職員のリーダーの育成研修についてですが、市職員のリーダー研修については、夏祭りとか瀬戸口藤吉翁コンクールとか、夏の草刈りボランティア活動に一生懸命取り組んでいる姿には私も感銘しております。あと、強いて言うならば、庁舎内で元気を出してほしいです。笑顔とあいさつで。以上です。質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は2時10分から再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、持留良一議員の質疑及び質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、質問に入っていきます。最初の質問は、市長の政治姿勢のあり方という点で2点質問をいたします。

最初は住民投票について質問いたします。私は大事なことは住民の参加で、そして主権者自ら意思を表明する機会を保障するというのが、今日の地方自治、住民自治の到達点だと確信をしています。そのことは、垂水市の行革大綱にも改革の柱、市民参加の推進で方策が示されています。そこで住民投票は一般的に投票という手段により直接住民の意思を確認する仕組みであり、政治の主権者は住民であり、その住民自らの意思を直接表明する機会を、より多く持つということによって、かえって自治体の政治を活性化し、市長と議会の責務をますます増すことになると言われてはいます。住民投票についての見解を伺います。

次に、新庁舎の位置の問題及び手続論について整理する視点で質問をいたします。1点目は地方自治法第4条1項、2項との関係と法が求めていることをどのように理解され、取り組みを市民に説明されてきたのか伺います。

2点目は3項の関係で、前回の質問の回答は建設の財源の見通しも立たない時期に制定をするのは適当でないと、現段階では提案しないというものでした。しかし、車座座談会等での説明会では、先ほど、参加者に財源の見通し等も説明されているはずですが、私の見解は、条例案を阻む壁はないのではないかと考えます。であれば、早期に事務所の位置等に関する条例案を提出するのが本来の考え方だと思いますが、市長の見解を求めます。

次に、森林経営管理法の影響と対策及び林業活性化へ向けての質問です。森林経営管理法の運用が始まります。この法は森林所有者に主伐

等を行う義務を課し、さらに市町村が森林所有者に意向調査を行い、主伐の意向がないなど、森林経営の意欲がないと見なされ、所有者の同意がなくても、一定の手続を経て市町村が当該私有林の管理権を設定することを可能にするもので、森林所有者の財産権を侵害する仕組みを持っていると言わざるを得ません。さらに、市は伐採のための森林集積計画をつくり、儲かる森林は規模拡大の意欲がある事業体に再委託し、儲からないところは市に責任を負わせる仕組みになっています。これでは森林を維持し、循環させることで発揮される公益的機能や林業の活性化につながるとは思えません。本市の林務行政のあり方が問われています。そこで、以下の3点について質問いたします。

1点目は、森林管理法の問題点の認識について、所有者の権利侵害にならないか。森林を荒廃させかねない問題はないか。自治体の責務と負担はどうなるか。国は地域林政アドバイザーを嘱託職員で配置との方針であるが、専門職員の検討及び配置はどのように考えているか、お聞かせください。

2点目、森林の環境保全や水源機能など、公益的な役割が発揮できるように、持続可能な林業への考え方、政策はあるのか伺います。施政方針では豊かな自然の恵みを次世代へ受け継ぐまちというふうにもうたわれています。

3点目、伐採及び伐採後の対応と森林再造林へ管理及び責任のあり方について。

一つ、盗伐、違法伐採はあるか。

2点目、曾於市は厳格な伐採届を作成し、問題に対応しようとしています。本市との違いと今後のあり方、さらに市の責任が問われていると考えますが、どのように検討しているのか伺います。

次に、地方公務員法及び自治法の一部改正に関する要求と臨時非正規職員の処遇改善について、法改正の付帯決議の履行と法改正の趣旨で

ある適正な勤務条件の確保に基づいて処遇改善という点を踏まえて、どのように取り組まれたか質問をいたします。

2000年以降、多くの自治体が用いてきた正規から臨時、非正規への位置替えという苦肉の策は、もはや限界に来ているというのは垂水市の実態からも明らかだと思います。さらに、総務省の調査や改正案の策定を通じて、臨時非常勤職員制度の運用に関する市の考え方が明らかにされたことは重要です。だからこそ、正規職員の増員、今いる非正規職員の追加と併せて、現行の臨時非常勤職員の待遇改善は必要不可欠になっています。このことは、地方公務員の任用と勤務条件のあり方が、住民が地域で暮らし続けるために必要不可欠なサービスをきちんと担えるものになっていなければならないからであります。そこで、以下の点を質問いたします。

1つは、臨時非正規職員の实態調査は当該職員が実際担っている職務を正確に把握できる調査になったか。臨時非正規職員の仕事の多くは、本来は正規が担う仕事であります。正規職員への活用や検討はどのようにされたか伺います。

2点目は非正規職員の任用替えをきっかけとした雇い止めや労働条件の引下げを行わないこと。

そして3番目には法改正の趣旨に基づいて、非正規職員の育児・介護休業等の周知徹底。もし、条例化されていなければ条例化。また、臨時職員の育休や病休など、休暇等の制度化の検討はどうなっているのか。

4点目、空白期間問題は国も再度の任用に空白の設定を設ける根拠はないと説明をしています。どのように対応してきたのか。学校給食センターの調理員、今までは私の認識では8月が一部空白になるということを知っていますが、これはどのように身分保障がされて、どのように対応していくか、お考えをお聞かせください。

5番目に、フルタイム、会計年度任用職員制度の移行により、新たな財源の確保が必要と考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思えます。

最後の質問は、災害に強い都市基盤の整備、総合計画で防災、犯罪、消防力の充実、目指す姿で災害に強い垂水市づくりと安心して日常生活を送ることができますとありますが、課題と対応、対策について質問をいたします。災害に備えた安心安全の自治体地域づくりの視点です。危険箇所の把握と防災・減災の取組みは十分なのか伺います。

2点目、田上地域への問題の対応について。市長は前回の質問で、必要に応じて新たにつくるということも大事であり、その視線を踏まえて検討したいと回答されました。総合計画の目指す姿に、どう接近していくのか。住民の安全を確保するためにも、責任が問われているのではないかと考えます。どのように調査、検討されたのか伺います。

3点目は、被災者生活再編支援に向けて、支援策の検討、充実ということを質問いたします。半壊、一部破損、床上浸水、また床下浸水への独自の支援の検討が、私はいよいよ喫緊の課題になっていると考えます。被災者再建支援法が適用された場合でも、全国の災害での特徴は、長期にわたって応急仮設住宅など厳しい生活を強いられている現状が災害後あります。原因の一つとして、自力だけでは住宅再建ができないということにあるのは、これはもう明瞭であります。

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会は政府交渉をして、国の責任で災害復興と被災者再建支援制度の拡充を要求し、このように言っています。自分たちで再建しろというのは無理難題。住宅再建の支援金があれば、増えれば、再建の意欲が湧く。再建が進めば、まちも再生をすると訴えています。国も県も対応

が求められていますが、様々な災害の多い本市としても独自の支援策を創設して、災害復興の土台を整えていく必要があると考えますが、見解を改めて伺いたいと思えます。

不十分な点については再質問を行っていきます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員のご質問の住民投票についての考え方についてお答えをいたします。住民投票は憲法及び法律に基づくものと条例に基づくものがございますが、持留議員がおっしゃる条例に基づく住民投票についての考え方をお答えいたします。

現行の地方自治制度は地方公共団体を自治権の行使主体として位置づけると共に、具体的に地方公共団体の自治権の行使方法について、当該地方公共団体の住民の直接選挙によって選挙された首長または議会の議員が意思決定をし、執行するという間接民主主義の方法をとっています。しかしながら、この間接民主主義は住民意思の反映という観点から見た場合、直接民主主義に比べ、徹底を欠く面があることは否めず、この欠点を補うために自治法は特定の事項または特定のケースについて当該地方公共団体の意思決定及びその執行について、住民が提案し、または意思決定するという直接参政制度を設けており、その一つに直接請求制度があります。

条例に基づく住民投票には、住民の直接請求または議員や市長の発議により住民投票を規定した条例案が提出され、議会の議決を経て、当該条例が制定された場合に行われると認識をしております。

現行制度における直接請求制度は住民に条例の発案権を認めたものであり、住民投票によって是非を問う事案については、広く市民の意思を確認する手段の一つであると考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 持留議員のご質問でございます、地方自治法第4条第1項と2

項の関係と法が求めていることをどのように理解し、対応してきたかについてお答えさせていただきます。

地方自治法第4条第1項は地方公共団体はその事務所の位置を定め、またはこれを変更しようとするときは条例でこれを定めなければならない。第2項は前項の事務所の位置を定め、これを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等についても適当な配慮を払わなければならないと規定されております。

新庁舎建設は平成24年2月に庁内の検討組織である垂水市庁舎建設検討委員会を設置し、新庁舎建設の必要性、新庁舎建設の基本的な考え方、求められる機能、規模、庁舎位置の検討、概算事業費及び財源の試算、新庁舎建設の事業手法、建設スケジュール及び推進体制について協議を重ね、平成29年3月に検討報告書を取りまとめました。

法が求めていることを、どう理解しているかでございますが、まず、事務所の位置を定めるまたは変更する場合には、条例によらなければならないということ。次に、事務所の位置は住民の利用に最も便利であるように交通の事情や他の官公署等の関係等について、十分に検討することの2点であろうと思っております。

このため、事務所の位置を定める条例については、議案として上程し、ご審議していただく必要があります。また、事務所の位置の検討については、庁内で取りまとめた検討報告書にも記載してありますとおり、庁舎の位置の決定は将来にわたり市街地の形成に影響を及ぼすことも考えられますことから、様々な角度からの検討と住民や専門家等による検討組織を設置し、具体的な検討を進めながら候補地を選定していく必要があるとしております。

検討項目としては4点ほど設定をしております。1つ目の市民の利便性については、市民

の利用を主な目的とする施設であることから、他の公共施設との位置関係や交通アクセス等の利便性について検討すること。

2つ目は、計画の経済性と実現性で、庁舎建設にあたり発生する費用と本市の財政状況とのバランスや建設スケジュールとの関係について検討すること。

3つ目は、防災拠点。安全性で、庁舎には防災拠点としての機能が必要であるため、災害時の安全性や災害対策本部としての活動容易性等について検討すること。

4つ目はまちづくりとの整合性で、庁舎は地域の中核となる施設であると共に、これまでのまちづくりの形成過程や周辺地域への配慮が必要であるため、地域経済への貢献、今後のまちづくりの方向性との整合性等について検討することとしたところでございます。

実際にどう対応したかでございますけれども、基本構想でお示ししました3箇所の建設候補地全てに対して、先ほどご説明した検討項目全てを庁内検討委員会による内部評価と、市民の代表や学識経験者等で組織する外部委員会による外部評価を行いまして、最終的に法が求めている事務所としてどこが一番ふさわしいのかを新庁舎建設基本計画として取りまとめ、経営会議で決定させていただいたものでございます。

以上でございます。

財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でない。説明会等では財源の見通しは説明している。もう阻む壁はない。早期に条例案を提出するのが市民への責務であるについてお答えさせていただきます。

財源の見通しについては、これまでお答えしているとおり、財源である起債計画に変更が生じることが予想されますことから、現時点では条例の上程時期としては適切でないと考えております。

また、条例制定の段階では、位置だけでなく、

事業費、財源、規模、機能といった情報が基本設計レベルまで整理し、説明できるようにしておく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 持留議員のご質問でございます、林業の活性化についてお答えいたします。

まず、森林経営管理法の問題点の認識についてでございますが、所有者の権利侵害にならないかとのご質問につきましては、森林所有者が不同意の場合のの特例は、森林の経営管理が行われていないにもかかわらず、森林所有者の意思表示がない場合など、森林の多面的機能発揮を行うために、やむを得ず、市町村に経営管理権を設定しなければならないときに措置するものでございまして、正式な手続を踏まえて行うこととされており、権利侵害とまでは認識いたしておりません。

次に、森林を荒廃させかねない問題はないかについてでございますが、再委託する林業経営体が伐採後の植林に要する経費を留保し、所有者へ利益の配分を行うこととされており、森林の更新はなされるものと考えております。

次に、自治体の責務と負担は、でございますが、森林の有する公益的機能を持続するために、市町村の責任は大きいものがあると考えております。今後、県森林組合連合会へ相談し、嘱託等での専門員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次の2問目の持続可能な林業の考え方、政策はあるのかにつきましては、現在、民間の人工林につきましては、市町村森林整備計画に基づき、所有者において補助事業を取り入れ、下刈り、除間伐等を実施していただいております。伐採後は環境保全や水源機能など、公益的機能が発揮できるよう、再造林を指導し、各種下刈り、除間伐等の補助事業を活用いただき、持続

可能な施策に取り組んでおり、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、3問目の伐採及び伐採後の対応と植林、再造林への管理及び責任のあり方についてでございますが、近年、本市において盗伐の報告はございませんが、違法伐採につきましては、所有者本人が以前、届出を怠った伐採の報告がございます。その際は、てん末書を提出させていただきますいております。

また、曾於市は盗伐、違法伐採がないように、厳格な伐採届を、この4月から施行しておりますが、本市におきましては、県の示しておりますマニュアルに基づき実施しております。その違いは、本市が伐採地のわかる書類、土地所有者が確認できる書類、土地所有者、伐採者等の住所が確認できる書類を必要に応じて提出を求めているのに対しまして、曾於市では必須となっている点でございます。このような厳格な審査によって、責任の担保、盗伐等の防止につながっていくものと思われますので、今後、大隅管内で統一した取扱いとなりますよう協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○総務課長（角野 毅） 持留議員のご質問でございます、非正規職員の地位、処遇改善につきましてお答えをいたします。

自治体で働く臨時・非常勤等職員は総務省調査によれば64万3,000人となっており、常勤職員と共に基幹的、恒常的な業務に従事しており、今や臨時・非常勤等職員なくして公共サービスが提供できない状況になっております。そのような中、働き方改革関連法案等により公務員においても会計年度任用職員制度が新たに創設され、令和2年4月1日から施行されることとなっております。

議員ご質問の臨時・非正規職員の実態調査につきましては、総務省の実態調査以外に、本市独自調査を行った結果、調査時点での状況につ

きまして、ある程度、把握できたものと考えております。また、先ほども述べましたが、本市においても、臨時・非常勤職員は専門的な知識、技能、または経験を必要とする業務や事務補助をはじめ、技術補助、看護師、給食調理員など、多岐にわたる業務を担っており、現状において本市の行政運営においても重要な担い手となっておりますことも再確認できたものと考えております。

しかしながら、議員が申されるとおり、その業務を正規職員が担うとなれば、職員数を増やす必要があることから、職員定数の問題も発生いたします。また、現在の臨時職員などを正規職員へ任用することは、本市の採用試験による任用制度の原則を阻害する恐れが大きいことから、課題の検討、解決を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、雇い止めや適正な勤務条件の確保についてでございますが、会計年度任用職員制度による職員は、地方公務員法上、正規職員と同様の規定が適用されますことから、今後は、ある程度、責任のある業務を任されることを考えますと、給与水準や労働条件等につきましては、現状を下回るような制度設計は想定しておりません。また、会計年度任用職員制度自体を起因とする雇い止めも想定しておりません。

次に、法改正の趣旨に基づく育休や病休、育児介護休暇などの制度化については、国の基準を準拠し、会計年度任用職員制度を整備する予定といたしております。

続きまして、いわゆる空白期間という問題への対応でございますが、新地方公務員法では、任期についても職務の遂行に必要な十分な任期を定めるものなどとする配慮義務に係る規定が設けられております。本市におきましても、議員ご質問の給食センターをはじめ、現在のところ不適切な空白期間は該当がないと認識しております。

なお、会計年度任用職員の任期の設定につきましては、本市では原則一会計年度を想定しているところでございます。また、処遇、身分等につきましても、先ほど述べましたとおり、国の基準を準拠し、整備予定としております。

最後に、会計年度任用職員制度移行に伴う財源確保問題でございますが、財政当局と協議し、必要な財源については確保するよう協議していく予定となっております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 危険箇所の把握と防災・減災への取組みにつきましてお答えいたします。

土木課では出水期を前に、河川の点検や豪雨時の災害調査や道路の定期点検を実施しており、危険箇所の把握に努めております。平成28年発生台風16号災害におきましても、災害関連急傾斜崩壊対策事業を県が3箇所、市も3箇所実施いたしました。さらに、上之宮や新光寺、内ノ野などの水之上地区の通常砂防事業や災害関連で牛根地区の砂防施設の改良や砂防堰堤に堆積した流木や土砂の撤去など、県におきましても実施していただいておりますことも、防災・減災につながるものと考えております。

災害の多い本市におきましては、多くの箇所を急傾斜事業や砂防事業を実施していただいておりますが、まだまだ危険箇所も多く、事業実施の要望もございませうことから、道路や河川、山地など、日常の点検や調査を行いながら、対策が必要な箇所は引き続き要望してまいりたいと思います。

次に、田上地区の対応につきましてお答えいたします。このことにつきましては、昨年12月議会でもご質問いただいておりますが、その際の回答は、田上地区の山腹崩壊につきましては、災害復旧では道路施設の被災がなかったこと、急傾斜工事において保全対象が少ないことなどにより事業の導入ができなかったところである

ということを回答しております。

しかしながら、振興会より対策の要望が出されており、周辺住民の皆様も不安であるものと思いますので、引き続き、定期的な斜面の安全点検を行いながら、今後の状況を見極め、斜面の調査を専門家に委託するなど、対策の有無を判断し、防災工事など有利な補助事業の活用ができないか検討してまいりますと答弁しております。

その後も、定期的に斜面の安全点検を行っておりますが、新たな崩壊や浸食により土砂流出もないところでございます。しかしながら、何らかの対策を望まれる声もございませぬことから、県道路維持課に社会資本総合整備交付金事業の防災工事で実施できないか、状況写真等で相談いたしましたところ、防災工事の実施に該当するのでは、との回答をいただきましたので、今後、斜面の調査を含め、対策工事の検討を進めてまいります。1日でも早く実施できるよう全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員のご質問にお答えいたします。

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し、生活安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免及び各種融資措置などにより、被災者の支援に係る対策を講じることとしております。

本市における住家屋災害の状況は、平成26年から平成30年までの5年間で全壊が1棟、半壊が47棟、一部破損が788棟、床上浸水が32棟、床下浸水が141棟となっており、激甚災害に指定された平成28年9月の台風16号に伴う被害が多くを占めております。この台風16号災害に対する災害復旧は、残すところ中洲橋のみとなり、ことし12月から供用開始ができる見込みとなっております。

ご質問の被災者生活再建支援制度につきまし

ては、平成7年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに、平成10年に制定された被災者生活再建支援法に基づくもので、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するものでございます。

この支援法の適用となる自然災害は、災害救助法施行令の規定に該当するものとなり、本市に適用されるには40世帯の住居が消失した場合であり、非常にハードルの高い基準が設定されております。近年では、本市においてこれほどの大きな災害は発生しておりませぬので、当該支援法の適用は受けておりませぬが、この基準を下回る災害の場合には、都道府県を含む地方公共団体で対応を検討するよう求められているものでございます。

本市といたしましては、第5次総合計画に掲げておりますとおり、まずは全ての市民が自然災害や生活などに不安を感じることなく、安全安心に暮らせるまちづくりを基本に、防災対策をしっかりと行いつつ、未曾有の災害が発生した場合に対処できるよう、市長会をはじめ、関係団体との連携を通じて、県レベルでの支援策の充実や支援法の適用基準の見直しに関する要望につきまして、国などに求める取組みを進めなければならないと考えているところでございます。

○持留良一議員 それでは、再質問を行っていきなさいというふうに思います。

まず最初に、住民投票の考え方について、手段として考えていくという考え方もあるんだということ、ある意味、必要であるという認識だったと思いますが、この点について再確認しますが、市長、それでよろしいでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には二元代表制といことでもありますけれども、先ほど説明したように、それを補完する仕組みとしてあるという

ことであります。

○持留良一議員 確かに、これが乱発されたら、本当に行政や、また議会の機能、役割そのものが否定されることにもなりかねませんので。大事なのはこの行革の中でも、市長は市民の参加と協働というのを謳われています。そして、この中で今後どうしていくのかということで、この推進ということで、自治基本条例の制定を目指すというふうに言われています。この自治基本条例の内容構成の中で、参加と協働というのは、一般的によくつくっている自治体があるんですが、この中に手続の保証というのがあります。じゃあどうしてそこに参加していくのか。この間、市がやってきたパブリックコメントがあります。そしてもう一つ、住民投票というのがあるわけですね。どうしても、住民自治基本条例をつくっていくと、そここのところで、また、市長の施政方針である市民の参加の推進ということを考えたときに重要になってくると思っています。

私がここで一番言いたいのは、大事なことは住民の参加でやっていこうじゃないかと。それだけ多くの住民の参加によって、そこには当然、住民の責任も発生しますので、そういう形でやっていくということが大変重要だというふうに思います。そういう意味で、市長が先ほど述べられたとおり、手段としても考えていかなきゃならないということも言われていましたので、ぜひ今後、そのことは十分審議に堪えるだけの様々な条例の提案も含めて求めていきたいというふうに思います。

次に、新庁舎の1番目の問題なんですけれども、ここで重要なのは何かということなんです。行政事例というのがあります。この中で、他の官庁との関係について、このように述べています。住民の利用に便利であるように考慮されるのであるから、なるべく同一の場所に設けるのが適当だと。このような形に書かれている。

これは当然、様々、状況によって、それは判断しなきゃならない。このことで、今回、今、やられている計画はだめだとか、どうかというわけではありません。じゃあそのことをどうきちんと議論してきたのかということを私はここで問い質したいんですけども、市長。

○市長（尾脇雅弥） 詳細は担当課長のほう、あるいは副市長のほうでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、経緯に関しましては、これまでお話をしたようなことでございますので。すみません、反問権。もう一回。

○持留良一議員 住民の利用に便利であるように考慮されるのであるから、先ほどの話はそうですね、そういう点を考慮していきますと。そうなってきたら、なるべく同一の場所に設けるのが適当だという、そういう行政事例があるんだということ。だから、そのことをどう議論してきたのか。そのことも議論した上での今の決定なのかということです。

○市長（尾脇雅弥） わかりました。すみません。これまでもお話をしておりますけれども、築60年、大変危ない庁舎を早く建て替えようというのは、これはもう皆さんの共通認識で、そのことは議会の先生方もご同意いただいていたわけでありまして、どのような内容、機能、その他諸々、4項目にわたって検討をさせていただいて、庁内検討委員会、さらには外部委員会、先ほど言っていたようなパブリックコメントとか、それ以外にも基本設計をつくって、そして、住民の皆さんに説明会等々を繰り返してやってまいりました。もちろん、その経緯に関して、できればこの場所に建て替えるというのが、一つの形だというふうに私もそう思っております。ただ、これまでの答弁でもいろいろお答えをしておき、ここに建てるとなることのマイナス要因がございますので、最終的にA案、B案、C案という中で、専門家のご意見もいただきながら、今のC案と

いうことで決定をしたということでございます。
○副市長（長濱重光） 持留議員がただいまおっしゃられましたけれども、住民の利用に供するためには、同一の場所に設けるのが云々ということをお申し上げました。私どもは今、予定地だけを先行して検討したことでございませぬ。ご案内のとおり、7箇所から8箇所の候補地について、ずっと議論をし、そしてA案、B案、C案、3つの案について、市長が申しあげました4項目について内部評価、外部評価を入れて検討を進めてまいりました。当然、申し上げるまでもないですけれども、その3つの案につきましては、この現庁舎も入れた形で、いろいろと検討したことは、もうご承知のとおりでありますので、そういう意味からしますと、先ほど議員がおっしゃいましたことは十分汲んだ形で私どもは検討を進めてきたというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○持留良一議員 ここで大事なものは、設けるのが適当だと、適当という、私は重みがあると思うんです。適当であると。ということは、そこに歴史の様々な条件、背景も含めて、そこがやはり同一のところが一番妥当なんだと、歴史的な経過を含めて。だからこそ、こういう行政事例があるというふうに私は認識をしていますので、その点は、もうここでは議論になりませんので、この点についてはそういうことなんだということを、ぜひ知っていただきたいなというふうに思います。

次に、この財源の見通しの問題を考えて、改めて、ここの法律の求める解釈等について、私はちょっと整理したほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんです。それは、この法律から見える視点は何かということ。

1点目は着工問題です。着工前。これは多くの、私も調べた全国の自治体の中でも、まず、土地の問題がいろいろありました。そこで住民

投票があつたりして、結果として、それを先に解決しなければ前へ進まないという問題があつたということが一つ視点としてあります。

もう一つの視点は、建築完了後です。先ほど言いましたとおり、行政事例にもありますけれども、位置変更条例の制定時期は、新事務所の建築着工前とするか、完了後とするかは当該市町村の事由によっていずれかでも差し支えないが、建築に必要な財源の見通しの立たない時期に制定することは適当でない。このことは、今、言われたとおりだというふうに思うんです。

この中で重要なのは、私は確認しているのかなと思うんですが、この点を確認したいんですけれども、この間、議会は新庁舎に関する様々な予算等を議会が賛成多数も含めてやってきたと思うんですが、この今の計画は、議会が承認しているんだという考えで進めておられると思いますが、その認識はどうなんでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） 持留議員がおっしゃるとおりだと思っております。

○持留良一議員 私もそうだと思うんです。議会はこの間、様々なものを通してきました。ということは、実態としては、手続としては、議会制の民主主義としては、もう庁舎建設を議会は認めているというふうなことだと思うんですが、市長、どうでしょう。再確認します。

○市長（尾脇雅弥） 二元代表制ということで、それぞれ与えられた権限とかは違うわけですが、そのルールに従って進めてまいりました。また、必要に応じて、全員協議会等々でも細部にわたってお話をしてまいりましたので、先ほど担当課長が申しあげたような手順に乗って、議決もいただきながら進めてきたという認識でおります。

○持留良一議員 回答が不十分だったんですけれども、議会が認めているのか、認めていないのか、市長、そこについて。

○市長（尾脇雅弥） 議会に議決をいただく議

案に対しては、議決をいただいておりますから、そういう意味では議決をいただいている案件については認めていただいているということだと思います。

○持留良一議員 ということは、今、この移転の問題について2つ視点があると言いましたよね。そうすると、私たちが今、議論しているのは、そういう前提に立って、この問題を議論していかないと前に進まないんです。位置の問題等については。

なぜかという、これ、鎌倉市の事例があります。鎌倉市は、まず、土地問題が最初にありました。とって、当然、そこには計画も何もなかったものですから、その議会の平成18年ですけれども、このような質問がされました。正式に移転は決定したのかということで、市長は地方自治法という中で市役所の位置を決める条例により正式に決まるというふうに言われて、いつ頃出すのかという質問がありました。市長がこんなふうに言われています。市役所の位置を定める条例は、行政事例として建築の財源の見通しが立たない時期に制定することは適当でないと。本市と一緒にです。本庁舎建設に必要な予算概要、ここでは予算概要と使っています、予算概要を明らかにした以降に提案するというのが適当であるというふうに言われております。そして、次に畳みかけて、じゃあいつ頃出すのかということで、条例の提出は、目安として平成33年度、2021年度、もう令和になりましたけれども、2021年度に出しますと答弁されているんです。これはなぜかという、もう計画の方向が出てきたと。あとは、ないのは予算だということで、このような形で、見通しが、予算概要が出たら出しますということを言っています。

そうやってきたときに、何が問題かということなんです。当該条例は実質的な移転の賛否を決めるというよりも、2点目の視点で、住民合

意を進める中で、財源を含めた実現見通しがついた段階で、先ほど言いました、こちらも財源の見通しを言われました。いわば、追認的に議決すべき性格であると言えるのではないかという議論なんです。追認的に、もう計画は認めたんだから、あとやってきたのは予算だと。予算をどうするかということで、この事例では2022年度に出しますよということになります。そうすると、これで、この計画の賛否を問うものではないと。あくまでも、その計画に沿った形で条例を出しますから、追認的にこの条例を出すということなんです、こういう方向なんでしょうか。

○副市長（長濱重光） 地方自治法の第4条、重なりますけれども、ご了承いただきたいと思いますが、正確に申し上げますと、条例の制定時期につきましては、建設着工前にするか、完了後にするかは、市町村の事情によって、いずれも差し支えないけれども、建築の財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではないということをご承知だと思います。これを受けまして、本条の第2項の趣旨からいたしますと、建築着工前に行うことが適当であるというのが逐条解説に記載されているというふうにご理解いただいていると思います。

それでは、その財源の見通しというのは、いかなるときかということが焦点だろうと思えますけれども、私どもとしては、財源の見通しという視点では、工事請負契約の時点、または少なくとも、その建設工事の予算が確定する時点が適切であるというふうに考えているところでございます。

それでは、次の条例の提案時期をいつするんだということだと思えますけれども、これは、先ほどから言いますように、事業債の関係とか、事業の確定ということを申し上げております。今、私は37億円というのは、それはあくまでも上限値であって、それぞれの事業債であります

とか、また、基金も6億が8億に増えました。あと2年しますと、また増えるでしょう。そういうことで、いろんな、今から動いていきます。ですから、現時点で基本設計をして、実施設計をしているときには、財源の確定ということでは私はないというふうに理解しております。実施設計が、ある程度固まってきましたと、県のほうの市町村課のほうにも事業債の申請に行かなければなりません。そうしますと、そこで事業債の確定もある程度見えてくる。そういう諸々が確定しつつあるときに、財源の見通しが立つのだろうということを認識をして、今、我々は取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 それはわかるんです。だから、まず大前提は、今、議会は、先ほど市長も言っておられたように、この計画は認めてもらっているんだということでした。そうやってきたときに、もう、この土地を問うことはないんじゃないかという問題なんです。だから、追認的に、それはもう形としてやるだけですと。こういうことじゃないんでしょうか。

○議長（篠原静則） 答弁をお願いします。

○持留良一議員 では、質問の中身を変えましょう。じゃあ議員に、位置に関しての判断を求めることがあるんですか。その機会を保障するんですか。

私は、先ほど言いましたとおり、この計画は認めている。それはもう移転するよということも認めている。だから、土地も一定程度わかっています。まだこれは買わないから、実際は進まないんですけども。実際、そうなってくると、もうこのことを問うということはないはずなんです。だから、さっき言った、それはあくまでも形としての追認する、そういう条例の性格を帯びてくるんじゃないかと言っているんです。

だから、ここでの保障というのは、もう済んでいるんだと。位置の問題も含めて済んでいる

から、だからこそそういうものになってくる。いや、そうじゃないよということになれば、また問題は別ですけども。

しかし、先ほどあなた方は認めたわけです。議会は、そのこともちゃんと承認されましたと。そうなってくると、この4条、いわゆる位置に関する条例というのは、あくまでも形式的であり、追認する、そういう性格を帯びた条例になっていくということになるんじゃないか。そうでなければ、あなたたちも正々堂々と出せないはずなんです。予算の概要ができました。もうこれで財政の見通しがつきました。それで条例を出していく。もうその中で着々と工事は進んでいるわけです。設計委託とか実施設計も済んでいるわけですから、予算も通ってくるとなると、まさにそういうことではないのかということと、このことは、もうこの時点ではほとんど議会との関係では意味を持たない、そういう中身になってくるんじゃないかということを行っているんです。

○副市長（長濱重光） 法が求めております、この条例制定。例えば、今の条例を申し上げますと、1行でございます。垂水市役所の位置を垂水市上町114番地に定めるということです。向こうに移転しますと、当然、その位置を定める設置条例をいずれかの時期に議案を提出しなければならぬ。それが追認する形なのかどうかというのは、議会の皆様方のご判断もあろうかと思えます。そうしたときに、ここに設置するとすれば、この設置条例というのは出す必要はないわけでございます。そういうこともトータル的に考えていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 こういうのがあります。鎌倉市近代史年表という。鎌倉市、ここに建っていた、今から約40年前なんですけれども、ここまでは出していないんです。開所式までは出して

いないんです。そして臨時市議会が開かれて、そこに出てきたんです。もう全て工事も終わりました。オープンですよ。その当日の10時に臨時会が開かれたんです。これでも問題ないわけです。先ほど言いました追認してもいいわけなんです。認めてきているから。認めていなければ、それは問題ですけども、認めてきているから、それはそこに出しても意味があるということなんです。こういうことなんです。ぜひその点を理解していただいて、これは追認機関であるのか、もう少し皆さんのほうも議論していただいて、本当に議員にそのことを問うことはないのかどうか。必要性はないのか。改めて、これについては回答いただきたいというふうに思います。以上でこの点については終わります。

時間も迫ってきましたので、森林管理法の問題については、先ほど、課長のほうでいろいろと言われましたが、付帯決議というのが、この点では出ています。法が議論されたのに、付帯決議が出るというのは、本当に珍しいんですけども、それだけ不十分な内容を持った中身だったということであります。先ほど言いましたとおり、所有者の権利を侵害したり、そういう性格を帯びるんじゃないかということと、市町村に過大な負担が押しつけられるんじゃないかということも言いましたけれども、大事なのは、やはりそういう法律ができて、じゃあ今後、それにしっかりと耐え得るような市町村の対応、政策が重要だと思うんです。その中で、方向性として、今回のこの方向というのは大量伐採、二、三日も国分でのバイオマスの問題についての記事が載っていたと思うんですけども、今、これで活性化を見ているとかいって、果たしてそれで妥当なのかという疑問はありますけれども、大量伐採につながる、そういう政策を持っているということを私は共通の認識にしたいんですが、この点については課長、どうでし

ようか。

○農林課長（楠木雅己） 当市の森林につきまして、同時期に大量伐採ということは考えられないとは思いますが、伐採の計画が出た段階で、調整するなどの何らかの方策が必要だろうと思っております。以上でございます。

○持留良一議員 そうなってくると、市の担当、その部門の役割が非常に重要になってくるというふうに思うんですが、国のほうは嘱託職員ということを行っていますけれども、これは専門的でもあるのかどうかわかりませんが、不安定な雇用も含めて、十分にその責任を求められるのかという問題があります。

垂水は、ご存じのとおり、約7割、8割が森林です。これを本当に、市長も次代につなげていくんだというふうに言われているわけですが、じゃあそのことをどうやっていくのかということがあるんです。2つお聞きしたいんですけども、本市として、やはり思い切った専門職員をつくっていく、体制をつくっていくということが必要だと思うんですが、この点について考えを聞かせてください。

○農林課長（楠木雅己） 専門職員につきましては、森林組合のOBとかというのが考えられるんですが、今後につきましては、まず専門職員の育成も必要であろうと考えております。また、関係課と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 今、全国で大きな特徴として、所有者自らが森林を整備する自伐型林業の方法が取り組まれています。ぜひ、これが新たな取り組みになるように、垂水でも広がっていくように、この点について、いろいろ調査研究していただいて、垂水の森林を守っていく。

先ほど言いました、持続可能なというのは、ただ、あればいいというものじゃないです。そこで働く人たち、まず一つ、そこで林業が成り

立つような中身。そして先ほども言いました公的な機能、循環型だとか、それから森林が果たす役割、やはりこの公益的機能を高めていく視点もあろうかと思しますので、ぜひ取り組んでいただきたい、調査研究していただきたいと、どういう政策が垂水に合うのか。ぜひこれだけの財産を持っているわけですので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、最後はそれを守っていくということが重要だと思いますので、先ほど曾於市の実例を言いましたけれども、今後、大隅で、そのあたりも含めてやっていくということですので、あれが一つの大きな参考になって、さらにそのことによって行政も、また所有者も安心して森林行政が担えるように、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

課長にもお渡ししていましたが、いかに鹿児島が、九州が、被害に遭っているかという国のほうの資料も渡してありますので、ぜひこれを見ていただきたいと思うんですが、特徴は、九州が約5割以上を占めているという問題です。盗伐、こういうのがありますので、ぜひ、そういう点でも、この点については取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、会計年度任用職員の問題についてお聞きしたいんですけども、先ほど、私、正規の問題と活用の問題と言いましたけれども、先ほどは検討はしていくというようなことがありましたけれども、私たちは、この間、大きな教訓として、特に災害、様々な部門でも人手不足は言われていると思うんですが、特に災害問題では職員の増員が図られたり、その時々によって対応はされているんですけども、改めて私は職員適正化、この計画が本当にこのままでいいのかということです。市長は行革の中では、当分はこの方向で進んでいくというふうに示されていますけれども、果たしてそれでいいのかということがあります。

その中で、私がこの間、取り上げてきた図書館の職員の方々、司書の方々も言ってまいりました。また、調べた中で、レセプト点検にかかわる人たちの中身、本当にすごいなど。ぜひ、これは調査もされたというふうに思うんですが、実際かかった費用よりも、それ以上の結果を出されていると。もっとこの方々が正規職員でやったらどうなっていくんだろうということも思います。だから、ここまで含めて本当に検討されたのか。この2点です。正規職員の定員適正化計画の見直しと、そのあたりを十分、資料等も含めて検討されたのか。この2点について。

○市長（尾脇雅弥） 職員の状況についてお話をさせていただきたいと思いますが、ご案内のとおり、今の数字というのは、平成の大合併の頃に合併できないということで、行財政改革を行いながら、単独でやっていくために、当時285名の正職員50名減じて235名ということで現在に至っているわけであります。当然のことながら、例えて言うならば、これまで3人で行っていたような仕事を2人でやっていくということでもありますので、なかなか厳しい状況がございます。それをカバーする意味で、例えば水産課、商工課、観光課を水産商工観光課にして、連携をしながらやっていくことを進めてきたわけでありまして、それに加えて、臨時・非正規の皆様方を配置をしてやってきたということの現状であります。

ただ、先ほどもありましたように、例えば林業の分野においても専門家を増やしてほしいとか、そういうご要望は常にあるし、地方分権の中でいろんな形で職員を増やしていかなければ、仕事量としてなかなか厳しい面もあるというのは、そのとおりでありますけれども、これまで、なかなか行財政改革の流れの中で難しかったわけでもありますけれども、もう一回、現状を踏まえて、どうやってやっていくのかというのは大事な視点であるというふうに思います。

先ほど、新原議員が埼玉県蕨市の例をお話されました。非常に5キロあたりのコンパクトな市でありますから、我々からすると33分の1というぐらいの規模の市でありますので、そういう市ならば、ある意味、マネジメントという点ではやりやすいんですが、垂水市は37キロの国道を有したりしておりますので、両支所があり、分遣所もありというような状況の中で、しっかりとまちづくりをしていくということになりますと、その中で職員の皆様の果たす役割というのは大きくなっておりまして、臨時あるいは非正規の皆さんも重要な役割を担っておりますので、そのへんの部分は、どうあるべきかというのを、もう一回見直しをして、方向性を定めてまいりたいというふうに思います。

○持留良一議員 大事な視点は何かということなんですけれども、この地方公務員の任用と勤務条件のあり方というのは、やはり私は住民がその地域で暮らし続けるために必要不可欠な住民サービス、きちんと担えるものになっていかなきゃならないと思うんです。その結果、市民の、当然サービスもよくなっていく可能性は高いと思います。

ところが、現状の中でいくと、サービスが滞ったり、また、それで職員にしわ寄せが来て、職員自身が精神的にもまいるという現実もあります。だから、やはりこの視点そのものをきちんと新しく踏まえていかないと、逆に言うと、今の現状が見えてこないというところもあると思うんです。だから、そういう視点に立った形での、十分な、今度は大事な改革ですので、確かに任期は1年で限定的なんですけれども、それをまた再雇用していく関係になるかと思っておりますけれども、そのあたりを、ぜひ大事な視点だというふうに取り組んでいくという考えがあるのか。これを確認したいと思っておりますけれども。

○総務課長（角野 毅） 先ほど市長のほうからお話がございましたけれども、定員適正化と

いう問題を、再度、真剣に考慮した上で、最適な定数というものを定めるための事務事業の洗出し作業といったようなものについて、取り組むということにしております。このことを行うことで、初めて本市の業務量といったものが分析されます。その中で、専門性の高い非常勤職員とされる特別職についても、任用のあり方というものが検討されていくべきだというふうに考えておりますので、それぞれの事務事業の洗出しという作業に入らせていただいた上で、今後、検討を進めさせていただきたいと思っております。

○持留良一議員 最後の質問に行きます。今回、土木課が大変努力をさせていただいて、改めて市の職員の技術的な、また行動力、そういうことに本当に敬意を表したいというふうに思います。様々な事業を検討しながら、そこには普通にならない仕事をされて、大変職員の方も苦勞されたと思いますが、大事なのは地域住民の皆さんの安全、命を守る、財産を守るという視点ですので、ぜひ今後もこういう形で、どんな事業があるのか、適合する事業はないのかも含めて、ぜひ努力をしていただき、広範囲な、広い目でこの問題を見ていただきたいというふうに思います。

それで、生活再建支援法の問題で、独自の支援制度をと言ったんですけれども、この点については、全国の知事会も議長会も、このことについては要望書を出しているんです。ところが、市長会は見ただけでも、なかなかそのあたりが見えてこなかったんですが、先ほど市長が言われたとおり、本市の実際の被災状況というのは、特に一部破損というのが圧倒的シェアを占めている。それから床上浸水と床下浸水という形であるわけなんです。この方々の最大の問題は再起をしていくことだろうと思うんです。そのために、その制度がその方々を支援していく。そのことによって、先ほども言いましたように、まちもさらに元気が出てくるということになり

ます。そのことによって、その方々が沈んだり、また、結局、まちを離れなきゃならないということにならないようにしていくために、ぜひこれは調査研究を最後に要望したいと思っておりますけれども、ぜひ、そういった観点に立って、市長、取り組んでいただきたいと思っておりますが、そのあたりの決意も求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○市長（尾脇雅弥） 代表的には、平成28年の9月20日の台風災害のときがわかりやすいと思っておりますけれども、やはり大きくは国からの支援というのは大事なことでありまして、それにはしっかり要望していくと。我々は畑地あるいは建設も含めて、大体37億円の被害がありましたけれども、人災のない中で不幸中の幸い、激甚指定災害を受けまして、大変大きく、そういった面では財源的にもありがたかったなというふうに思います。また、国の範疇でない部分に関しましても、前回、その当時の規定では5,000円という支援の額でありましたけれども、議会の先生方のご理解もいただいて、10倍に上げておりますし、農地に関しましても、激甚の対象は40万円以上ということでありましたけれども、それ未満の土地も多ございましたので、その点に関しても、我々の判断、議会の先生方にご相談しながら、そのことは形にしたので、そういう意味ではよかったと思っておりますけれども、今後、またいろんな可能性がありますので、そのことにもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。

次は3時20分から再開いたします。

午後3時11分休憩

午後3時20分開議

○議長（篠原静則） 引き続き会議を開きます。

次に、11番、池山節夫議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 本日の5名の方の中の庁舎に関する議論を聞いていまして、これは私の私見です。私は市長選挙、我々の選挙、庁舎問題は全てを出して争点にして、選挙を一生懸命戦ったと思っていて、決着がついたと思っただけで、これには異論もあるんですけど、私なんですけど、これには異論もあるんですけど、私はどうも納得いかんとです。終わっただろうと思うんです。このことを冒頭、感想として申し述べておきます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました順に従って質問をしてみたいと思います。市長並びに関係課長のご答弁をよろしくお願いいたします。

平成の大合併で3,200以上あった市町村は1,700まで再編をされました。平成最後となる統一地方選が終わり、垂水市議会では17名の立候補による激戦の末に、新人4名の方が加わり、女性議員も誕生をいたしました。全国では86の市長選挙の3割以上、121町村長選挙の5割近くが無投票でありました。九州7県で行われた全285選挙のうち無投票は3割を超えております。九州7県の県議選、146選挙区中の68選挙区が無投票、市議選の無投票は4市に上ります。また、北海道や長野などの8つの町村議選では定数割れとなっております。議員のなり手不足が進む中で、一定の処遇改善は不可欠と考えます。このことは提案をしておきます。

そして、市町村は人口減と高齢化を直視して、教育や福祉を考えたまちづくりを計画的に進めなければなりません。その意味では、施政方針に示されました尾脇市政3期目の公約、3つの挑戦とまちづくりの目標、議案第42号令和元年度一般会計補正予算案については、市長の意欲を示すものと評価をしたいと考えます。

その上で、6次産業化の推進と観光振興について伺います。農畜水産物の6次産業化について、各担当課の取組みについて伺います。

次に、インバウンドの取組みについて教えてください。

改正子ども・子育て支援法について。先月、幼児教育、保育を無償化するための子ども・子育て支援法が改正をされました。無償化は、ことし10月に消費税が10%に引き上げられてから、その増収分を財源にスタートすることになっておりますが、無償化が実現した後の影響について伺います。

森林環境譲与税について。森林環境譲与税によって、垂水市内の森林が守られることになると思いますが、豊かな森林づくりについて教えてください。また、森林環境譲与税によって、市内の森林へ続く市道、農道、林道の整備や山の法面の樹木の伐採など、多面的な活用の仕組みづくりが可能となるのか。この点について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○農林課長（楠木雅己） 池山議員の農畜水産物の6次産業化についてのご質問に農林課所管の取組みをお答えいたします。平成30年度中には、サツマイモの生産及び焼き芋加工を行っている一事業所におきまして、市の6次産業化促進支援事業を活用したソフト、ハード両面の取組みが行われました。この支援事業は6次産業化に取り組むために必要な新商品開発や、パッケージ開発に係る経費の2分の1以内、上限を50万円補助するものと、機械設備及び機器等の整備に係る経費の事業費の2分の1以内、上限を100万円として補助するものでございます。

まず、ソフト事業では、焼き芋商品のパッケージ改良を行っております。この事業者は、本市ふるさと納税返礼品だけでなく、同様の商品を市内道の駅や小売店でも広く販売されているほか、インターネット販売も行っております。そこで、パッケージの改良に当たっては、事業者がデザインを手がける事業者と委託契約を結び、プロのデザイナーと複数会の打ち合わせを

行いながら、見た目の付加価値を高め、各売場等において商品力が上がるよう改良を重ね、完成させております。

併せて、ハード事業では、製造した焼き芋を長期保存するための冷凍庫を購入しております。

農林課としての、その他の取組みといたしましては、6次化構想を持っておられる農業者等からの相談に対し、本人から提出された相談表をもとに、鹿児島6次化サポートセンターの専門家を現地へ派遣していただき、支援いただいておりますが、平成30年度は6次化プランナーに3回お越しいただきました。

次に、今年度の取組みにつきまして申し上げます。既に複数の農業者から、構想と共に本事業導入の相談が寄せられております。一つは、サツマイモ加工のうち、干し芋を製造するための食品乾燥機の導入でございます。今後、申請希望者からの計画を確認させていただきながら、農林課としても事業導入を積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

農業分野における6次化の取組みは、現在のところ、個人によるものが主なものとなりますが、所得向上の有効な手段として推進すべきことであると認識いたしております。したがって、農業者や事業者の意向を聞き、商品化構想等、6次化に取り組もうとする方々への支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 池山議員のご質問でございます。水産物の6次産業化につきましてお答えいたします。

カンパチ、ブリを中心といたしました6次産業化の支援は計画的に行っているところでございますが、牛根漁協におきましては、一本釣り会員により、新たにカキの養殖に取り組み、昨年春に稚貝を購入し、養殖を始められ、本年春には16トンの生産となっております。3月には生産者直売所を開始され、カキ小屋で約9ト

ン、販売で約1トン、合計10トン出荷されております。冬が旬の真ガキであることから、6月中旬までの営業とし、冬場の11月に再オープンする予定であり、今年度につきましては、カキの6次産業化を中心に支援を図る計画でございます。

6次産業化支援事業でございますが、6次産業化を目指す水産物の生産、加工に係る機器等の購入、整備を目的に、今回、カキの稚貝購入と施設整備につきましては、カキ陸上管理水槽用ポンプ工事を予定しております。冬場の水温が安定し、水深の深い地形と湾奥であることから、プランクトンが豊富な地の利を活かし、成長度合いがよく、養殖期間が1年である冬が旬の真ガキ生産を支援することで、他産地との競争を避けることができることから、漁業者の収入安定と出荷時の品質確保を図り、6次産業化によるブランド確立を推進してまいります。

以上でございます。

引き続き、インバウンドについてお答えいたします。本市が現在実施しておりますインバウンドに対する取組みの主なものには教育旅行でございます。平成25年よりインドネシアからの教育旅行受入れをスタートいたしまして、平成29年11月は香港からの受入れも行い、現在まで延べ29校、831人の受入れ実績でございます。

インバウンドの受入れを充実することが優先であることから、鹿児島県観光連盟主催のインバウンドセミナーに、観光協会や市内の関係団体が参加し、情報収集や受入れ体制の構築に努めているところでございます。また、新たな取組みとしまして、垂水市観光協会内にインバウンド推進部を設置いたしまして、受入れに必要であります外国語対応人材の発掘及び観光ガイドの育成を図ると共に、関係する会員を中心に先進地で研修を行う予定としております。なお、ソフト面の整備も併せまして計画しているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 池山議員の改正子ども・子育て支援法についての質問において、幼児教育保育無償化の影響についてお答えいたします。

幼児教育保育無償化制度につきましては、今年度10月から保育所、認定こども園、幼稚園を利用する3歳以上の児童及び0歳から2歳の非課税世帯の児童にかかる保育料の利用者負担を無料化とするものであり、そのほかには、幼稚園の預かり保育等も無償化の対象となるものでございます。今回の無償化に伴う本市の財政負担につきましては、制度導入にかかる準備経費と無償化制度開始後の利用者負担分にかかる措置費の2つに分けられます。

まず、制度導入にかかる準備経費でございますが、今議会の補正予算において、システム改修費として247万2,000円を計上しております。この改修費につきましては、国が全額負担するものと示されているところでございます。また、今後、準備経費が必要となる場合には、必要に応じ、補正予算において計上してまいりたいと考えております。

次に、無償化制度開始後の財政負担でございますが、今年度につきましては、国が臨時交付金を創設し、全額負担することとなっております。また、来年度以降につきましては、原則として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することが示されているところでございます。

来年度以降の本市の財政負担額でございますが、保育所、認定こども園、幼稚園、幼稚園の預かり保育等について、平成30年度の実績値を基に試算しましたところ、無償化となる保育料の金額は、概算でございますが、年間約8,280万円となり、この4分の1となる約2,070万円が本市の財政負担額となることを見込まれます。しかしながら、本市におきましては、これまで

市独自の保育料負担軽減策として、保育料を一般財源により年間約2,060万円を負担しておりますことから、今回の無償化制度が導入された場合においても、本市の財政負担額については、これまでとほとんど変わらないものと考えております。ただし、この試算につきましては、あくまでも現時点の試算であり、今後、利用者数の状況により大きく変動するものと思われるので、その動きを注視していく必要があると考えております。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 池山議員のご質問でございます、森林環境譲与税についてお答えいたします。

昨年5月に森林経営管理法が成立し、平成31年4月より新たな森林経営管理制度が施行されました。森林経営管理法では、市町村はその区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるよう措置することと、その他必要な措置を講ずるように努めるものとなっております。

この制度では、まず、森林所有者に、市が意向調査を実施し、所有者が市に経営管理を委託された森林で、森林経営計画がなく、過去10年間程度施行履歴がない森林については、意欲と能力のある森林経営者に再委託し、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するものでございます。

しかしながら、再委託できなかった森林については、市町村が自ら管理することとなっております。これにより災害発生の一因となっていた未整備の森林が減少し、今後、森林の有する多面的機能の持続的な整備が図られ、土砂災害等の発生リスクが低減されるものと期待しているところでございます。

また、平成31年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、意向調査や市が行う森林整備の財源として森林環境譲与

税が使用できることとなっております。なお、令和元年度の譲与税の額は、試算ではございますが、540万円を見込んでおります。

続きまして、多様な仕組みづくりについてですが、森林経営管理制度においては、まず、森林整備を行う必要がある人工林を多く含む団地を指定し、その団地内の森林所有者の意向調査を実施いたします。その結果、本人が管理せず、再委託のできない森林については、最終的に市が管理することとなりますが、そのためには、まず意向調査や各種調査を行う専門的な職員の配置や体制づくりが必要となってまいります。

今後、県森林組合連合会の協力等をいただきながら、森林の整備を実施してまいります。スギ、ヒノキ等の人工林などを整備してまいりますので、議員ご質問の全ての森林整備につきまして、この譲与税で整備することが可能かどうか、県に問い合わせをしましたところ、現段階では難しいとの見解が示されたところでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 では2回目を一括でさせていただきます。

まず、この6次産業化の推進と観光振興ということについては、市長の大きな施策の柱だと、私はこれが一番大きいんじゃないかと思っているんです。そこで、これは打ち合わせのときに、2番目については、2回目で質問するからということによっておいたんですけど、道の駅たるみずはまびらについては、私は、最初、確か加工場ができるという話だったと思っているんです。その加工場というのは、どんなものかなとイメージしたときに、私なりのイメージだったんですけど、市民も持ち込んで来られるような、そういう加工場ができるのかなと私は思っていたわけです。そうしたら、どうも、ここへ来て、その加工場というのはなくなったのかなと思うんですけど、まず、そのへんについて。加工場

がなくなったのかなと。私のイメージとちょっと違うんじゃないかな。この頃、民間エリアができるころのイメージだと、それじゃないんですよね。この観光振興、6次産業化というのでは、そういうことが一番目玉だったんじゃないかなと思っているんですけど、そのへんについて聞かせてください。

あと、インバウンドについては、さっきの水産商工観光課長の話で、今朝ほど、大型船の乗組員がどうこうという話があったんですけど、そのへんについて、もう一回、詳しくお願いします。

それと、幼稚園、保育園の無償化については、私は無償化になったら、財源的に相当浮くのかなと。例えば、最初言われた、この2,070万円が浮いてくるんじゃないかと思って質問をしているわけです。2,060万円、今まで出していたから、ほとんど差はないと言われれば、もう次に行くことがないわけなんですけど。2,000万ぐらい浮いたら、振興会要望もだいぶできるなと思って質問したんですけど、この点については、まあいいです。0歳から2歳までの非課税世帯は無料になるんだけど、0歳から2歳児までの課税世帯について答弁をください。

あとは、森林環境税のほうについては、多様な仕組みづくりはないのかと。ここが肝で、いろんなことで、森林に続くからという理由づけで、いろんなことで何だかんだしてもらえないかと思って質問したんですけど、今のところちょっと難しいと。その、今ところというのに、ちょっと引かかるな。将来的に、ちょっとでも可能性があるのか。農林課長、答えられたら、そこを答えてください。

○企画政策課長（二川隆志） 池山議員のご質問でございます、道の駅たるみずはまびらにおける加工場につきまして、お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、平成28年1月に策定し

ました南の拠点整備事業に係る基本構想におきましては、民間エリア内に民間投資による畜産、水産物の製造加工場を設置することが想定されておりました。この基本構想に基づき、平成28年8月より地権者の皆様方と用地交渉を行ってまいりましたが、一部の事業予定地において用地取得が困難な状況となったところでございます。その結果、南の拠点整備事業を推進するにあたり影響がありますことから、平成29年12月に計画エリアの変更を行い、事業計画の一部見直しをしたところでございます。

この事業計画の一部見直しを受け、昨年7月に整備主体である株式会社垂水未来創造商社により魚市場や加工肉販売に関する事業計画が示されたところでございます。民間販売施設につきましては、去る5月6日に地鎮祭があり、本年秋季オープンに向け、工事着工されております。

なお、道の駅たるみずはまびらにおける6次産業化の推進としましては、本体施設内にごございますキッチンスタジオにおいて、新たな商品開発、試作づくりの場としての活用を想定しているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 池山議員がおっしゃいました6次産業化と観光振興、市長の大きな目玉施策ではないかと。全くそのとおりであります。経済政策の柱であります。もちろんそれだけではありません。人口減少社会の中で、あるいは灰の降る垂水の中で、どうやってまちの財源を確保していくかというののシンボリックな話であります。

6次産業化に関しては、垂水という名が示すとおり、水資源をはじめ、水産、いろんなものをしっかり加工して儲かる仕組みをつくるというのが6次産業化の定義であります。よく水産になぞらえて申し上げますのは、垂水、牛根両漁協がありまして、約150億円の生産高、国内のカンパチ、ブリの2割を生産しております。

これを6次化することによって500億の出口があるわけですが、現状は、その差し引きの350億を生産者以外が儲かっているということなんです。できるだけこれを手元に寄せたい。そのために、いろんな手立てをやりながら、加工販売の会社であるグローバルオーシャンということを牛根に誘致をして、そのことで、今、海外輸出43億円ですから、断トツ日本一ということになります。垂水漁協に関しては、まだ海外輸出という点に関して遅れをとっておりますけれども、間違いなく日本は人口減少社会の中でありますから、誰に何を売るかという視点に立ったときに、世界は今70億人。その中でアジア人の割合が38%でありますので、近い将来、90億人になったときに56%がアジア人だと言われておりますので、食料争奪戦、そのものを、垂水の食の宝をしっかりと売り込んでいきたいというのが、一つの大きな考え方であります。

そういう意味におきましては、地元においても両道の駅を含めて、しっかりとPRをしていく、あるいはふるさと納税の商品とか、先ほど申し上げました、この間、JALの本社に行きまして、いろんな垂水の食材を、海外も含めた売出しをしていくようなお話でありますとか、いろんなことを手がけておりまして、数字上もいい数字が出ているということだというふうに思います。

国としては、あしたの日本を支える観光ビジョンというのを策定をしておりますので、観光先進国に向けての取組みの中で2020年に訪日外国人4,000万人というのを目標に掲げております。また、平成31年2月、観光庁発表の資料によりますと、鹿児島県内の平成30年の延べ宿泊者数は831万9,500人となっております。現行の調査方法となった平成11年以降は過去最高で、前年に比べ4.2%増え、外国人の方も6.4%増えて79万1,660人で過去最多を更新しているような状況でございます。このような状況の中で、

本市も近隣市町村との新たな枠組みで戦略的な事業展開、例えばジオパークでありますとか、満喫プロジェクト、あるいは湾奥の会議、大隅未来会議等を図りながら、県の観光連盟や関係機関と連携を強化することで、より効果的な外国人観光客の誘致対策に取り組んでいるところでございます。

先日の新聞報道でもご承知のとおり、既に県観光連盟と連携をして、近年増加しているクルーズ船の誘致客対策も取り組んでおりまして、平成31年4月4日にはクルーズ船の乗組員11箇国25人が道の駅たるみずはまびらをはじめ、訪れていただきまして、私自身、出迎え、トップセールスを行っていたところであります。

その他にも、垂水高校との学校交流ということで、4月16日から18日にかけて、香港の日本人学校の皆さんが訪れていただいたり、さらに、そのことをSNS等で海外に向けて情報発信をしていただいたところでございます。

また、水産商工観光課には、県外出張の際には、必ず旅行エージェントや航空会社、JR、船舶会社等の関係機関に立ち寄るように指示をして、特にツアー商品を開発する担当部署と連携を深めることによりまして、垂水市の魅力を高めて、誘客につながる取組みを考えさせるようにしているところでございます。

そして、いよいよ2020年にはオリンピックや国体ということで、外国や県外からの観光客の増加ということが予想されますので、受入れ態勢の整備を進めると共に、関係機関と連携を深めて、これまで以上にトップセールスによりまして、垂水市のPRを展開していきたいというふうに思っているところでございます。

皆様のご協力をいただいて、交流人口もかなり増えておりますし、そのことが経済政策の柱でありますけれども、それは目的ではありません。最終的に、その財源をもって医療や介護や福祉ということに充てて、住んでよかったまち

づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○福祉課長（高田 総） 池山議員の無償化の対象とならない世帯への対策についてお答えいたします。

今回の幼児教育保育無償化制度においては、議員がおっしゃいましたとおり、0歳から2歳の課税世帯の児童にかかる保育料については、無償化の対象外とされております。この対象外の世帯への支援策でございますが、今年度の施政方針において、子育て世代の経済的負担軽減を重点施策として掲げておりますことから、現在、本市独自の財政的支援について検討を進めているところでございます。

その支援策の概要でございますが、助成割合については、財源等を考える必要があり、また、制度改正や各種の調整が必要であると思われることから、現在、市長の意向を踏まえながら、令和2年4月からの実施を目標に、関係課と協議を進めているところでございます。仮に、保育料の2分の1の額を市が助成した場合には、新たに約800万円の財政負担が生じる見込みでございます。今後も子育て世帯の皆様が子供を安心して保育所に預けやすい環境づくりに努め、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 池山議員の2回目のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、県の担当者のほうから現段階では難しいという回答をいただいておりますので、私どももまだ事業の全容がはっきりわからない部分もございまして、今のところは申し訳ございませんが、今のところ難しいという回答しかできない状況でございます。ご理解いただきたいと思います。今後、また情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 私のあとが、森武一議員が腕を撫して待っていますから、そろそろ終わろうと思っています。

市長、確かに6次産業化の推進、この観光振興、目的ではないわけですよ。ただ、大きな柱だと。そういうことで、私の誤解というのもちよっとあるのかなと思うんですけど、私は加工場を整備して、その加工場というのはどんなものかを、最初に提案を受けたときにイメージしたのは、例えば、垂水のいろんな農産物、魚もなんだけど、今現在、商品にならないもの、例えば、買われる青果業の方がいらっしゃる。それはもう綺麗なものを箱詰めして出されるわけです。それはそれでいいと農家の方は。ただ、インゲンでも何でも、今一つお金にならないものがある。そういうものを垂水市が南の拠点のその加工場につくって、例えば、誰でも、1キロでも2キロでも持ってきなさいと。それを持ってきたら、例えば、たるみず畑さんがインゲンのポタージュスープをつくられているけど、それをせえとは言わないんです。ただ、そういうお金に現在なっていないものを、みんな垂水市内の農家の人は、お金にならないものはここへ持ってきなさいと。そのもので加工をして、それが少しでもお金になると。そういうふうなものができるのかなと、私は想像していたわけです。そうすると、本来、農家の方がお金にならない部分がお金になると。それで所得の向上を図るんだと、そう理解していたわけです。

魚についても、一本釣りの人がいろいろ釣ります。私の友達、きのう、おとといも魚釣りに行って、池山さん、もうもらってくれと。じゃあ、もらってやるよと。アジを10匹ぐらいとか、アカナを5、6匹とか、これ以上、余り小さいやつだと市場まで持っていけないわけです。毎日行っていると、自分ちで食うにも、奥さんからも持ってくるなど、どうかせえと言われる。

池山さん、もらってくれんかと言うから、もらってやるよと言って、私、もらってやったんです。そういうものも、例えば、その加工場に持ち込んだら、東京あたりではどんな魚でも、今現在、お金になっていないんだけど、それを売っているお店、居酒屋があるわけです。それとか、加工をしたら何とかなる。そういうものを加工してお金にしてあげよう。垂水市民の皆さんがどんな形であれ、少量であれ、持ち込んだから金になりますよ。その上で、少しでも所得の向上を図ると。私は、今度のその最初の道の駅のはまびらの加工場の話があったときにはそういうイメージを私は持っていたんですけど、そのへんのことについて、これからでもいいです。イメージがないと言えば、それで終わりなんですけど、そのへんのことを市長にちょっとこれから先でも何か検討はできないかということをお伺いします。

それと、先ほど堀内議員のところかな。ゴールデンウィーク中の道の駅たるみずのほうで5万6,505人、はまびらは5万6,166人、これでその売上げ的には牛根のほうで3,640万と言われたかな。はまびらのほうは1,750万、このへんの今のこの差についてどう捉えておられるのか。これから先はそのはまびらのほうの売上げ、これ同じぐらいの人数だと同じぐらいの売上げ以上に上がらないといけないと思うんですけど、このへんについて考えがあったら聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） すみません。ちょっと足らざるは、また教えてください。

池山議員がおっしゃるように南の拠点の中で、加工というところで、儲かる仕組みの中での商品開発と、もちろんそれも目指しておりますけれども、例えば、店舗の中にカットフルーツみたいなものもあったりするんですね。結構500円のパッケージでいいものが、ああいったものにしても本来であればああいったところで加工

して出してもらっていただいてもいいんですけども、それぞれの持ち場で加工されて提出をされるということもございます。

ただ、今後ということに関しては、池山さんがおっしゃったような方向で、場の有効活用として考えられることだというふうに思います。また、水産物なんかに関しては、今2階エリアをつくっていますので、その部分が民間の投資で民間の方々が水産物をいろんなところから受けて、加工したりとか、いろんな形でやっていくということでもありますので、まさしく今おっしゃった「もらってくれよ」ということが、あそこに持っていけば、魚種とかにもよるんでしょうけれども、しっかりとそういう形で商売として成り立つような形の仕組みになっていくというふうに思います。

それから、売上げのことに関しては、道の駅の牛根のほうでレジが1つ全体的に売上げが三千数百万ということでありまして、はまびらの場合は、それ以外にもレストランとかコーヒーとか店舗とか、それはもう別ということになりますので、あそこのレジのみの売上げということになりますので、少し少なく感じられたのではないかと思います。

それ以外にも、外でテナントでやっておられましたりしましたので、そのへんのところは正確に把握できていないというので、先ほどの数字とご理解いただきたいと思います。

○池山節夫議員 もう終わりますけど、私はさっきちょっと冒頭、ちょっと怒りもありながらしゃべりましたが、尾脇市長、よくやっていると知っているんですよ、私。この8年間を見ていて、道の駅も本来なら1つの市に1つしかできないところを2つつくった。それで交流人口も増えてきた。これで何ら問題ないだろうと私は思っているんですよ。だから、そういう人もいると思って頑張ってください。

私の質問は終わります。

○議長（篠原静則） ここで暫時休憩いたします。次は、4時5分から再開いたします。

午後3時56分休憩

午後4時5分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、申し上げます。本日の会議は議事の都合により、あらかじめ、これを延長いたします。

次に、2番、森武一議員の質疑及び質問を許可いたします。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 本日、最後になるかと思えます。森武一でございます。

4月の選挙で初めて当選させていただき、本日が初めての質問になりますので、不手際等あるかと思えますが、先輩方の優しい野次、ご指導で導きいただきますようお願い申し上げ、質問に移らせていただきます。

質問通告どおりに質問させていただきます。

まず、選挙事務についてご質問いたします。

今回の県議会選挙と市議会議員選挙について、市民の方から期日前投票が、投票所が市役所しかなく、仕事が終わってから期日前投票所に行くには遠いとのこと意見を多くいただきました。

本市は高齢者も多く、期日前投票を行いたくとも投票所が遠いため、行きかねている方が散見されます。

今回の県と市議会議員選挙の投票率は前回より若干下がっております。お住まいのお近くに期日前投票所があれば、投票率向上につながるのではないのでしょうか。

そこで伺いいたします。選挙事務を合理化する、そして予算額をできる限り抑えていく、これを前提としつつ、今後の選挙において巡回でも期日前投票所を増やすおつもりがないかをお尋ね申し上げます。

次に、2番目の梅雨を前にした災害対策についてお尋ねします。

梅雨に入り、大雨の発生を警戒しなければならなくなりました。また、近年は気候変動の影響によると思われる集中豪雨やゲリラ豪雨、全国的にどこで災害が発生するかわからなくなっております。

本市はもともと災害が多発する地ですが、今後、この激甚化する雨などによって、より一層災害のリスクが増えていくことが考えられます。

境地区は、平成28年の台風16号で境川が決壊寸前までいき、蔵置川と小田川の砂防ダムも現在埋まったままであります。また、浮津から高野地区へ上る市道高野線は現在工事中で通行止めとなっております。高野地区の住民は現在、林道二川線を使用しています。この林道二川線は林道ということもあり、通常維持管理は行われず、不通になってから対応するとお伺いしています。この林道はちょっとの雨でも崩れることもあり、梅雨ということを考えると林道まで通行止めになってしまうことが想定されます。

市道高野線と林道二川線、どちらも通行止めとなっているときに高野地区で急患が発生した場合、急患の搬送手段が問題になってくるかと思えます。

そこで、市民に向けての説明を含めて、砂防の状態及び市道高野線の現状の説明と今後の工事の見通しをお尋ねいたします。併せて、高野地区が前回通行止めで孤立したときに、救急隊員が担いで住民を避難させたとお伺いしています。今後、災害が発生した場合のためにも、現在ある高野地区から輝北へ抜ける道路の整備やヘリポートなどといった代替手段をお考えかお尋ね申し上げます。

次に、新庁舎建設についての質問に移らせていただきます。

今回の新庁舎建設計画を進めるにあたって、

交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を活用して、有利に建設を進めることができると執行部は説明してきているかと思います。この公共施設等適正管理推進事業債を使用するための前提として、公共施設等総合管理計画の策定と個別施設計画、それと業務継続計画を策定することが求められています。

議論の前提となりますので、私のほうから簡単に公共施設等総合管理計画についてお伝えいたします。もし、過不足があるようでしたら、後ほど答弁の際に補足ください。

この計画の概要は、これまでに整備されている公共施設やインフラなどの公共施設等を現状の規模で維持していくためには年間4億8,000万円更新費用が足りなくなるとの前提であります。その上で、これを何とかするために、平成29年度から平成38年度、令和にすると令和8年までの10年間で長寿命化、管理の効率化、公共施設等の新規建設前の既存施設の有効活用策検討、そして、施設増加抑制または廃止を含む検討をすることによっての公共施設等の総量を減らしていくことが骨子となっております。そうすることによって、更新費4億8,000万円の不足を解消しようというものになります。この公共施設等総合管理計画と今回の新庁舎建設計画の関係からお尋ねいたします。

内部検討委員会の検討報告書、基本構想、建設基本計画において、耐震性に問題があると断定的に述べていらっしゃると思います。そこで、耐震診断や耐震補強、また公共施設等総合管理計画の求める長寿命化を行ったのかをお尋ねいたします。していない場合はなぜしていないのかについても併せてお尋ねいたします。

次に、敷地面積1万平米の算定についてです。

私がこの質問でお聞きしたいことは、なぜ平場で1万平米必要となったかであります。巷で言われる旧フェリー駐車場跡の建設予定地ありきの計画ではなかったのかという疑問と関わっ

てくるかと思います。

事前の打ち合わせで執行部より、敷地面積1万平米は上限値の目安であること、執行部としては外部検討委員会に白紙で諮問し、決まった敷地面積で建設するつもりであったという説明を受けました。

例えば、現庁舎の敷地に建てると決まればそれに沿った形で設計するということがあったそうです。建設計画が仮に敷地面積1万平米ありきでなかったのであれば、なぜ外部検討委員会への示し方、また市民に対する説明の仕方が敷地面積なのかということに私は疑問を感じます。

執行部が、算定の内訳として示している駐車場の広さ5,000平米、オープンスペース2,000平米は必要な延床面積であって、敷地面積ではないはずで

外部検討委員会に白紙で建設予定地を諮るのであれば、敷地面積1万平米ではなく、庁舎の延床面積6,000平米で積算した活用敷地面積として1万4,000平米として、建設候補地を外部検討委員会に諮るべきではなかったのではないのでしょうか。そうすることによって、外部検討委員会は駐車場を立体駐車場にするであったり、オープンスペースを屋上に持っていくなどの白紙の状態からの自由な議論によって必要な敷地面積の議論ができたのではないのでしょうか。この点を踏まえて、平場で敷地面積1万平米と示された理由をお尋ねいたします。

次に、建設予定地の選定に係る評価の妥当性についてお尋ねいたします。

建設基本計画において、建設予定地を決定する際の評価方法は、市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点、安全性、まちづくりとの整合性の4つの評価基準を用いて、その中で11の評価項目を内部検討委員会と外部検討委員会で評価し、それを単純に足し合わせて建設予定地を決定しています。

ここで、大きく評価項目と評価方法の2つの

論点についてお伺いいたします。

評価に関しては、これからお伺いする論点以外にも問題点があるとは考えますが、時間の関係上、以下2点に絞ってお尋ねいたします。

まず、評価項目についてお尋ねします。

評価項目の概算事業費を示される際に、現庁舎地での建て替えである候補地Aについては、庁舎建設費、用地費、補償費、仮設庁舎費を計上しています。

市民館での建て替えである候補地Bでは、庁舎建設費、用地費、補償費が計上されています。

旧フェリー駐車場跡である候補地Cは、庁舎建設費と用地費のみの計上となっております。

洪水浸水想定区域である候補地Cについては、国の事業を使用すること、これが前提と考えるのであれば、当初よりかさ上げが必要だったかと思えます。そうであるなら、ここにかさ上げ費用を含めなければ候補地選定の公平な判断はできないのではないのでしょうか。

次に、評価方法についてです。

ここでの趣旨は、建設予定地を決定するのに単純に評価を足し合わせることでよかったのかということだと思います。建設予定地である旧フェリー駐車場跡は安心・安全な庁舎建設の中で一番重要な項目である津波浸水に関して3つの候補の中で唯一、三角がついております。

外部検討委員会の議事録を紐解きましても、旧フェリー駐車場跡の安全性について多くの委員が疑問を述べられています。

市長は常々安心・安全のまちづくりを掲げていらっしゃいます。安心・安全なまちを目指すのであれば、優先度の高い安全性と用地取得や工期などを同列で評価することに問題があるのではないのでしょうか。やはり、市長が掲げる安心・安全の安全性と地方自治法第4条2項が求める利便性に関しては何らかの重点化が必要だったのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。候補地Cにかさ上げ

費が含まなかった理由と評価方法が単純な足し算方法になった理由をお尋ねいたします。

次に、地方自治法第4条1項の議案提出時期についてお尋ねいたします。

これに関して持留議員が先ほどご質問していましたので、ここでは単刀直入にお伺いいたします。

4条1項の議案提出は建設予算提出と同時に出すのか、または庁舎が建った後に実際に移転する前になるのかについて、執行部のお考えをお尋ねいたします。

次に、新庁舎建設に伴う住民サービスへの影響についてということでお尋ねいたします。本題に入る前に一つ問題提起をさせていただきます。

先月23日に行われた新人議員向けの新庁舎建設の説明会、また、きょうの先輩方の質問のときにおいても、執行部より庁舎をつくっても税金が増えないというのをご説明がありました。これは市民へも同様の説明をしているかと思えます。

財政課に試算していただいたところ、庁舎を建て替えることによって、年間3,000万円、市の負担が増えるという試算結果をいただきました。やはり市民に向けて「税金は増えません」や「一切負担はありません」というこの議論をミスリードする広報活動には問題があるのではないかと考えています。市民に正しい情報を提供し、そして、正しい議論、それを進めていくことが必要なのではないかと思います。この点について何かありましたらお答えください。

次に、本題に入ります。

庁舎建設において、交付税措置を受けるために公共施設等総合管理計画が必要になるので、この計画は上位計画と位置づけることができるかと思います。公共施設等総合管理計画と内部検討委員会の新庁舎建設の検討結果報告書ともに、この2つの計画は平成29年3月に公表され

ています。

上位計画である公共施設等総合管理計画には、新庁舎建設に関しての言及はありますが、しかし、試算や目標設定には新庁舎建設計画は含まれておりません。公共施設等総合管理計画と新庁舎建設計画に整合性がとれていないのではないのでしょうか。

住民サービスへ与える影響を考えると公共施設等総合管理計画と新庁舎建設計画は整合的であればならないと考えますが、なぜ同時期に計画を公表したにもかかわらず、整合性が取れていないのかをお尋ねします。

次に、新庁舎建設計画の規模についてということでお尋ねいたします。

新庁舎は想定人口1万4,374人、職員数250人を想定して建設されるかと思えます。垂水市の人口は、最新の2015年国勢調査を基にした社人研の推計人口では2020年の1万3,908人から2040年には8,250人になると推計されています。これは、2020年を基準にして5,658人、率にして40%減少するということです。2040年にここまで減少するとなると、財政上の制約から職員数は削減せざるを得なくなるのではないかと考えます。職員お一人お一人が仕事をしやすい十分な広さを確保することが前提とはなりますが、想定人口1万4,374人、職員数250人は想定として過大ではないかと考えますが、いかがお考えかお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○選挙管理委員会事務局長（鹿屋 勉） 森議員の選挙事務についてのご質問にお答えいたします。

選挙管理委員会におきましては、各種選挙の執行に際し、常に正確であること、公正であることを基本に事務にあたっております。

選挙執行に要する経費につきましては、経費の節減に取り組んでいるところでございます。公職選挙法の規定があり、削減できない事務、それに伴う経費もございしますが、合理化につい

ては今後も検討を続ける所存でございます。

また、期日前投票所の増設はできないかとのご質問でございますが、高齢化が進む中で、期日前投票所の増設は投票をする機会の確保や選挙人の利便性の向上につながると期待されますことから、近年、各地で実施されるケースが増えております。投票所の統廃合に伴う代替措置で実施される場合もあるようでございます。

本市において、期日前投票所の増設や移動投票所を実施するにあたっては、人員確保や投票スペースの確保、二重投票の防止など多くの課題がございます。この中で、二重投票の防止につきましては、新城支所、牛根支所において基幹系システムを利用することで個人情報管理が可能となりますことから、極めて限定的ではありますが、課題がクリアできるようであります。

高齢化や生活の多様化が進む中、投票者の利便性を図ることの重要性は十分認識しております。併せて選挙においては常に正確性、公平性、厳格性が要求されますので、これらを総合的に判断しながら、複数箇所における期日前投票につきまして、引き続き検討してまいります。

以上です。

○土木課長（東 弘幸） 境川の砂防工事の現状につきましてお答えいたします。

平成28年の台風16号により、本市は甚大な被害を受けましたが、牛根地区につきましては砂防施設が流木や土砂を捕捉し、下流域への影響を最小限に留めたことは、砂防の効果が最大限発揮されたものと考えております。

県におきましては、被災直後、上空から砂防施設の調査を実施しており、緊急に取り組むべき箇所の流木の除去や土砂の持ち出しを行うなどの対策を行ったところでございます。

境川の2基の砂防施設も下流域への流出が若干あったものの、流木や土砂を捕捉しており、同じく砂防の機能としての効果は十分あったものと考えております。

その砂防についてでございますが、既存の砂防施設は不透過型堰堤といわれる、主に土砂を捕捉するものでございます。県ではこれを流木や大きな岩の捕捉を主に目的としました透過型堰堤の改良を計画されているようでございまして、その堰堤改良工事に併せまして、流木や土砂の撤去を実施するとなるようでございます。

現在は砂防堰堤改良の実施設計は終了しており、工事用道路を兼ねた管理用道路の用地調査中であるとのことでございますが、準備ができ次第、地元説明会を実施する予定でございます。

続きまして、2つ目の高野地区への道路工事の現状と災害時の代替道路の整備についてお答えいたします。

現在、昨年度の台風7号により被災を受けました市道高野線の道路災害復旧工事を発注しておりますが、大型ブロックでの施工でございしますので、ブロックを吊り上げる機械も大型車両となります。このようなことから、全面通行止めでの施工しか方法がなく、住民の方々にはご不便をおかけしておりますが、林道を迂回路として利用していただいているところでございます。

この高野線は急勾配であり、また急カーブが多い道路でございまして、特に急カーブ部分は舗装が剥がれ、大型車が通行する際、運搬する卵が割れるなどの苦情を以前よりいただいております。環境整備班や建設業者へ舗装の修繕をお願いし、対応しておりますが、しばらくするとまた舗装が荒れ、その後補修をするといったような状況でございました。この通行止めの期間を有効に活用し、すぐに舗装が荒れる急カーブ部分をコンクリート舗装にすべく、既に発注したところでございます。

通行止めの期間でございまして、災害復旧が9月5日まで、舗装工事が9月30日まで工期を設けておりますが、災害復旧の進捗が予定より早く進んでいるため、1日でも早く通行止めの

解除ができるよう、舗装工事につきましても早期に着手をするようお願いしたところでございます。

地域の方々にはご迷惑をおかけいたしますが、もうしばらくお時間いただけますようお願いいたします。

次に、代替道路の整備でございまして、先ほども申されました二川林道と輝北へ抜ける道路がございまして、輝北へ抜ける道路も市道高野線でございまして、林業の基幹作業道として整備した後、市道へ認定されました道路でございまして、勾配が急な箇所につきまして約1キロメートル舗装しており、残りは砂利舗装となっております。

豪雨時の災害調査や道路パトロール等で崩土や路面の洗掘等がございましたら、これまでも対応をしておりますが、今後も点検を行い、適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎） 森議員のご質問でございます。高野地区の災害時の急患搬送手段の確保につきましてお答えをいたします。

現在、市道高野線は工事中であり、火災緊急事案が発生した場合は、二川林道を使用している状況でございまして。

しかし、災害により土砂崩れ等が発生した場合、緊急事案が発生しても、車両は通行できなくなる可能性があります。

以前、平成28年台風16号災害時にも土砂崩れにより緊急車両が通行できず、徒歩にて傷病者を背負って搬送した経緯がありますが、土砂崩れの規模及び道路等の状況を高野地区在住の消防団員から情報を聴取し、状況に応じた資機材や人員を投入し、場合によっては、天候にもよりますが、防災ヘリの運用も考慮し、最善の対応を図ってまいります。

しかしながら、災害が発生してからの活動では二次災害の危険もありますので、大雨警報等

が発表される恐れがある場合には、総務課と協議し、分遣所職員及び消防団員により全世帯を巡回させ、早めの避難を呼びかけたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 森議員のご質問でございます、耐震診断、耐震補強及び長寿命化の可能性調査の有無についてお答えさせていただきます。

現庁舎の耐震診断については、庁内検討委員会にて耐震診断及び耐震補強工事の費用対効果、耐震補強工事による影響、そして、当時の議会における要望等に基づき協議は行われ、平成29年3月に取りまとめた新庁舎建設の検討結果報告書において、耐震補強工事は耐震壁の新設、構造体の補強だけでなく、杭打ちも行っていない本館の杭、基礎の補強が不可欠であるが、建設当時の図面がなく、杭、基礎工事に大きな課題があり、実際、耐震補強工事を実施した場合、耐震壁や補強材のため、事務室がさらに狭小になるなど執務環境の悪化、さらに来庁者への行政サービス低下などの影響があることから、この問題の抜本的早期解決を解消するため、新庁舎の建設が望ましいとしたところでございます。そういったことから、耐震診断は行っておりません。

以上でございます。

次に、敷地面積1万平米の算定についてお答えさせていただきます。

庁舎敷地は良好な都市景観を形成するための緑地等の整備のほか、災害時の防災拠点としての機能空間、市民イベント等の広場、来庁者の駐車場などが必要と考えております。このため、新庁舎建設基本計画においては、庁舎本体の建築面積を2,000平米、附属棟建物の建築面積を700平米、駐車場との面積を5,300平米、その他緑地やオープンスペースを2,000平米とし、敷地面積の上限値の目安を約1万平米としたとこ

ろでございます。

議員ご指摘のとおり建物面積も敷地面積に含んで有効活用できるのではないかとのご指摘ですが、本市の基本計画は他市町の新庁舎基本計画と同じような項目の積上げとしており、議員ご提案の考え方は検討しておりませんでした。ただし、今回ご提案いただいた考え方は今後の施設計画づくりにおいて参考になると思いますので、議員ご提案の内容を理解し、有効かどうか検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、基本計画による候補地選定評価の妥当性についての候補地Cのかさ上げは評価段階で考慮されるべきではないかにお答えさせていただきます。

基本構想に示したA・B・C、3つの候補地の評価に用いる事業費の算定については、本体工事は同じ建物を建てるという条件としたところでございます。このため、かさ上げについては3候補地とも考慮されておられません。

候補地評価を行い、候補地となった段階で基本計画に用いる概算事業費を算定しますが、この段階で、この候補地に必要な条件が設定されることとなります。

かさ上げについて評価段階で積み上げるべきとのご指摘ですが、仮にA・B・Cそれぞれが候補地として決まった段階で、必要なかさ上げについて積み上げられるものと認識しておりますことから、評価段階においては妥当であったと考えております。

なお、どの程度かさ上げが必要かについては、基本設計において、敷地周辺の状況や建物構造等により決まっていくものと考えております。

以上でございます。

続きまして、次に、候補地選定評価の妥当性についてお答えさせていただきます。

庁舎の位置については、事業費の算定や建設スケジュール等の建設計画に多大な影響がある

ことから、十分な調査に基づく検討作業が必要でございます。こういったことから基本構想において、市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点、安全性、まちづくりとの整合性といった4つの評価項目を示し、内部評価及び市民目線による外部評価を行い、整備位置を決定することとしておりましたので、基本計画策定段階で基本構想に基づく手続に則って候補地の決定を行ったところでございます。

議員ご指摘のとおり、4つの評価項目を同一に扱ってよいかとのご指摘でございますが、実際の内部評価、外部評価の中ではそういった項目に重みをつけるといったご意見がなかったことから、各評価項目に対して、○適している、△課題があるが対応可能である、×適していないといった評価を行ったところでございます。

以上でございます。

次に、地方自治法第4条第1項に関する議案提出についてお答えさせていただきます。

地方自治法第4条に基づく位置変更条例の議案提出につきましては、これまでも答弁させていただいておりますとおり、市町村の位置の変更については、地方自治法第4条に基づき条例で定めるよう規定されており、地方自治法の解説書によると、この条例の制定時期については建設着工前にするか、完了後にするかは市町村の事情によっていずれも差し支えないが、建築の財源の見通しも立たない時期に制定することは適当ではないとされているところでございます。

この財源の見通しの部分でございますが、基本計画策定直後においては、本市の場合、財源である起債計画に変更が生じることが予想されることから、条例の制定時期としては適切でないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 新庁舎建設計画に伴う住民サービスへの影響についてのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設につきましては、垂水市新庁舎建設基本計画で事業費を約37億円としておりますが、現時点で想定している財源としましては、まず市有施設整備基金から14億円程度を充て、残り23億円程度について、公共施設等適正管理推進事業債を充当する予定でございます。

そこで、ご質問の新庁舎建設計画に伴う住民サービスへの影響についてでございますが、多額の事業費がかかることから、毎年度、地方債の返済に充てる公債費の増加と財政指標の中では将来負担比率の上昇などが想定されます。しかしながら、公共施設等適正管理推進事業債は借入期間が最大30年と長期の借入れが可能で、財政負担が長期にわたり平準化されること、地方債を償還する期間にわたり、総額約8億円の地方交付税措置が受けられるという大きなメリットがございますので、新庁舎建設事業に係る影響だけに限って見れば、急激な公債費の負担増で住民サービスに影響を与えることは少ないと考えております。

以上でございます。

次に、公共施設等総合管理計画と庁舎建設検討結果報告書との整合性についてのご質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画の庁舎分の更新費用の推計については、現庁舎で今後40年における建て替え並びに大規模改修に係る推定費用で試算をいたしております。

当時、庁舎建設等庁内検討委員会検討結果報告書も、平成29年3月に出されておりますが、庁舎のあり方について方向性を整理したもので、最終的な決定ではないことから、検討結果報告書に記載されている新庁舎建設概算事業費は総合管理計画には反映していないところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 続きまして、想定人口1万4,374人の妥当性についてお答えさ

せていただきます。

新庁舎建設基本計画において、第4章新庁舎の規模設定の中で、基本指標、将来人口を概ね1万4,374人としておりますが、これは上位計画でございます垂水市人口ビジョン、平成27年9月策定における供用開始時点の直近値である平成32年推計人口としております。

議員ご指摘のとおり、平成30年3月に社人研が、平成27年国勢調査に基づく推計人口を発表されておりますが、現時点においては上位計画である人口ビジョンを見直していないことから、各種計画との整合性という観点から妥当であると判断しているところでございます。

以上でございます。

○森 武一議員 では、一問一答方式でお尋ねさせていただきます。

選挙事務についてということで、今後検討していくということだったんですけど、この夏には参議院選挙が始まるかと思いますが、参議院選挙までには、この期日前投票所を開設する方向で検討しているということでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（鹿屋 勉） 今、議員がおっしゃるように、7月には参議院選挙、施行されますけれども、先ほど申し上げましたとおり、垂水市で複数、期日前投票所を開設する場合には、システムのほかにも様々な問題がまだ未解決のままありますので、参議院選挙には実行できないと判断しております。

○森 武一議員 ありがとうございます。

それでは、できる限り早めの選挙期日前投票所を創設していただくことが投票率の向上であったりとか、投票機会の確保につながると思いますので、対応していただければと思っておりますので、この質問については終わらせていただきます。

続いて、梅雨を前にした災害対策についてということで、境川の2つの砂防について、現在、県のほうで準備を進めているというふうにお答

えいただいているかと思うんですが、この夏に関して、夏までにはこの砂防工事というものが終わってくるのでしょうか。確認をさせていただければと思います。

○土木課長（東 弘幸） 今現在、県がやっておりますのは、先ほど森議員のほうから出ました砂防の裏の土砂の除去なんですけれども、既存のその砂防施設の土砂を持ち出すにも工事用道路がないということで、工事用道路の確保、それをいずれは管理用道路として残しますけれども、今、その用地の調査中ということでございますので、それができ次第、まず住民説明会をしてほしいという要望も以前ございましたので、住民説明会をした後に発注となりますので、もうしばらく完成まで時間を要すると思います。

以上でございます。

○森 武一議員 もうしばらく時間がかかるということなので、もう梅雨が始まり、いつ大雨が来るかわからない状況の中で、砂防が埋まっている、ここで土砂が崩れてしまった場合に境地区の住民に関しては大きな影響を与えると思いますので、執行部のほうで例えば避難指示であったりとか、避難勧告という基準があるかと思っておりますので、そちらのほうを強めにするというか、引き上げていただいて、万全の体制をしていただければと思いますので、そこをお願いして、この質問は終わらせていただきます。

新庁舎建設について、また続いて質問をさせていただきます。

まず、ここの公共耐震補強診断や耐震補強について、長寿命化のことをしていないということでお答えいただいていたかと思うんですけど、費用対効果の面で。

今回のその公共施設等総合管理計画においては、長寿命化を目標として掲げているとなってくると、要は上位計画としてのその公共施設等総合管理計画は、その長寿命化を求めているわけですね。そうするとそこをやらない理由とい

うのは、やはりその上の上位計画と下の計画に整合性が図れていないかと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○財政課長（和泉洋一） 今、ご質問がありました公共施設等総合管理計画においては、第1に施設を長寿命化にすることにより得られるコストの削減、第2に施設の維持管理コストの削減、第3に施設の目的変更や統廃合、複合化を掲げているところがございます。確かに、新庁舎建設につきましては、新庁舎をつくるということの計画でございますので、長寿命化という選択はいたしていないところがございますが、これにつきましては長寿命化の国が定める基準がございまして、おおむね70年程度、構造体の躯体の耐用年数に長寿命化を図ることが目標でございます。といたしますと、現庁舎における既に経過年数というのが60年を超えているということでございますので、長寿命化を施したときのコスト削減というところについて、その後のまた対応ということが非常に問題となってまいりますことから、このことについて、新庁舎については建て替えという形での選択というふうになっているところがございます。

以上でございます。

○森 武一議員 今お答えいただいたことに関して、なぜこのような質問をさせていただくのかということなんですが、私として新庁舎の建て替えが必要ではないということではなく、この現状を見た場合、この建物ですね。状態を見た場合に建て替えは必要だということにはわかるんです。ただ、ここの場にいる方々が60年後、新しくつくった庁舎を60年間使うとなった場合に60年後の方々が、実際、じゃあ、なぜここに建て替えたのかということを見た場合に、そこが説明できないのではないかと、資料として残ってこないのではないかとということで、しっかりとやっていくべきなんじゃないかと、未来の住民に関する説明責任を果たすべきじゃないかと

いうことがまず1点として、この質問をさせていただきまして。

もう一つ、この質問をさせていただいた意図としては、耐震補強であったりとか、難しい、現状ここが危ないということを執行部の方々がずっとおっしゃっているかと思うんですけど、災害というのはいつ起こるか分からないというときに、実際起こったときに倒れました。どうしようもなくなりましたというのでは遅いわけですね。実際やって大丈夫なのであれば使えばいい。危ないのであればそこをどうするかということを検討することが市民の安全・安心・生命を守ることにつながるのではないかと、思って、この質問をさせていただいていますが、その点について市長、いかがお考えでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 森議員のご質問にお答えしたいと思います。

その前に、初当選されて1箇月余りでありましてすけれども、様々な週末のイベントなどにおいてお顔を拝見しております。また、今回初めての一般質問にもかかわらず、大変熱心に勉強され、様々な角度からご質問されておられることにはまずは敬意を表したいと思っております。その上で、新庁舎建設につきまして、基本構想及び基本計画を策定をして、設計業務に対する予算も議決をいただいて進めているということでございますので、新庁舎の問題ということの本質というのは、今も話がありました築60年、大変古い、安全上、課題の大きいであろうこの現庁舎の問題を総合的な判断から一日も早く建て替えるというのが私の使命であるというふうに思っております。そのために、これまでご説明をさせていただいているような経緯を踏まえて、ご理解を賜りながら前に進めているわけでありましてすけれども、やはり東日本大震災でありますとか、熊本地震を踏まえて、今この計画でなければ安全性、あるいは経済性の面からも非常に厳しい状況になるという危機感を持って私も臨ん

でいるところであります。

よって、現在の計画をしっかり進めていきたいと考えているのが基本でありますけれども、また一方で、跡地の利用の課題等についても、当然、近隣の商売されておられる方々を中心に、不安の声があるということも十分理解できますので、そのあたりのところをしっかりと、今、車座対話とか、いろんなものを通じながら、不安の解消を進めながら前に進めていきたいというふうに思っているところでございます。そういう視点を持って、これからもしっかりと意見をいただきながら、前に進めていきたいと考えているところでございます。

○森 武一議員 この質問に関しては時間の関係上、ここで終わらせていただきます。

延床面積1万平米についてなんです、ここも時間の関係上、ちょっと時間が残るようでしたら改めて質問をさせていただきます。

次のここの評価方法と評価項目のところですね。事業積算についてということで、かさ上げ費を想定していなかったというふうにお答えいただいているかと思うんですが、今回、新庁舎を建設するにあたって、活用を前提としている市町村役場機能緊急保全事業について、ここに関しては危険な庁舎があった場合、昭和56年の新耐震基準導入前に建設された建物であれば、新しい耐震基準に適合した形に建て替える。または災害想定区域内にある庁舎を災害想定区域外に持っていくというような事業になっているかと思うんです。そうなったときに、候補地A・Bに関しては浸水想定区域外にあるわけであって、候補地Cだけ浸水想定区域内にあるわけですね。そうすると、この事業を使うとなった場合に浸水想定区域内を外さなければ、この事業に適合しなくなってくるのではないかと思います。そうなってきたときに、それはもうかさ上げをするしか、その浸水想定区域を外す方法はないわけであり、それはもう

当初から浸水想定区域であるからかさ上げをしなければならぬということになると思うんです。そうなったときには前提として、この項目の中に入っていないというのはおかしいと思うのですが、そこについてはどう考えていらっしゃったのでしょうか。

○企画政策課長（二川隆志） 今、ご質問の内容につきましても、結果、かさ上げをすることによって浸水想定区域を外れるということでございますので、審査項目の中には入れてあったということでございます。

○森 武一議員 すみません。結果、かさ上げをすることによって、想定区域を外れるということだというお答えだったかと思うんですが、もともと要は、候補地Cフェリーターミナルのところにつくるとなった場合には、かさ上げが必要になるということはどうも明白なわけかと思うんですね。そうなってきたら、そもそも前提となる要は候補地Aの場合は仮庁舎を借りるであったりとか、補償費をするというのが入ってきている理由としてはそこがもう明確にわかっているからこそ入ってきていると思うんですね。そうなってきた場合には候補地Cにそのかさ上げ費が入っていないことというのはやはり問題なのではないかと思うのですが、そのなぜ入ってきていないのかということを確認なちよつとご説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○総務課長（角野 毅） 前任者としてお答えをさせていただきます。総務課長でございます。

なぜそこにかさ上げ費用が積算されていないかということでございますけれども、浸水の想定エリアとしては50センチ未満の浸水想定であるということでございます。

建築の専門家の方々も多数入っていらっしゃいましたけれども、建設をするに当たって、現GLのままで建屋を建てるということはほぼないわけございまして、少なくとも50センチ以

上のかさ上げというのは想定できる事実であるということで、建築をする際に、例えば家をつくられる際に盛土をして家をつくられる。例えば建築物をつくる時に、例えばこの市役所であっても、庁舎に入られる際に数段の階段を登ってこられると思いますけれども、あの段差があるということでございます。ですので、それが想定区域内として想定できるエリアの中であるということで、全ての建屋でそのことは想定する。盛土をするということは、想定する範囲内であったということでございます。なので、あそこだけを特別に盛土をするというふうに認定をして、積算をする必要はないというふうに考えられているということでございます。

○森 武一議員 この議論に関しても、本旨とずれてくるところなので、一旦置かせていただいて、ちょっとここの質問に関しての本旨のところに入らせていただきます。

今回、先ほどから市町村役場機能緊急保全事業についてお尋ねさせていただいているかと思いますが、今回、この緊急保全事業を使うにあたって、浸水想定区域外にある現庁舎から、浸水想定区域内の候補地であるCに行くということになっているかと思うんですが、この事業の趣旨からすると、災害想定区域外から区域内に行くということは想定されていないのかと思うんですが、これはそのままこの事業債として使えるものなのでしょうか。お答えお願いいたします。

○財政課長（和泉洋一） 浸水想定区域内についてのご質問にお答えいたします。

市町村役場機能緊急保全事業につきましては、熊本地震により、災害時においても業務を行う庁舎が有効に機能しなければならないことが再認識され、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては災害時の業務継続に支障を来す恐れがあることから、これらの庁舎の建て替えを緊急に実施できるように創設されたものでございます。

このようなことから、総務省が出している地方債同意等基準運用要綱によると、市町村役場機能緊急保全事業の対象は、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎で、建て替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものとなっております。

計画地は議員ご質問のとおり、本城川が氾濫した場合、50センチ未満の浸水想定区域ではございますが、かさ上げ等の対策をしっかりと行い、今後、防災拠点として業務継続計画に位置づけをする計画であることから、地方債の同意要件を満たすものと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 お答えとしては、この事業については使えるというお答えだったかと思うんですが、これは例えば県であったりとか総務省のほうには確認を取られているのでしょうか。ここについて後ほどお答えいただければと思います。

なぜ、これをご質問させていただくかということなんですが、私のほうで県のほうであったりとか、総務省のほうに確認をさせていただいたところ、県のほうはこの市町村役場機能緊急保全事業に関して、災害想定区域内から区域外に行く、通常の建て替えであれば問題なく適応されるということをおっしゃっていました。ただ、区域外から区域内に行く場合というのは、出てきてみないとわからないというお答えの仕方だったんですね。また、総務省に関しては、そのような使い方は想定していないというお答えだったので、要は、災害想定区域外から区域内に行くというような使い方をしないということ想定しているということだったので、そうなってくると実際申請しましたといったときに、この事業が使えなくなるということも起こり得るのではないかとということで、そこについてはいかがお考えでしょうか。

○**財政課長（和泉洋一）** 現時点において、本市から直接このことで県等へその同意条件の確認というのはいたしておりません。ただし、これまでも個別施設計画の内容等についての確認はいたしております。問い合わせはいたしておりますので、今後も必要に応じて県等との協議をしまいる予定でございます。

以上でございます。

○**森 武一議員** 実際、実施設計まで完了し、申請するという段になったときに使えなくなる、使えなかったとなると、今回の計画自体が、今まで執行部、職員の方々、一生懸命やってきて使えなくなったといったときの絶望感というのか、何かわからないんですが、大変喪失感というものが大きくなるかと思うので、一回確認されたほうがいいかと思うのですが、そこはもうそういう形のご提言とさせていただきます。

次のほうに移らせていただきます。

鹿児島県の浸水想定の留意に関する評価ということで挙げさせていただいている項目についてなんですが、この留意事項のところでは県が挙げていることは、最大クラスの津波は現在の科学的知見をもとに、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありませんというような留意事項がついています。

今回、候補地Cに建設を予定するといった場合に、執行部のほうで使っている災害想定というものは県がやっている津波想定であったりとか、何パターンかの想定を使っている、あそこの地に建てられるという判断だったかと思えます。

ここでは、要は想定内の災害を想定して建てるということがあると思うんですね。ただ、この留意事項からすると、例えば県が想定している災害としては、桜島、錦江湾の奥の海底噴火というものを想定しているかと思えます。この錦江湾の奥の海底噴火を想定し得るのであれば、

錦江湾の湾の手前であるこちらのほうで海底噴火が起こらないという想定ができないということはないかと思うんですね。要は想定外ですが、想定内の想定になるのではないかと思うのですが、そこらへんについてどういうふうにお考えなのかをお伺いいたします。

○**企画政策課長（二川隆志）** 鹿児島県の津波浸水想定に関する本市の評価についてお答えさせていただきます。

庁舎の安全性の確保については、まずどの程度の災害を想定するかが基本となりますけれども、市としても関連する各種計画との整合性を図るという観点で、垂水市業務継続計画の業務継続の前提条件として示しております災害を想定しているところでございます。

以上でございます。

○**森 武一議員** 想定内の想定を想定しているということのお答えだと思うのですが、実際、湾奥で海底噴火を想定し得るのであれば、なぜこちらのほうでできないのかということは大い問題になってくると思うんですね。実際、海底噴火が起こった場合というのは、牛根のところというのは3分間で9メートルの津波が来るというような想定になっているかと思えます。

実際、こちらのほうの海底噴火が起こった場合も似たようなものになってきたときにでも安全なものをつくる、それは想定をしていなければできないところだと思うのですが、そこについてはいかがお考えでしょうか。

○**市長（尾脇雅弥）** 反問権をお願いします。

○**森 武一議員** 牛根の地で県が想定している災害については海底噴火というものを想定して、海底噴火が起こった場合というのは、牛根の地に3分間で9メートルの津波が来る、これは桜島から硫黄島までの火山帯を考えた場合にその奥のほうで海底噴火が起こる可能性があって、こっちのほうでないということは、現実的、通常考えた場合にはあり得るというふう

に考えることもできると思うんですね。実際ここで海底噴火が起こった場合に、県の想定をそのまま使うとすると、9メートルの津波が来る可能性があるのではないかということは想定し得る、想定外ですが想定し得ることだと思うんです。それは、想定しておかなければ、今後、新庁舎をつくったときにそのようなことを想定せずにつくった場合と、想定してつくった場合では全く対応が違ってくると思いますが、そこについてどのようにお考えかということです。

○市長（尾脇雅弥） 安全上の問題だというふうに思いますけれども、現庁舎が標高2.6ですよ。新庁舎の予定地が2.2ということになります。その他諸々先ほど言いました、かさ上げをしたり、あるいはその柱頭免震構造によって、1階が柱頭免震層になりますから、結果的に執務室というのは6メートルぐらいの高さになるということでもあります。

災害をどの程度想定するかということでもありますけれども、例えば桜島の大爆発、100年前に起こったときに、こちらのほうは50センチ未満ということでございました。今おっしゃる湾奥の若尊あたりが爆発したときに、二川とか境とかというのは数分のうちに7メートル、8メートルを超える、奥ですからね。ということがあって、あそこの分団とか、そういったところも8メートル以上のところに設置をしております。こちらのほうはまだだいぶエリアが広くなりますけれども、5年ぐらい前でしたか、県のほうの総合防災訓練、移動中のときに行ったときに震度7の錦江湾の直下型の地震があったときに最大で1.8メートルということがありましたので、それがマックスかと言えばいろんなことが考えられますので、断定的にはできませんけれども、今申し上げたような少なくとも6メートルの高さにはあると、ここの場所の倍ぐらいの高さにもなっていますし、今、この建物というのはこの間も震度4で大変な状況であり

ましたけれども、その想定内にも対応できないということでもありますから、想定外をどこまで対応して、それに対して安全上お金をかければより強度になりますし、それはもうそのとおりでありますから、皆さんのほうでもっともっとこれには投資をなささいということであれば、それは1つのご意見だと思しますので、今後議論の中でどこまで想定をして、どういうふうにしてやっていくかというのは、議員の先生方のご提案もいただきながら進めていくということになるのかと思います。

○森 武一議員 自分の中で想定していた質問が時間の関係上でできていないので、最後の質問になるかと思えます。

これまで1回目の質問含めて、るる述べさせていただいてきたかと思うんですが、やはり現在の建設計画については多くの問題があるのではないかと、だからこそ、住民の中から反対運動というものが起こってきているかと思うんですね。一度、これは新庁舎というのは60年間最低使うであろう、例えば100年の計と考えたときに、今、一回立ち止まって改めて考えてみるということも一つ必要なのではないかと思うんですが、これについて市長の見解をお伺いして最後の質問とさせていただきます。

○市長（尾脇雅弥） 庁舎問題に関しましては、もともといつもお話をしますけれども、平成23年3月の東日本大震災から始まっているわけですね。議会の先生方にもいろいろ話をしながら、大きく展開が変わったのが熊本震災からでありますので、そういった中でいつも申し上げております庁内検討委員会、外部委員会、いろんな手続を含めてここまで来て、今回、また新たに二元代表制のもとで、私のほうで再任させていただいて、新しい議会のメンバーの皆様も決まりましたので、もちろんそのことでいろいろ協議をしていかなければいけないことはそのとおりでありますけれども、これまでもしっかりと議

論した延長にもあるわけですから、そのへんのところを総合的に判断をして、基本的に立場は同じであると思いますので、その中でよりベストな皆さんがいいというのが一番いいんですけど、なかなかお立場がありますので、その中で最良の方法を選択できればというふうに思っております。

○森 武一議員 これにて終わります。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（篠原静則） 次は、明日、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（篠原静則） 本日は、これをもちまして散会いたします。

午後5時8分散会

令和元年第2回定例会

会 議 録

第3日 令和元年6月5日

本会議第3号（6月5日）（水曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年6月5日午前9時30分開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

△発言の取り消しについて

○議長（篠原静則） ここでお諮りいたします。新原勇議員から、昨日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、差別用語の理由により、「———」の部分を取り消したいとの申し出がありました。取り消しの申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、新原勇議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△令和元年度施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）案に対する総括質疑・一般質問

○議長（篠原静則） 日程第1、これより、昨日に引き続き、令和元年度施政方針及び令和元年度一般会計補正予算第1号案に対する総括質疑及び一般質問を行います。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に、4番、池田みすず議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔池田みすず議員登壇〕

○池田みすず議員 おはようございます。きょう、このように伝統と格式があります、垂水市議会の議場において、質問ができますことは、私にとりまして大きな喜びでありますと共に、大きな責任を感じております。また、正直なと

ころ、とても緊張しております。

私は、さきの市議会議員選挙に初めて立候補し、多くの市民の皆様方からご支持をいただき、当選することができましたことに心から感謝いたしております。初めての選挙戦は、何もわからないままに告示を迎え、当選することの厳しさと人の温かさを感じる事ができた選挙戦でもありました。今でも、ご支援くださいました方々のお姿やいろんなことが思い出され、感情を抑え切れないことがあります。

また、垂水市議会発足以来、これまで一人も女性議員が誕生していないこともあり、マスコミなどからも幾度となく取材も受けるなど、プレッシャーを感じながらの選挙戦でもありました。

今、この場に立って、心に誓っておりますことは、私を支持してくださいました親戚、友人、知人、各種団体の皆様をはじめ、多くの市民の皆様方のご期待に応えなければならないということでもあります。

また、私同様、女性議員として立候補され、惜しくも当選がかないませんでした女性候補の分まで頑張ってまいりたいと思っております。そのためには、私自身、これからの4年間、初心を忘れることなく、市民の皆様と真摯に向き合い、誠心誠意、真面目に精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、議長さんをはじめ、職員の皆様、議員の皆様のご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。今回、立候補するにあたりまして、私が当選した暁に主に取り組んでまいりますことは、大きくは5項目挙げたところでございます。今回は、その中で子育て支援策と福祉の充実策について質問をいたしたいと思っております。ご答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、子育て支援策についてであります。少子高齢化が進む中、人口の増加を図るため

にも、子供を産み、育てやすい環境をつくることはとても重要なことだと思います。これまで、尾脇市長は子育て世代のご要望に応えるため、子ども支援センターの開設や、道の駅たるみずはまびらに遊具施設を設置されるなど、お母さんたちが集う場、子供たちが遊ぶ場づくりに取り組んでこられました。

また、昨年から乳児用品購入助成として、子育て世帯の経済的負担を軽減させるために月額3,000円を助成する取組みをされています。これらの取組みは、子育て世代の皆さんから大変好評であります。

このような中、子育て世代の保護者の皆さんが不安を抱えておられますことは、垂水市には小児外来を行っている診療所は数件ありますが、小児科のある病院がないということでもあります。そこで、1点目は、垂水中央病院に小児科を設置される可能性はないのか、お伺いいたします。

2点目は、病児・病後保育児に対する支援策についてであります。

現在、本市には受け入れる病院がなく、鹿屋市と霧島市の病院を利用されているとのことでもあります。この市外の2医療機関の過去5年間の利用された件数と、開設に向けた課題について伺います。

3点目は児童クラブについてであります。

今回、6月補正において水之上の児童クラブの新設に向けての予算が計上されておりますが、地元からも新設を望む声が多く寄せられていたこともあり、関係者の皆さんも喜んでおられます。そこで、昨年の市内の全ての児童クラブの設置及び利用状況についてお尋ねいたします。

次に、福祉の充実策についてであります。

鹿児島県が、ことしの2月28日に発表いたしました、平成30年10月1日現在における本市の高齢化率は41.6%と高い率となっております。このことから、子育て支援と同様に高齢者への支援策も大切だと思っております。そのような中、

市長も公約として温泉入浴補助と敬老パスの補助を挙げられておられますが、現時点での検討状況についてお伺いします。

次に、発達障がい児への支援についてお伺いします。

発達障がい児が身近な施設で、発達段階に応じた支援を継続して受けられるようにすることが求められていますが、本市におきます発達障がい児への支援の取組み状況についてお伺いします。

これで、1回目の質問を終わります。

○保健課長（橋圭一郎） どうぞよろしくお願ひいたします。

池田議員の市内医療機関における小児科開設の可能性についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市におきましては、小児科の診療科目を標榜されている医療機関は東内科小児科クリニックのみで、ほかに小児外来を実施している診療所が2診療所となっており、市民の全世帯を対象とした医療を提供していただいております。議員が申されるとおり、病床機能を休床とされ、入院できないことや夜間の対応が困難なことから、子供たちの急病等の緊急時に対応できず、病床機能を有する垂水中央病院に小児科設置を望まれることは当然のことと思います。小児科設置につきましては、市長から設置の検討について指示を受けているところでございます。

ご質問の小児科の設置についての最大の課題は、医師の確保でございます。小児科医療が、ほかの成人医療等の知識も含めた、特段の医療知識を有する必要があります。そのような専門性の高い小児医療でございますが、小児科医療の不採算性やそれに伴った小児科医の不足、夜間に集中する診療の小児科医不足による過重労働、小児医療救急体制の不備など多面にわたり、国において整備を図るべき問題が多く、さらに訴訟リスクの高さから、小児医療に対し、医師

を目指す学生からも敬遠されるむきがあるやに伺うところでございます。今後も、小児科設置に向けた検討と取組みを図ってはまいります。現状においては難しい状況でございます。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） おはようございます。

池田議員の子育て支援策における病児・病後保育児に対する支援策についての質問において、市外2医療機関の過去5年間の利用件数と、開設に向けた課題についてお答えいたします。

本市の病児・病後児保育につきましては、平成20年度から事業を開始しているところでございますが、市内の医療機関での実施が困難であったことから、先ほど議員が言われましたように、鹿屋市と霧島市が同事業を委託しております小児科を利用させていただくという形態で、事業を行ってきたところでございます。

ここ5年間の利用実績でございますが、平成26年度が3人で9回、平成27年度が3人で5回、平成28年度が4人で7回、平成29年度が4人で12回、平成30年度が2人で6回となっており、全て鹿屋市の医療機関を利用したものでございます。

次に、開設に向けた課題でございますが、本市におきましては、子どもの人口が減少してきていることから、運営を想定した際の採算性の問題、加えて、小児科医や看護師、保育士といった人材の確保が困難であることが課題として考えられます。

具体的に申し上げますと、市民アンケートにおいて医療機関に併設した病児・病後児保育施設の設置を求めるニーズが高いという結果であったことから、垂水市内の2医療機関に対して事業内容等の説明を行い、設置についてお願いした経緯がございます。しかしながら、採算性や保育士の常時雇用等の問題から、実施は困難であるという返事をいただいたため、市内の医療機関において事業の実施に至っていないとい

うのが現状でございます。

続きまして、児童クラブについての質問において、児童クラブの設置及び利用状況についてお答えいたします。

まず、本市の児童クラブの設置状況でございますが、市内に4箇所、5単位の児童クラブを設置しております。内訳といたしましては、垂水地区に小学1年生から2年生を対象とした第1垂水児童クラブ、小学3年生以上を対象とした第2垂水児童クラブ、水之上地区に水之上児童クラブ、新城・柘原地区にさざなみ学童クラブ、協和地区に協和児童クラブを設置しております。特に、さざなみ学童クラブと協和児童クラブは、地元住民の皆様からのニーズも高いことがあり、昨年度開設したところでございます。

また、定員につきましては、第1垂水児童クラブが45人、第2垂水児童クラブが35人、水之上児童クラブが20人、さざなみ学童クラブが40人、協和児童クラブが36人となっております。

次に、利用状況でございますが、平成30年度の実績で、1日当たり平均84人の児童が利用しております。特に、平成30年度は、第2垂水児童クラブの利用児童の増加や、さざなみ学童クラブ、協和児童クラブの開設に伴い、前年度と比較いたしますと28.6%の増加となったところでございます。

また、未就学児を持つ親を対象とした市民アンケート結果におきましても、放課後児童クラブを利用したいという意向が65%と高い結果となっておりますことから、今後も利用者は増加していくものと考えております。

続きまして、福祉充実策についての質問において、高齢者への入浴券補助と敬老パス補助の検討状況についてお答えいたします。

高齢者への温泉入浴券補助と敬老パスの補助制度につきましては、市長の公約の一つであり、また、高齢者の社会参加の促進を図り、福祉の増進並びに健康寿命の延伸という目的において、

重要な施策であると認識しておりますことから、他自治体の実施状況と情報収集を行いながら協議を進めてきたところでございます。

まず、事業の内容でございますが、現在、制度設計の段階でありますことから、若干の変更が生じる可能性があることをご理解いただきたいと思っております。

現状におきましては、65歳以上の市民を対象としまして、温泉入浴、バス・タクシー利用時の助成を目的とした共通チケットを交付する予定としております。

また、運用につきましては、新たな事業の実施であり不透明な部分が多く、今後様々な準備や課題が考えられますことから、昨年度からチケット交付事業を開始しております始良市で6月7日に先進地視察を行う予定としていただいております。事業の開始は、令和2年4月を予定しているところでございますので、今後も調査研究や関係者との協議を行いながら、準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、発達障がい児への支援についての質問において、発達障がい児への支援の取り組み状況についてお答えいたします。

発達障がい児への支援の取り組み状況でございますが、発達障がい児を含む障がい児等が放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援などの障がい児通所支援を利用した際、通常におきましては利用者負担が生じることになりますが、本市におきましては、各種サービスを利用しやすいように、また利用者の費用負担の軽減を図るために、利用者負担分を全額助成しているところでございます。

また、障がい児に対する各種サービスの利用条件につきましては、これまで手帳の所持を条件としておりましたが、手帳を所持していない場合においても、医師や発達障がい者支援センター等の意見により、療育の必要性が確認できる場合においては、各種サービスを利用できる

よう、国から柔軟な対応を求められているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、手帳の有無にかかわらず、子供の状況を確認することで市が認める障がい児として認定し、各種サービスや保育所等を利用しやすい環境づくりに努めているところでございます。

また、障がい児通所支援につきましては、市内に発達障がいに対応した事業所がなく、近隣自治体への事業所を利用している状況が続いておりましたが、ことし4月に市内に新たな事業所ができたことから、これまでと比較いたしますと、市民が利用しやすい環境が整ってきていると考えております。

以上でございます。

○池田みずす議員 それぞれ答弁をいただきました。これからは、一問一答方式でお願いします。

1点目の中央病院への小児科の設置につきましては、課題があり難しいようであります。設置の可能性が当分ないのであれば、子育て世代の保護者の不安を少しでも解消するために、何らかの相談体制がぜひとも必要ではないでしょうか。その手立てとしまして、錦江町が実施しておられます、小児科相談アプリの開設を市の事業として行うことを提案いたしますが、お考えをお伺いします。

○保健課長（橋圭一郎） 小児科相談アプリの開設についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市における母子関係の相談体制でございますが、子供の発達や授乳に関する相談につきましては、乳幼児健診や母子相談の際に内容をお伺いし、その内容に沿った心理相談や親子教室などへご案内し、解決を図っております。

また、夜間や休日における小児医療の緊急相談につきましては、乳幼児健診等の場を活用して、小児救急電話相談や大隅地区夜間広域急病センターを有効活用していただくよう、チラシ

を配布しながら周知を図っております。

ご質問のとおり、大隅地域振興局管内では、昨年6月から錦江町が東京の医療関連企業と契約を締結し、無料通信アプリであるラインを利用した、小児科医に子供の健康相談ができる事業を実証実験として展開されているところでございます。錦江町に確認しましたところ、年間委託料が約260万、月額21万6,000円で利用件数が月に6件程度とお伺いしております。

本市といたしましては、先行して小児科相談アプリを活用している自治体から、利点や課題を学びながら、今後も妊産婦や保護者が相談しやすく、緊急時に対応可能な体制を整備する中で、小児科相談アプリの導入に向けた情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 今後、ぜひ小児科相談アプリの開設につきましては、考えてくださるようお願いをいたします。

次に、病児・病後保育児に対する支援策についてでございますが、これまで開設に向けて努力されてきたことはよくわかりました。仕事についておられる家庭において、朝、突然子供が熱を出して学校に行けなくなったとき、預かってくれる両親や祖父母も近くにいないくて、やむなく仕事を休まないといけない場合があり、職場にも迷惑をかけることとなります。今後どのように取り組んでいかれるのかを伺います。

○福祉課長（高田 総） 池田議員の病児・病後保育児に対する支援策の質問において、今後の取り組みについてお答えいたします。

先ほどご説明いたしましたように、本市におきましては、病児・病後児保育施設がないことから、優先して取り組むべき課題と位置づけ、市内の医療機関と協議を進めてきたところでございますが、同意を得られなかったため、現在新たな方策を模索しているところでございます。

また、先ほど小児科の開設に関しての質問が

ございましたが、この病児・病後児保育施設についても併せて考えていく必要があると考えております。子供が突発的に病気になった際、仕事を休むことなく、安心して子供を預けることができる環境を少しでも早く整備していく必要があると認識しておりますので、引き続き最優先課題として取り組み、子育てしやすいまちづくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 色々な方策をお考えのようでありますので、今後とも実現に向けてよろしくをお願いいたします。

次に、児童クラブの設置状況と利用状況についてご答弁をいただきました。どの施設も利用され、充実した取り組みがなされているようですが、牛根地区など設置されていない地区があります。おそらく、市としましてもこれまで検討はなされていると思いますが、未設置地区への設置について教えていただきたいと思っております。

○福祉課長（高田 総） 未設置地区への児童クラブ設置についてお答えいたします。

現状におきましては、新城地区につきましては、さざなみ学童クラブが児童の送迎をしております、柘原・新城の両地区をカバーできていると認識しておりますことから、未設置地区は牛根地区であると考えております。牛根地区の児童クラブ設置につきましては、これまで検討を重ねてきたところでございますが、運営をお願いする委託先がないことが課題となっているところでございます。また、開設に向けての検討を行う過程において、牛根地区には小学校が3校あることから、設置方法や設置場所、そのほか送迎の方法等整理していかなければならない課題が複数あると考えております。市といたしましては、牛根地区への児童クラブの設置については、優先的に取り組んでいくべき課題として

位置づけておりますことから、今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 牛根地区の児童クラブの設置に向けては課題もあるようであります。保護者が仕事で遅くなったりする場合、この児童クラブがありますと、子供も保護者も安心して仕事に従事できますし、日々の生活も安心してできると思いますので、今後とも実現に向けて取り組みをお願いいたします。

次に、温泉入浴券と敬老パスの補助についてであります。高齢者の皆さんはこの補助につきましても、とても楽しみにしておられます。今年度途中からでも早期の実施はできないものでしょうか。課題と早期実施に向けての取り組みについて伺います。

○福祉課長（高田 総） 高齢者に対する温泉入浴、バス・タクシー利用時の助成を目的とした共通チケット制度創設における課題と、早く実現できないかと、開始時期についてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、新たな事業の実施であり、課題につきましても不透明な部分が多いのが現状でございます。今後は、条例や規則の制定、交通機関や温泉事業者等、関係者との協議が必要であると考えておりますので、始良市での先進地視察の結果を踏まえ、課題の洗い出しを行い、市民の皆様喜んでいただけるような事業となるよう、制度設計を行っていきたくて考えております。

このようなことから、事業の開始月につきましては、先ほど答弁いたしましたように、令和2年4月を予定しているところでございますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○池田みすず議員 年度途中からの実施となりますと、運用についての問題や関係機関との協議が必要のようであります。来年4月からぜひ

実施できるように取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次に、発達障がい児への取り組みについてありますが、色々な取組みをなされていることがわかりました。あと、学校におきましても、色々な対応をなされていると思いますが、学校における発達障がい児への対応について伺います。

○学校教育課長（明石浩久） 池田議員の学校における発達障がい児への対応についてのご質問にお答えいたします。

文部科学省の調査によりますと、全国で通常学級に在籍している児童生徒の約6.5%が発達障がいの可能性があるという報告がございます。教育委員会といたしましては、通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童生徒数の調査を毎年度行っております。本市におきましては、今年度は該当する小学生が22人、中学生が20人の計42人で、全体の約5.1%となっております。

こうした調査結果をもとに、本市では平成21年度から特別支援教育支援員配置事業を行っております。事業開始当初は3校に4人の配置でありましたが、今年度は5校に12人を配置することができております。学校からのニーズは年々高まってきており、支援員の配置も拡充しております。

配置しました支援員は、例えば衝動性や多動性のあるお子さんに対しましては、寄り添ったり、見守ったりするなどして、学校生活全般における安全確保に努めております。また、聞く、話す、読む、書く、計算するなどのうち、特定の分野の習得に困り感を示す学習障がいのある子供さんに対しましては、授業中、傍らについて黒板の文字を読み上げたり、教師の話を繰り返し伝えたりするなどの学習支援に努めております。こうした支援員の職務は、学校が教育活動を進める上で、なくてはならないものとなっております。

さらに、各学校におきましては、困り感を抱えた児童生徒を含む全員が参加し、理解を深めることができる授業をつくっていく、いわゆるユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくりを進めております。具体的には、授業の流れを明示することで学習の見通しを持たせたり、ホワイトボードやカード、ICTを活用して視覚に訴え、よりわかる形で情報を提示したりといった取組みを行うことで、支援が必要な子供さんだけでなく、全ての児童生徒にとってよくわかる授業づくりに努めております。

教育委員会といたしましても、教師によるわかる授業づくりと支援員の活動との調和が図られ、発達障がいのある子供たちが生き生きと学び、楽しく学校生活を送ることができるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 学校におきましても、一人一人の実情に応じて対応されているようで安心いたしました。

最後に、発達障がい児への理解を得るためにも、情報発信も大切であると思いますが、今後どのようにして制度の充実を図っていかれるのかをお伺いします。

○福祉課長（高田 総） 池田議員の発達障がい児の支援についての質問において、制度の充実についてお答えいたします。

発達障がいにつきましては、近年その理解が進んでおり、早期発見と療育支援等の必要性から、本市においても障がい児通所サービスの利用者が増加傾向にあります。

福祉課の窓口に来られた保護者に対しましては、窓口において資料をお渡しし、サービスの内容など制度の説明を行っているところでございますが、議員がおっしゃいますように、市民の皆様に対して制度や相談窓口について、もっと広く周知を図っていくことが必要であると考えます。その取組みとして、今年度、支援制度

に係る情報や相談窓口について、わかりやすく説明するための保護者向けのハンドブックを作成することとしておりますので、できるだけ早い時期に作成できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、併せて今後も国の動きを注視し、広報誌やホームページ等による情報発信を積極的に行っていくことで、発達障がいを持つ児童やその保護者が安心して生活できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池田みすず議員 発達障がい児への対応につきましては、早期の気づき、正しい診断と診療が求められていると思います。どうか今後とも関係機関と十分に連携を図っていただき、取り組んでいただきますようお願いをいたします。

初めての一般質問でわかりにくい質問もあったかと思いますが、各課長さん方には丁寧に答弁をしていただきました。

本日質問いたしました子育て支援と福祉の関係につきましては、私もこれからもっと勉強しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、職員の皆様にはこれから色々と教えていただきたいと思います。最後に、子育て支援、福祉の充実について、市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 池田議員、初めての議会ということで、緊張されたと思います。

今お話を聞きながら、垂水市のあるいは日本が抱える課題は何か一つ上げろと言われれば、人口が減っていくことだと思います。加えて少子化・高齢化ということでもあります。

鹿児島県内43市町村がありますけれども、その中で垂水市は高齢化率において約41%、上から3番目に高齢化が高い状況であります。一方で、年少人口率、12歳未満の子供の数、これは約10ポイントで、南大隅町に次いで低いということでもありますので、今ご質問いただきました

子育て支援あるいは福祉の充実ということが、何より大事なことだということで、私も認識をしております。

そういった中であって、垂水市の第5次総合計画の中でもそうでありますけれども、今、鹿児島大学医学部の副病院長を中心に、たるみず元気プロジェクトというのを行っております。しっかりと高齢者対策をやりながら、一方で子育て支援の充実をして、衣食住含めて垂水には大変な食の恵みと温泉等もありますから、地の利も含めてベッドタウンということを将来目指しながら、そのためには環境整備ということで今お話をさせていただいたようなことを一つ一つ形にしていくということが大事だというふうに思っております。

我々、足りない部分がございますので、先ほどお話をされたように池田議員ならではの視点を持っていろんなことをご提案いただければ、しっかりと受け止めて一つ一つ前に進めて、より住みやすい垂水市を目指してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○池田みすず議員 以上で、私の質問を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、8番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、市道、農道の整備について、土木課長、農林課長に伺います。

まず、市道であります。公共施設等総合管理計画では、1年当たり平均更新費用を3億9,000万円と計画されております。今回当初予算1億6,060万円、今回の補正では1億円しか計上されておられません。市民要望に応える予算

なのか伺います。

次に、農道であります。これにつきましても当初予算1,000万円、今回の補正では二川の農道整備わずか400万円しか計上されておられません。市民要望に応える予算なのか、それぞれお答えください。

2点目の大きな項目は市営住宅の長寿命化についてであります。土木課長に伺います。

公共施設等総合管理計画では、計画的な点検や修繕等により、予防保全型維持管理を実施するとなっておりますが、計画の具体的な内容と進捗状況について伺います。

次に、新城大浜団地についてであります。築23年になりますが、入居後すぐ入居した世帯については、畳表、その他フローリング等の取り替えすら行っていない事例もあります。内装等調度品の更新時期についての取扱要綱はどうなっているのか答弁ください。

3点目であります。垂水市社会福祉協議会についてであります。

社会福祉協議会につきましては、本市の福祉活動の拠点であり、災害時には大きな役割を果たす団体であると考えます。現在400万円の補助金しか出されておられません。増額する考えはないのか見解を伺います。

また、所得の少ない世帯に垂水市社会福祉協議会更生資金また、県社会福祉協議会の委託を受けまして生活福祉資金制度がありますが、ハードルが高くなかなか借りられない状況であります。年の利用者は問い合わせましたところ、年に1件か2件ある程度であります。社協と市とタイアップしまして、市単独の貸付制度の考えはないのか、福祉課長に見解を伺います。

4点目であります。農業振興についてです。

現在、畜産を省きまして、作物の区別なく施策が行われているように感じます。現在、有機農業を目指す方々もおられまして、有機農業・高齢世帯少量多品目の生産農家と単作の専

業農家ごとに区分し、施策を施すべきだと考えますが、農林課長の見解を伺います。

併せて、新規就農者についての意見交換会の場が、現在市では何ら対策がなされておられません。

また、技連会につきましても、開催状況が少ない状況であります。技連会の開催状況と農家の指導体制はどうなっているのか、併せて答弁ください。

3点目であります。法人化にあたっての支援体制の現状が市単独ではない状況であります。国、県の事業の実施動向について、以上3点、農林課長に伺います。

あと、水産商工観光課長には、両道の駅の農産物の品揃えを拡大・充実施策と集荷対策の確立の関連はないのか伺います。この問題につきましては、両道の駅の営業を拡大するという部分もありますが、市内の農業者がつくった農産物を販路拡大のための位置付けもあるというふうに思いますので、農業に結びつけてご答弁ください。

5件目であります。通学費補助について伺います。これは大事な問題でありますので、直接市長答弁ください。

現在、垂水高校に対しまして、通学補助、家賃補助、広報、検定など、年間1,125万円が支出されております。この支出につきましては、垂水高校の存続のため、存続が地域の活性化につながっていく、文化の火を守るという点で、私もこの施策には同感であります。

しかしながら、市外に通学されている市在住の親御さん、子供さんたちもおられます。「市県民税も払わない市外のお子様たちにこういう厚い厚遇をして、私どもの生活は苦しいんですが、子供のたつての希望で霧島市、鹿児島市、鹿屋市に進学させております。通学費も大変です。垂高生だけではなく、市民税をきちっと支払っている垂水市在住の子供たちの支援の輪を

広げるべきだ」という声を多数お聞きしております。

この点については、以前も2回、3回と教育長の答弁を求めてきましたが、埒が明きません。市長の明確な答弁を求めまして、1回目の質問とさせていただきます。

○土木課長（東 弘幸） 市道の整備につきましてお答えいたします。

市民の要望に応えられる予算なのかとのご指摘でございますが、確かに公共施設等総合管理計画に示されました額と、現予算とは開きがございます。当初予算と今回の補正額の合計は2億6,000万円でありますが、内ノ野線の改良工事につきまして、本年度は用地買収費のみ計上しておりますので、例年予算計上いたします拡幅工事に要する8,000万を足しますと、3億4,000万円となり、管理計画に示された額に近づくこととなるようでございます。

毎年、市内各振興会より多数の要望をいただいておりますが、国や県への要望や、工事費として予算化し実施する要望、環境整備班や重機借上料で対応する要望など実施しているところでございます。

過去5年間の要望に対する実施率でございますが、平均で90%程度となっており、100%ではございませんが、できる限りの対応は実施しているものと自負しているところでございます。しかしながら、議員よりご指摘いただきましたとおり、舗装の改修が必要な路線が多いことは認識しているところでございます。

今後も道路点検を実施する中で、要望箇所以外で対策が必要な路線をしっかりと把握し、舗装改修の延長が長い路線につきましては、関係課と協議し、起債事業の活用を念頭に置き、市民の皆様安心して通行していただけますようさらに努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 感王寺議員のご質問

でございます、農道の整備についてお答えいたします。

今年度の当初予算での農道整備につきましては、除草作業委託に200万円、農道の法面崩壊、路肩崩壊の防災対策や維持管理に重機借上料として200万円、地域から要望のありました農道舗装工事に550万円、振興会等のご協力をいただき、路面補修等をしていただくための材料代として120万円を計上しております。

また、このほか農地、水路等の維持管理のための重機借上料に250万円、新御堂地区用水路への土砂崩落防止用の蓋板設置工事費に450万円、地域要望の材料代として40万円の合計で、約2,000万円の当初予算を計上いたしているところでございます。

また、今議会に地域からの要望がありました二川・上ノ原地区排水路布設工事に要する経費を上程させていただいているところでございます。この金額が市民要望に応えられる予算かということでございますが、毎年開催されます各地区での行政連絡会等を通じ、提出されます要望を可能な限り予算へ反映させているところでございます。このほか、県営中山間地域総合整備事業等を取り入れまして、市で地元との相談、交渉を行い、市が15%から20%を負担し、農道や農業用施設等の工事も行っていただいております。

また、地域の皆様方のご協力をいただき、多面的機能支払交付金で簡易的な路面舗装等も実施していただいております、皆様方のご協力に改めて感謝申し上げます。

今後の整備等の要望につきましては、農家の高齢化、担い手不足により、ますます増加すると思われませんが、優先順位や実施地域の均衡等も考慮しながら、可能な限り要望にお応えしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 市営住宅の長寿命化

につきまして、計画の具体的な内容と進捗状況につきましてお答えいたします。

公営住宅におきましては、垂水市公共施設等総合管理計画の管理方針である公営住宅の用途廃止、建替え、維持補修、長寿命化を進め、施設全体としてのライフサイクルコストの削減、費用負担の平準化に努めるという目標のもと、平成24年度に策定いたしました垂水市公営住宅等長寿命化計画に基づき、これまでに、元垂水団地、水之上定住、城山B団地の外壁改修を実施し、この長寿命化計画を下位計画へ位置づけ、平成30年度に見直しを行ったところでございます。これに基づき公営住宅管理を行っており、例えば平成30年度には、中之平団地建替え1期として、4棟8戸を建替え済みであります。本年度におきましては、中之平団地建替え、2期といたしまして6棟12戸を建替え予定でございます。

今後の計画でございますが、令和6年から10年にかけて柘原団地や下宮団地、牛根麓団地の建替えを検討しております。

さらに、令和5年から下宮、海潟、旭町、第2牛根麓、錦江町定住の外壁改修を予定しております。今後も垂水市公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の用途廃止、建替え、維持補修を行い、長寿命化を進めてまいります。

続きまして、新城大浜団地でございますが、市営住宅の畳の表替えやふすまの張替えといったものにつきましては、垂水市営住宅条例第22条により、入居者の負担となっており、また、入居の際の誓約書にも記載しており、ご確認いただいております。

また、調度品につきましては、更新時期を設けておらず、入居者から調度品設備について問い合わせや不具合の連絡をいただいた際に、不便をおかけすることのないよう修繕や取替えなどを実施し、迅速な対応を心がけているところでございます。今後も入居者の皆様に、少しか

もご満足して生活していただけますよう、快適な住環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 感王寺議員の垂水市社会福祉協議会についての質問において、補助金を増額すべきと考えるが見解は、についてお答えいたします。

垂水市社会福祉協議会は、社会福祉事業のほか、ボランティア事業、介護サービス事業を営まれる独立した社会福祉法人であり、民間組織の自主性と、市民や社会福祉関係者に支えられた公共性という2つの側面を合わせ持った組織として、地域福祉活動の中心的な役割を担っていただいていること、また、平成16年度からの補助金削減以降、単年度収支において赤字であり、繰越金や積立金を取り崩しながら、運営しておられることについては認識しております。

市の補助金につきましては、ここ数年間に於いて社会福祉協議会から予算編成時に増額の要望を受けており、所管課である福祉課といたしましては、増額の要求を行うための必要な関係書類の提出をお願いしてきたところでございます。

しかしながら、赤字の根本的な原因が解明できる資料や、新規事業等実施等を含む中長期的な改善計画等が提出されていないため、実現に至っていないのが現状でございます。福祉課といたしましては、この件については、喫緊かつ重要な課題と捉えておりますことから、今後は財政課を交えた形で、社会福祉協議会と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、社会福祉協議会におきましては、今年度が市の法人指導監査を受ける年であることから、今回は指導監査に加え、経営改善に向けた取組みや資料作成等について、外部監査ネットワークの税理士の先生から助言をいただくなど、令和2年度の予算編成において補助金増額に向けた、適正な資料が提出できるような取組みを

お願いしたところでございます。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 社会福祉協議会への補助金増額についてのご質問にお答えいたします。

各種団体への補助金については、過去の行財政改革において、事業内容の検証や額の妥当性について見直しがなされており、平成17年度以降は、団体の運営に係る運営補助金から、団体が行う事業に対して支援する事業補助金へシフトしているところでございます。社会福祉協議会の運営補助金についても、その他の団体と同様見直しがなされ、平成18年度から現在の400万円となっております。

社会福祉協議会への補助金増額の要望につきましては、担当課から情報は受けておりますが、現状では、本市からの要請である事務改善、新規事業等の具体的方向性について、協議が整っていない状況であると認識いたしております。そのようなことから、令和元年度の予算編成においては、仮に補助金を増額しても根本的な解決には至らないとの判断により保留となったところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（高田 総） 垂水市社会福祉協議会更生資金及び県社会福祉協議会の生活福祉金の貸付制度と、市独自で貸付の制度はできないかについてお答えいたします。

これらの貸付制度につきましては、低所得者や高齢者等の生活を、経済的に支えることを目的として創設されたものでございますが、現状におきましては、貸付条件の制限や手続の煩雑さから、あまり利用されていないのが現状であることは認識しております。議員が提案されております借入がしやすい制度設計でございますが、県社協の社会生活福祉資金の貸付につきましては、現状では困難であると考えますが、垂水市社会福祉協議会が行う更生資金貸付につき

ましては、その貸付条件の緩和や手続の簡便化が図れないかなどについて、今後、社会福祉協議会と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、社会福祉協議会の更生資金貸付に対して市が担保する制度、また、市が独自で行う生活福祉資金の貸付制度の創設につきましては、債務の保証など様々な問題があると考えられます。現状におきましては、このような制度を実施している自治体があるかについての情報もないことから、まずは情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 有機農業・高齢世帯少量多品目の生産農家と、単作の専業農家とに区別し施策をすべきではのご質問にお答えいたします。

まず、化学肥料や農薬に頼らない農業を実践しておられる農業者は、独自の生産技術を持ち、パイヤーからも高い評価を得ております。この方々に対する支援の一つといたしまして、平成29年、30年度に水産商工観光課が実施いたしました垂水特産品販路拡大支援事業を活用し、首都圏のレストラン運営者等からご意見をいただく機会を得たと共に、イベント参加者に対し、農業者と一緒に垂水食材のPRを行うことができました。このような取組みを通じて、今後も農業者の販路開拓の支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢世帯少量多品目の生産農家と、単作の専業農家について区分した施策につきましては、現在のところございません。また、野菜の各品目や果樹など営農作物を区分した施策につきましても、現在はございません。

そこで、JAインゲン部会やゴーヤ部会等品目別の生産者団体から、ご意見を聴取するほか、両道の駅につきましても、出荷者協議会を活用するなどしてご意見を伺い、農業施策に生かせ

るところはないか、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、新規就農についての意見交換会の場のご質問に答弁いたします。

本市では、平成30年度末で12名の認定新規就農者が農畜産業に従事しておられます。農業を始めて間もない新規就農者にとりまして、ご指摘の意見交換の場は、必要であると認識いたしております。営農類型は露地野菜をはじめ肉用牛など様々でございますが、農畜産業にかける強い思いを持った若者たちでございますので、若者ならではの自由な発想、また、共通の課題や市に求めるものを問題提起の形で示していただくよい機会となるよう、会の内容等につきまして、検討し、それぞれの農業経営が継続できるよう、市としまして支援してまいりたいと考えております。

次に、垂水市農林技術協会、通称技連会につきまして、まず、現状をご報告いたします。

今年度の構成委員につきましては、農林課をはじめとする市職員19名、鹿児島きもつき農協4名、大隅地域振興局3名、大隅森林組合2名、肝属農業共済組合5名の合計33名となっております。

昨年度の活動状況でございますが、県や地区主催の研修会の参加や専門部会での主な活動といたしまして、園芸部会では天敵現地調査、農政部会では新規就農者のサポート体制の構築、畜産部会ではセリ市前などの巡回や注射、林業部会では新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税についての情報収集等を行っています。

今年度の取組みにつきましては、宮崎県高原町の農事組合法人はなどうへの研修視察を予定いたしております。この視察により、直売所の運営などの取組みにより、地域全体の活性化策や生産意欲の向上ですとか、都市住民との交流、かねてパイヤーから指摘されておりますストーリー性のある6次産業化への取組みや、女性目

線を生かした商品開発などについて、本市農業施策のヒントになるようなものを得られればと考えております。これらの活動を通じ、関係機関との連携を深め、関連事業についての情報収集や導入につなげていければと考えております。

続きまして、法人化にあたっての支援体制の現状はの質問にお答えいたします。

国の支援制度といたしまして、県を通じて申請を行う農業経営法人化支援事業がございます。交付対象となるためには、構成員が複数戸であることや、法人化する前に、県担い手・地域営農対策協議会に事務局を置くかごしま農業経営相談所を活用し、経営相談を行っていただく等の条件がございます。

本制度における本市の役割といたしましては、農業者からのご相談を受け、県へ要望を行うものとしております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 感王寺議員の質問でございます、両道の駅の農産物の品揃えを拡大、充実する施策等、集荷体制の確立の考え方につきましてお答えいたします。

道の駅たるみずにおきましては、指定管理者のもと、垂水市出荷者協議会員でございます、出荷者自身が販売価格を決定し、日々商品を出荷されております。議員ご指摘の農産物の品揃えの拡大、充実につきましては、季節の野菜などの品揃えも十分されており、時期によりましては売場を拡大するなど、出荷者と指定管理者でその都度協議され対応されているところでございます。

また、出荷者が高齢等で運搬に苦慮されていることには、垂水市出荷者協議会及び指定管理者も理解されており、今までも集荷体制につきましては、協議がなされているところでございます。

しかしながら、現在要望されている出荷者は全体の中では数件と少なく、運搬にかかる経費

等を考慮しますと、なかなか実施までは至らないところでございます。今後出荷者からの要望等が多くなるようであれば、集荷体制につきまして指定管理者及び垂水市出荷者協議会と協議検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 道の駅たるみずはまびらにつきましては、企画政策課のほうからお答えさせていただきます。

道の駅たるみずはまびら内の物産館、いわゆるマルシェの運営に関しましては、株式会社垂水未来創造商社に商品審査や事業者選定、さらにはマルシェへ出品される出荷者で構成される出荷者協議会の事務局機能を担っていただいております。開駅以降、マルシェの陳列棚や冷蔵ショーケースを増やしたこともあり、当初93名であった出荷者数も本年5月末時点では126名と徐々に増えてきております。また、商品数につきましても、市内のみならず県内各地の産品を揃え、商品の充実を図っているところでございます。

本市としましては、マルシェへ一人でも多くの地元の出荷者に出品していただき、一品でも多くの地元商品が並び、来館された方へ本市の特産品をお届けすることを目指しております。

現在、出荷者自らが値段設定、商品搬入、値札のラベル作成を行い、マルシェに陳列していただいておりますが、農産物だけをマルシェへ出荷されている方々46名のうち、一部の高齢の出荷者の方々からは、道の駅の搬入作業を軽減させるため、集荷を行ってほしいという要望もあるようでございます。しかしながら、商品の搬入や陳列等を出荷者が自ら行うことで、低価格で提供可能となっているところでございます。

また、出荷者自らが売れ行きに応じて商品の補充を行うことで、生鮮品である農産物それぞれの品種品目に応じた適切な品質管理と数量管理にもつながっているというふう感じており

ます。

これらを踏まえまして、現時点では運営会社である株式会社垂水未来創造商社では、集荷体制までは検討されておりませんが、今後出荷者協議会のご意見を参考にマルシェ全体の運営状況を考慮しながら、改めて検討していきたいという報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員のご質問でございます、通学費補助につきましてお答えいたします。

垂水高校に関しましては、市内唯一のなくてはならない高校でありまして、統廃合されますと地域の活力が失われ、過疎化も一層進むことになり、本市のまちづくりにも多大な影響を及ぼしますことから、どうしても存続は果たさなければならぬ重要課題であると考えております。また、同校は当面は2つの学科とも現状維持の方向性が示されておりますけれども、十分な猶予があるとはいえず、常に危機感を持って振興支援に取り組む必要があると考えております。そのことは、ご理解をいただいているということだというふうに思います。

このようなことから、議員もご承知のとおり現在垂水高校存続に向けての振興支援策といたしまして、通学費補助等をはじめとした様々な支援を行っているところでございます。そのことは、垂水市のまちの存続に直結するという判断のもと、継続をしているところでございます。市外の高校へ通学させておられる保護者の皆様方のご負担というのは十分理解いたします。しかしながら、垂水高校への通学費補助は垂水高校存続のための特化した取り組みであります。また、通学費補助の対象拡大するということは、他市の例もほとんどなく、現在のところ考えていないところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 熱心に答弁をいただきまし

た。感謝申し上げます。でもね私の時間がなくなっちゃうんでね、困ったね。それでは一問一答方式で議長お願いいたします。

市道・農道整備であります。市道からですけれども、土木課長に答弁いただきました。当然補正も出ますし、道路拡幅の分の8,000万円という予算というものもこの後に出ていくということで、大体3億4,000万円に近いということでもあります。ただし、ずっと統計を見てみますと、平成29年度もそうですけど、前年度も大体2億6,000万円くらいじゃなかったかと思ってるんです。ただ、やはり要望自体が多いわけです。また一応入る部分、出る部分もですけど、歳入の部分も有利な起債はないかとか、あと国の交付事業とか、そういう部分の有利な部分を待つということで、今年度は3億4,000万円ですけど、例年少なかったと思ってるんです。それは十分理解できるんです、市長。ただ、市長も回られてわかるとおり、市長に振りますからですね、市道も農道もね。選挙期間中、市長も全域回られました。私も全域回りました。市道の至るところが穴ぼこだらけなんです。市長も気づいておられると思いますよ。市道・農道につきましても、これ特に農道につきましても、生活道路でありますし、いざ有事の際は避難道路になるわけです。そういった部分でこういった状況でいいのかという部分が思っているんです。市道については、この部分については市長の部分で見解を教えてください。

農道についてですけれども、農林課長から答弁いただきたいのですが、中山間総合整備事業の例も出されました。でも、この部分に水路・法面の部分まで入れてもらって、私は農道の部分について聞いているんですから、農道の部分について一体当初予算と今回の補正を合わせて幾らなのですかということを私は聞いたんですけど、その点について答弁願います。

まず市長から、すみません、後先になりまし

た。

○市長（尾脇雅弥） 市道についてのお考えと
いうことでありますので、これまで感王寺議員
からも色々声なき声も含めて、いろんなところ
の市民の皆様の声を吸い上げていただいてご質
問していただいているわけでありまして。

ご案内のとおり垂水市は縦長37キロの国道を
有しておりますので、それに連携するような形
で市道あるいは非常に長うございます。そのこ
とはご理解いただいていると思います。予算面
に関しては、できるだけそういったものにおっ
しゃるお気持ちはよくわかりますので、これま
でも継続的にはやっつけてはきていますと思いま
す。振興会の要望に関しましても、できる限りその
部分にもしっかりと予算化はしておるわけです
けども、これまでと背景が違いますのは、人口
減少社会あるいは高齢化というところで、地域
の皆様にご協力をいただく、あるいは、やはり
古くなったものは新しくなっていかなければい
けないという背景がありありますので、そうい
う状況はありますけれども、感王寺議員のおっ
しゃるような形で、でき得る限り優先順位を決
めながら、まず安全上という視点を持ちながら
確実に進めてまいりたいというふうに考えてい
るところでございます。

○農林課長（楠木雅己） 当初予算での農道整備
に係る分につきましては、除草作業委託に200万円、
農道の法面崩壊等に200万円、地域から
の要望のありました農道舗装工事に550万円、
あと振興会等の協力いただき、路面補修いた
だく材料代としての120万円、概ね1,000万円とな
っております。また中山間での農道分についま
しては現在調整中ということで、農道分につ
いての金額はちょっとわからないということ
でございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 今、市長答弁いただいたん
ですけど、前向きにやるということで了解しま

した。確かに、市長がおっしゃるように市道の
369路線ですか、延長も221キロということで、
長いのはわかっているんです。ただ進捗率90%
ということでもあります。環境整備班の方々も土
木課長いつもお願いしているんですけど、きち
んと早めにやっつけていただいていたとは思
っているんです。

先ほど予算のことも述べました。より有利な
起債、より有利な交付金を活用していくという
方向性はわかるのですけれども、今、市長答弁
にありましたようにきちんと取り組むというこ
とですから、財政課長と協議していただきまし
てですね、こういう小さい工事については、や
はりきちんと市単独でやっつけていくのだとそう
いう気構えでやっつけていただきたいと思います。
市長の前向きな答弁でしたが、市長の指示で
すからきちんと従ってください。

あと農道の部分ですけれども、この部分、今
計算しましたら、550万と120万とで770万円な
んですよ、農道整備。それだけしかない。こ
れから補正組んでいかれるとは思いますが、時
間もないですから進捗率までは聞きませ
んけれども、農林課長の言葉で中山間総合整備
事業という部分が出てまいりました。うちの地
区でも毎年中山間直接支払制度ということで、
もう13年、14年になり、毎年200万円の部分で
道路をつくっています。もう優に4,000万円以
上使っているのです。応分負担ということで市
のほうも整備していただきました。工事のほう
で、市長感謝申し上げます。ただ、あと2路線
残っております。この部分についてですね、中
山間総合整備事業に載せてあるんです。5年間
の事業ですから。2路線あるのですが、その
うち1路線については3、4年後ということで予
算がつくということで、あと1路線については
いつになるかわからない状況なんです。うちの
高齢化率を見ても、感王寺君、あと5
年待てないんだ。すぐしてくれ」って話なんで

す。そういう部分は確かに有利な事業ですけれども、すぐ予算化していただけない、この県が窓口ですから、こういう部分については、私どもの中山間直接支払制度でつくりますから、5年10年待たせるんじゃないくて、市の単独事業でやれていくことなんです。この部分については市長の答弁を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 今お話があったような現状というのも私のところにもまいますし、できるだけ早くしたいというのはそのとおりでありますけれども、財源という点がございまして、これは優先順位を決めて、できるだけ有利な起債等も考えながら担当課としてはやっているとありますが、それ以上の部分に関しては県とか色々連携をしながら、もう一回現場を確認しながら、どういう方法があるのかというのを考えていきたいと思えます。

○感王寺耕造議員 最後は、市長に要望しますが、私は説明が悪かったのか理解いただいているのか、中山間直接支払制度という部分は、ご承知かと思えますけど、水田10アール当たり急傾斜地で8,000円出るんですよ。その部分を県の指導では丸々もらってもいいんです。うちの新城地区は農業者のご理解をいただいて生活道路でもあるからということで、毎年200万円くらい使って4,000万使っているんです。だからそういう地域については応分負担しろってことですので、その部分は踏まえておいてください。また農林課からも上がってくると思えますのでよろしく対処をお願いします。

次に、市営住宅の長寿命化計画についてであります。長寿命化についても、当然公共施設等総合管理計画についてでも出てくるのですけれども、基本方針としてはまず長く使うということでありまして。また、無駄を省く、この部分はPFI事業であるとか民間委託ということでこれはきちんとやっていたいただいています。減らすということですね、公営住宅の分についても

減らす方向だという部分です。これきちんと出しています。これはこれで人口減の部分もありますし、現在入ってられないということについては、きちんとやっていくということは必要だと思うんです。それで、また増やさないと、これ以上の公営住宅は増やしていかないのだということで、計画自体はよろしいと思うんです。それでまたきちんと対処、計画どおり進めているということで評価するのですが、ただ、1点だけ、長く使うという部分で補修が果たしてなされているのかということです。例えば私の身近な大浜団地です。そしてまた、雇用促進住宅の部分で新城麓があります。この部分については、特に大浜団地については築26年です。ところが屋根、コロニアルですからその部分の塗装も全然やってないんです。この部分について、やはり10年、15年とか30年とか大体10年スパンでやっておけば長くもつと思うんです。計画に沿ったような予算の配分がなされていないのか、この部分が不満なんですけど、これについては専門的な部分なので土木課長。あと、負担区分の部分、公営住宅に対して、確かに、畳の表替え、ふすまの張替えです。こういう部分については課長がおっしゃったように、私の手元にありますから、よく理解します。ただ、もうずっと住んでいる方々については、もう23、4年住んでる人もいます。そういう人については、畳もふすまも日焼けしてきますから、一旦は市できちんとやってあげて、また退去されるときに、きちんと直してもらおうと。新しい状態で出してもらおうというのは、そういうふうな部分も必要だと思うんです。だからまあ、条例とか要綱の部分も、見直しが必要だと思いますが、その点についてどう思われるかということです。

あとそのほかの調度品について、申し出があれば市の負担行為、書かれていますけど、最後です。この市の負担行為に当てはまると思えば、申し出があればということなんですけど、なかなか申

し出がないと思うんです。今まで現状で申し出が何件あったのか、その点、答弁もらいます。

あと、団地別の事業計画っていう部分で出ているんですが、この分については、さっき言いましたとおり、減らすということで廃止の部分も出ております。ちょっと待ってください。長期寿命化計画の分の個別案件ですけども、この部分で脇田、敷根町、大野原ですね。この部分については完全に用途廃止っていうことになっております。まあ、あとほかの部分についても、牛根、二川、あと麓については、この分については現地に建替えとか、次期用途廃止の部分が牛根境とか、錦江町、高城とか出ているんですよ。各地の地域の状況とか、結局減るということは、入居していない世帯、入居がないところ以外は、そこについては人口が減るといことなんです、地域から。そのへんについて、各地域との、何ていうか、コンセンサスっていう部分がきちんとできているのかということです。また、入居する人たちの動向を、その地域の、そういう部分まできちと調査されているのか、その点について伺います。

○土木課長（東 弘幸） まず大浜団地の屋根でございますけども、この長寿命化の見直しの調査に入った時点で、一応、報告は土木課のほうに受けておまして、損傷につきましては把握しているところでございます。この修繕に関しても多額の金額を要しますので、なるべく早い時期に実施できるように関係課と協議して検討してまいりたいと思っております。

それと、この畳替えなんですけども、先ほど申しました、表については入居者負担。ただ、長年住んでいらっしゃるそれ以外の不具合も出てきますので、そういったところに関しては、こちらの負担で替えるということも可能かと思っております。

それと件数ですけども、今把握しておりませんので、後以って報告ということでよろしい

でしょうか。

○感王寺耕造議員 はい。その点については、土木課長の前向きな答弁をいただいてありがとうございます。

市長。確認しますけども、長く使うためにはやはり適正な時期にメンテナンスをするという部分は、個人の家も、また公営住宅も一緒だと思うんですよ。また公営住宅法の部分の一番の部分は、良質で安価な建物を提供するというところであります。その点について、私質問してきましたけども、予算執行を早急にやるのかやらないのか、それだけ答弁、短くて結構ですから。

○市長（尾脇雅弥） 今お話を伺って、当然そういう趣旨のもとに担当としてはお答えしているわけですが、とはいっても、いろいろなケースがございますので、先ほど、ほかの地区の、なくなると人口減少があるんじゃないかということも踏まえて、30年度の計画としてお示しをしているわけですが、状況は変化していきますので、状況を見きわめながら対応できる部分是对応していきたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 なかなか早急に計画的にやるべきだと思いますけど、前向きな答弁はなかったですが、これについては後で、ディベートさせていただきます。後日ですね。

社会福祉協議会の問題であります。

財政課長からも答弁いただいたんです。平成17年度から見直しです、類似団体も含めて。私の記憶では、このとき一律20%カットだったと思うんです。ところが、この部分、以前、平成15年度までは社会福祉協議会は700万円補助金を出しておりました。社協の部分ですね、平成17年度は見直しの部分では42%カットだったということですけども、だいぶ2倍近くです。これについて何か特別な事情があったんですか。

○財政課長（和泉洋一） そのときの状況については、現在私としても、どのような状況であ

ったかということまでは把握しておりません。ただ、先ほども申しましたとおり、社会福祉協議会へ出している補助金は運営補助金だけでなく、その他の事業補助金もございます。合わせますと削減には至っていないところでございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 じゃあ、福祉課長に聞きます。先ほど、社協は独立した団体だと言われたんです、福祉課長は。これはね、ごめんね、次の部分だったね、ごめん。えっと、とりあえず補助金の問題です。市の法人監査で、独立した法人の監査って部分でやっていかれるということです。介護事業を抜きにして、2年に1回ということで、その見直しということなんですけれども、実情ですね市長、私聞きますと、現在職員が1減ということであります。募集をかけておられるんですかと言ったら、もう予算的に無理ですということなんです。これがですね。だだまあ、確かにね、当然行政が出すお金ですから、それなりの手続を踏んで、やらなきゃいけないと思うんです。赤字の部分の返済見直しであるとか、あと中期的な、長期的な計画という部分が必要なんでしょうけども。ただもう、にっちもさっちも回らないという部分の実情もあるんですけれども。こういう部分を聞かれて市長、増額される考えはないのかということが1点です。

あと、福祉課長については、貸付金の問題です、社会福祉協議会の更生資金ということで、色々相談を受けますけども、毎年ですね。今、日本の国のセーフティーネットが壊れております。はっきり言って。また、生活保護の部分の基準という部分も計算式あるんですけども、例えばご高齢の皆さん、子供がたくさんいる世帯であれば、それなりの生活をできる。ただ単身世帯で、ご高齢で、年金を5、6万円もらってても、この資金借りられない。生活保護資金借

りられないんです。生活保護もセーフティーネットも使えない。そういう困ったときに、社協の部分を使いたいとしても、当然すぐには出ませんし、手続にも時間がかかるわけです。これは福祉課長に答弁を求めますけども、社会福祉協議会は先ほど独立した団体だとおっしゃったけれども、その傍らで社会福祉協議会の緩和を求めていきますという答弁は、これはダブルスタンダードじゃないかなあと思うんだけど。それよりも、社協の部分も独立した団体なわけですから、原資を減らすわけにはいきません。原資を減らさないような形で、市が何らかその部分の保障をできないかということです。制度設計大変難しいですけども、その点について2点それぞれ。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の増額の件ですけれども、ご案内のとおり、私も社会福祉学科の卒業でありますし、3年間介護の現場で働いておりましたので、福祉の充実というのは何より大事だというふうに思っております。この減額の時期というのは垂水市が合併できないという中で、行財政改革の一環として執り行われたことだと理解をしておりますけれども、庁舎におきましても、285名の職員を50名減じてあるいは給与をカットしてということで現在に至っているわけですけれども、社協さんからのご提案があつて、増やさないとやっているわけではないんです。ただやっぱり増額するには理由が必要です。どういうために、こういうお金で使うんだと、これが足りないから増やすんだと、この、明確なお答えがないというのが正直なところなんです。それがあればしっかりと対応ができるということでもあります。

○福祉課長（高田 総） 独立した法人ということにつきましては、社会福祉協議会のホームページに載っているものであります。あとその簡便化を協議すると、その困った人がいらっしゃるといふことで、そういう簡便化が図れない

かお願いをすると、そういうことはできませんかと依頼をしたいと、そういう趣旨で答えたものであります。

あと、市で独自の貸付につきましては、困っていらっしゃる方がいらっしゃるということは理解できます。しかしながら、市といたしましては法に基づいて仕事を行う義務があります。適正な手順を踏まずに、大事な公のお金を安易に貸付したりするということは困難であると考えます。そのようなことから、先ほど答弁いたしましたように、まず、そのような取組みをしているところがないか、それは情報収集は行ってまいりたいと考えております。

○感王寺耕造議員 それは、行政にとりましても、私ども議員にとりましてもそれはやっぱり法です。条例、要綱に則ってやるべきだと思っています。ただ、一つご理解いただきたいのは、ほんと日本のセーフティーネットはがたがたになってきているということでありまして。もう、生活相談の部分も4件、5件じゃきかないんです。つい直近も、修学旅行なんだけど、修学旅行のお金がありませんという部分の相談を受けました。これについては、就学援助資金の部分で、現在後払いですけれども、今度から変わるということで、そういうことも対応できると思うんですけども、そういった方々を、どうにか救うっていうのも政治の仕事ですし、行政の仕事だと思っております。まあ、これ以上の答弁は出ないでしょうから、また、私もこれ以上の答弁を求めるつもりもありません。これについてはまた後ほどディベートさせていただきたいと思っておりますので、これで終わります。

次に農業問題であります。

どの地域を見ても農業後継者がいない状況であるわけです。その中で、やはり新たな方々を入れるという方策の一つですね、有機農業も一つです。今回また新城にも、横ビューのほうで南大隅町の。ここで有機農業やっている方々が

1名、この間6月に入ってから入っていただきました。また、こういう方々、また既存の小規模農業の方々もきちんと大規模農家だけでは賄えないわけです、農地を見守れないですから。こういった方々に対しての対策というか、施策というやつも必要なんではないですかということでもあります。品目につきましても、体制につきましてもということです。これにつきましてはまたそういう趣旨で質問しておりますので、また、お汲み置きいただきまして、後日協議させていただきます。

まず、新規就農者の意見交換会の場、この場がないという部分は大変私は問題だと思っております。昔私が、30年ほど前就農したときは、4H活動と言われる部分が垂水でも30人の、30人以上でした、ありました。作物は違っていろいろな考え方、いろいろな取組み方が出てまいります。その中で、例えばJAに対してとか共済組合に対してとか、市に対してとか、自分の専門作物はこれだけ、困ってるんだっていう部分の。いろいろな部分の話が出てくるんです。作物が違えば暇なときもありますから、そのときは加勢をもらったり、加勢したりという関係もありました。そういう部分が、いつの間にかなくなってしまう。きちっと、こういう意見交換会の場を設けて、新規就農者の皆様の声を拾い上げるという作業が私は必要だと思っております。この点について答弁を願います。

これは、農林課長ですね。

○農林課長（楠木雅己） 議員おっしゃいますように、従前につきましては、4Hクラブ等々ございまして、また、青年団を私もやってたんですが、その当時は、4Hクラブ等々との協力いただきまして、いろいろな地域の活動にも協力をいただいたところでございます。

最近になりまして、新規就農農業者が増えてきたということで、それにつきましては把握しながら、新規就農者に対してこういう会を立ち

上げていくような支援をしてまいりたいというふうを考えております。

○感王寺耕造議員 技連会の分については、より活発な活動と活動内容の部分を、きちっと農業者に示すように要望いたします。

その分が足りないと思っておりますので、よろしくどうぞ。

それで、法人化の部分について入りますが、時間がありませんので。

現在ありますのが、農業法人支援化事業ですか、これは、経営開始時に、定款をつくったりとか、そういう相談事業とか、そういう部分で40万円出るんです。これは理解しております。ただし、その後何もないんです。国、県も。今、法人化なさってる方々もありますし、これから法人を目指そうとしている方々もおります。これから目指す法人に対して例えば、短い期間、1年とか3年の部分で、雇用の確保、人材の確保という部分があります。こういう部分で、現在、なかなか募集かけても、農業だけじゃほかの事業所も人がいない現状であります。頼まれてるけど人が入れられない状況です。

そういう、人件費も上がっておりますし、また、雇用の場の確保ということで、税の減免もあります。いろんな事業でね。そういった部分での市の補助金と書いてありますけど、そういう考え方も必要だと思っておりますが、これは市長、そういう部分についてのお考えが、現状であるかどうか。ごめんなさい。

○市長（尾脇雅弥） 現状をもう一回精査して、どうことができるのかしっかり考えていきたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 市長。農地を守る、あと5年すれば、10年すれば、どこの農地もがら空き状態になります。色々今、ディベートさせていただきましたけども、確かに、予算の部分もあります。それでまた、そういう部分は、当然理解できるんですけども、農地をどうやって守

っていくのか、次世代にどうやって引き継いでいくのかです。

農地だけじゃありません。これは、環境の美化整備の部分も含んできます。

人家の周りの、特に水之上あたり、人家の周りの田んぼが荒れてては、まちも荒れてきますよ。そういう視点もありますから、予算、限りありますけども、出せるもんなら出していただきたいということで、そういう視点で質問をしておりますのでお願いします。

最後です。通学費補助についてでございます。

特化した取組みでやってるということで、予算の部分もあるということです。

全額出せとは言っていないですよ。家計が苦しいのに、子供が、やはりこの学校に行きたいんだっていう部分で鹿児島まで毎日通学して行く。フェリー代、バス代ですね。乏しい家計でやりくりしてやってるんです。「何で、垂水高校生だけそんな恵まれてるんですか」って声を聞くんですけども。何らかの、通学費というんじゃないくて、一時金でもいいですけども。

予算、当然かかります。何かそういった方策というものはできないんですか。もし、市長が直接そういう相談を受けられたら何と答弁なさいますか。そういった部分でちょっと答弁ください。

○市長（尾脇雅弥） 私のところにもそういうお問い合わせはときどきございます。

そのことに関しては、先ほど、心情的にはよくわかるわけです。なんですけれども、垂水高校の問題というのは、また、別の問題でありますので、そういうお話をしながら、ただ、ほかの支援、例えば高校生までの医療費の無料化とか、あるいはその奨学金の制度の充実とか、違う形での支援というのを間接的ではありますけれども、やらせていただいております。

今のところ、先ほど申し上げたようなことも踏まえて、すぐに、じゃあ、そういう方々に対

して財政的な支援ができるというような言える状況にありませんけれども、今、議員がおっしゃる気持ちはよくわかりますので、何らかの方法があるのかなのかということは検討してまいりたいと考えております。

○感王寺耕造議員 今、市長から出ました、医療補助であるとか拡充とか、そういう部分はまた、別な問題です。通学費の部分で困っているということなんです。その部分はまた違った話であると思っておりますので、この部分はぜひ、前向きに検討していただきまして、あと1分残しましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩いたします。

次は11時20分から再開をいたします。

午前11時7分休憩

午前11時20分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番北方貞明議員の質疑及び質問を許可いたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、お疲れさま。

それでは質問に入らせていただきます。市長は、市政運営の基本理念として、今回初日に「垂水の発展と垂水の幸福の実現を政治理念に掲げ、元気なまちづくりという強い信念のもと、市政運営に取り組んでまいります」と述べられました。

また、「自ら率先して、あらゆる場面で行動し、勇気を持って改革に取り組む」とも述べられました。

「現場主義を掲げ、直接自分の目で見、自分の耳で聞くため、可能な限り事業の現場や市民の皆さんと触れ合える場所へ足を運ぶ」と述べ

られました。

これをしっかり守って施政運営に取り組んでください。特に、市民の皆様との対話をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、今回の予算で土木費で、市道道路改良事業費に1億円が計上されています。毎年、市民の要望として生活環境整備に対し、各振興会から多くの要望箇所が提出されています。今回の振興会要望箇所等の道路改修工事はどこなのか工事箇所の予算額がわかれば、これも教えてください。

この部分、多分感王寺議員と重複するかもしれませんがよろしくお願いいたします。

消防広域合併について、消防広域合併については、篠原議員もこれまで質問されております。

この消防広域合併は、大隅地区の消防広域化に向け、構成市町の関係者、市長、町長、議長会議を平成23年1月に開催し、その会議で大隅地区消防広域化運営協議会は、当面、休止すると決定されましたが、この7年間何ら進展してありません。

垂水市は37キロの海岸線の地形でもあり、また、牛根分遣所のことを考えると、協議会を開催し、垂水の立場を主張し、解散か、離脱を考えるのもよいのではないかと考えておりますが、まず、協議会に対しての現状をお聞かせください。

人間ドックについて、垂水市では、安心・安全なまちづくりの一環として、鹿児島大学病院と平成29年度から連携した健康長寿を実現するため「垂水元気プロジェクト健康チェック事業」に取り組んでいます。

市民が健康で住んでよかったと実感できることが一番の幸せであると思っております。これからは保健事業に大いに力を注いでください。

それでは質問いたします。

国民健康保険での垂水中央病院での1年間の人間ドックの利用状況についてお聞かせくださ

い。

新庁舎について、令和元年の予算で、新庁舎建設関連事業で1億2,790万8,000円が計上されています。事業費は、基本設計、実施設計委託事業等であります。

計画を進めながら新庁舎建設車座座談会を開き、新庁舎に対する疑問の解消や理解を求めておられますが、一方では市民団体の反対運動もあり、また市役所周辺の上町通り会の総会では、海岸への市役所移転反対が決議されたと聞いています。

このように市役所移転には市民の理解が得られていると思えますか。市長の考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問終わります。

○土木課長（東 弘幸） 道路改良事業につきましてお答えいたします。

本会議に上程しております補正予算につきましては、昨年度より改良を実施しております、中洲線8,000万円と振興会より要望がございました舗装改修や側溝布設など5路線、内訳でございますが、高野線舗装工事700万円、田地明・大野原線側溝布設工事400万円、尾中野線側溝布設工事500万円、丸尾1号線舗装工事400万円を予定しているところでございます。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎） 北方議員のご質問でございます、消防広域合併につきまして、現在の状況につきまして、お答えいたします。

平成30年第4回定例議会の篠原議員のご質問でもお答えしましたが、大隅地域におきましては、平成21年4月、鹿屋市に運営協議会設立準備事務局を立ち上げ、平成23年1月19日には関係市町長・議長会議が開催されましたが、広域化については一部自治体の反対があり運営協議会は休止になっております。

その後、国の市町村の消防の広域化に関する基本指針の推進期限が平成25年4月1日から平

成30年3月31日まで延長されましたが、この間、国・県の動きはなく、さらに、平成30年4月1日から令和6年4月1日まで再延長されましたので、引き続き、国・県の動向を注視しているところでございますが、現在のところ動きは見られない状況でございます。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 北方議員におかれましては、毎年人間ドックを利用され、自らの健康状況に留意されておりますことに敬意を表したいと思います。

お一人お一人の健康意識の向上が健康寿命の延伸、そして、国保財政の健全化につながることでございますので、今後もよろしく願い申し上げます。

議員お尋ねの国民健康保険での人間ドックの利用状況につきまして、平成30年度の結果数値でお答えいたします。

平成30年度の国保における人間ドック利用者数は、脳ドック等を含めまして、89名でございました。そのうち、垂水中央病院の利用者数は46名でございます。

垂水中央病院における受診内容を申し上げますと、1日ドック25名、2日ドック1名、脳ドック3名、2日ドック・脳ドックのコースが12名、2日ドック・全大腸検診のコースが5名となっております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 北方議員の市民との対話実施中であるが、市民団体の反対運動もあり、市民の理解は得られていないと思うがとのご質問にお答えさせていただきます。

新庁舎建設事業は、竣工後60年以上を経過しました本庁舎が危険でありますことから、市民の利便性、経済性、安全性、まちづくりといった観点を総合的かつ専門的視野で検討を行い、新庁舎建設基本計画をとりまとめ、取り組んでいるところでございます。

計画の内容及び事業の進捗については、これまで幾度となく広報誌で周知しており、また、説明会を開催させていただき丁寧に説明してまいりましたが、市民の皆様の中におかれましては、情報が不足されている方もいらっしゃるようでございます。

事業推進の必要性については、これまで市長が答弁しておりますとおり、今、この計画を進めなければ、庁舎の安全性、住民サービスの提供、そして、市の財政面といった点においても厳しい状況になるという危機感を持っているところでございます。

こういったことから直接市民の皆様の声を聞き、疑問点や不安点の解消を図る車座座談会を実施しているところでございます。

この車座座談会の実施状況は、川越議員のご質問でもお答えいたしました。昨日までに5回開催され、参加者は58名でございました。参加された皆様方からは、一様によく理解できたという評価をいただいているところでもございます。

本日、夜の開催を含め、今後5回の開催日程が決まっており、日程調整中の団体も6件ございます。多くの皆様の理解が得られるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。一問一答でよろしく願いいたします。

1回目のその箇所はわかりました。ありがとうございました。

振興会の要望は、各支部から毎年多くの要望がなされておられると思うんです。そういう中で、行政連絡会からの報告では、毎年、この月ですか、6月ぐらいにあると思うんですが、そのとき、回答として要望箇所の検討中とか、そういう表現もありますけども、その要望箇所です。ね、検討中、作業が済んだところ、要望箇

所の完了済み、達成率と言いますか、それは大体パーセントで言えば要望箇所の何%ぐらいが達成されているか、ちょっとそのへんをお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） お尋ねの要望に対する実施率でございますけれども、当然予算化を含めて工事を発注する箇所とか、環境整備班で対応するところ、様々ある中で、各年度で申しますと、平成26年度が要望数が46件ありました。実施数が40件の87%。27年度、要望数42件に対しまして、実施数39件、実施率93%。28年度、要望数44件に対しまして、実施数39件、89%。29年度、要望数87件に対しまして、実施数74件、85%。平成30年度、94件の要望に対しまして、実施した箇所84件で89%となっており、平均で約90%となっているところでございます。

○北方貞明議員 要望に対して実施率90%近く実施されているということで、まずまずいいのかなと私個人では思っております。今後もこのパーセントが100になるように予算化していただいて。

ということは、市は常日ごろ振興会の要望に対して予算を増額するというようなことも言われておりますので、本年の当初予算では、これからは補正なんかがあると思っておりますけれども、トータルとしては昨年より増額していただけるのか、それを一つ教えてください。

○市長（尾脇雅弥） 今の数字的なものは、お話をしたとおりであります。人口が減っていく中、あるいは高齢化ということで、先ほど感王寺議員からもありましたけれども、なかなかやっぱり行政が担う割合が増えていると、比例して予算もかかるということでもあります。

人口が減っても、垂水市のそのエリアというのは変わりませんので、そこに公的なものができるだけ予算化してやっていると、その要望自体も40数件から30年度は90何件にして90%ということですので、かなりの割合で希望には応え

ていけているというふうに思います。

やはり、担当する財政課としては全体の財源のバランス等もありますけれども、大変そこはいつも申し訳ないぐらい厳しくしっかりと予算をつけろという話をしておりますので、できるだけそういうニーズに応じてまいりたいと思っております。

○北方貞明議員 市長の前向きな答弁を、本当に市民の方は本当にそれで市民の要望を、そして市民の方が満足できるように予算も増額していただいて、市民の皆さんが本当にありがたい、垂水市に住んでよかったと実感できるようにこれからも努力していただきたいと思います。

市民の満足とは、自分の身近なところの環境整備が一番だと思っておりますので、これは要望としておきますけど、予算の増額をよろしくお願いいたします。

それから、私のこの質問の項目の中で、ちょっと一つ質問を言い忘れましたけども、この運動公園改修事業へ野球場が含まれていないのですが、これをまた質問させていただきます。いいですか、野球場がなぜ含まれてないのかと、運動公園に対して。

○土木課長（東 弘幸） 垂水中央運動公園の改修につきましてのご質問にお答えいたします。

中央運動公園の改修につきましては、平成28年度より陸上競技場の改修に着手し、2箇年間で改良いたしました。垂水スポーツランドへ名称を変え、現在は市民の皆様の健康増進のためのウォーキングやグラウンドゴルフ、スポーツ合宿など多くの方々に利用していただいております。

さらに、令和2年度に開催されます、国民体育大会のフェンシング競技に合わせまして、平成29年度より体育館の改修工事を実施し、本年度に完了する計画でございます。

本年度の改修費につきましては、体育館の改修費と児童広場等の改修費を計上しております。

今後の計画でございますが、野球場と庭球場の改修を予定しております。施設を利用されます方々にはご不便をおかけいたしますが、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○北方貞明議員 ありがとうございます。

この答弁の中で、漠然としたもうしばらくということは、大体、来年とか再来年とか、そういうような表現をしていただければ大変ありがたいんですけど。

○土木課長（東 弘幸） 先ほど申しましたが、本年度は、体育館の改修最終年度になりまして、今後その児童広場の改修計画をしております。あと、庭球場と野球場の改修をしないといけないんですけども、現在どちらを先にするかというのは、まだ決まっておられませんので、今後関係課を含めてその方向性を協議してまいりたいと思っております。

○北方貞明議員 そしたら関係課と協議することというんですけども、2年後くらいはできるというようなそういうような認識でよろしいでしょうか。するということで、具体的にやっぱり言ってもらわないと、そういう私も要望とかそういうのを聞いとるもんですから、いつぐらいと返事をしてあげたいんですよ。

そういう形をお願いします。

○土木課長（東 弘幸） 改修計画につきましては、まず実施設計を出す必要が、発注する必要があるしますので、その時期も今から決めた上で改修計画をどちらから入っていくかというのを協議して決めていきたいと思っておりますので、現時点では来年度からとか来年度実施するとかいうのは申し上げられないところでございます。

ご了承いただきたいと思っております。

○北方貞明議員 そしたらそのように承っております。

そしたら消防広域化のことですけども、移りますけども、一部自治体の反対。これは私は聞

くところによりましたら、曾於市じゃないかと思っておるんですけれども。この曾於市が反対で離脱まで行っておるんですか。反対された理由もまたお聞かせいただければと思っております。そして、再延長された最大の理由は何か、一応その2点だけまず教えてください。

○消防長（後迫浩一郎） 北方議員の質問でございます、一部自治体の脱退理由及び消防の広域化の推進期限が再延長された理由につきましてお答えいたします。

まず、一部自治体とは議員がおっしゃいますとおり、曾於市でございまして、当時の大隅曾於地区消防組合の管理者が曾於市長ということで、曾於市が脱退をいたしております。

その理由としましては、大隅曾於地区消防組合の消防事務は既に広域化し、市町村合併で大隅肝属地区消防組合に統合された輝北分署にかわる新たな分駐所の新設も進めているところで、これ以上の統合は不要との結論に達したとのことです。

また次に、消防の広域化の推進期限が再延長された理由につきましては、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件が、平成30年3月30日に告示され、4月1日に施行されました。

理由としましては、人口減少社会の到来、低密度化、高齢化の進展に鑑み、消防力の維持、強化に当たって最も有効な消防広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが、これまで以上に必要となり、最重要課題となったためでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 脱退されたのは、曾於市。はい、わかりました。

私が今回また延長が令和6年までに6年間か、こんなようにまた長くなっておるわけなんですけれども、先ほども言いましたように、我が垂水市は牛根分遣所なんかを持ってあって、それで

我が垂水市は、合併するには大変不便を来すんじゃないかと思っておるところです。

市長の考えもおありだと思いますけれども、なぜこのようなことを聞くかという、我が垂水市の職員が今それどのようになるのかという、一部不安の方もおられます。私は耳にしております。

合併をもししたならば、垂水の勤務じゃなくして、遠いところになれば内之浦に行かならんとか、そして佐多に行かならんとか、そういうような不安を抱えておられる職員の方もおられます。そういうことで、生活の不安があるというふうにも聞いております。

それで垂水市に住んで家も建てたいんだけど、そういうようなことがあれば、あっちへ異動したら、垂水市に建てたら家庭がちょっとばらばらになるんじゃないかというようなそういうのも聞いておりますので、市長どうかこのへんは合併を早く、市長が先頭に立って、私の垂水はこうしていくんだというような方向性を持っていただいて、協議会を一日も早く再開してもらって、垂水の態度を表明する考えはないでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員のご質問にお答えをいたします。

結果的には今は単独でやっている状況でございます。

消防広域合併について、休眠状態であるということで本市の現状を考えると、解散なのか離脱なのかと早めに選択をというような趣旨のご質問だと思います。

消防長も答弁をいたしましたけれども、大隅地域におきましては、私が就任する直前の23年1月19日ということで、関係市町長・議会議長会議が開催をされて、広域化について一部自治体の反対があり、現在運営協議会は休止という状況でございます。

その後、推進期限が平成30年4月から先ほど

ありました令和6年4月1日まで再延長されましたので、国、県の動向を注視しながらやっているところが現在の状況でございます。引き続き注視をしながら、先ほど言いました現状に大きく変化があるようではいけませんけれども、しっかりと今の状況で動向を注視して適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

○北方貞明議員 動向を注視するという言葉がありましたけれども、相手方が出てくる、国、県の動向ということでしょうけれども、我が垂水のことを考えたら、我が垂水はこういう方向で行くんだというふうなリーダーシップをとっていただければ大変ありがたいと思っております。

私がなぜこのような質問をするのかと言いますと、先ほども言いましたように、消防職員の生活の不安というのがあるから言ってるのです。ということは、市長が掲げておられます人口減少対策、定住対策、こういうことを私は本当は言いたいわけです。

早く決めていただいて、職員の方々が安心して垂水に住める、そして定住人口を増やす、確実にしていくと、これらの合併で先ほど言いましたように、遠いところに異動になれば人口は必然的に減るわけですから、早くこれを先ほども言いましたように市長がリーダーシップをとって、我が垂水はこういう方向でいく、こういうふうに県や国にまた、この広域合併のその協議会に態度を示していただけないのか、再度伺います。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど、国、県の動向ということもありましたけれども、その前に大隅の中での休止状態ということでもありますので、そのへんのところの話し合い動向も見ながら、軽々に申し上げることはいろんな意味で影響がありますので差し控えたいと思っておりますけれども、おっしゃっていることの意味はよくわかります

ので、そういう形で検討していきたいと思っております。

○北方貞明議員 そしたら、前向きにこの問題に取り組んでいただいて、一日も早く我が垂水の方向性を示していただきたいと思っております。

それでは今度は、人間ドックのことを質問させていただきます。

先ほどは、毎年、北方さんと言われて本当に、ありがたいと言っているのか、よく調べられたなと思っております。

私も自分の体は自分で守らないかんということで、人間ドックによく入るわけなんですけれども、その中で調べてみたらというよりも、平成30年でしたか、46名ということは、1年間が垂水中央病院で46名ということは、1年間が52週ですよ、ということは、週に1回だけの人間ドックはあるというふうな計算になると思えますけれども、これをもっと人間ドックをしていただくには、週に2回ほどのそういうことはできないのか。ということは、人間ドックを受けることによって健康チェックももちろんですが、病気の早期発見、予防ができると思うんです。

まず早期発見、予防というのが一番大事なことと思っておりますので、1週間に2回ぐらいできるような制度はできないのか、できない理由は何なのか。それをちょっと教えてください。

○市民課長（鹿屋 勉） 先ほど申し上げましたとおり、中央病院における国民健康保険での受診者数は46名ということで少しまだ足りないんじゃないかというご指摘でございますけれども、議員が指摘されるように病気の早期発見・早期治療が重要とされる中、国保係におきましては、人間ドックにつきまして垂水中央病院を含む4箇所の医療機関と契約し、合計18種類のコースを準備しております。なお高額な人間ドックをなるべく多くの方に受診していただ

くために各コースにおいて検査費用の助成を行っているところでございます。助成額につきましては、県内でも高い助成率となっております。週2回ぐらいの程度まで上げられないかということでございますけども、この人間ドックというのは、各医療機関に委託しての受診をお願いしているところでございまして、中央病院に関して申し上げますと、今のところ、人間ドック専門の医者がいないというような事情もございまして、週2回まですぐにというまでにはいきませんが、そこは希望される被保険者の方とその病院のスケジュールがなるべく合うようにそういった調整をしながら、進めていきたいと考えております。

また、重症化予防、早期発見・早期治療の推進という方向性に基きまして、人間ドックのほかに国保加入者を対象として特定健康診査を実施しております。本市の特定健診の受診率は平成29年度で54.1%であり、県内14市の中では4番目に高い受診率となっておりますが、まだ半数近くの方が未受診でございまして、健康受診者と健診未受診者の生活習慣病治療費の比較で、未受診者は3倍治療費が高いというデータもあります。国保財政の影響もございまして、何よりも市民の生活を圧迫することです。重症してから治療するのではなく、早期発見・早期治療の重要性をご理解いただき特定健診を受けていただくよう国保係の保健師、看護師等で日々受診勧奨を行っております。なお、毎年特定健診を受診される方においても、特定健診では実施していない検査項目が人間ドックには含まれますことから数年に1回は人間ドックを利用されるよう、お勧めしているところでございます。

今後も市報や国保たるみず等により人間ドック、特定健診についての周知を図り、一人でも多くの方にご自身の健康に関心を持っていただくよう啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 申し訳ございません。垂水中央病院の担当課長として、私のほうで若干補足させていただきます。

改めまして北方議員には毎年人間ドックをお受けいただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。今後もよろしく申し上げます。

今の市民課長のほうは国保に対してのことで申し上げましたが、垂水中央病院におきましては前年度が135名、前々年度が139名、平成28年度が116名の人間ドックの受診の方がいらっしゃいました。受診という言い方をすればいいのかな。ドックを受けられた方がおいででありました。28年度から29年度にかけて20件ほど急激に伸びてはいるんですが、中央病院のほうにちょっと確認してみますともうこれが手いっぱいという状況のようです。市民課長のほうでも申し上げましたが、週に1回やっておりますが、やはり人間的な部分の体制的な整備を図らないといけないということと、あと週ごとの時間的なスケジュール等の部分もまた変えていかないといけないということもございまして、今の状態で135というのがもうぎりぎりいっぱいというような状況であるようでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 ちょっと今の数字的なことで質問しますけども、こちらからでは、受診は135だったかな。こちらでは垂水は46そしてあとの医療機関の合わせて89というふうになっておりますが、どちらがどういう、なんででしょうか。

○保健課長（橋圭一郎） 混乱させまして申し訳ございません。北方議員がおっしゃった46名というのは、国保対象の方が46名でございまして、私が申し上げているのは、垂水中央病院で人間ドックを受けられた方が135名いらっしゃると、全体で。社会保険なんかも含めてのことです。以上でございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 数字的なことは理解いたしました。ありがとうございます。

そういうことですね、やはりこの人間ドックは、受診される本人のこともですけども、私が言いたいのは、この人間ドック受けることによって、先ほども言いましたように、病気の早期発見、そういうことで医療費がだいぶ抑制されるのではないかと考えておりますので、これをいろんな形で市民に——していただきたいと思っております。

そして、この助成率というんですか、先ほども言われたように、他の自治体からしたらかなり率が高いわけですから、本当いいですよ、こんなに安いんですよと、そして自分の健康を保ってくださいというように大いに——していただきたいと思っております。先ほどちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、受診される方としない方が3倍ほど医療費が削減差があると聞こえたような気がする、それを間違っていたら訂正しますが、私もテレビを見とったらこういう問題が出て、生涯医療費は倍違うというふうなテレビがありました。倍も違えば本当に人間ドックを受けたら、我が垂水市の医療費もかなり削減されると思っておりますので、このへんのところも力を入れていただきたいと思っております。私は倍と言いましたけれども、3倍というふうなかなり高い数字を言っていたので結構なことなんですけど、それはどちらが正しいのでしょうか。

○市民課長（鹿屋 勉） 3倍と申し上げましたのは、特定健診を受けられている方と受けたいらっしゃらない方のその差でございます、平成28年度におきまして、そういった数字が出ているところでございます。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 今ご質問に関連がありますので、少し垂水の状況を話をさせていただきます。

たいと思います。

常々お話をさせていただく中で垂水市の発展、垂水市民の皆様の幸福というお話をいたします。幸福の価値観というのは色々あると思っておりますけれども、1つには元気で長生きということだと思うのですね。そういう意味で今ご提案いただいた人間ドックを受けたりとか色々特定健診を受けたりするということがこれまでの主流だったと思っておりますけれども、やはり医療費の増大、抑制にもなるんですけど、高齢化が進む中でそれが大きく国においても何十兆という形で増えていく、この課題をどうしていくのかというのが一番大事なところ、でありまして、幸い垂水市は鹿児島大学の大石副病院長とご縁をいただいて、予防に力を入れる健康長寿プロジェクトというのをスタートしております。この人間ドックも色々あると思っておりますけれども、お値段の問題、時間的な問題もありますが、健康長寿プロジェクトに関しましては、鹿児島大学の先生や中央病院の先生方が垂水にお越しをいただいて、約2時間ぐらい、お一人ですね、そしてこれ無料で受けられるということでもありますから、その中でガンを発見したとか、いろんなケースもありますので、こういう形に力を入れていって悪くなってからお金をかけるということではなくて、そういう予防に力を入れた取組みを今進めておりますので、併せてこうやって利用していただくと大変ありがたいなど、方向性としてはそういうことだということでご理解をいただきたいと思っております。

○北方貞明議員 理解いたしました。

それでは、次の新庁舎問題に入らせていただきます。本当に新庁舎問題は1回目の答弁の中で市民の周知という形で車座座談会を5回ほど開かれたということで、58名の参加者があったと。5回の割にはこれが多いか少ないかと言えば私個人としては少ないような気がします。ということは1回に5名から10名の範囲で限定さ

れておりますから、こういう数字になると思いますけれども、もうちょっと幅を広げて多くの皆さんと対話することがこの問題解決か、どういう方向に解決か知りませんが解決につながると思いますけど、この幅を広げていただきたいと思っております。

まず、私はこの庁舎問題は今反対の立場、意見の反対の立場でいつも言っておりますけど、私はこの庁舎は築60年を過ぎておりますから、もう建て替えるべきであるということは、十分わかっています。建て替えるべきである。その中でこの場所、あの場所、本当にあの場所がいいのかというとき、これはちょっと待てよと思います。執行部の方々は建物は最高のグレード、最高の基準で建てるんだと大丈夫だと。それはそうでしょう。今度建てるのは一番いいのを建てないかんから。そうして垂水市で一番いいのがおそらく建つと思います、今の計画で行けば。地震にも強いと。

先ほどから言いますように、私は建物を言っているのではなく、場所を言ってるんです。だからその場を見直していただきたいという立場で今反対をしておるんですけど、執行部はさっきも言いましたように最高のものを建てるのか地震の強いのを建てる、そして国からの補助は出るうちに建てる、というような考え方をされていますけども、何遍も繰り返しますが、市民の安全性に関してはちょっと考え方が薄いんじゃないと私は思っております。毎年あそこは冠水します。昨日ですか、災害地帯という言葉がありましたけども、災害地帯というのは何回をもって災害地帯というか、そこは私の基準はわかりませんが、毎年冠水しているのは事実です。先立って12月の8日でしたかね、Aコープの駐車場が浸かるなど、そのときバスの停留所に止められなかったと。歩道に乗り上げて降りられる方は、そこからジャンプして階段に行かれたというようなことも聞いておりま

す。そういうようなことで、あそこは本当に冠水の多いところですよ。今後皆様方は排水口を大きくするというような昨日の答弁がありますけれども、これは一気には解決しないと思います。そして冬場の北西の風すごく強いです。市長はご存じでしょうか。北西の風が我が垂水は全体の何%垂水のほうに吹くか、市長はご存じだからこそ、ああいうところに建てよう計画されているんでしょうけども、先立って私はあるおばあさんから「あそこに建てて私は行きがなるとな」と聞かれました。そして僕に「お前さんたちは今はよかとよな。いずれは歳を取ったつでな」と。当然ですね、歳を取ればそうなるわけですけども、そういうことであそこは大変、私も安全性には危惧しておりますけれども、その安全性について市長からもう一遍お伺いしたいと思いますからよろしくお願ひします。

○市長（尾脇雅弥） 昨日から同様の庁舎に関してのご質問がいっぱいありました。それぞれ我々としては、しっかりと答えさせていただいたつもりでございます。

まずは、先ほど、足らざるは車座座談会ということもありますので、ぜひ、北方議員のほうにも主催をしていただいて、いつでもまいりますので、その話をさせていただきたいと思ひます。

安全上、いろんなことが考えられるんですけど、今出た部分は排水の問題というのがあります。排水に関しては以前もお答えをいたしましたけれども、例えば、作成した当初は、例えばですけども、50ミリも降れば大雨だったんですけど、それに対するような排水施設であったわけですけど、今、100ミリを超えたりすることがありますので、当然のこととしてフローする。今おっしゃったような、その日も私も現地において1時間ぐらい見ていました。なかなか、やっぱり確かに膝近くまで来たりするのは事実でありますけども、時間の経過と共に減っては

いくわけですけども、ただ、じゃあその対策をどうするかという話でありますので、なかなか完全にというのは難しいにしても、今おっしゃったジャンプしなきゃいけないとか、車が通れないということは、庁舎の問題とは別に解決をしなければいけませんので、そのことは昨日もお話をしたとおりであります。

さらに、そのことの議会の皆さんのご理解をいただいて施工ができれば、そういった形で問題解決のほうへ進むと思いますし、風に関しても、そこにも中央病院も含めて色々ありますから、そういう意味では変わらない状況だと思えますし、台風とかいろんなときは、その場所に限らず、風が強いときはもうどこも強いわけですから、塩害に関しても、塩害も400メートル、500メートルだったかな、塩害の被害というのは変わらないという専門的なデータも出ておりますので、我々も感覚的なものではなくて、理論に基づいた形で、より慎重に丁寧にとということで、安全上というのが何よりも重点的な課題として取り組んでおりますので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

○北方貞明議員 私がそのバスのことを言いましたけども、それは別のほうで考えれということですけども、あの路線だからそういうことが起こり得るということを言いたかったわけです。それは認識されますよね、そういうことは。それではちょっと、今度は方向を変え、単純な質問をいたしますけども、ある程度答えられたら答えていただけますか。

ボーリング調査は垂水市で発注されたわけですよ。そして、ボーリング調査の土地はですよ。これは一問一答ですから、一回一回聞きます。ボーリング調査は垂水市で発注されましたよね。

○副市長（長濱重光） 今おっしゃるとおり、垂水市のほうで実行いたしました。

○北方貞明議員 ボーリング調査の土地は、垂

水市の土地ですか。

○副市長（長濱重光） 垂水市の土地開発公社の土地でございますので、市から公社宛てにボーリング調査をするためのご了解を得るための文書を出して、ご了解の上、調査をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 既に私が言いたいのは、答えが出てきました。垂水市の土地じゃない、公社の土地だ。そして、調査をするにはその許可をもらったということですよ。私はそれを聞いたかたわけですけども、そうは言っても許可とか、許可というのはその文書とか、あるいはそういう覚書とか、そういうようなこと交わしているんですか。それとも口頭なんですか。

○副市長（長濱重光） 内容からいたしまして、私どもは覚書等を締結するまでのことではないという判断のもとに文書等でやり取りしたということでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それなら文書等で交わしたということで理解してよろしいですね。はい、ありがとうございます。

本当の単純な質問をいたしましたけども、何でかというのはですね、やっぱりこれは持ち主が土地開発公社ですから、やはりこういうのは、やっぱり順序を踏んでいかななくてはいけないと思いましたから、改めてこういう聞き方をしたわけですけど、ま、間違いなくやっておられるということで安心いたしました。

次に、地方自治法第4条に対して昨日から皆さんが質問されて、財源の見通しが立たない前には条例は出さないというふうに言われましたけど、再度確認いたします。

○企画政策課長（二川隆志） 北方議員のご質問にお答えします。

先般からお答えさせていただいております、財源の見通しの部分について、確たる確証が得

られた時点で考えていきたいというふうを考えております。また、この財源の見通しの部分でございませうけど、基本計画策定直後において、本市の場合、財源である起債計画に変更が生じることが予想されることは、条例の制定時期としては適当でないというふうに昨日からも申し上げているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 そしたらですよ、財源の見通しが決まれば、予算案を出す前に、この4条の問題は議会に提出されますか。予算案の前か。

○企画政策課長（二川隆志） お答えさせていただきます。

条例改正の提案時期につきましては、これまで答弁させていただいております、条例制定の段階では、位置だけでなく事業費、財源、規模、機能といった情報が基本設計レベルまで整理し、説明できるようにしておく必要があると考えておりますことから、少なくとも建設工事予算の確定以降になると考えておるところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 そしたらこの4条案は、予算が決まってからということですね。決まってから出すということですね。再度確認します。

○企画政策課長（二川隆志） 予算の確定以降に、ということで考えております。

○北方貞明議員 この4条問題は、もう4条は十分ご存じだと思いますけども、この事務所の位置を定め、または変更するにあたっては、住民の利便性、最も利便なところ、またそして、4条で変更するときは条例で定めなければならない。これはもう十分ご存じのことだと思えます。

これは同法の解説にこのように書いてあります。「同条例を制定する時期については、本条第2項の趣旨によれば、着工前に行うことが適当である」というふうに、こういう説明、解説

がしてあるんですけども、あくまで予算案が通ってからされるわけですか。この解説には「着工前に決めるべき」というふうになっておりますが。

○企画政策課長（二川隆志） またその中には、「市町村の事務所の位置の変更に関する条例の制定時期を新事務所の建築着工前とするか、または建築完了後とするかは、当該市町村の事情によっていずれでも差し支えない」と。そして、「建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でない」という記載もございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 着工前でも、その議案を出すのは、着工前でも着工後でもどっちでも構わないということは、条例で謳ってはあります。

財源がつかんことにはできないわけですよ、工事は。できないわけですよ。だから財源が決まれば、「建築着工前に行うのが適当である」という、こういうふうな文言もあるわけですよ。市民の理解を得るには、本当に、市民が諸手を挙げて「つくっていいよ」というようなムードをつくって、そして議決して、正々堂々と建てたらいかげなもんでしょ。そのへんはもう市長が一番の腹があると思えますから。

○市長（尾脇雅弥） 詳細は担当がお答えすると思えますけれども、昨日から申し上げているように、正式な手順を踏んでやってまいりましたので、これからも。ただ、足らざる部分は、今、車座座談会とか、そういう誤解、間違った認識の部分もありますので、しっかりとお話をさせていきたいということでございます。

○北方貞明議員 今、市長は、市民の方々が間違った認識と。どういうのが間違っておるのか。要点的にわかりますか。市民が間違っているというようなことで。

○市長（尾脇雅弥） 市民が間違っているということではなくて、間違った情報も流れており

ますので、そのへんのところの問い合わせがありますので、それはこうですよというお話をさせていただいています。車座座談会で、今5回開催をしましたけれども、反対という方々も多く来られますけれども、昨日の担当課長の答弁にもありましたとおり、ちゃんとその問題に対して説明をさせていただきますと、「よくわかった」というようなお答えをいただいておりますので、そのような活動をしっかりと進めていくということが大事だというふうに思っております。

○北方貞明議員 私は何遍も言いますが、この4条をですよ、入るときは、着工前に是非、この議会で議決して新庁舎をつくっていただきたいと思っております。これは必ず守っていただきたいと思っております。

それから、この工事は平成32年、令和2年までの時限立法でしたよね、たしか。だからこの時限立法の急ぐために、こういうような作業が執行部では進められておると思うんですけど、この時限立法が、私も前も質問したんですけど、時限立法じゃなかった。限定、限定だ。限定立法だ。令和2年までの限定ということですけども、これは国が方向を示したわけですけども、この令和2年までにつくれ。だけど、全国の自治体によれば、この令和2年までにできない自治体も多分あると思います。そうなれば、限定ですけども、再度限定という言葉も浮上してくるんじゃないかと思っております。（発言する者あり）選挙じゃない。

ということは、今、こういう動きもあるんですよ。公共施設等適正管理推進事業債の期間延長についてという。これは関東部会の提出で、成田市が出しております。こういうことで、私もいずれはこういうのは、延期になるんじゃないかと思っておったんですけども、こういうふうに、「同事業債を活用できる期限までに計画を策定し、個々の施策・工事等を事業化させる

のは非常に困難である。国においては、今後の公共施設の適正配置を引き続き推し進めるために、公共施設等適正管理推進事業債の期間の延長を実施することを要望する」と、こういうようなものもあるわけです。だからこうして、まだまだこれからこの問題は限定ですけども、再度延長になるかもいたしません。そういうことで、我が垂水は令和2年までと急いでおりますけども、もうちょっと、こういう延長も既に全国では動きがありますので、32年度を限定しなくて、もうちょっと市民の理解を得るような努力をしていただけないのか、市長にお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） そのような要望ということでもありますけれども、そのたられればの話で、基本的にはそういうことがルールですから、これのルールを何とかしてくださいという要望があるのは理解しますし、ただ、もしそれが、そのとおりにいけば、今試算しております約8億円の交付税がいただけないということでもありますので、じゃあそれはどうしていくのかという一方の問題もありますので、できる限りそういったルールの中で、何よりも先に延ばせばということの本質的なものというのは60年で危ないと。この間地震が来たときもそういう状況ですから、そのへんをしっかりと前に進めていくことだというふうに思います。

○北方貞明議員 まだ時間ある、ない。（発言する者あり）

これは、昨日森議員が質問された項目なんですけども、市町村役場機能緊急保全事業について、執行部のほうで再度、国、また県に、この問題について調査していただいて、私たち議会なり、また森議員にその回答をお知らせいただければありがたいなと思っておりますので、これは要望としておきます。よろしくお願いたします。

○議長（篠原諒則） ここで、暫時休憩いたし

ます。次は1時30分から再開をいたします。

午後0時21分休憩

午後1時30分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、川畑三郎議員の質疑及び質問を許可いたします。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 皆様、ご苦勞様でございます。今議会の一般質問の締めで質問させていただきたいと思います。

先月、50年に一度と言われた豪雨が屋久島を襲い、観光客をはじめ多くの方々が山から下山できず、雨の中、取り残されました。幸い犠牲者はなく、全員無事下山できたことはありがたいことでありました。

ことは、例年より気温も高めで推移しているようであります。5月31日、九州南部の梅雨入りが発表されました。

大雨によるがけ崩れ、河川の氾濫も今後予想されます。台風も発生いたします。災害発生前の防災対策は大事であると考えます。どういった取組みをされているのかお知らせください。また、消防による防災の取組みはどうなっているのかお知らせください。

次に、農道、市道、河川の整備について市道・道路改良事業に1億円計上されており、振興会要望を介しての道路改修工事を主としていて、要望に沿った予算措置であり、地域にとっては大変ありがたいことだと思います。農道、市道、河川等の整備計画をお知らせください。

漁業振興について、垂水市の養殖はブリにはじまり、カンパチと続いております。カンパチの生産量は日本一であり、ブリは牛根漁協主体に、ぶり大将として全国に名を売っている状況であります。現在、カンパチ種苗は中国からの輸入が主であり、ブリは3月、4月にかけてモ

ジャコ漁として日本近海で採捕されます。鹿児島県は平成24年度から、カンパチに続きブリの人工種苗に取り組んでおります。その状況をお知らせください。

観光振興について、垂水市は県外の中学校、高校の旅行者の受入れを進め、民泊事業も順調であることから、今年度も教育旅行支援事業を引き続き行っております。事業の状況をお知らせください。

教育行政について、2020年、鹿児島国体が開催され、本市ではフェンシング競技が開催されます。そのリハーサル大会として、12月に開催される全日本選手権大会に向けて、現在は準備を進めているようであります。今年度から業務の充実を図る目的で、国体推進係から国体推進課へと新たなスタートとなりました。具体的などのような業務体制でされているのか、お知らせください。

青少年海外派遣事業について、昨年始まった事業であります。今年度も、昨年と同じく、中学生10名を香港に派遣する予定であります。国際的な交流を通して、視野を広げていく、大変、大事なことであります。

そこで、お尋ねいたします。帰国後の研修成果の還元はどのようになされたのか、派遣した10名の子供たちの帰国後の学校生活はどのような様子か、わかっているだけでいいのでお知らせください。

新庁舎建設について、新庁舎建設については、今回6名の同僚議員が質問されております。市が進める新庁舎建設基本計画が、市民の安心・安全、そして市の発展につながるのか、今後、議会としても正しい判断をするために、議員各位の視点で確認されているのだろうと思います。私は、この新庁舎建設基本計画は進めるべき計画なのかという視点で確認をしてみたい。この計画策定の過程について詳しく説明をお願いし、1回目の質問を終わります。

○総務課長（角野 毅） 川畑議員のご質問でございます、梅雨、台風などにおける防災対策について、お答えをいたします。

ご承知のとおり、5月31日、鹿児島気象台は、昨年より5日早く九州南部が梅雨入りしたとみられると発表をいたしました。気象台の予報によりますと、ことしの九州南部の梅雨の期間における降水量は、平年よりやや多めの予想もあり、常に、防災に備えておく必要があると考えております。一昨年の九州北部豪雨災害や広範囲の観測点において観測史上一位の雨量を更新した西日本豪雨災害など、近年は想像をはるかに超えた豪雨災害が発生しております。

また、議員もお話をされましたが、ことしに入り、平成が終わり、令和となった矢先の5月の18日に屋久島では、梅雨入り前にもかかわらず、50年に一度と言われる大雨による土砂崩れやがけ崩れなどの災害の発生により、登山者など314人が下山できなくなり、一時孤立する事態が発生しております。幸いにして、垂水市では、平成28年の台風16号災害以来、大きな災害は発生しておりません。

また、災害復旧工事は、一部を残し、ほぼ、完了しているところではございますが、これから梅雨本番を控え、台風の接近や上陸など毎年のように自然の猛威にさらされる季節となり、常に防災に備えておく必要がございます。

このようなことから、災害危険箇所の状況を確認する防災点検を5月7日に市役所・消防の職員や関係機関の防災担当者が参加して、大雨で土石流の被害を受けた災害復旧箇所の工事進捗状況の確認、鹿児島県が新たに設置した簡易水位計や、道の駅たるみずはまびらに国が設置いたしました、情報提供・防災機能施設などの視察を行い、関係者と情報共有を図りました。また6月2日、日曜に新城小学校をメイン会場として、土砂災害、洪水等の災害発生を想定した垂水市総合防災訓練を12の関係機関及び団体

から約320名の参加をいただき、開催をいたしました。今回の訓練は、地域からの意見・要望を取り入れ、要配慮者利用施設を含む地域住民の避難訓練や児童、保護者並びに地域住民を対象とした防災講話をメニューに取り入れ、地域の連携強化と防災意識の高揚、知識の向上を図りました。

防災対策は、公的機関が行う活動での公助、個人の力で災害に備えていただく自助に加え、地域で助け合う共助による三つの力が防災力向上に必要不可欠でございます。現在、本市における自主防災組織率は、平成31年4月現在で97.6%となっており、147振興会中、143振興会で結成していただいております。平成17年度から開催されている地域防災力の強化を図るため、防災に関する実践的知識と技術を有し、防災活動の指導的役割を担う地域防災リーダーの育成を目的とした講座の受講や、研修会への参加を促し、地域の防災活動等の指導的役割を担う人材の育成を推進していくと共に、情報収集の重要性を認識していただき、リーダーとしてのスキルアップを継続して図ってまいります。

また、規模や被害が経験と想像を超える災害に対して、住民の皆様方に万全な備えをしていただき、自らの命は自ら守る気概をさらに強く持っていただきますように、ホームページ、広報誌、研修会等で啓発をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 市道及び河川の整備につきまして、お答えいたします。

本年度の市道の整備予定でございますが、改良工事としましては、元垂水原田線を継続して整備してまいります。内ノ野線につきましては、用地交渉のみ行う予定としております。

また、道路維持につきましては、橋梁の補修工事5橋、トンネルの補修工事、振興会からの要望による実施を6路線予定しております。さ

らに、本会議で補正予算を上程しておりますが、中洲線の改修工事を継続して実施するとともに、振興会からの要望による実施を4路線追加し、実施する予定としております。また、市道の除草作業につきましても、森林組合や環境整備班で実施してまいります。

次に、河川でございますが、寄洲除去や暖竹などの除去、補修などを実施してまいります。

以上でございます。

○消防長（後迫浩一郎） 川畑議員のご質問でございます。強い台風等における防災対策につきまして、消防本部の取組みについて、お答えいたします。

まず、防災対策につきましては、消防団との連携が最も重要でございます。特に災害が市内全域に発生した場合、消防だけでは対応が困難になり消防団との連携が必要になります。そこで、消防団員が、自らの命を守ることによって多くの命が救われるという考えのもとに、今年度は、消防団員の安全確保のための装備としまして、第5分団を除く全分団に救命胴衣を配備しております。また、消防職員によります土砂災害区域の確認、河川調査及び水防資機材の保有状況等を調査するとともに、消防団につきましても同様に、管轄地域の危険箇所の調査、確認等を依頼し、特に危険な場所につきましては、関係機関と情報を共有し、避難指示が発令された場合、消防団と連携して全世帯を巡回するよう指示しているところでございます。

5月7日には市の防災点検に同行しまして、災害復旧工事の進捗状況等を確認したところでございます。また、5月26日には、市内全分団を対象に、水防工法訓練を本城川河川敷におきまして実施し、大雨による河川の越水防止及び法面保護等、河川災害に対する工法を再確認し、土砂災害等への認識及び対応が図られた訓練であったと思います。さらに6月2日には垂水市総合防災訓練が、新城小学校を中心に行われ、

消防団による避難広報及び避難誘導訓練等を実施したところでございます。

このような訓練を実施することにより、消防本部、消防団、関係機関等が情報共有を図り連携を深めていくことが災害を未然に防ぎ、市民の安心・安全につながるものと思っております。

これから大雨、台風シーズンになりますので、これまでの災害を教訓に消防本部、消防団の自動体制の確立を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、大雨、台風、各種情報を的確に収集し、関係機関と共有し、市民の皆様には正確な情報を迅速に伝達して、早めの避難を呼びかけ、人的被害ゼロに努めてまいります。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 川畑議員のご質問でございます。農道整備の事業状況について、お答えいたします。

本年度は市の単独での農道整備としまして、牛根麓大中野地区と、本城久保田地区の2箇所の農道の舗装工事を計画しております。また、用水路・排水路整備としまして、新御堂地区と牛根二川上ノ原地区の2箇所の用排水路工事を計画しております。今後、早期の発注を目指して取り組んでいきますが、田んぼの水が影響し施工ができない場合は、米刈終了後の発注を考えております。

また、県営事業の中山間地域総合整備事業では、昨年度に引き続き、新城田平集落排水路整備工事などを行うほか、農道や用排水路の工事を市内で数箇所行う予定で、現在、県と本年度の計画について調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） 川畑議員のご質問でございます。カンパチ・ブリの人工種苗の状況につきまして、お答えいたします。

まず、カンパチの人工種苗状況についてご説明いたします。昨年度の人工種苗の補助金実績

では、購入費用補助といたしまして、1尾当たり25円、4万尾分の100万円を垂水市漁協へ交付しております。なお、今年度の供給につきましては、6月から開始されると伺っております。

次に、ブリの人工種苗状況について、ご説明いたします。昨年度、鹿児島豊かな海づくり協会におきまして、ブリ人工種苗施設の運用が開始され、牛根漁協に対して2万尾が無償により導入されております。今年度からは、県が事業調査を行った後、配布計画策定により、10月以降より供給が開始されると伺っております。

今後、資源管理はもちろんのこと、輸出する際のトレーサビリティの観点から、人工種苗であることが振興を図る上で必須条件となってきたことから、県及びかごしま豊かな海づくり協会と連携を図りながら、垂水、牛根両漁協と情報共有して課題解決に取り組み、関係者の方々の生産性の向上や収益の改善に努めてまいります。

続きまして、教育旅行支援事業につきましてお答えいたします。教育旅行につきましては、平成21年度より実施しており、本年度で11年目を迎えるにあたり、様々な取組みや支援を行っております。

教育旅行の取組みや支援といたしましては、大阪・広島方面などの学校や旅行エージェントへ訪問しての誘致PRや受入れ家庭拡充の取組み、受入れ家庭の負担軽減のための貸付金、海外からの受入れの際に負担となっておりますバス代の補助などを行っております。

受入れに関しましては、火山活動の活発化や地震など自然災害の影響により低迷した時期もございましたが、ここ最近では増加傾向にあり、本年度は国内13校2,219名、インドネシア・香港など海外10校250名で、前年と比較いたしますと8校676名の増となっております。

また、垂水市漁協の漁業体験は、雄大な桜島を目の前にしてのカンパチへの餌やり体験や、

カンパチの捌き体験など、生徒は初めての経験で興味があり大好評を得ており、本年度は国内10校1,290名、香港1校46名で、前年は落ち込んでおりましたので、前々年と比較いたしますと600名の増となっております。

今後も本市の観光資源であります自然を十分に活かした体験などを工夫し、生徒の皆さんがたくさん思い出をつくれるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○国体推進課長（米田昭嗣） 川畑議員のご質問でございます、どのような業務体制でされているのかにつきましてお答えいたします。

国民大会の開催に向けまして、平成29年4月1日付で社会教育課内に国体推進係が設置され、3名体制で業務を遂行してまいりました。

また、平成30年4月1日には専任の係長が配置され、本年4月1日より国体推進課が新たに創設され、課長以下6名の職員が配置されました。

主な業務の内容でございますが、大会に必要な方針及び計画の策定や大会開催の経費に関することなどの目標を達成するため、平成29年8月、燃ゆる感動かごしま国体垂水市実行委員会が設立され、事務局を担っております。

実行委員会では調査審議機関として4つの専門委員会が設置され、総合計画及び開催の基本構想、広報活動等を担います総務企画専門委員会、競技の企画運営及び競技に係る開会行事、表彰式等を担います競技式典専門委員会、宿泊計画及び環境衛生対策、弁当調達等を担います宿泊衛生専門委員会、そして輸送交通計画及び選手の輸送、駐車場の利用計画等を担います輸送交通専門委員会があり、それぞれの専門委員会におきまして担当職員を1名配置しております。

また、予算の執行及び補助金申請業務、各団体からの文書管理等を担います職員を1名配置

し、加えまして事務補助員2名の計8名体制で業務を遂行しております。

今後は実行委員会の方々をはじめ、関係機関及び団体などとも連携をさらに強化し、気運の醸成を図りながら市民の方々と一体となって団体の成功に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 川畑議員の青少年海外派遣事業、夢の翼の研修成果の還元についてのご質問にお答えいたします。

ことしの1月22日から25日に香港への派遣研修を実施し、その後、派遣した10人の子供たちはプレゼンテーション用の研修報告資料を作成いたしました。

そして2月26日には、10人の子供たちによる中学校での研修報告会を実施し、日本と香港の生活様式や文化の違い、交流活動や買い物など実体験を通じた英語の必要性について全校生徒に伝える機会といたしました。

また3月6日には、中学校のPTA総会や垂水経済同友会クラブの例会におきまして研修の報告をさせていただきました。

さらに柘原地区や境地区におきましては、地域の会合等の場で派遣生徒による研修報告を行っております。また市報3月号におきまして、8ページを割いていただき、派遣研修の内容や子供たちの様子、研修後の思いなどを特集していただきました。

続きまして、派遣した10人の子供達の帰国後の学校生活の様子についてのご質問でございますが、派遣した女子生徒の一人は、現在生徒会長として活躍するなど、派遣した子供たちの多くが生徒会活動や部活動において、中心的な役割を担っております。また、派遣研修後に民間のホームステイ事業に参加し、アメリカで1週間過ごし、語学研修を積んだ生徒もおります。

さらに派遣した子供たちの英語学習への意欲

が高まっており、先月末に実施された英語検定試験では準2級受験者2人、3級受験者5人の計7人が検定を受けております。

こうした子供たちの帰国後の様子から、青少年海外派遣事業、夢の翼が所期の目的でありませ、英語力向上の契機となっていること、またリーダーの育成につながっていることを実感しているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 川畑議員のご質問でございます、基本計画の策定過程についてお答えさせていただきます。

庁舎建設事業は平成23年の東日本大震災を契機に平成24年2月に庁内検討委員会を設置し、検討が始まりました。その後、平成28年熊本地震があり、より本格的な検討が行われまして、平成29年3月に庁内検討報告書を取りまとめたところでございます。

庁内検討報告書は、新庁舎建設の必要性、基本的な考え方、新庁舎の機能、規模、位置の検討、概算事業費と財源の確保、事業手法、庁舎建設スケジュール、推進体制について取りまとめたものでございます。

議員の皆様には、平成29年5月の全員協議会でこの検討結果の内容をご報告し、庁舎建設基本構想や基本計画をどのように策定していくか、ご説明したところでございます。

庁舎建設基本構想や基本計画の策定主体は市でございます。しかしながら、策定にあたっては市民の意見を十分に踏まえたものとするため、学識経験者や関係団体の代表等で組織する外部検討委員会を設置し、基本構想や基本計画策定段階で十分に審議していただき、そして意見や要望も出していただき、これらの計画に反映したところでございます。

庁舎整備基本構想は、平成29年11月に経営会議において決定をし、基本計画の策定に入りましたが、基本計画は具体的な設計の指針となる

大事な計画でございます。特に整備位置が決まらないと、概算事業費等の試算ができないことから、特に整備位置の選定については、慎重かつ丁寧に行ってまいりました。

整備位置の選定ですが、持留議員の質問にもお答えしたとおり、法が求める要件に十分考慮するため、4つの評価項目を設定し、建設スケジュールや市財政の影響を考慮し、建設候補地として設定した3箇所について、内部評価及び外部評価を行い、この結果は広報誌を通じて市民に公表し、市の基本的な政策等に係る素案の事前公表と市民意見の提出手続に関する要綱、いわゆるパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努め、整備位置や概算事業費を盛り込んだ新庁舎建設基本計画を平成30年3月、経営会議において決定したところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ちょっと項目が多いので、ちょっとスピードを上げようかと思えます。一問一答方式で行きたいと思えます。

防災対策について、説明がありました。次ですけど、これがもしも災害が発生した時の情報伝達はどのようにされているのか、このへんを説明をお願いします。

○総務課長（角野 毅） 災害時の情報伝達についてお答えいたします。

災害時の情報伝達でございますが、近年の環境変化などによる気象状況により、線状降水帯が形成され、長時間持続して局地的な大雨となり、各地で災害が発生しております。事前に想定することが困難である場合もありますが、常に気象情報を注視し、災害が発生する恐れのある場合には、市民の皆様へ早めに避難していただくよう、迅速な判断による避難情報の発信に努めることが重要であると、昨年西日本豪雨災害以降、再認識いたしております。

現在、防災無線、防災ラジオ、ほっとメール、IP無線機、避難所への特設公衆電話、ホーム

ページなどを整備して、避難情報、避難箇所、開設情報のほか、気象・河川情報などの情報発信を行っております。

また、昨年は台風24号接近に伴い、9月29日の午後4時に市内全域に避難勧告を発令した際に、広報活動、戸別訪問、危険箇所巡視に延べ119名の消防団に出動してもらっております。この活動は住民の方々に避難行動を促すための有効手段であると考えております。

重要な情報伝達手段を維持するため、機器の保守点検や整備を行っていくと共に、Jアラートの地震情報などの自動起動条件の見直しや、複数システムに対してインターフェースを有する県総合防災システム並びに垂水ほっとメール等も有効に活用してまいります。

併せて、市職員が独自に操作を行っている防災ラジオによる割込み放送の訓練も引き続き行い、より迅速な住民への情報伝達に努めてまいります。

また、時間が経過すると給水所や食料支給などの生活情報が必要となってまいりますことから、ホームページの掲載やほっとメールといった、住民が繰り返し情報を得る手段について、ホームページ防災情報や防災マップにて活用を推進してまいります。

これから本格的な出水期に入っておりますが、前線の状況、予想雨量や土壌雨量指数などの各種情報の把握に努めるとともに、台風接近時においては、気象庁などの情報を参考に垂水市への影響を予測し、状況に応じた避難情報や情報伝達手段を選択して、防災減災対策に取り組んでまいります。

○川畑三郎議員 引き続きですよ、防災総合建設災害被害想定避難者の計画的な備蓄の内容、避難所の保存食品等の内容をお知らせいただきたいと思えます。

○総務課長（角野 毅） 防災倉庫、避難所の保存食等についてお答えいたします。

ライフラインの遮断に備え、食料や生活用品の備蓄品を効率的に保管・管理を行うために垂水中央運動公園敷地内に防災倉庫を建設し、計画的かつ継続した備蓄を行っております。昨年度までは風水害を想定した備蓄を行っておりますが、本年度より最大被害想定避難者数を1,400名をもとにした計画的な備蓄を行ってまいります。

当然ながら、この備蓄量は市民全員分ではございません。いつ、どこで何が起こるかかわからない昨今の災害から身を守るためには、自ら備えることが大切でございます。その規模や被害が経験と想像を超える被害に対しても、市民の皆様は垂水市総合ハザードマップにも記載されているとおり、災害復旧までの数日間を生活できるよう備蓄をお願いしておりますが、民間事業者などの物資等供給協定の締結及び近隣市町との情報共有を強化し、いざというときに備えて準備してまいります。なお、賞味期限間近の保存食については、防災訓練や防災講話等で住民への防災普及のため、有効に活用してまいりたいと考えております。

○川畑三郎議員 桜島防災訓練については、今桜島もちょっとおとなしいわけですがけれども、例年訓練をしております。私も消防団員としても、毎年一緒に訓練をしたわけですが、大体これは事情がわかっておりますので、一応この分については割愛ということでよろしく申し上げます。

防災対策については、消防のほうからも説明がありました。だから、災害が起こる前にある程度の防災も大事ですので、一括して消防と執行部も一体となって、この防災について努力していただきたいということでお願いして、一応終わります。

それから、農道・市道の河川の整備ですがけれども、土木課長のほうから色々説明がありまして、農道についても農林課長が説明がありまし

た。

この市道の整備なんですけれど、振興会のほうから要望事項がたくさん上がってくるわけですがけれども、先ほどの北方議員のときの説明にもありましたように、ここ数年90%に届く要望事項の達成があったということで、これは本当ありがたいことだと思います。今回も1億円という予算を組んでありますので、今後もそういう声を受けたら、なるべく入るように努力していただきたいと思います。農道のほうもよろしく申し上げますから。

そこで一つ、この河川の整備ですがけれども、やっぱり暖竹ができたりして、各河川が今荒れている状況が、私は結構あるんじゃないかと思うんです。そこらへんも土木課のほうでもよくやっていると思うんですけれども、私の地域、飛岡川というのがあるんですけれども、ここも結構暖竹があつたり、堆積したりするんですけれども、ことしのその状況はどうなのか教えていただきたいと思います。

○土木課長（東 弘幸） 飛岡川の整備予定につきましてお答えいたします。

飛岡川の整備につきましては、定期的に寄洲除去や暖竹の除去を実施しておりますが、暖竹がすぐに繁茂し、なかなか効果が出ていないことが議員もご承知のことだと存じます。

平成28年度の台風16号災害で、飛岡川が崩土により埋塞いたしました際、災害復旧で河床整備を実施いたしました。本年度も河川の点検をいたしました。現在のところ、土砂を除去するほど堆積はないようでした。

しかしながら、点検時におきまして、上流の豚舎付近のブロックの基礎が河床低下で露出している箇所がございますので、被害が拡大しないように対策を講じてまいりたいと思います。

また、暖竹につきましては、さらなる繁茂の状況を確認し実施したいと、現在のところ考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、その河川の状況についても、私も豚舎の下を一緒に見に行った経緯があるんですけども、状況が状況ですので、これも早急に改良に努力していくようお願いいたしたいと思います。一応終わります。

漁業振興についてですけども、漁業としてはカンパチ・ブリの養殖が垂水市は日本一、そしてカンパチやブリはもう全国的に有名なんですけれども、そういうことで県のほうでカンパチの生産、ブリの生産、ことし、ブリは去年からやったかな。そういうことで進んでいますので、これを養殖業者がうまく稚魚を使いこなせるように、そしてよく指導しながらしていかなければ、生産をして、この人工種苗はよくないよというようなことがないように、側面から水産商工観光課も一体となって、その稚魚を育てていってもらいたいと思います。

今の状況は、カンパチのほうはやや利用者が少ないので、そこらへんをうまく考えながら、またブリのほうもありますので、ひとつよろしくお願いしておきます。

そのブリの稚魚のモジャコ漁についてですけども、ことしも3月から始まったわけですけども、なかなか年によってモジャコが不漁の年が多いんです。大漁もあったりするけど、去年はものすごく大漁でたくさん採れたんだけど、ことしは不漁で、何回とも延期になったという状況を聞いておりますけど、このモジャコ漁についての状況をお知らせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 今年度のモジャコ漁につきましてお答えいたします。

今年度は垂水市漁協3業者、牛根漁協2業者がモジャコ採捕を行っております。モジャコ採捕期間は、当初3月28日から4月19日の23日間にわたり行われており、大きいサイズのモジャコが多く採捕されたことにより、計画尾数の20%でありました。

その後、4月20日から26日の7日間、採捕延長が行われ、全体計画の50%を採捕することができ、さらに4月27日から5月6日までの10日間、採捕延長が行われ、例年どおりの大きさのモジャコを採捕することができ、全体計画比の約95%の採捕となり、本年度の漁を終えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 モジャコも最終的に達したということですけども、最後の分は達したとしても、魚が割と小さいやつなのな。僕もモジャコ採りに若いときに行きよったからよくわかるんですけど、やっぱり後半になってくると歩留りが悪くなる。そういうことで、計画尾数に達したとはいうんですけども、今後それが順調に育っていくかというのが心配ですけども、モジャコ漁については、ことしはそういうことだったということで、これは了解いたします。

次の、輸出販路の拡大支援事業についてですが、これの状況について説明をお願いします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 輸出販路拡大支援事業につきましてお答えいたします。

まず、昨年度のカンパチの輸出状況の出荷量につきましては、前年比で約3倍の伸びとなっております。継続的なPR活動が実を結び、新たにカナダと中国が加わり、海外8箇所への輸出が行われております。

ことし3月、国・県により、本市へ香港の大手外食チェーン店のスタッフを招へいし、産地視察を行いました。垂水市漁港のカンパチをメイン食材といたしましたメニューによる、鹿児島、垂水、霧島のレストランフェアを、香港13店舗で10月から1月までの4箇月間にわたり実施予定であり、輸出販路拡大支援事業として実績のある、鹿児島県貿易協会へ委託を行い、海外プロモーションとしてレストランイベントを行う予定としております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 今の魚、カンパチです、魚のやっぱり消費がちょっと、魚離れということで、ちょっと低迷しているわけですけど、今そういうことで海外への販路拡大ということで、市長も自らアメリカに行ったり、香港に行ったり、アジアに行ったりして、一生懸命頑張ってもらって、今や多くの魚を外国に販売ができるようになったと、徐々に。今話をみるとカナダと中国、そこもまた出せるようになったということで、これは急にそれができるわけじゃないので、今後も力を入れながら、この拡大事業に頑張っていたきたいと、これはもう要望して終わりたいと思います。

観光振興についての教育旅行支援事業については、お話がありました。これについても、香港のほうから、外国のほうから、中学生、高校生が最近漁協のほうにも、ちょいちょい来ているようで、順調にこしはいつているのかなと思います。

お話を聞きますと、去年はちょっと悪かった、一昨年からすれば100名以上、今のところ増を予定しているということで、もとに戻ってきそうな気がしますので、これのほうにも頑張っていたきたいと思い、これは要望しておきます。それはそれでいいです。

教育行政の鹿児島国体への準備ということで、お話の中で、4つの専門委員会があり、それぞれ職員を配置し、業務の充実を図られているということで、国体は国内最大のスポーツイベントで全国からも多くの選手、監督、役員を加え、一般の来場者もあると思いますので、おもてなしの対応や競技などに支障を来たすことがないように、よろしく願いいたしたいと思います。

そこで、フェンシング競技は正式競技として実施されますけれども、綱引競技、スポーツチャンバラ競技は予定されていますけれども、それについてちょっと教えていただきたいんですけども。

○国体推進課長（米田昭嗣） 議員ご質問でございます、綱引競技、スポーツチャンバラ競技につきましてお答えいたします。

綱引競技におきましては、公開競技として位置づけられており、競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点、国民の健康増進、体力の向上を目的に、国民体育大会公開競技実施基準に基づき、実施されるものでございます。

また、スポーツチャンバラにつきましては、デモンストレーション競技として位置づけられており、開催都道府県体育協会へ加盟、もしくは認定されている競技団体等が県内での普及等を目的として、国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準に基づき実施されるものでございます。

綱引競技での参加規模でございますが、昨年開催されました福井国体での実績では、1チーム10名で編成されました成年男子・女子、少年男子・女子に加え、成年男女混合の5種目に、全国の予選を勝ち抜いた37チーム、約400名の選手・監督が参加して開催されております。

また、スポーツチャンバラにおきましては、一般男女、幼年及び小中高生の部におきまして、4種目の個人戦に約300名が参加して開催されております。本市におきましても、スポーツチャンバラ競技を2020年7月19日、綱引競技を同年8月22日から23日の2日間、いずれも垂水中央運動公園体育館におきまして開催いたします。

なお、両競技の種目及び競技方法等につきましては、今後鹿児島県綱引連盟並びに鹿児島県スポーツチャンバラ協会と協議し、決定することとしております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、ありがとうございました。大きな国内最大のスポーツイベントということで、大事な国体が鹿児島に回ってきたということで、これを成功させなければならぬかと思っております。前の国体のとき、鹿児島はウ

エイトリフティングで、私、成年団長でしたけれども、そういう時期がありました。それからもうこんなになるのかなと思うんですけども、昨日も川越議員の答弁にもありましたが、本市でも大いに経済効果があるような期待がありますので、しっかりとこの事業が行えるように、課のほうでも頑張ってくださいということをお願いして、これは終わりたいと思います。

次に、青少年海外派遣事業についてですけれども、課長のほうで説明がありまして、去年の一般質問の中で来年もするのかどうかという話があったりして、これはもう恒久的にしたほうがいいんだよというような話を聞いたと思うんですけども、ことしもそれをできるということで、大変私もうれしく思っているんですけども、今年度も実施の方向で検討されておりますが、相手のいる事業であります。この派遣事業に対する現地の香港の現地校はどのような対応なのか、わかっていたら教えていただきたいと思えます。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。現地校の反応についてのご質問にお答えいたします。

平成31年第1回の定例会におきまして、川越議員のご質問にお答えいたしましたとおり、相手校を訪問した折に、約800人の生徒の前で行いました、垂水市や垂水中央中学校の教育活動等を紹介するプレゼンテーションに対して、香港の子供たちは関心を高めながら、とてもよい反応を示してくれました。また、相手校の校長先生からもナイスプレゼンテーションと派遣生徒へのお褒めの言葉をいただいたり、垂水を訪問したい旨のお話をいただいたりしました。

さらに先週交流を行った香港の王肇枝（ワンシッチー）中学校の校長先生から、垂水市の中学校の校長に、メールによる文書が届いておりますので、ご紹介したいと思えます。

大変ご無沙汰しております。さて私は、垂水中央中学校と私たちの学校との間で、パートナースクール、姉妹校締結の可能性を本気で調べているところです。この件についてのガイドラインはありますか。あるいは教育委員会に正式な申請書を送付しましょうか。連携がうまくいけば、私たちの学校の上級日本語コースのカリキュラムの一環として、垂水中央中学校への訪問を毎年企画します。相互に訪問することで、日本と香港の文化交流も維持発展できるでしょう。

と、このように相手校から姉妹校締結の申し出がありましたことは、ことし1月の本事業に対する大変うれしい、そしてありがたい評価であると考えているところでございます。

以上です。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。大変ありがたいお話があったということで、去年があつてことしというようなことで、これ引き続き、姉妹校になれるように努力していければいいなと思えます。垂水の若者たちが国際的な交流を通して、視野を広げていくことは大変うれしいことであります。

これは市長の施政方針にもあつたように、水産関係の香港への輸出販路拡大、さっきもお話しましたように、そういう連携もありますので、垂水市にとっても大変意義のある事業でないかと思えます。交流のますますの発展と子供たちのさらなる成長を大いに楽しみにしていますので、引き続きよろしくこの事業を続けていっていただきたいと思い、この問題は終わります。

次に、新庁舎建設について、先ほど課長から丁寧な作成過程の説明がありました。私ももともと尋ねているわけですが、これまでの執行部は、我々議会に対してもしっかりと説明はしてきておると思えます。丁寧かつ慎重に事業を進めてきていることが確認できました。庁舎建設は、特に位置を決める際には様々な利害が

出てくることは容易に想像できます。今でもそういう状況がありますけれども、だからこそ利害関係の影響がない公平性、透明性を持った事業の推進を図るため、外部委員会を設置し、パブリックコメントを実施し、民意の反映に努められたのだらうと思います。

次に、整備位置について、幾つかの確認をしたいと思います。昨日からの質問で、整備位置を決定するため、地方自治法第4条に基づく、位置変更の議案をいつ上程するのかといった質問がございました。整備位置は新庁舎建設基本計画には、錦江町旧フェリー駐車場跡地が最も最適であるとし、敷地利用計画や概算事業費の算定に用いるものとする記載がしてあります。執行部も整備位置は基本計画の重要な要素であると説明はしてきております。仮に、候補地が現在の市役所の用地となり建替えをするとなった場合、この地方自治法第4条の事務所の位置の変更条例は、私は不要でないかと思えます。昨日の副市長の答弁にもそう感じたわけですが、いかがですか。

○企画政策課長（二川隆志） 川畑議員ご指摘のとおり、事務所の位置が変わらないのであれば、事務所の位置の変更条例は必要ないものと考えます。

○川畑三郎議員 今、答弁をいただきましたが、建設場所を決めるということは、位置の変更条例でというのは、ちょっと僕は筋が違うのかなと思うんです。だから執行部も建設場所は基本計画が定めるものであると説明してきましたよね。さっきも課長がおっしゃったように、議会でも全員協議会でもそういうことで説明して、基本計画を設定したわけですから。私は事務所の位置の変更の条例は、事務所としての役割が果たせるかどうか、しっかりとわかってからでよいのかと、私自身は思っています。新しい市役所の建物がどの程度安全なのか、どのような市民の利便性を持ったものなのか、幾らで建設

されるのか、しっかりとわかってから、それじゃ、そこを新しい事務所といたしましようという形で事務所の位置の変更条例を審議する形がいいのではないのでしょうか。事務所の位置の変更条例の上程時期については、早く出せという議員もいらっしゃいます。変更条例上程時期については、こういった私の考えもあることを参考にさせていただきたいと思えます。

次に、仮にもし建設位置を見直すことになると、建設位置は基本計画の要素なので、基本計画が見直されることになると思えます。もしかしたら、それは基本構想づくりに立ち返る必要になると、変更すれば、そういうことになると思えます。そうなりますと、相当の計画期間がまた必要となるし、その間ここで働く職員や来庁される市民の皆さんも、ずっと危険にさらされることになるんじゃないかと思えます。計画を見直すなどといったことが想定されるか伺いたいと思えます。ごめん、ごめん、計画を見直すとなると、どういったことが想定されるか伺います。

○企画政策課長（二川隆志） 川畑議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、建設位置を見直すことになると、基本構想に立ち返り、改めて庁舎の整備位置や規模、事業費算定などを行う必要があると思えます。計画策定において、これまで以上に民意の確認について配慮する必要がありますので、相当策定までに期間を要するものと考えております。

特に事業費については、建設資材や労務費の高騰もあることから、大きな影響を受けるものと思われれます。こうなると事業費削減のためにスペースや機能などが制約を受けることとなりますので、市民の利便性にも影響を与える可能性も考えられます。

また、来年度までに実施設計に着手していれば、活用できる交付税措置のある地方債の活用

も厳しい状況となりますことから、市の財政にも大きな影響が出るものと考えております。

以上でございます。

○川畑三郎議員 今、答弁をいただきましたが、相当な影響が予想されると。また、私が気にしているのは、市民目線で審議していただいている、外部委員会の皆さんですよ、もしも計画が見直しとなったら委員の皆さんはどう思われるのでしょうか。どうですか。せつかく代表の方、大学の皆さんをお願いして、委員会を立ち上げて、その人たちがしっかりとした審議をしていただいて、ここはどうですかということをして今まで来ているわけですよ。

今回私の視点で庁舎建設について質問をし、確認をしてきましたが、建設場所を含めた庁舎基本建設基本計画をしっかりと進めていただきたいと思います。せつかくこの議員の皆さんにも説明して、基本計画はこれでいきます、場所はあそこですということで説明があつて、そして2回の議決もして今までできていますがね。誰が大きな反対がありましたか、そのときに。議員はそれで進んだんです。今になって、この選挙があつてから大きな声できていますけども、着々とそういうことで議員も了解してはきているんですよ。議論はあつたけど。そういうことを進めてきていますので、それはしっかりと議員もわからないかと。議員も議員らしくしっかりとせないかんですよ、僕はそう思います。新人の皆さんにはわからないところもあるけれども、元職の人はしっかりと考えて僕は前に進むべきだと思います。

だから、この計画の内容を正しく伝えるために市民にも、現在行っている車座座談会をはじめ、しっかりと市民の理解を得られるよう、市長にも取り組んでいただきたいと思います。僕は自治会長にあちこちお願いして、このこれに対して疑問を持っている人はいっぱいいるから、そういう声があるようですから、そういう人た

ちにも一緒に対応して、お話をするというような努力も必要かと思います。

そしてそれからまた、もう1点、跡地利用の活用の方向性、これもやっぱりこれがないから皆どうのこうのという件もあると思いますので、庁舎建設と同時に進めるぐらいのスピード感があつて僕はいいと思いますので、そこらへんもしっかりとやっていただきたいと、もう時間がきたの、早いな。そういうことで、ひとつこれは我々議員としてもしっかりとせないかんなから、市長としてもそういう前向きで頑張っていたきたいと思います。

そこでひとつ僕は言います。選挙期間中に新庁舎を考える会からこういうやつが来ましたね。堀内議員からもありました。この中で、小学校の建物の老朽化が進み、荒れ果てた廊下、決して将来を託された子供たちが学ぶためのよい環境とは、決して言えませんと。皆さん、学校に行ってみましたか。危険住宅もきれいになっていますよ。協和小学校もきれいになっていますよ。こんなことを書く、本人たち行ったのかな、そういうことが一つ。

それと、本日も話がありましたように、各振興会から陳情されている各種懸念事項も検討中とか予算がないとかで、ほとんど放置されているんですよ、この文章では。皆さん90%はできているじゃないですか。そういうことも知らずに、こういう文章を書いた。これは偽りの文書ですよ。これを全世帯に配ったんですよ。そして議員のアンケートも取った。この前の人たちには、1回そういう文書が来て、また選挙に来たんです。私は電話をしました。前したのに、なぜまたこういうことをするのかと、私はしませんよと。だから僕のところは、回答なし、だから回答なしはいいけど、今度選挙戦に入つてですよ、候補の中で回答しなかった人は逃げたとか、卑怯だとかいった議員もいる。そういう候補者がおつたんです。私は自分で聞いていな

いけど。そんなことをして、自分が出したんならそれでいいのよ。そんなことをして選挙戦を戦うとは、何ということかと言いたいですけど、もう終わり、あと1分。ですから、そういうこと。これは本当は選挙違反に引っかかるんじゃないの、市民課長いけん思うな。後で調査しておいてくださいよ。選挙戦でこういうの出したらおかしいんじゃないですか。そういうことを僕はもうこれはだめだということをお願いして、本日はこれで終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、令和元年度施政方針及び令和元年度一般会計補正予算（第1号）案に対する総括質疑及び一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第42号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、議案第42号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、新原勇議員、森武一議員、前田隆議員、池田みすず議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、川越信男議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、川畑三郎議員、以上13名を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を予算特

別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任いたしました予算特別委員会委員の方々は、次の休憩時間に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時38分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたのでお知らせをいたします。予算特別委員会委員長、堀内貴志議員、副委員長、川畑三郎議員、以上でございます。

本日の日程は以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（篠原静則） 明6日から27日までは、議事の都合により休会といたします。次の本会議は6月28日、午前10時から開きます。

△散会

○議長（篠原静則） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後2時39分散会

令和元年第2回定例会

会 議 録

第4日 令和元年6月28日

本会議第4号(6月28日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		教育長	坂元 裕人
委員会		教育総務課長	紺屋 昭男
事務局長		学校教育課長	明石 浩久
保健課長	橋 圭一郎	社会教育課長	野嶋 正人
福祉課長	高田 総	国体推進課長	米田 昭嗣
生活環境課長	港 耕作		

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年6月28日午前10時開議

△開 議

○議長（篠原静則） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

△発言の取り消しについて

○議長（篠原静則） ここでお諮りいたします。北方貞明議員から、6月5日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に基づき、差別用語の理由により、——の部分を取り消したいとの申し出がありました。取り消しの申し出を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、北方貞明議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（篠原静則） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、令和元年5月分の出納検査結果報告の写しを、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、去る6月11日、東京都の東京国際フォーラムにおいて、第95回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から川畑三郎議員が、議員在職40年以上の特別表彰を授与され、また北方貞明議員及び池山節夫議員、並びに本年4月29日の任期切れをもって勇退されました森正勝前議員が、議員在職20年以上の特別表彰を授与されましたので、ここにご報告をし、お喜びを申し上げます。

なお、議会閉会後に表彰状の伝達式を行います。

すので、議場にいらっしゃる皆さま方はしばらくお残りください。

以上で、議長報告を終わります。

△議案第33号～議案第43号・陳情第1号一括上程

○議長（篠原静則） 日程第2、議案第33号から日程第12、議案第43号までの議案11件及び日程第13、陳情第1号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第33号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第34号 垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第35号 垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 案

議案第36号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案

議案第37号 垂水市漁港管理条例の一部を改正する条例 案

議案第38号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

議案第39号 垂水市火災予防条例の一部を改正する条例 案

議案第40号 消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理等に関する条例 案

議案第41号 消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理等に関する条例 案

議案第42号 令和元年度垂水市一般会計補正予算（第1号） 案

議案第43号 令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号） 案

○議長（篠原諍則） ここで、各常任委員長及び予算特別委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長梅木勇議員。

〔産業厚生委員長梅木 勇議員登壇〕

○産業厚生委員長（梅木 勇） おはようございます。

去る5月24日の本会議において、産業厚生常任委員会付託となりました各案件について、6月6日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、磯脇橋の復旧工事完了後の状況、市営住宅中之平団地の建替、第1期事業の完成状況、中洲橋橋梁災害復旧事業の現況の現地視察を実施しました。

磯脇橋については復旧工事が完了し、元のようにならで通行可能となつた国道を実際に見ましたが、橋の手前、山手側の歩道の狭さや段差に、改めて気付く機会となりました。

中之平団地については、ゆとりのある駐車スペースや広い居住空間が整備されていまして。

「家賃が上がることに對して苦情はなかつたのか」との質問に對し、「多少家賃が上がつてもいいので、もう少し広くしてほしい」との要望があつたことや、「負担軽減のため、6年間で段階的に家賃を上げるようにしている」との回答がありました。

「山手側に残っている住宅も建て替えるのか」との質問には、「崖下ということもあり、建替えは行わず、解体のみ実施する。万が一の土砂流出に備え、建て替えた住宅の玄関付近に擁壁を設置している」との回答がありました。

中洲橋については、本年12月上旬に完成予定とのことで、「橋に歩道は設けないのか」との質問に對し、「歩道設置の予定はないが、通勤など徒歩で利用される方もいるので、カラー舗装を予定している」との回答がありました。

現地視察終了後、委員会を開き、付託案件の審査に入りました。

最初に、議案第33号災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例案について説明があり、「保証人がいない場合でも、無利子とすることができるのか」との質問に對し、「独自で決定することは可能であり、他市では19市のうち、本市と同様の取扱いをするのが15市、未定のところが3市となつており、他の自治体の議会後に状況を見ながら検討をしていきたい」との答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号垂水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明があり、「保育における子供たちの安心安全が担保できるのか」との質問に對し、「本市でも事業が開始された場合には、国の基準を遵守して、安全確保を第一に事業者と連携を密にしながら進めていくことが大事だと考えている」との答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号垂水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明があり、「支援員は何名いるのか」との質問に對し、「全体で26名、うち14名が有資格者であり、年々資格を取る方も増えている」との答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

議案第36号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案、議案第37号垂水市漁港管理条例の一部を改正する条例案、議案第38号垂水市給水条例の一部を改正する条例案、議案第40号消費税等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理等に関する条例案、議案第41号消費税

法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理等に関する条例案については、消費税法等の改正に伴うものであることから、質疑はなく、いずれも原案のとおり可決されました。

最後に、議案第43号令和元年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案については、説明後、質疑はなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る5月24日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、6月7日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は新庁舎建設予定地の状況、道の駅たるみずはまびらの状況、垂水中央運動公園体育館の改修状況、中洲橋橋梁災害復旧事業の現況の現地視察を実施いたしました。

新庁舎建設予定地の視察では、地盤調査の概要について説明があり、予定地において3本のボーリングを行い、標準の試験に加え、通常は実施しないPS検層という縦波、横波の測定をし、より詳細な地盤調査が行われていました。

調査結果は、先般の本会議で説明があったように、7月中に報告が行われる予定であります。

次に、道の駅たるみずはまびら本体施設、子ども広場、マリンパークたるみず、情報提供室の説明後、「交流人口の推移について、目標を上回っているのか」の問いに対し、「目標の交流人口に近づいてきている」との回答がありました。

また、子ども広場に関して、訪れた方から「休憩する木陰が欲しい」との要望が上がっていることや、「道の駅は防災施設としても位置づけられているため、防災施設としての備えを

十分に行ってほしい」との意見が述べられました。

次に、垂水中央運動公園体育館では、社会資本整備総合交付金を活用した財源の確保の説明や、内壁や床、トイレ等の改修状況、鹿児島国体での体育館の利用計画等で質疑が行われました。

最後に視察した中洲橋では、本年12月に完成予定とのことで、中洲橋が被災した状況や、橋脚から上部工設置までの説明、完成した中洲橋の最大積載荷重について質疑が行われました。

現地視察終了後、委員会を開き、付託案件の審査に入りました。

最初に、議案第39号垂水市火災予防条例の一部を改正する条例案について説明があり、「消防はどのように関わっていくのか」との質問に対し、「施設を開設するためには、消防法令適合通知書の申請が必要となる。申請段階において、施設の把握と立入検査を実施する」との答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号新庁舎建設についての「市民アンケート」の実施を求める陳情書についての審査が行われました。陳情は、全有権者に対して建設場所と建設規模について「市民アンケート」の実施を求める趣旨のものです。

審査に入り、委員からは、「パブリックコメントや車座座談会を通し、市民の声を聞き、十分説明してきている」「陳情書の内容に疑問がある」との意見や、「民意をしっかり聞く場が必要」「陳情者からの意見を聞きたい」といった様々な意見が述べられました。

審査の後、本案の取扱いについて採決を行ったところ、継続審査となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） 次に、予算特別委員長堀内貴志議員。

[予算特別委員長堀内貴志議員登壇]

○予算特別委員長（堀内貴志） おはようございます。

去る6月5日の本会議において、予算特別委員会を設置し、委員会付託となりました、令和元年度一般会計補正予算（第1号）案について、6月13日に議案に対する質疑、また6月20日には市長への総括質疑を行い、計2日間の委員会を開き、審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第42号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案につきましては、プレミアム付商品券事業補助金が、低所得者等への負担緩和策としての事業になるのかという懸念と、新規就農者支援給付金事業補助金について、国及び県が抱えている課題が施政方針に反映されておらず、不十分であるとする総括質疑が出されるなど、異議があったため、挙手による採決を行った結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

まず最初に、条例案についての反対の立場で討論をいたします。

1つは、議案第37号漁港管理条例の一部を改正する条例案、2番目は、議案第40号消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理等に関する条例案、議案第41号消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理等に関する条例案について、反対の立場で討論をいた

します。

私は、所得が低いほど負担が重くなる逆進性等の問題があるとして、消費税には反対する立場をとっています。しかし、市で考える場合、一律に反対ではなく、公共料金に消費税が転嫁された上の実態に応じた対応が必要と考えます。その視点及び判断は以下のとおりです。

病院、水道など企業会計のように納税の必要がある場合には、納税分の財源の観点から転嫁もやむを得ないと考えます。

一方、納税の必要がない使用料等の消費税は、事実上の公共料金の引上げなので、消費税の転嫁の必要性はないと考えるからであります。

以上の理由から、議案第37号漁港管理条例の一部を改正する条例案、議案第40号消費税法等の改正に伴う生活環境課所管の関係条例の整理等に関する条例案、議案第41号消費税法等の改正に伴う土木課所管の関係条例の整理等に関する議案については、反対をいたします。

次に、議案第42号令和元年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案について、主な3点について問題点を指摘し、反対の立場で討論をいたします。

1点目は、総務費賦課徴収費、固定資産家屋全棟調査の予算の積算のあり方について、問題だと考えます。

地方自治法第2条14項で、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと、財政運営のあり方を求めています。

予算審議のときに、予算の積算の方法について質疑しましたが、方法も含めて納得できるものではありませんでした。私は、費用と効果に基づく歳出と、外部委託業者の費用見積などを検証の上に仕様書を作成し、委託業者に示すことで、契約額が適正なものになる。こういう効果も発揮できたと考えるからであります。

2点目は、商工業振興費、プレミアム付商品券補助事業は多くの課題があり、緩和策にはならないと考えます。この事業は、低所得者等への負担を緩和、減らすことを目的に行われるプレミアム付商品券発行事業ですが、住民や商店、自治体に煩雑な手続を負わせながら、実施されることとなります。

そもそも消費税は所得が少ないほど負担が重たくなる逆進性があります。この影響を緩和し、低所得者の消費を下支えすることで個人消費を維持し、景気に悪影響が及ばないようにするための施策の一つとして、本事業が実施されるものと考えます。

そこで、問題点を指摘します。

1つは、実施期間が限られているという問題だけでなく、購入方法や手続が煩雑で、課題があるということです。特に非課税者は利用したくても利用できなくなる可能性があります。

2点目は、取扱い店の課題です。

スーパーやコンビニなどでは、セルフレジや店員が操作する場合でも、自動つり銭が普及しつつあり、商品券を扱う商店の負担やリスクも予想されます。景気悪化の局面での増税は、経済に大きな影響を与えることは歴史的にも消費税8%増税のときに明らかになっています。本当の緩和策は、税収の確保の方法を改め、消費税増税を中止することではないでしょうか。

3点目は、農業振興費、新規就農者農業給付金事業は、今日の実態に合った制度の改善が担い手等の支援や確保を促進することや、さらに市の農業の振興からも求められていると考えます。

持続的農業にしていくためには、90万人の新規就農者が必要で、青年層は2万人以上必要と言われています。農林水産省は、将来における我が国の農業を支える人材となる青年層の新規就農者を確保し、定着を促進することは喫緊の課題だと述べています。

しかし、国の支援制度、農業次世代人材投資事業制度は、年々悪くなってきています。返還要件や支給打切りの導入、個別の先進農家における研修制度も雇用事業に一本化され、本年度は予算が削減されるという事態になりました。

制度の変更は、新規就農者の期待を裏切るものになっていると言わざるを得ません。新規就農者の確保は、国策としての取り組む課題ですが、しかし、総括質疑で紹介したように、国の事業に頼っているのは、自治体の農業施策は死活問題になるということで、それぞれの自治体が独自の支援策の取組みが進んでいます。

それは、自治体自ら予算を確保して、新規就農者を支援するという取組みです。総括質疑で市長は、総合的に判断してほしいと回答されましたが、離農の最大の理由は、生活が安定しないという理由です。

農業は、収益性が低いという課題があります。だからこそ、生活の安定を図る独自の支援策の充実が求められているのではないのでしょうか。そのことを強く訴えたいと思います。

以上、主な点を述べて、一般会計補正予算(第1号)案については、反対をいたします。

以上です。

○議長(篠原静則) 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(篠原静則) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

最初に議案からお諮りいたします。

ご異議がありますので、議案第37号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(篠原静則) 異議なしと認めます。よって、議案第37号、議案第40号、議案第41号及び議案第42号を除き、各議案は各委員長の報告

のとおり決定しました。

次に、議案第37号は起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第40号は起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第41号は起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第42号は起立により採決いたします。なお、起立されない方は否とみなします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（篠原静則） 起立多数です。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第1号は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（篠原静則） 日程第14、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。

現在の広域連合議会議員が、令和元年7月1日をもって任期満了となることから、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員の選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長(篠原静則) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条の規定によって、立会人に池田みすず議員、梅木勇議員及び堀内貴志議員の3名を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長(篠原静則) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(篠原静則) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長(篠原静則) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(篠原静則) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長(篠原静則) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票をお願いいたします。

それでは、順次投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

1番 新原 勇 議員

2番 森 武 一 議員

3番 前田 隆 議員

4番 池田 みすず 議員

5番 梅木 勇 議員

6番 堀内 貴志 議員

7番 川越 信男 議員

8番 感王寺 耕造 議員

9番 持留 良一 議員

10番 北方 貞明 議員

11番 池山 節夫 議員

12番 徳留 邦治 議員

13番 篠原 静則 議員

14番 川畑 三郎 議員

○議長(篠原静則) 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(篠原静則) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の池田みすず議員、梅木勇議員及び堀内貴志議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票・点検]

○議長(篠原静則) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票

そのうち

有効投票14票

無効投票0票

有効投票のうち

山口たけし君 3票

室屋 正和君 0票

野畑 直君 0票

緒方 重則君 0票

篠原 静則君 9票

福永 徳郎君 0票

豊留 榮子君 2票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△議案第44号・議案第45号一括上程

○議長(篠原静則) 日程第15、議案第44号及び日程第16、議案第45号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第44号 平成30年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第45号 平成30年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（篠原静則） 両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、両決算については、6人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、前田隆議員、池田みすず議員、堀内貴志議員、北方貞明議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、以上6人を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6人を、公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△陳情第2号上程

○議長（篠原静則） 日程第17、陳情第2号新庁舎建設の早期着工を求める陳情書についての議題といたします。

お諮りします。

陳情第2号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、総務文教委員会に付託の

上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定をいたしました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和元年第2回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員